

## 令和8年度予算概算要求の主要事項



令和8年度

## 予算概算要求の主要事項



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

## — 目 次 —

<b>I 令和8年度予算概算要求の姿</b>	1
…要求・要望額(一般会計)、要求額(特別会計)、予算の概算要求基準の概要。	
○ 令和8年度厚生労働省予算概算要求の姿(一般会計、特別会計)	
○ 令和8年度予算の概算要求について	
<b>II 令和8年度予算概算要求のポイント</b>	5
…概算要求の重点要求(ポイント)等について整理し、取りまとめたもの。	
<b>III 主要施策集</b>	17
…概算要求の重点要求(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。	
○社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築	
○物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進	
○包摂的な地域共生社会等の実現	
<b>IV 令和8年度厚生労働省関係財政投融資資金計画等要求の概要</b>	145
…財政投融資資金計画等要求の概要を取りまとめたもの。	

# I 令和8年度予算概算要求の姿

## 令和8年度 厚生労働省予算概算要求の姿

### 一般会計

(単位: 億円)

区分	令和7年度予算額 (A)	令和8年度要求額 (B)	増△減額 (B-A)
一般会計	343,064	347,929	4,865
うち 年金・医療等に係る経費 (注3)	325,871	329,387	3,516
うち 裁量的経費	7,263	8,245	982
うち 義務的経費 (注4)	9,930	10,297	367

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

- (注1) 令和7年度予算額は、当初予算額である。
- (注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。
- (注3) 年金・医療等については、前年度当初予算額にいわゆる自然増を加算した範囲内で要求し、予算編成過程において、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応（「基本方針2025」）に相当する増加分を加算。
- (注4) 年金・医療等に係る経費を除く。
- (注5) 物価高対策を含む重要政策等については、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- (注6) 消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された介護人材の確保については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。また、過去の年金国庫負担繰り延べの返済などについても予算編成過程において検討。

### 特別会計

(単位: 億円)

区分	令和7年度予算額 (A)	令和8年度要求額 (B)	増△減額 (B-A)
労働保険特別会計	33,158	33,229	70
年金特別会計	721,786	722,479	693
子ども・子育て支援特別会計 (育児休業等給付勘定)	10,616	10,659	43
東日本大震災復興特別会計	82	96	13

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

- (注1) 令和7年度予算額は、当初予算額である。
- (注2) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。
- (注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

## 令和8年度予算の概算要求について

- ◇ 岁出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。
- ◇ 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映。

\* 金額はR 7 予算 (115.2 兆円)

		R 8 概算要求基準
年金・医療等	36.2	自然増 (+0.40 兆円) 予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応（「基本方針 2025」）に相当する増加分を加算
防衛力整備計画対象経費	8.5	「防衛力整備計画」を踏まえて要求
裁量的経費	14.3	物価高対策を含む重要政策推進のため 20%要望可
義務的経費	9.2	人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応 その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求 経済センサスに必要な経費等の特殊要因を加減算
地方交付税交付金等	18.9	「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求
国債費	28.2	

(参考)

- ✓ こども・子育て：特別会計への計上分も含め、「こども未来戦略」に基づいて要求
- ✓ GX：「GX2040 ビジョン」を踏まえ、特別会計において要求
- ✓ AI・半導体：「AI 半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計において要求

### 予算編成過程における検討事項

- \* いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討。
- \* 物価高対策を含む重要政策等については、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- \* 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。



## Ⅱ 令和8年度予算概算要求のポイント

# 令和 8 年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求

- 「労働供給制約社会」へ本格的に突入するなどに、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、
- 社会構造の変化に対応した保健・医療・介護の構築や、包摂的な地域共生社会等の実現
  - 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進について、以下を柱に重点的な要求を行い、安心と活力ある暮らしおの実現を目指す。

## Ⅰ. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

### 〈医療・介護・障害福祉分野の構造改革等〉

- 経済・物価動向等への的確な対応や、DX、タスクシフト・タスクシェア等の計画的推進

### 〈地域医療・介護の提供体制の確保〉

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- 救急・災害医療提供体制の確保
- 小児・周産期医療提供体制の確保

### 〈医療・介護分野におけるDXの推進〉

### 〈創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給や品質・安全性の確保等〉

- 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
- 研究開発によるイノベーションの推進
- 医薬品等の安定供給の推進、後発医薬品業界の再編推進
- 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

### 〈予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策等〉

- 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- 認知症施策の総合的な推進
- がん・循環器病・肝炎・難病・移植医療対策等の推進
- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- 食の安全・安心の確保

### 〈感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等〉

### 〈安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保〉

## Ⅱ. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 〈賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援〉

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

### 〈人材確保の支援〉

- スクリーニングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

### 〈多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等〉

- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進
- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現
- フリーランスの就業環境の整備

### 〈女性の活躍促進〉

- 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性の健康課題に取り組む事業主への支援

## Ⅲ. 包摂的な地域共生社会等の実現

### 〈地域共生社会の実現等〉

- 生活困窮者自立支援等の推進
- 生活保護制度の着実な推進
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- 成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等への支援
- 相談支援・地域づくり等による包摂的な支援体制の整備
- 困難な問題を抱える女性への支援の推進
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

### 〈被災者・被災施設の支援等〉



※物価高対策を含む重要政策等については、予算編成過程において検討する。

※診療報酬改定・薬価改定への対応については、予算編成過程において検討する。

※令和 6 年度介護報酬改定・令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による処遇改善分の 3 年目の対応については、予算編成過程において検討する。

※「第 1 次国土強靭化実施中期計画」に基づく社会福祉施設等の耐震化等について検討する。

# 令和8年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

### 医療・介護・障害福祉分野の質上げ・経営の安定・人材確保等

日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、これまでの改革努力を継続しつつ、現場で働く幅広い職種の方々の質上げや昨今の物価上昇の影響といった経済・物価動向等への的確な対応とともに、DX・タスクシフト・タスクシェア等を計画的に進めることで、質上げ・経営の安定・人材確保等につながるよう、次期報酬改定を始めとした必要な対応策を講ずる。

### 地域医療・介護の提供体制の確保

2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、質が高く効率的な地域医療・介護提供体制を全国で確保する。

### ○質が高く効率的な医療提供体制の確保

- 806億円（759億円）
- ▶ 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援
  - ▶ 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進
  - ▶ 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進
  - ▶ 看護現場におけるICT活用の推進、特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の確保
  - ▶ 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 等

### ○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- 2,457億円（2,292億円）
- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び訪問介護員や介護支援専門員など介護従事者の確保等支援
  - ▶ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
  - ▶ 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
  - ▶ 介護職員等処遇改善加算の取得支援
  - ▶ 介護施設等の防災・減災対策の推進

### ○救急・災害医療提供体制の確保

- ▶ ドクターへリの活用による救急医療体制の強化
- ▶ 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化
- 小児・周産期医療提供体制の確保
- ▶ 周産期母子医療センター等への支援
- ▶ 地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化・役割分担の構築
- ▶ 希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築

### 医療・介護分野におけるDXの推進

- 医療・介護DXの推進
- ▶ マイナ保険証の利用を促進しつつ、医療DX工程表に基づき、医療・介護DXの技術革新の迅速な実装により、全国で、質が高く効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築する。
- 医療・介護分野におけるDXの推進
- ▶ 全国医療情報プラットフォームにおける、公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進、電子処方箋の利用拡大
- ▶ 自治体検診における医療機関等との連携の推進
- ▶ 医療安全の向上に向けた医療機関等との連携の推進
- ▶ データベースの構築
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化
- ▶ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修
- ▶ 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- ▶ 介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進

計数は令和8年度概算要求額、（ ）内は令和7年度当初予算額

# 令和3年度 厚生労働省予算概算要要求における重点要求（ポイント）

## I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

### 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給や品質・安全性の確保等

医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健康・医療戦略」に基づき、「創薬工コーシステム」の発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基盤強化に向け、革新的医薬品等実用化支援基金・後発医薬品製造基盤整備基金の造成をはじめ、一貫的に政策を推進する。

#### ○研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援

97億円（65億円）

- ▷ 國際競争力のある治験・臨床試験環境の整備
- ▷ 小児・希少疾患用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
- ▷ 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- ▷ 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
- ▷ リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
- ▷ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化
- ▷ 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進等

#### ○研究開発によるイノベーションの推進

657億円（548億円）

- ▷ がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
- ▷ AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進
- ▷ 日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進

### ○医薬品等の安定供給の推進、後発医薬品業界の再編推進

23億円（2億円）

- ▷ 製薬企業の出荷量等や医薬品の需給状況の把握のための体制整備
- ▷ 抗菌薬等の国内在庫の確保に向けた体制整備への支援による、安定供給の推進
- ▷ 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援
- ▷ 献血血液や血漿分画製剤の確保対策
- ▷ バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援、製造人材育成確保の推進

### ○医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

4億円（3億円）

- ▷ 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進
- ▷ 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- ▷ 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化等

# 令和8年度 厚生労働省予算概算要要求における重点要求（ポイント）

## I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

### 予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策等

性別や年齢に問わらず生涯活躍できる社会の実現に向け、健康づくり・予防・重症化予防を推進する。加えて、女性の健康支援の総合対策、認知症施策（に総合的かつ計画的に取り組む。また、がん・循環器病・肝炎・難病など）の各種疾患対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

#### ○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり

- 女性の健康総合センターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康支援の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業、予防・健康づくりに関する大規模実証事業等への支援
- 睡眠を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進

#### ○認知症施策の総合的な推進

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた自治体の認知症施策推進計画の策定支援等の認知症施策の推進
- 49億円（399億円）

—9—

○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進 ➢ 生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進 ➢ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築 ➢ 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進 ➢ 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進 ○食の安全・安心の確保 36億円（30億円）	34億円（27億円）
○感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等 ➢ 国立健康危機管理研究機構と連携し、次なる感染症危機への対応に万全を期すとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた取組の加速や健康・医療・介護の国際展開等により国際保健課題対策に係る貢献を促進する。	371億円（302億円）
○次なる感染症危機に備えた体制強化 ➢ 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化 ➢ 抗インフルエンザワイルス薬の備蓄 ➢ 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 ○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等 等	35億円（19億円）
○がん対策、循環器病対策等の推進 ➢ がん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進 ➢ 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築 ➢ リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進 ○肝炎対策の推進 ➢ 肝炎患者等の重症化予防の推進 ➢ 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進 ○難病・小児慢性特定疾病対策、移植医療対策の推進 ➢ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進 ➢ 移植医療対策の推進 1,740億円（1,660億円）	1,740億円（1,660億円）
○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 ○国民健康保険への財政支援 ○被用者保険への財政支援 10兆4,849億円（10兆2,779億円） 3,071億円（3,071億円） 1,253億円（1,253億円）	10兆4,849億円（10兆2,779億円） 3,071億円（3,071億円） 1,253億円（1,253億円）

# 令和8年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029年度までの5年間で「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を集中的に行う。最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。また、非正規雇用労働者への支援を行う。

#### ○中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

- 2,022億円（2,003億円）
- ▶ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金／パッケージ）において、以下の各助成金により、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援
  - ・業務改善助成金
  - ・働き方改革推進支援助成金
  - ・人材開発支援助成金
  - ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
  - ・キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）
  - ・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）
  - ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）
  - ▶ 生産性向上による賃上げに取り組む企業に対する伴走型支援の実施
  - ▶ 各地域における賃金引上げの機運醸成に向けた地方版政労使会議開催に関する広報事業の実施
  - ▶ 生活衛生関係営業者に対する生産性向上のための伴走型の相談支援、価格転嫁等の取組支援の実施

- ▶ 正社員転換・処遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進

### リ・スクリーニング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進

労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるため、技術トレンドを踏まえた効果的なリ・スクリーニング支援、ジョブ型人事指針の周知、生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化を推進する。

○リ・スクリーニングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

#### 1,961億円（1,908億円）

- （リ・スクリーニング）
- ▶ 教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進
  - ▶ 労働者のキャリア形成やリ・スクリーニングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
  - ▶ スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
  - ▶ 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
  - ▶ 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
  - ▶ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施
  - ▶ 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化
- （ジョブ型人事）
- ▶ 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事指針の周知
- （労働移動の円滑化）
- ▶ 「job tag」や「しょく（ぱらぼ）」の充実・活用促進、リ・スクリーニングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進
  - ▶ 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援等
  - ▶ ハローワークにおけるAIの活用の実証

# 令和8年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 人材確保の支援

人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進する。

#### ○多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進 1,326億円（1,289億円）

- ▷ 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
- ▷ 年次有給休暇の取得促進や選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備
- ▷ 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
- ▷ 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
- ▷ 共働き・共育て推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
- ▷ 両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付金や育児児童扶養手当の導入による支援
- ▷ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
- ▷ 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

#### ○ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現 75億円（67億円）

- ▷ ハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進
- ▷ 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進
- ▷ 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

#### ○フリーランスの就業環境の整備 2億円（2億円）

- ▷ フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施
- ▷ 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進等

### 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等

就職氷河期世代や、障害者や高齢者等多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を進める。ハラスメント対策を推進とともに、多様で柔軟な働き方を推進する取組を行う。

#### ○就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進 501億円（460億円）

- ▷ 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援
- ▷ ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- ▷ 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- ▷ 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化
- ▷ 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備
- ▷ 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進等

# 令和8年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 女性の活躍促進

- 男女間賃金差異の解消及び女性管理職比率の向上に向けた取組、子育て中の女性等に対する就職支援、仕事と女性の健康課題等との両立支援等を推進する。
  - 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
  - 男女間賃金差異の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングや情報提供の実施

### 就職氷河期世代等の支援に向けた施策 1,490億円（再掲）

- 男女間賃金差異の解消等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性の健康課題に取り組む事業主への支援
- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- △マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- △女性のライフケースージごとの健康課題に取り組む事業主への支援
- △女性のライフケースージごとの健康課題に取り組む事業主への支援

- ＊ 令和8年度厚生労働省予算概算要求（I、II、IIIの施策）において、就職氷河期世代等の支援に向けた事業をとりまとめたもの。
- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する閣議決定）に基づき、「就労・待遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」及び「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って取組を強化する。

### 〈就労・待遇改善に向けた支援〉

- 相談対応等の伴走支援：中高年層（ミドルシニア）の就労支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援
- リ・スクリーニングの支援：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施、教育訓練休暇給付金、リ・スクリーニング等教育訓練支援融資事業、人材開発支援助成金、教育訓練講座受講環境整備事業、キャリア形成・キャリアアップ（アドバイス）
- 就労を受け入れる事業者の支援：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）
- 家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援：両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）、地域支援事業における家族介護者への相談支援体制の充実

### 〈社会参加に向けた段階的支援〉

- 社会とのつながり確保の支援：ひきこもり支援推進事業、ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業
- 就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援：地域若者サポートステーション事業
- 柔軟な就労機会の確保：認定就労訓練事業の普及促進、生活困窮者自立支援制度における現任者向け人材養成研修（ステップアップ研修）事業
- 〈高齢期を見据えた支援〉
- 家計改善・資産形成の支援：家計改善支援事業の支援体制の強化
- 希望に応じた高齢期の就業機会の確保：65歳超雇用推進助成金
- 高齢期の所得保障：被用者保険適用拡大に当たつての周知・専門家活用支援

# 令和8年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

## III. 包摂的な地域共生社会等の実現

### 地域共生社会の実現等

国民一人人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。

#### ○生活困窮者自立支援等の推進 917億円（833億円）

- ▶ 住まい支援を始めとする自立相談支援機能の強化、就職氷河期世代を含む就労・家計改善の支援
- ▶ 子どもの学習・生活支援事業等の推進

#### ○生活保護制度の着実な推進 102億円（89億円）

- ▶ デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進
- ▶ 生活保護業務の負担軽減のためのデジタル技術活用や福祉事務所の体制確保
- ▶ 障害者支援の促進、依存症対策の推進 1兆8,198億円（1兆7,113億円）

- ▶ 障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進
- ▶ 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- ▶ 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進
- ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- ▶ 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援 等

#### ○成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等への支援 58億円（48億円）

- ▶ 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- ▶ 身寄りのない高齢者等に対する見守り、入院・入所等の手続支援 等

#### ○相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備 949億円（885億円）

- ▶ 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備
- ▶ 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約や地域との連携・協働を図るモデル事業の実施 等

### 困難な問題を抱える女性への支援の推進 57億円（51億円）

- ▶ 本人の状況に応じた支援の推進と地域連携の促進による地域移行支援の推進、一時保護所における支援の推進
- ▶ 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進

### ○自殺総合対策、ひきこもり支援の推進 77億円（58億円）

- ▶ 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
- ▶ 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進 等

### ○戦没者の慰靈・戦没者遺族等の援護の推進

- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備 39億円（33億円）
- 戦没者の慰靈・記憶の継承 16億円（11億円）

### ○安心できる年金制度の確立

- 持続可能で安心できる年金制度の運営 13兆6,360億円（13兆6,129億円）
- 被災者・被災施設の支援等
- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等 123億円（97億円）

## 参考資料

- ※ 消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された介護人材の確保については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求し、予算編成過程において検討する。

## 令和7年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事項	事業内容	令和7年度 予算額
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 <sup>(注3)</sup> 育児休業中の経済的支援の強化 <sup>(注4)</sup>	7,000 979
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金（医療分） ・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち、令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部 ・医療情報化支援基金 地域包括ケアシステムの構築 ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分（介護職員の処遇改善等） ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・地域医療介護総合確保基金（介護分） ・令和4年度における介護職員の処遇改善 ・令和6年度における介護職員の処遇改善	909 1,615 [ 466 ] — 1,196 414 524 752 689
医療・介護	医療・介護保険制度の改革 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置 被用者保険の拠出金等に対する支援 70歳未満の高額療養費制度の改正 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化 介護保険保険者努力支援交付金 国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等) 国民健康保険の産前産後保険料の免除 こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	693 900 248 1,190 200 3,816 15 47
年金	難病・小児慢性特定疾病への対応 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮 年金生活者支援給付金の支給 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	644 3,958 108
	合計	27,986

(注1) 金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
 (注2) 消費税増収分（2.4兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.4兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（2.8兆円）の財源を確保。  
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。  
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

## 令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

### 新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

（単位：億円）

事項	事業内容	令和7年度 予算額
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む（2019年4月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引上げ）。 <sup>(注3)</sup>	722
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化（2019年10月～）。 <sup>(注3)</sup>	8,858
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施（2019年10月～）。	1,003
高等教育の無償化	・少子化に対応するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（2020年4月～）。 <sup>(注3)(注4)</sup>	6,400
合計		16,983

(注1) 金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
 (注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。）と保育所等の運営費（0歳から2歳までの子供に相当する部分）には、別途、事業主が提出する子ども・子育て提出金を充てる。  
 (注3) 「待機児童の解消」「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。  
 (注4) 令和7年度予算において7,025億円（国及び地方の合計額）を計上。



### III 主要施策集

## I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

### 地域医療・介護の提供体制の確保 ······ 21

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
  - 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援 ······ 21
  - 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進 ······ 23
  - 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進 ······ 26
  - 看護現場におけるICT活用の推進、特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の確保 ······ 27
  - 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 ······ 31
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
  - 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び訪問介護員や介護支援専門員など介護従事者の確保等支援 ······ 32
  - 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援 ······ 36
  - 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化 ······ 37
  - 介護職員等処遇改善加算の取得支援 ······ 38
  - 介護施設等の防災・減災対策の推進 ······ 38
- 救急・災害医療提供体制の確保
  - ドクターヘリの活用による救急医療体制の強化 ······ 40
  - 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化 ······ 40
- 小児・周産期医療提供体制の確保
  - 周産期母子医療センター等への支援 ······ 43
  - 地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化・役割分担の推進 ······ 44
  - 希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築 ······ 44

### 医療・介護分野におけるDXの推進 ······ 45

- 医療・介護分野におけるDXの推進
  - 全国医療情報プラットフォームにおける、公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進、電子処方箋の利用拡大 ······ 45
  - 自治体検診における医療機関等との連携の推進 ······ 46
  - 医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資する製品データベースの構築 ······ 46
  - 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化 ······ 47
  - 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修 ······ 47
  - 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充 ······ 48
  - 介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進 ······ 48

### 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給や品質・安全性の確保等 ······ 51

- 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
  - 國際競争力のある治験・臨床試験環境の整備 ······ 51
  - 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化 ······ 52
  - 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進 ······ 55
  - 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化 ······ 55
  - リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進 ······ 56
  - 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化 ······ 57
  - 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進 ······ 58
- 研究開発によるイノベーションの推進
  - がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進 ······ 58
  - AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進 ······ 59
  - 日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進 ······ 60

## I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

- 医薬品等の安定供給の推進、後発医薬品業界の再編推進
  - 製薬企業の出荷量等や医薬品の需給状況の把握のための体制整備 ······ 61
  - 抗菌薬等の国内在庫の確保に向けた体制整備への支援による、安定供給の推進 ······ 62
  - 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援 ······ 62
  - 献血血液や血漿分画製剤の確保対策 ······ 64
  - バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援、製造人材育成確保の推進 ······ 65

- 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策
  - 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進 ······ 66
  - 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化 ······ 66

### 予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策等 ······ 69

- 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
  - 女性の健康総合センターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康支援の推進 ······ 69
  - 高齢者の保健事業と介護予防の一體的な実施の推進 ······ 70
  - 糖尿病性腎症の重症化予防事業、予防・健康づくりに関する大規模実証事業等への支援 ······ 70
  - 睡眠を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進 ······ 72
- 認知症施策の総合的な推進
  - 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた自治体の認知症施策推進計画の策定支援等の認知症施策の推進 ······ 72
- がん対策、循環器病対策等の推進
  - がん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進 ······ 74
  - 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築 ······ 76
  - リウマチ・アレルギー疾患・慢性腎臓病（CKD）対策の推進 ······ 77
- 肝炎対策の推進
  - 肝炎患者等の重症化予防の推進 ······ 78
  - 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進 ······ 78

- 難病・小児慢性特定疾病対策、移植医療対策の推進
  - 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進 ······ 79
  - 移植医療対策の推進 ······ 79

- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
  - 生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進 ······ 80
  - 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築 ······ 81
  - 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進 ······ 82
  - 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進 ······ 82

- 食の安全・安心の確保 ······ 83

### 感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等 ······ 85

- 次なる感染症危機に備えた体制強化
  - 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化 ······ 84
  - 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ······ 84
  - 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 ······ 85
- 國際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
  - UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの運営・研修実施、保健システムの強化の支援を含む関係国際機関等への派出 ······ 85
  - 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進 ······ 87
  - 外国人介護人材の確保に向けた海外現地への働きかけ、定着支援の推進 ······ 87

### 安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保 ······ 89

- 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担
- 国民健康保険への財政支援
- 被用者保険への財政支援

## II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援 · · · · · 92

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援  
➢ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）において、以下の各助成金により、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の待遇改善、より高い待遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援 · · · · · 92
- 各地域における賃金引上げの機運醸成に向けた地方版政労使会議開催に関する広報事業の実施 · · · · · 92
- 生活衛生関係営業者に対する生産性向上のための伴走型の相談支援、価格転嫁等の取組支援の実施 · · · · · 93
- 正社員転換・待遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進 · · · · · 94

### リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進 · · · · · 95

- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

#### 〈リ・スキリング）

- 教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進 · · 95
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充 · · · · · 97
- スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進 · · · · · 98
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援 · · · · · 99
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進 · · · · · 99
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施 · · · · · 100
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化 · · · · · 100

#### 〈労働移動の円滑化）

- 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実・活用促進、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進 · · · · · 101
- 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援 · · · · · 103
- ハローワークにおけるAIの活用の実証 · · · · · 103

### 人材確保の支援 · · · · · 104

- 深刻化する人手不足への対応

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化 · · · · · 104
- 雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充 · · · · · 104
- シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進 · · · · · 105
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握 · · · · · 107

## II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等 · · · 108

- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進  
➢ 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援 · · · · · 108
- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援 · · · · · 110
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進 · · · · · 111
- 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化 · · 112
- 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備 · · · · · 112
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進 · · · · · 113

### ○ 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進

- 勤務時間・勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及・促進 · · · · · 113
- 年次有給休暇の取得促進や選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備 · · · · · 114
- 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進 · · 115
- 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援 · · · · · 116
- 共働き・共育て推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進 · · · · · 117
- 両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付金や育児期に時短勤務を選択した場合に支給する育児時短就業給付金による支援 · · · · · 117
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援 · · · · · 118
- 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施 · · · · · 118

#### ○ ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現

- カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進 · · · · · 119
- 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進 · · · · · 120
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進 · · · · · 121

#### ○ フリーランスの就業環境の整備

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施 · · · · · 121

### 女性の活躍促進 · · · · · 122

- 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進  
➢ 男女間賃金差異の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングや情報提供の実施 · · · · · 122

#### ○ 子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施 · · · · · 123

#### ○ 女性の健康課題に取り組む事業主への支援

- 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援 · · · · · 124

#### 【参考】「賃上げ」支援助成金パッケージ · · · · · 125

### III. 包摂的な地域共生社会等の実現

#### 地域共生社会の実現等 ······ 126

- 生活困窮者自立支援等の推進
  - 住まい支援を始めとする自立相談支援機能の強化、就職氷河期世代を含む就労・家計改善の支援 ······ 126
  - 子どもの学習・生活支援事業等の推進 ······ 129
- 生活保護制度の着実な推進
  - デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進 ······ 130
  - 生活保護業務の負担軽減のためのデジタル技術活用や福祉事務所の体制確保 ······ 132
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
  - 障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進 ··· 133
  - 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進 ······ 133
  - 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進 ······ 134
  - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進 ··· 134
  - 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援 ······ 135
- 成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等への支援
  - 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 ······ 135
  - 身寄りのない高齢者等に対する見守り、入院・入所等の手続支援 ······ 136
- 相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備
  - 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備 ··· 136
  - 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約や地域との連携・協働を図るモデル事業の実施 ······ 137

#### ○ 困難な問題を抱える女性への支援の推進

- 本人の状況に応じた支援の推進と地域連携の促進による地域移行支援の推進、一時保護所における支援の推進 ······ 138
- 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進 ······ 139

#### ○ 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進 ······ 140
- 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進 ······ 141

#### 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進 ······ 141

- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備
- 戦没者の慰霊・記憶の継承

#### 安心できる年金制度の確立 ······ 142

- 持続可能で安心できる年金制度の運営

#### 被災者・被災施設の支援等 ······ 143

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等



新規

## 地域医療構想等の推進等に向けた匿名診療等関連情報（DPCデータ）等に係る集計・分析・調査等事業

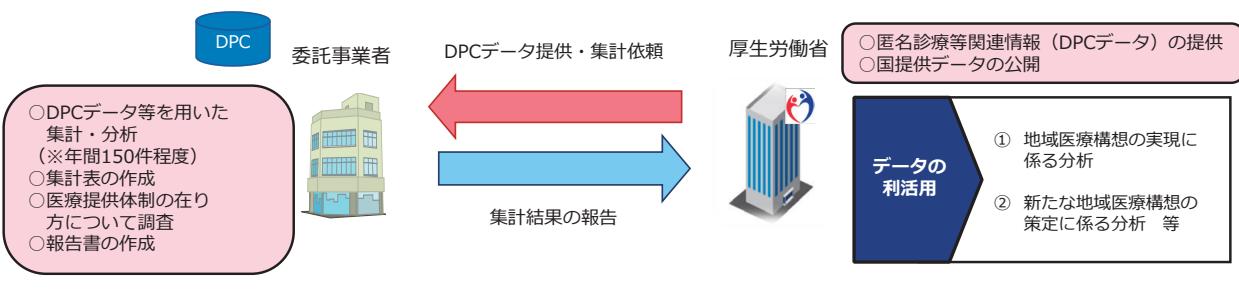
医政局地域医療計画課  
(内2661)

令和8年度概算要求額 21百万円 (－) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 新たな地域医療構想について、令和7年度中に国においてガイドラインを策定し、令和8年度中に都道府県が地域医療構想における将来の方向性や病床の必要量等の検討を行うこととしている。その後、令和9年度以降に新たな地域医療構想の事項として、構想区域、医療機関機能の分化・連携、医療機関機能の見通し等を定める必要がある中、各都道府県が地域の医療提供体制の実情を把握し、策定に向けた検討が行えるよう、国において匿名診療等関連情報等の集計・分析・調査等を行い、必要な項目について地域医療構想策定支援ツールへの反映等を行う。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

実施主体：委託事業（公募により決定）

## 地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携等に関する調査・分析等支援事業

医政局地域医療計画課  
(内線2663)

令和8年度概算要求額 2.0億円 (2.0億円) ※()内は前年度当初予算額

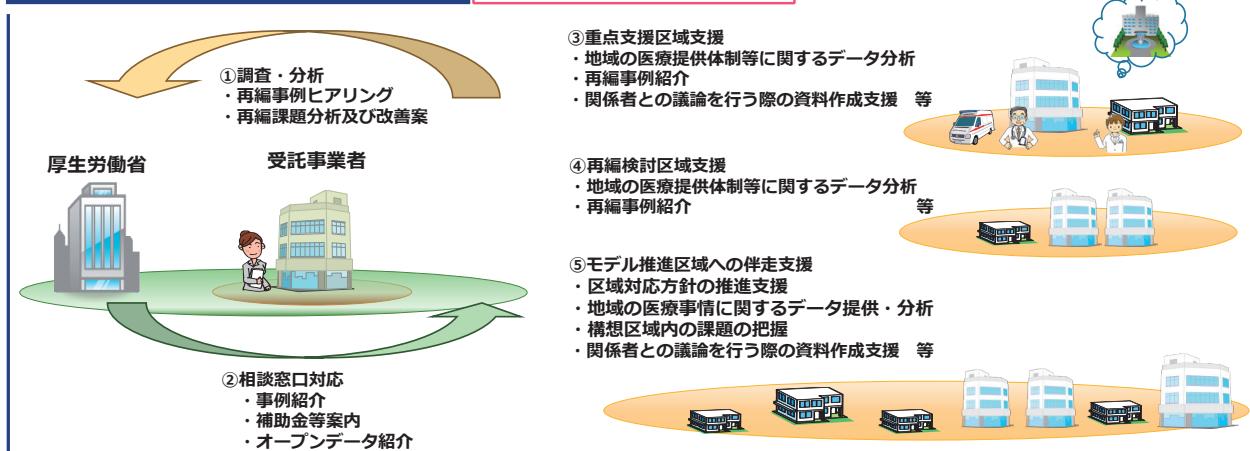
### 1 事業の目的

- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域等への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方策を検討する。
- モデル推進区域への区域の課題解決に向けてアウトリーチの伴走支援を行う。

### 2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口対応
- ③ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）
- ④ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ⑤ モデル推進区域へのアウトリーチの伴走支援

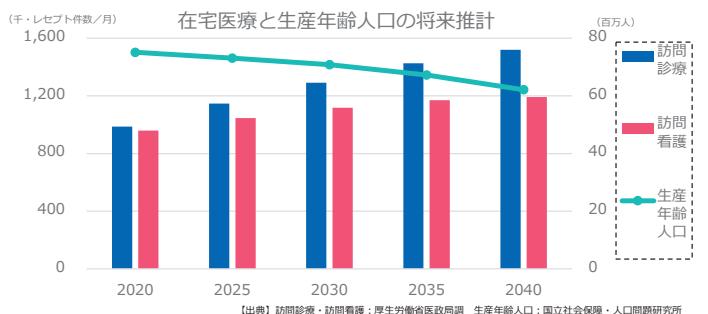
### 3 事業スキーム・実施主体・事業実績等



令和8年度概算要求額 1.1億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

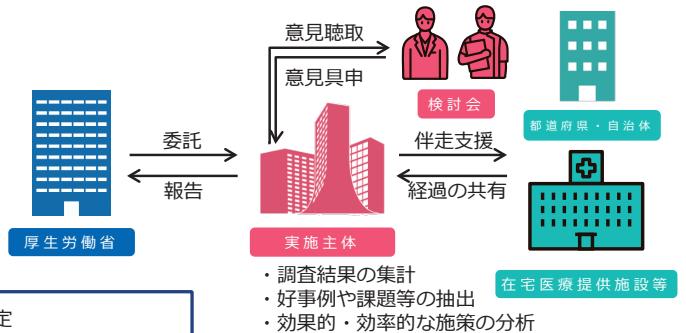
## 1 事業の目的

- 全国における在宅医療（訪問診療・訪問看護）の患者数は、2040年まで継続的に増加することが見込まれる一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保が困難になっていくことが見込まれるため、デジタル化やICT導入等の手法により、在宅医療の質を担保しつつ、効率化を図ることが今後の重要な課題となっている。
- そのため、令和7年度に在宅医療提供施設等に対して、在宅医療におけるデジタル化及びICT導入の実態を調査し、課題等の抽出と効果的、効率的な在宅医療の実行につながる施策の分析を実施した。
- これらの調査結果・分析を踏まえ、希望する自治体をもとに設定したモデル地区に対するデジタル化及びICTの導入補助とそれらを活用した在宅医療の実施を円滑に進めるための伴走支援を実施する。



## 2 事業の概要・スキーム

- 事業の実施主体において、在宅医療に係る有識者からなる検討会を組織し、導入希望自治体のニーズの把握と前年度調査で把握した事例も踏まえた、地域特性や規模の類似性を考慮した導入する手法に関する意見を聴取した上で、各自治体、在宅医療提供施設等に対しデジタル化やICT導入の支援と伴走支援を実施する。
- 上記伴走支援の経過について、検討会の意見も聴取しながら、より質の担保された在宅医療の効率化のための効果的、効率的なフォローをし、対象自治体や在宅医療提供施設が引き続き事例を活用できる状態まで支援をする。



## 3 実施主体等

委託事業：一般競争入札（総合評価方式）により委託先を選定

## ➤医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進

令和8年度概算要求額 20億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 102億円

## 1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要

## 【事業概要】

## ①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

## ②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

## ③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

## 【実施主体】

- 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

## 3 補助基準額等

## ①施設整備事業

基準面積	診療部門	
・無床の場合	160m <sup>2</sup>	
・有床の場合（5床以下）	240m <sup>2</sup>	
・有床の場合（6床以上）	760m <sup>2</sup>	
診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80m <sup>2</sup>	
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

## ②設備整備事業

基準額（1か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費 16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2

## ③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円 + (71千円 × 実診療日数) 等
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3

拡充

## 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

医政局医事課（内線4142）

令和8年度概算要求額 5.6億円（4.5億円）※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.1億円

### 1 事業の目的

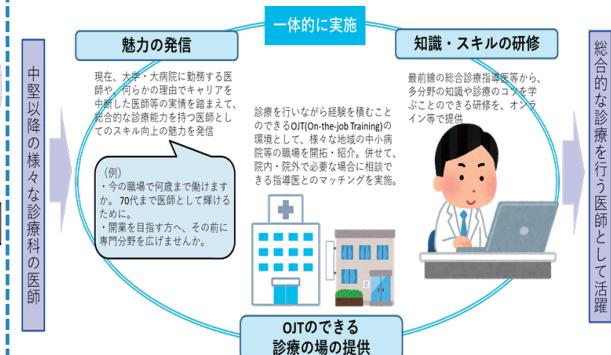
- 経済財政運営と改革の基本方針2025において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができ総合診療医の養成を推進することを目的としている。

### 2 事業の概要・スキーム

#### (1) 総合診療医センターの設置



#### (2) リカレント教育（総合的診療能力）のための全国推進事業【新規】



### 3 実施主体等

- ◆実施主体：（1）医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学 （2）病院団体、関係学会等  
◆補助率：定額 ◆事業実績：令和7年度交付対象（1）12大学 （2）総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育事業連絡協議会（全日本病院協会、日本プライマリ・ケア連合学会／日本病院会、全国自治体病院協議会、全国国民健康保険診療施設協議会／全国老人保健施設協会、日本老年医学会による共同運営）

新規

## 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

医政局地域医療計画課（内線4148）

令和8年度概算要求額 2.0億円（-）※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.6億円

### 1 事業の目的

- 少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、中堅・シニア世代等の医師を対象とした広域マッチング支援による医師偏在の是正に取り組む。

### 2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起しやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

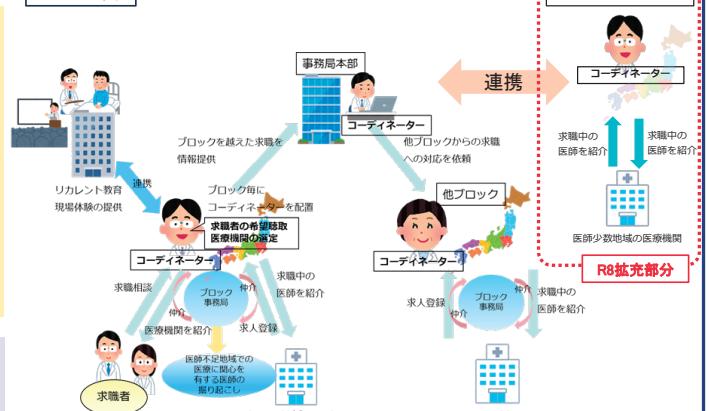
- 医師不足地域での勤務を希望する医師に対し、医師不足地域の保険医療機関等とのマッチング
- 勤務を希望する医師へキャリアコンサルティング／リカレント研修や現場体験への橋渡し／その後の定着支援等
- 医師不足地域での勤務を希望する医師の掘り起し
- データ分析等

厚生労働省

補助

補助先

#### イメージ図



### 3 実施主体等

実施主体：民間団体等 補助率：定額（10/10相当）

新規

## 市町村による医師確保対策支援モデル事業

医政局地域医療計画課  
(内線4148)

令和8年度概算要求額 80百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

医師確保の取組は、都道府県において医師確保計画に基づき進められており、地域医療介護総合確保基金や診療所の承継・開業支援事業等の補助事業により、都道府県の取組に対して国が費用の一部を支援している。

他方、一部の市町村では、独自に積極的に医師確保の取組を実施しており、より地域に密着した市町村が主体となって都道府県と連携して医師確保に取り組むことも重要である。このような中、本事業において、市町村が都道府県と連携して取り組む医師確保対策について国がモデルとして支援を行い、その効果を検証する。

### 2 事業の概要

○市町村が都道府県と連携して取り組む医師確保対策について支援を行い、その効果を検証する。

#### <市町村の取組イメージ>

- ・都道府県内の大学病院・中核病院等からの医師派遣により医師を確保するための取組
- ・派遣された医師が地域に定着するための取組
- ・医師を募集し、地域の医療機関を紹介するための取組
- ・応募した医師に地域で必要とされる診療能力の研修を行うための取組
- ・特に医師を確保すべき区域における診療所の承継・開業支援の取組 等

### 3 補助基準額等

#### ○補助基準額

- ・医師派遣を要する費用の支援
- ・派遣医師と地域の関係者との研修会の支援
- ・医師を募集し、地域の医療機関を紹介する見学会の支援
- ・応募医師に対する総合的な診療能力の研修の支援
- ・特に医師を確保すべき区域における診療所の承継・開業支援 等

○補助率：国2/3、市町村1/3（都道府県からの間接補助）

○実施主体：医師確保対策の事業を都道府県と連携して実施する市町村



※都道府県を経由した間接補助

拡充

## 医療従事者勤務環境改善推進事業

医政局医事課 (内線4409)

令和8年度概算要求額 30百万円 (19百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的・概要

○ 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、医療法に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。

（※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み

（※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

○ 勤改センターは、各医療機関の勤務環境の改善に向けた取組や、医師の働き方改革関連制度への対応等を総合的に支援しているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々である。このため、有識者による支援委員会を設置し、勤改センターの運営状況を把握し、そのあり方や運営支援の方向性を整理した上で、

①勤改センターの運営やアドバイザーの活動の活性化や質の向上に向けた研修等の実施

②有識者による都道府県職員やアドバイザー等に対する指導・助言

③厚労省職員や有識者による勤改センターの活動に関する訪問等の個別支援、各都道府県で特に重点的な支援が必要な医療機関に対する同行支援等を実施し、知識のインプットにとどまらず、タスク・シフト／シェアなどによる生産性向上といったアウトプットを意識した、より実践的なかつ効率的な医療機関支援を行う環境整備を図る。

### 2 事業スキーム・実施主体等

有識者委員会の設置（勤改センターの運営状況の実態把握、あり方の検討や運営支援の方針を整理）

①都道府県職員やアドバイザー等を対象とした研修の実施、活動支援の資料作成

・都道府県職員等に対する研修の実施（新任職員向け等）。  
・勤改センターの運営や医療機関支援に活用可能な資料の作成。

②都道府県職員やアドバイザー等に対する指導・助言

・都道府県等からの要請を受け、医療勤務環境に関する有識者が、勤改センターの運営等について都道府県等に対する指導・助言を行う。

③勤改センターを運営する都道府県の個別訪問・医療機関への有識者派遣

・勤改センターを運営する都道府県に対する厚労省職員や有識者による訪問等の個別支援。  
・都道府県が重点的に支援を行う医療機関に対する同行支援等

勤改センターの活動の活性化  
アドバイザーの質の均一化及び向上

#### 都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく勤務環境の改善に向けた取組の支援や、医師の働き方改革関連制度への対応について、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業（労働基準法予算）

○労務管理面でのアドバイザー配置

社会保険労務士、

医療経営コンサルタントなど

医業分野アドバイザー事業（医政局予算）（地域医療介護総合確保基金対象事業）

○診療報酬制度面、関連する補助制度、医療制度面のサポート

○組織マネジメント・経営管理面等の助言／支援

<実施主体等>

実施主体：  
学術団体等（公募により選定）

事業実績：  
都道府県、勤改センター向け働き方改革推進資料（ツール類）の作成及び公表

新規

## ICT機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関調査支援事業

令和8年度概算要求額 2.0億円（-）※（）内は前年度当初予算額 令和6年度補正予算額26億円

## 1 事業の目的

ICTの活用で医師をはじめとした医療従事者全体の労働時間短縮に取り組む医療機関を支援するとともに、当該医療機関における円滑な導入プロセスや既存システムとの連携、導入効果等を調査分析して好事例としてとりまとめ、普及展開することで全国の医療機関における勤務環境改善の推進を図る。

## 2 事業の概要

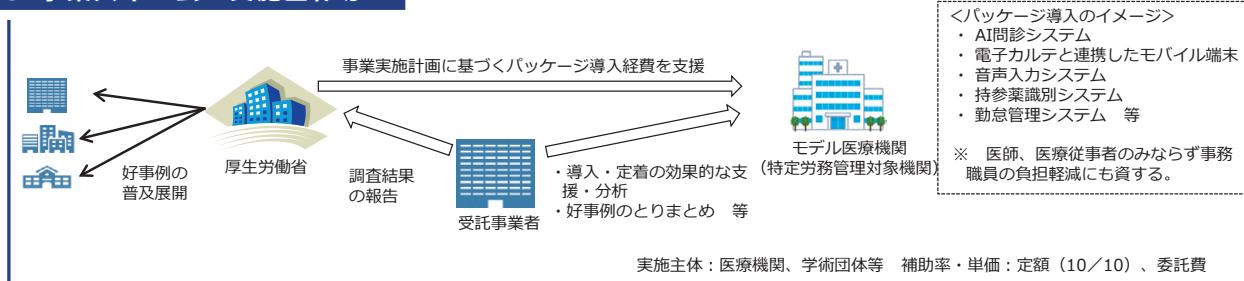
## ① モデル医療機関における勤務環境改善に資する関連機器等のパッケージ導入支援

特定労務管理対象機関において、医療機能を維持しつつ労働時間の短縮を行うための取組に資する関連機器等についてパッケージで導入するための経費について支援を行う。

## ② 関連機器のパッケージ導入に係るプロセス等の調査分析

- ・モデル医療機関に対するフォローアップ調査。
- ・新たなモデル医療機関において、調査結果を踏まえつつ、導入・定着に向けた効果的な支援及び導入した関連機器等の導入前と導入後の労働時間の調査分析を行い、ICT機器を活用した取組の効果を検証するとともに、他医療機関における参考となるよう導入プロセスを好事例としてとりまとめ。

## 3 事業スキーム・実施主体等



## ▶人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進

拡充

## 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業

令和8年度概算要求額 1.1億円（55百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチーム（医師、看護師等）の育成研修を全国で実施するとともに、継続性の担保のために講師人材の育成を実施。また、国民への普及啓発も併せて実施している。

## 2 事業の概要・スキーム

## 研修事業

医療機関等において人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医師を含む多職種チーム（病院・診療所・訪問看護ステーション・介護老人福祉施設等より、多職種チームで参加することを推奨）

プログラム	主旨・構成内容
講義	ガイドラインに基づいた意思決定（総論）
講義・グループワーク	STEP1：本人の意思決定する力を考える
講義・グループワーク	STEP2：本人の意思の確認ができる場合の進め方
講義	STEP3：本人の意思を推定する
講義	STEP4：本人にとって最善の方針について合意する
グループワーク	STEP3・4
講義・グループワーク	コミュニケーションスキル演習

## 【拡充内容】

- （普及啓発事業）
- ・医療・介護従事者以外で人生会議（ACP：アドバス・ケア・プランニング）を周知し、日常生活の中でACPを行なうきっかけ作りを行う者（民主委員等の地域のキーパーソン）を対象とした普及イベントの実施
- ・ACPの普及啓発に係る地方自治体の協働機会の拡大
- ・イベントの開催地域の拡大

## 普及啓発事業

## 対象者

- ・一般の方（住民、患者）
- ・医療・介護従事者以外でACPを周知し、日常生活の中でACPを行なうきっかけ作りを行なう者（民主委員等の地域のキーパーソン）

## 事業概要

「人生会議」普及啓発のためのイベントの開催や動画等の資材の作成



※令和2年度事業で作成した普及啓発動画

※令和5年度事業で作成した普及啓発ポスター

平成26・27年度（モデル事業として実施）

15か所49名が研修を修了

平成28～令和元年度（講師人材研修と相談員研修を実施）

346名の講師人材を育成。1,168チーム・4,209名が相談員研修を受講

令和2～令和5年度（病院向け・在宅向けの2プログラムで相談員研修を実施）

882チーム・3,271名が相談員研修を受講（うち在宅向けは1,288施設・1,430名）

令和6年度（基本研修と専門研修の2プログラムを実施）

281チーム・519名が研修を受講（基本研修は83施設・321名、専門研修は198施設・198名）

…平成26～令和6年度の10年間で延8,048名が研修を受講（モデル事業の受講者を含む）

## 実施主体

委託事業：【研修事業】コンサルタントや教育研究機関等を想定 【普及啓発事業】広告事業者等を想定

## 普及啓発実績

平成29年度 市民公開講座を実施

平成30年度 一般向け学習サイト作成

(<http://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/>)

令和元年度 普及啓発イベント開催

令和2～令和4年度 普及啓発動画の作成

令和5年度 シンポジウムの開催及び普及啓発ポスター作成

令和6年度 シンポジウムの開催及び普及啓発漫画の作成

新規

## 人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査に向けた調査項目等の検討

医政局地域医療計画課  
(内線2662)

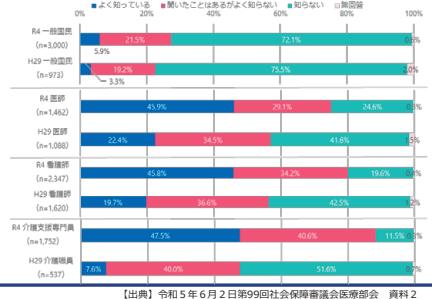
令和8年度概算要求額 21百円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 一般国民及び医療・介護従事者の人生の最終段階における医療・ケアに対する意識やその変化を把握することで、患者の意思を尊重した望ましい人生の最終段階における医療・ケアのあり方を検討するため、平成4年度以降、概ね5年に一度「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」を実施している。
- 次回は令和9年度に意識調査を実施する予定であり、今後の人生の最終段階における医療・ケアに関する政策の立案にも資するよう、効果的な調査の設計を行うことを目的とする。



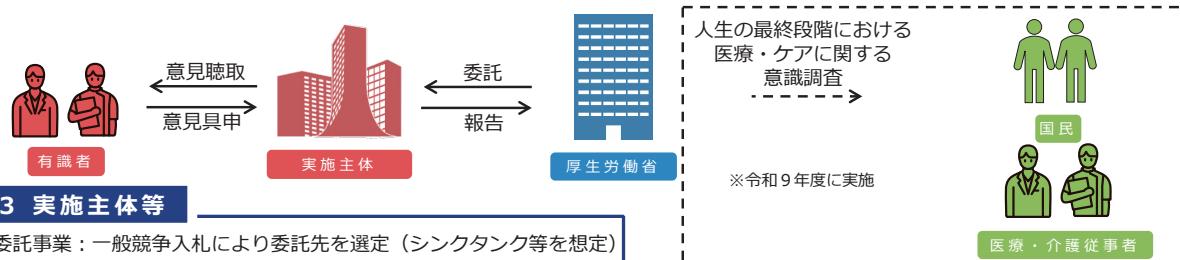
人生会議（アドバンス・ケア・プランニング&lt;ACP&gt;）について知っていたか。



【出典】令和5年6月2日第99回社会保障審議会医療部会 資料2

## 2 事業の概要・スキーム

- 有識者の意見を聴取し、地方自治体等が実施している既存の関連調査についても把握したうえで、令和9年度「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」の調査項目等の検討を行い、厚生労働省に報告する。



## 3 実施主体等

委託事業：一般競争入札により委託先を選定（シンクタンク等を想定）

▶看護現場におけるICT活用の推進、特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の確保

新規

## 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業

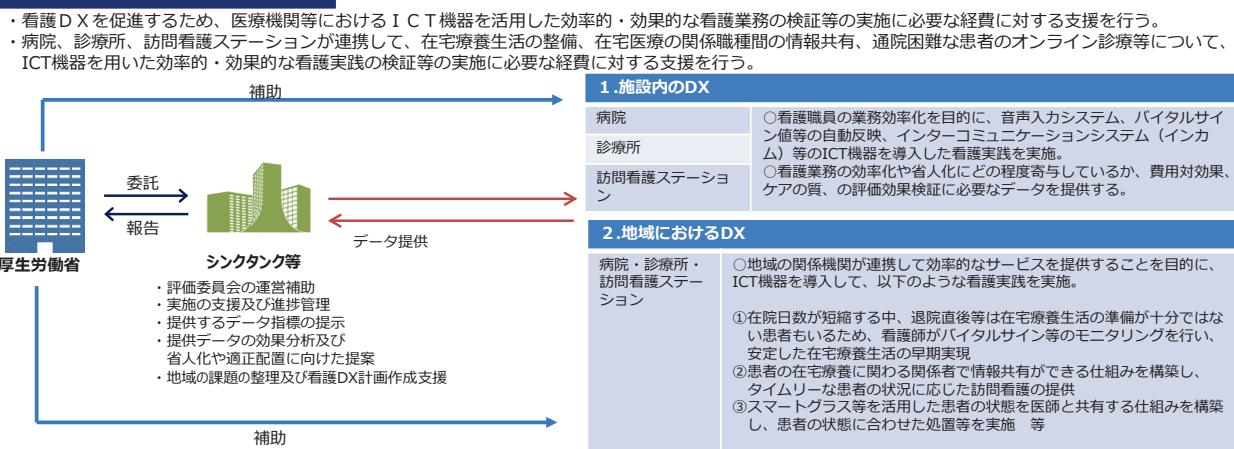
医政局看護課（内線4195）

令和8年度概算要求額 1.6億円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 看護現場における省人化に向けた今後の検討に資するエビデンスを収集するため、看護業務効率化に効果のあった機能を有する機器の導入を促進し効果検証を行う。加えて、看護DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む際の参考となるよう病床機能や施設規模等に応じた事例集を作成し普及展開することで省力化ニーズのある全国の医療機関等の看護業務効率化を一層推進する。
- 在宅医療においては、2040年に向けて在宅療養患者が増加する中、限られた人材で訪問看護など効率的なサービスを提供できるよう地域で整備することが喫緊の課題であることから、地域の関係機関が連携して地域で求められる取組を実施することでデータを収集し、訪問看護などのサービスの適正配置や省人化に資するエビデンスを収集する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

◆実施主体：①シンクタンク等（委託） ②施設内DX 3力所（補助率1/2）、地域におけるDX 5力所（補助率10/10）程度

新規

## 看護管理者の能力向上支援事業

医政局看護課（内線4195）

令和8年度概算要求額 41百万円（-）※()内は前年度当初予算額

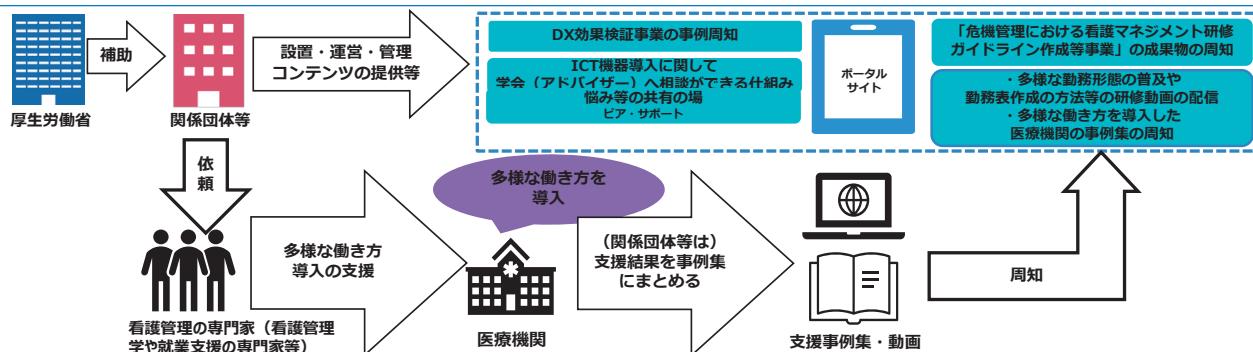
### 1 事業の目的

- ・2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴いこれまで以上に看護業務の効率化が必要となっており、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するためには、ICT機器の導入にあたって看護管理者等が抱える課題等を相談できる体制の構築が必要である。
- ・また、働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増加し、夜勤を担える看護職員の確保が課題となっており、看護職員が働き続けることができる多様な勤務形態や職場環境の在り方等の整備が必要である。
- ・そこで、多様な勤務形態の普及や勤務等を含めたポータルサイトの設置・運営を行い、その中で看護管理者等がアドバイザーから助言を受けられる体制等を構築するとともに、多様な働き方の導入を検討する医療機関に対して看護管理の専門家（労務管理、人材管理等）による支援を実施し、その支援結果を事例集としてポータルサイトで広く普及していくことで、看護管理者等の能力向上を図る。
- ・なお、医療機関に対する支援は当該地域で継続して実施できるよう、都道府県ナースセンターとも連携して実施する。

### 2 事業の概要・スキーム

看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場、成果物を周知できる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。

また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集を作成、周知する。



### 3 実施主体等

◆実施主体：関係団体等

◆補助率：定額（10/10相当）

## 拡充 ICTを活用した在宅看取りに関する研修等事業

医政局看護課（内線4195）

令和8年度概算要求額 22百万円（15百万円）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ・「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）における、看取りのための入院や、死後診察のために遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘を踏まえ、医師による死亡診断に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修が実施されている。
- ・2040年を踏まえ、在宅での看取りについて、医師の死亡診断に係る手続きの整備を図ることを目的に、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師の研修に加え、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を行う。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会』の実施

##### 講義・演習

- ◆法医学に関する一般的な事項  
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

##### 実地研修

- ◆2体以上の死体検査若しくは解剖に立会うこと  
又は1体以上の死体検査若しくは解剖の立会い及び実地研修を代替する講義を受講

※「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

厚生労働省

補助先団体

実習施設



#### ICTを活用した在宅看取りモデル検証事業【拡充】

遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を実施

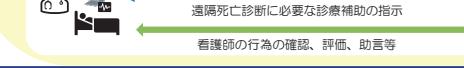
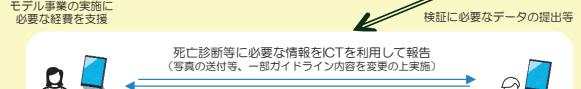
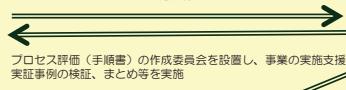
これまで遠隔からの死亡診断等を行ったことはないものの、日常的に対面の死亡診断等を行っている特別養護老人ホーム等において、研修を修了した看護師が医師の指導の下で遠隔からの死亡診断等に必要な情報の報告を行い、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を行う。

- ・看護師による実践とプロセス評価
- ・チェックリスト（手順書）の作成・検証
- ・（実施した者に対し）遠隔からの死亡診断等を実施した際の課題点（実施に至らなかった者に対し）死亡診断等を実施するに至らなかった背景等についての実態調査
- ・事業の検証と結果の取りまとめ、実践例の周知等

厚生労働省

実施支援

補助先団体



◆実施主体：公募にて選定 ◆補助率：定額（10/10相当）

**拡充**

## 特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業

医政局看護課（内線4195）

令和8年度概算要求額 7.0億円（5.1億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るために、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある（平成27年特定行為研修制度を創設）。
- 特定行為研修修了者（以下「修了者」という。）の人数増加は患者のQOL向上に影響を与えることから、修了者を効率的に活用し、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠であり、既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- また、特定行為研修の修了には一定期間を要するため、働きながら受講できる体制整備が求められる。
- さらに、特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

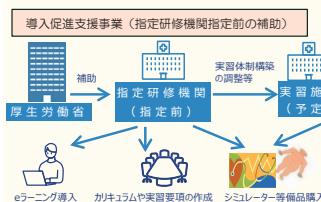
#### 指定研修機関の確保、質の充実

##### （1）看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業【拡充】 1.2億円（0.9億円）

指定研修機関の導入による増加を図るために、指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援について、箇所数を拡充して実施する。  
実施主体：指定研修予定機関

##### （2）看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 4.1億円（4.1億円）

指定研修機関及び施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設との連携に必要な会議費等に対する支援を行う。  
実施主体：指定研修機関

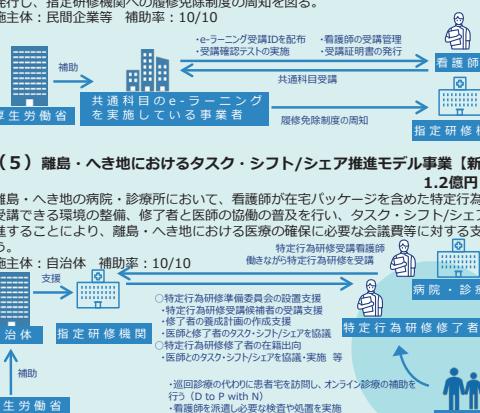


##### （3）看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【拡充】 30百万円（12百万円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集する。制度の普及や理解促進に係る周知・広報に資する媒体を作成し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。  
実施主体：公募により選定した団体 補助率：10/10

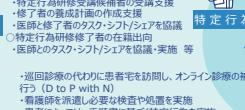
#### 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業【新規】

全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師全体の実践能力向上と特定行為研修の前倒し受講を行い、働きながら受講する看護師の負担軽減を図る。また、受講証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知を図る。  
実施主体：民間企業等 補助率：10/10



#### （5）離島・へき地におけるタスク・シフト・シェア推進モデル事業【新規】 1.2億円（-）

離島・へき地の病院・診療所において、看護師が在宅パーケージを含めた特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の普及を行い、タスク・シフト・シェアを推進することにより、離島・へき地における医療の確保に必要な会議費等に対する支援を行なう。  
実施主体：自治体 補助率：10/10

**拡充**

## 中央ナースセンター事業

医政局看護課（内線4195）

令和8年度概算要求額 3.8億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 31百万円

### 1 事業の目的

- 少子高齢化の進行に伴い、現役世代（担い手）が減少する中で、今後も増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であり、医療機関等における看護職員の確保は、引き続き、重要な課題となっている。
- このため、マッチングが困難な事例を分析し、求人施設が求める条件と求職者が求める条件の乖離解消に向け、求人施設に対し支援・助言を行い、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。
- また、へき地をはじめとした看護職員確保が特に困難な地域において、必要な看護職員が確保できるよう、中央ナースセンター（日本看護協会）が都道府県ナースセンターと連携して、潜在看護職の活用も含め、全国から看護職員を募集し、調整を行う。
- 加えて、都道府県ナースセンターで公共職業安定所（ハローワーク）と情報共有し無料職業紹介を実施しているが、現在は、両者の求人票等の記載事項は統一されていないことから、ナースセンター・コンピュータ・システム（NCCS）を改修し、一般的な記載事項についてナースセンターの様式をハローワークの様式に統一することにより業務を効率化し、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ①多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進（21百万円）

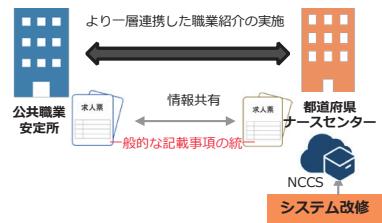
求人施設が求める条件と、求職者が求める条件の乖離解消に向け、都道府県ナースセンターに対し講師を派遣し、マッチング率が低い医療機関等の分析を行い、支援・助言を行うことで、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。

中央ナースセンターが、潜在看護職等も含めた全国の看護職員に対し、へき地をはじめとした地域での勤務の魅力のPR等の情報発信を行い、問い合わせがあった者などをリスト化して都道府県ナースセンターに橋渡しを行い、都道府県ナースセンターの無料職業紹介事業に活用する。



#### ②NCCS改修による無料職業紹介事業の充実（97百万円）

都道府県ナースセンターの求人票等における一般的な記載事項をハローワークのものと統一することで、情報共有における業務効率化や求職者の利便性向上を進め、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。



### 3 実施主体等

◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会

◆補助率：定額（10/10相当）

**新規**

## 人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業

医政局看護課（内線4195）

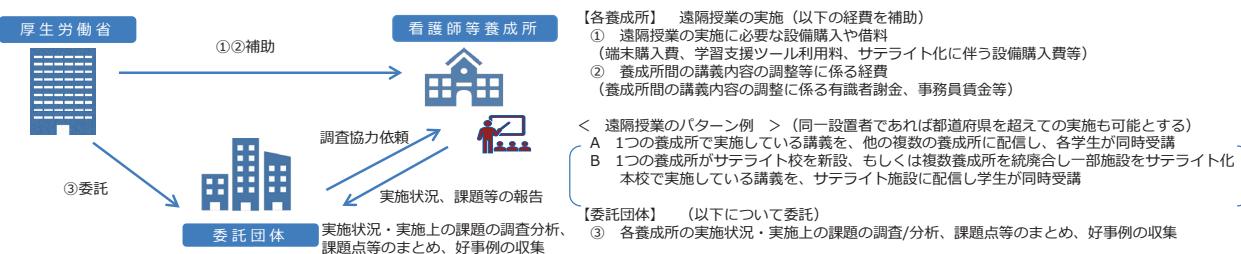
令和8年度概算要求額 1.2億円（-）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所（以下「養成所」という。）への入学者数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要。
- 一方、養成所の安定的な経営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。
- 現場からは、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の新設を検討している声もあり（令和6年度実施の都道府県を対象としたアンケートでは遠隔授業の実施については7割、サテライト施設設置については3割のニーズがあると回答）、令和6年度実施の一般社会人を対象としたニーズ調査でも、遠隔授業での受講を希望する声も多数聞かれているところ。
- 本事業は、遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備、既存施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的として実施する。

### 2 事業の概要・スキーム

- ・看護師等養成所（以下「養成所」という。）においては、各養成所の特性に応じ、遠隔授業を実施。  
そのために必要な①設備整備費、②養成所間の講義内容の調整等に係る経費を補助。  
・③各養成所の実施状況や課題について調査・分析し、複数養成所で同一講義を遠隔で提供する場合の課題点、好事例についてとりまとめる。【委託】



### 3 実施主体等

- ◆実施主体：①②看護師等養成所、③看護系団体等（委託） ◆補助率：定額（10/10相当）

**新規**

## 医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業

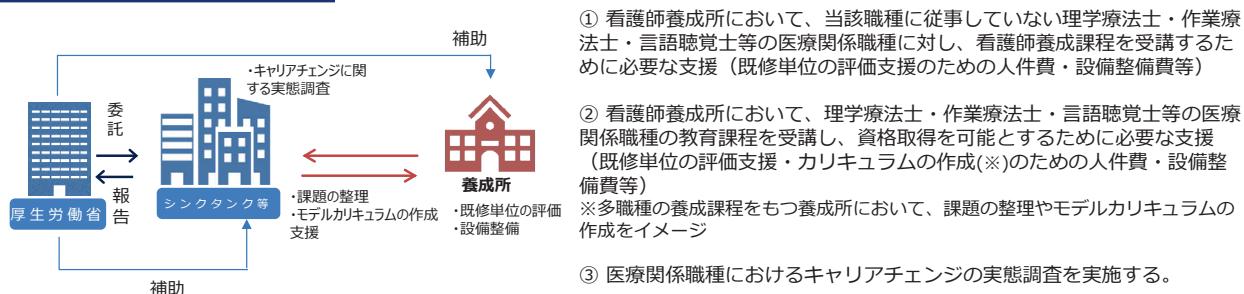
医政局看護課（内線4195）

令和8年度概算要求額 1.2億円（-）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で医療従事者の需要に合わせ、キャリアチェンジするためには必要なスキルを獲得し、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みを構築する必要がある。
- 看護師養成は3年課程が大半を占めるが、看護師養成所がその他の医療関係職種についての教育内容を評価し、看護師養成課程の教育内容と同一と評価された場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で看護師養成課程の履修に替えることを可能としている。
- 本事業では、医療従事者の需要に合わせた就業を可能にすることや、約70万人いる潜在看護職員の活用等のため、  
①看護師養成所において、当該職種に従事していない他の様々な医療関係職種などに対し、看護師養成課程を受講するための支援を実施する。（PT・OT等+Ns）  
②看護師養成所において、同時に他の様々な医療関係職種の教育課程を受講し資格取得を可能とするための支援を実施する。（Ns+PT・OT等）  
③医療関係職種におけるキャリアチェンジの実態を把握し、課題を整理することで医療関係職種のキャリアチェンジの支援を推進する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

- ◆実施主体：シンクタンク等（委託）、看護師等養成所（モデル校）8校程度 ◆補助率：定額（10/10相当）

## ▶薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化

拡充

### 全国薬局機能情報提供制度事業

医薬局総務課（内線4219）

令和8年度概算要求額 3.9 億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

※デジタル庁一括計上予算

- 薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局の機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を行うものであるが、令和6年4月から、住民・患者の利便性を考慮し、全国の薬局情報を一括で検索することができるよう全国統一的な検索サイト（「医療情報ネット」）を運用している。
- 令和7年薬機法改正に伴い、薬剤師等の遠隔管理下での一般用医薬品の販売、薬局の調剤業務一部外部委託、健康増進支援薬局の認定制度が規定されたことから当該制度に関連する項目を追加し、薬局機能の報告先に保健所等を追加するための改修を行う。また、ガバメントクラウドへの移行調査や検索機能の改修等を行うことで、住民・患者・報告機関等の利便性を向上し、また、オープンデータの活用等を通して、薬局機能の見える化を進めている。

#### 2 事業の概要・スキーム

##### （1）事業目的

全国の薬局情報を一括で検索できるよう本事業を行う。

##### （2）事業概要

本事業は令和3年度に初期構築、令和5年度に現行の都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）に移行を行い、令和6年4月1日から運用を開始している。令和8年度事業では、引き続き全国の薬局の機能に関する情報を検索することができる全国統一システムの運用・保守・改修を行う。

また、薬局機能情報提供制度の全国統一システムのデータベースとして活用することとしている医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用・保守・改修を行う。

※ 医政局と一部金額を分担し同様の要求を実施



#### 3 実施主体等

実施主体：国（民間事業者等へ委託）

医薬局総務課  
(内線4263・4264)

## 薬局機能高度化推進事業

令和8年度概算要求額 3.6億円（3.6億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

少子高齢化により在宅医療のニーズが高まり、医療ニーズが増大する中、医療資源の確保が課題となることが想定されている。令和5年度規制改革実施計画においても、在宅医療における円滑な薬物治療の提供への対応が求められており、地域の実情に応じた医薬品提供体制を構築・強化していくことは重要な課題であり、令和7年度予算事業において、地域薬剤師会を通じた地域における医薬品提供体制構築のための委託事業を実施しているところ。さらに、改正薬機法では、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等を図るため、健康増進支援薬局の認定制度、調剤業務の一部外部委託制度の導入等を実施することとしている。また、薬局薬剤師業務について、引き続き対物業務の効率化、対人業務のさらなる充実を図ることは重要であり、引き続き薬局薬剤師の員数規制の見直しなどに向け、必要な検討を実施することが重要。

このため、①薬局における対物業務の効率化推進、②薬剤師による対人業務のさらなる充実、③薬局制度の見直しに向けた調査・検討、④地域における医薬品提供体制の構築・強化、⑤薬局DX推進のための調査・検討に向けた取組を実施する必要がある。

#### 2 事業の概要・スキーム

薬局薬剤師の対物業務の効率化、対人業務の充実、薬局制度の見直し、地域における薬局の体制強化を図るために、以下の対応を行う。

##### ①薬局における対物業務の効率化推進

・調剤業務の一部外部委託の円滑な施行に向け、委託・受託実施に関するマニュアルを作成

##### ②薬剤師による対人業務のさらなる充実

・健康増進支援に係る薬剤師の資質向上のための研修資材や健康増進支援薬局の普及・推進のための地域住民向け啓発資材の開発を実施

##### ③薬局制度の見直しに向けた調査・検討

・薬局の構造設備・体制に係る制度の見直しや処方箋なしでの医療用医薬品の販売要件の明確化のための調査・検討を実施

##### ④地域における医薬品提供体制の構築・強化

・離島・へき地における薬剤提供体制の構築・強化のための調査・検討（実態把握、課題抽出、対応の検討）を実施  
・地域薬剤師会における、薬局間連携推進等による夜間・休日対応、在宅対応等に係る医薬品提供体制の高度化検証、健康増進支援薬局の普及拡大へ向けた周知広報及び自治体等連携体制強化のための事業を実施

##### ⑤薬局DX推進のための調査・検討

・医療機関・薬局間での情報連携、薬局システムのクラウド化、薬局現場のDX・効率化推進に向けた調査・検討を実施

厚生労働省

委託

④後段

民間事業者等

・調査の実施、結果のとりまとめ、課題の抽出・整理

・検討会の運営支援

・委託事業等の実施

薬剤師会

・医薬品提供体制等の強化に係る事業の実施

#### 3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

## ○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

➢ 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び訪問介護員や介護支援専門員など介護従事者の確保等支援

拡充

## 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

老健局高齢者支援課（内線3928）

令和8年度概算要求額 252億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。令和8年度においては、既存ストックの有効活用のための対策等を行う。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援

#### 1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

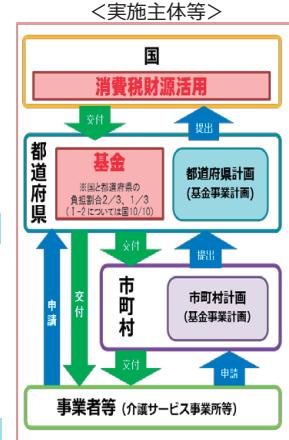
- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業  
※平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。  
※対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウナサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業  
※都市部においては補助単価を5%加算

#### 2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業  
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要となる初度経費を支援  
※ 開設には改築による雨漏時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業  
※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

#### 3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業



## 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3878)

※メニュー事業の全体

令和8年度概算要求額 97億円（97億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・待遇の改善」等に資する事業を支援する。

### 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線（令和8年度拡充分）

参入促進	資質の向上	労働環境・待遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における介護のしごとの魅力発信</li> <li>○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験</li> <li>○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援</li> <li>○ 介護未経験者に対する研修支援</li> <li>○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援</li> <li>○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバーハウスセンター等との連携強化</li> <li>○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援</li> <li>○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進</li> <li>○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備</li> <li>○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援</li> <li>○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化</li> <li>○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援</li> <li>○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセサ-講習受講</li> <li>・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修</li> <li>・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上</li> <li>・各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施</li> <li>・潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識や技術を再確認するための研修の実施</li> <li>・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握</li> </ul> </li> <li>・チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修</li> </ul> </li> <li>○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援</li> <li>○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの養成のための研修</li> <li>・認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成</li> <li>・介護施設等防災リーダーの養成</li> <li>・外国人介護人材の研修支援</li> <li>・外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修</li> <li>○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備</li> <li>・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（拡充・変更）</li> <li>・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進</li> </ul> </li> <li>・小規模事業者等による協働化等推進事業</li> <li>○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援</li> <li>○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援</li> <li>○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置</li> <li>○ ハラスメント対策の推進</li> <li>○ 若手介護職員の交流の推進</li> <li>○ 外国人介護人材受入施設等環境整備</li> <li>○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業</li> <li>○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等</li> </ul>

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援

○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

## 新規 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフト推進支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3983)

令和8年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（—）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

介護分野に限らず様々な業種で人材確保が課題となる中で、訪問介護の深刻な人手不足に対応し、在宅で暮らす高齢者の生活を継続的に支える観点から、地域のボランティア組織や福祉的就労機関、民生委員や家政士、退職後の高齢者、学生・若者など地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込み、訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体

#### （1）事業の概要

訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進する観点から、都道府県が行う、訪問介護事業者と地域の多様な人材との連携・調整のほか、研修制度の構築や地域資源とのマッチング、業務の切り分けに関するガイドラインの作成等を支援

#### （2）実施主体

都道府県（社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能）

#### （3）補助対象経費

以下の取組に必要な経費

- ✓ 家政士との協働モデルの構築と研修受講要件緩和（総合事業）の検討
- ✓ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援（人材バンクの整備等）
- ✓ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ✓ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ✓ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

#### （4）補助率及び事業スキーム 補助率 国：2／3



### 3 事業のイメージ図



## 新規 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3983)

令和8年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（—）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

近年、訪問介護事業所の休止・廃止により、特に人口減少が進む中山間地域等において、地域内に訪問介護サービスを提供する事業所が1か所も存在しない地域が生じている。一方、これらの地域には通所介護が残存している場合が多く（※）、こうした既存の事業所の役割の多機能化（訪問機能の追加）を支援することで、地域における在宅介護のインフラを効率的かつ迅速に再構築し、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図っていく。

（※）介護サービス情報公表システムのオープンデータによると訪問介護事業所のない自治体は全国に約100町村程度存在（令和6年12月末）。そのうち約8割の町村には通所介護、地域密着型通所介護のいずれかの事業所が存在。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体

#### （1）事業の概要

訪問介護サービスの提供主体が存在しない地域に存在する既存の通所介護事業所等に対して、  
・訪問機能の導入に向けた伴走支援（導入前支援）  
・訪問機能の導入にかかる初期費用の助成（導入時支援）  
・訪問機能の導入から一定期間の定額補助（導入後支援）  
を行うことにより、初期コストの負担や収支が安定するまでの損失リスクを緩和しながら、訪問介護事業への参入の意思決定を後押しし、通所介護事業所の多機能化（訪問機能の追加）を推進する。

#### （2）実施主体

都道府県、指定都市、中核市

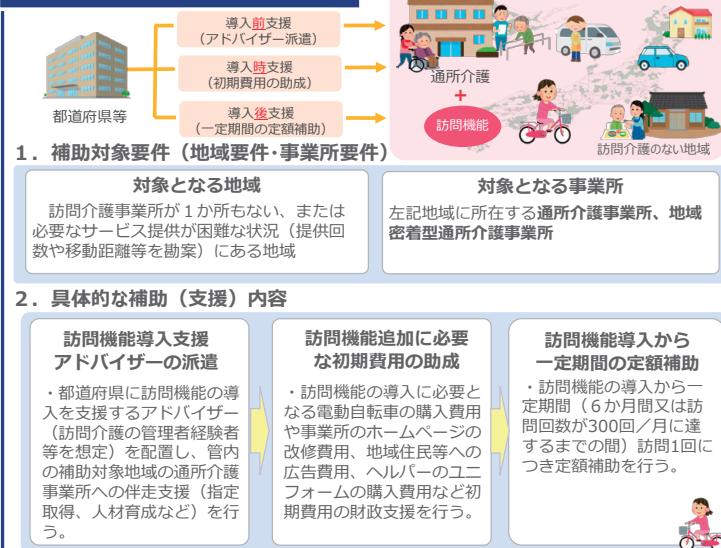
#### （3）具体的な補助要件や補助内容等

右図参照

#### （4）補助率及び事業スキーム 補助率 国：2／3



### 3 事業のイメージ図



令和8年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加に伴い、ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数や居宅介護支援事業所数は減少傾向にある。利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが喫緊の課題である。
- こうした中で、地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

## ①介護支援専門員人材確保支援事業

## （1）概要

地域におけるケアマネジャーの人材確保のため、中山間・離島等地域における採用活動の支援、「潜在ケアマネジャー」の復職等、人材確保に資する取組等を支援する。

（2）補助対象経費（例）

ア. 中山間・離島等地域における採用活動  
イ. 「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等

## ②介護支援専門員業務負担軽減支援事業

## （1）概要

介護支援専門員の業務負担軽減のため、事務的な業務のタスクシフト支援、シャドウワークに関する相談窓口の設置等の取組を支援する。

## （2）補助対象経費（例）

ア. 事務職員の採用や研修の支援  
イ. 公共的な団体による業務の受け皿創設支援  
ウ. シャドウワークに関する相談窓口の設置

## ③居宅介護支援事業所経営改善支援事業

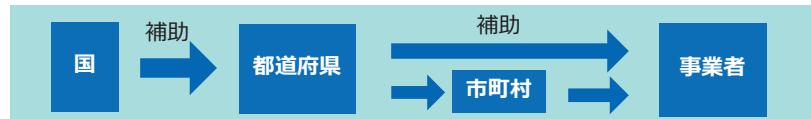
## （1）概要

居宅介護支援事業所等の経営改善のため、専門家の派遣やケアマネジャーが長く働き続けられる勤務環境の整備等を支援する。

## （2）補助対象経費（例）

ア. コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援  
イ. 利用者確保のための広報活動支援

実施主体：都道府県  
負担割合：国：2／3、都道府県1／3



## 新規 介護支援専門員資質向上推進事業

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3936)

令和8年度概算要求額 74百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ケアマネジャーの法定研修は、必要な知識・技術の修得や資質向上を図ることを目的として、国の定めるカリキュラムや実施要綱に基づき、都道府県又は都道府県知事が指定した研修実施機関が実施しているところであるが、受講者の経済的・時間的負担や、各地域での研修実施状況の格差について指摘があるところ。
- このため、研修の質の確保・費用負担の軽減の観点から研修教材等について国で一元的に作成するとともに、研修受講に当たっての負担を軽減するため、オンライン受講の推進など、柔軟な受講が行えるよう環境整備を行う。
- また、令和6年度から、各都道府県が行う法定研修のカリキュラムに盛り込まれた適切なケアマネジメント手法について、手法の更なる普及促進や必要な更新等を行うことにより、ケアマネジメントの質の向上を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

## ①介護支援専門員法定研修教材作成事業

## （概要）

全国統一的な実施が望ましい科目について、講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにする。



## ②適切なケアマネジメント手法普及促進事業

## （概要）

適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進を図るため、他職種・保険者へのセミナー等の開催や、有識者等による委員会を設置し手法の更新等を行う。



【スキーム・実施主体】

国

委託

民間団体等

令和8年度概算要求額 58百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

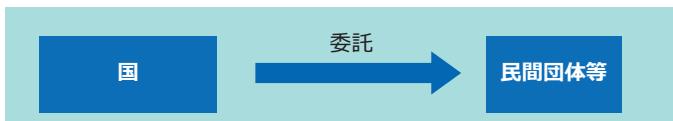
- ケアマネジャーの従事者数（実数）は、平成30年度をピークに減少傾向となっているとともに、現在のケアマネジャーの年齢構成等を踏まえると、10年以内には、ケアマネジャーの担い手は急激に減少していくことが見込まれており、特に、若年層や「潜在ケアマネジャー」への魅力発信の取組を促進することが重要である。
- このため、ケアマネジャーの仕事のやりがいや実際の業務のイメージなどを、学生や「潜在ケアマネジャー」などに周知するために、リーフレットや広報動画の作成等、ケアマネジャーに関する広報事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

## 【実施内容】

- ・ 周知用リーフレット・パンフレット・学習用漫画の作成・発送  
→ ケアマネジャーの業務内容やキャリア、実際に働かれている人の声などをまとめたもの
- ・ 周知ポスターの作成・発送  
→ ケアマネジャーをテーマにした職業PR
- ・ 広報動画作成  
→ ケアマネジャーの一日に密着した動画・Youtube掲載

## 【スキーム・実施主体】



## 拡充

## 離島・中山間地域等サービス確保対策事業

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3987)

令和8年度概算要求額 20百万円 (10百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 離島・中山間地域等で介護サービスの提供体制を確保していくため、**複数町村との連携や関係事業所との協議の実施【拡充】**、ホームヘルパー養成などの地域の実情に応じた人材の確保対策の実施に向けて、具体的な方策・事業の検討や試行の事業等を実施する。
- 特に、2040年に向けて人口減少が進む地域においてサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、市町村の判断で柔軟なサービスの提供を可能とする**「離島等相当サービス」の活用を促進するための事業**を実施する。【拡充】

## 2 事業の概要・実施主体等

## 【都道府県が行う事業】

- 離島・中山間地域を抱える市町村とのサービス確保対策検討委員会等の開催
- **離島等相当サービス等の導入によるサービス確保対策に向けた市町村への伴走支援【拡充】**
  - ・ 需要等分析、基準緩和策の提案、条例制定支援、市町村内検討会の開催支援等
- **離島・中山間地域特有の課題解決のため複数町村との連携会議の開催支援【拡充】**
  - ・ 外国人介護人材の受け体制整備や、地域内での人材育成など、郡部地域での一連の取組の検討

## 【市区町村が行う事業】

- 管内関係者との事業推進会議の開催、国や都道府県の制度についての周知
- 地域内での人材養成等、介護サービス提供体制に向けた試行の事業の検討実施
- **離島等相当サービス等の導入に向けた関係者協議会の開催等【拡充】**
  - ・ 管内事業者等との検討会の開催、事業者の提供体制の整備・事業運営支援等
- **管内関係事業所協議会の実施【拡充】**
  - ・ 地域での介護体制の維持に向けた介護事業者や他業種の民間企業等含めた関係者協議会の実施

## 【離島・中山間地域等での介護サービス確保等のために行う事業】

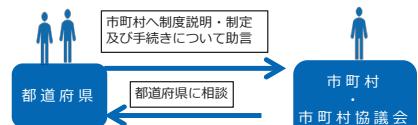
- 介護事業者と地元学生との懇談の場など介護人材の確保に向けた事業
- 介護事業者間や各民間企業等との連携等に向けた支援
- 地域特有の課題に応じたサービス提供体制の確保対策【一部拡充】
- 例 離島のサービス提供に当たって**船賃が必要な場合における交通費の支援など**

## 【実施主体及び補助事業】

- **都道府県・指定都市・中核市【国1/2、都道府県等1/2】**  
※ 基金事業「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合、国3/4、都道府県等1/4
- **市区町村【国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4】**  
・ 本事業以外の介護サービス確保等の事業を実施し、地域づくり加速化事業による支援を受けている場合  
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6
- ※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。

## 3 事業のイメージ図

【都道府県が行う事業】※離島等相当サービス等導入などサービス確保対策に向けた市町村支援の例



【市区町村が行う事業】※離島等相当サービス等などサービス確保の実施に向けた関係者協議会の開催等支援の例



▶ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援

拡充

## 地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3986)

令和8年度概算要求額 1,908億円 (1,800億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



### 2 事業費・財源構成

#### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

##### 【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業  
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」  
※ 災害その他特別な事がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業  
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」  
+「社会保障の充実分」

#### 財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業  
1号保険料、2号保険料と公費で構成  
(介護給付費の構成と同じ)
- ② 包括的支援事業・任意事業  
1号保険料と公費で構成  
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	—

※「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づく家族介護者への相談支援体制の充実については、政府の方針等も踏まえて対応を行う。

### 3 実施主体・事業内容等

#### 実施主体

市町村

#### 事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

##### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

##### ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

##### イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

##### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

##### ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

##### イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

##### ③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3982)

拡充

## 就職氷河期世代等支援としての家族介護者への相談支援体制の充実

### 1 事業の目的

令和8年度概算要求額 地域支援事業1,908億円の内数 (1,800億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、「家族介護者への相談支援体制の整備」が挙げられたところ。
- 市町村における家族介護者への支援は、地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」により実施されてきたが、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、育児・介護休業法の改正による企業側での仕事と介護の両立支援の取組も踏まえたものとなるよう、現在の家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った再編・充実を行う。

### 2 事業の概要

#### 【家族介護支援事業の再編・充実】

- 企業側での仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方に配慮した相談体制整備に資するよう家族介護者支援に係る相談員の配置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等に係る新たなメニューについて検討する。
- 家族介護者自身への支援に着目した事業となるよう、事業全体の再編を行う。

※ 具体的な内容については、就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームでの議論等を踏まえ検討。

(参考) 現行の家族介護支援事業の主要事業		
事業目的	事業内容	
介護教室の開催	要介護被保険者の状態の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"><li>適切な介護知識・技術の習得のための教室</li><li>外部サービスの適切な利用方法の習得のための教室 等</li></ul>
認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>認知症に関する広報・啓発活動</li><li>徘徊高齢者の早期発見の仕組みの構築・運用</li><li>認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問 等</li></ul>
家族介護継続支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減	
	健康相談・疾病予防等事業	<ul style="list-style-type: none"><li>家族介護者に対するヘルスチェック、健康相談による疾病予防や病気の早期発見等</li></ul>
	介護者交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会の開催 等</li></ul>
	介護自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>特定の要件に該当する要介護者の家族を慰労するための事業 (慰労金等の贈呈)</li></ul>

### 3 実施主体等

#### 【実施主体】

- 市町村

#### 【交付率】

- 国38.5%

#### 【参考】

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）

# 地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3982)

## 1 事業の目的

令和8年度概算要求額 76百万円 (78百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じたパッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきた。
- 令和5年12月7日に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から、地域の多様な主体が総合事業に参画しやくする枠組みの構築を行うこととされた。
- これまでの取組や検討会での議論を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた市町村の取組を一層推進していくために以下を行う。
  - ① 伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生（支）局主導及び都道府県主導による支援を行うとともに、都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成など、地域レベルでの取組を一層促進していく。
  - ② 第9期介護保険事業計画期間中に総合事業の充実に集中的に取り組むこととされており、地域の受け皿整備のために生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、全国版の高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創プラットフォーム）の運用及び発展を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生（支）局主導・都道府県主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国24か所）
  - ・地方厚生（支）局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修も実施
- ② 自治体向け研修の実施（各地方厚生（支）局ブロックごと）
- ③ 地域づくり戦略や支援パッケージ（注）の改訂など地域づくりに資するツールの充実
  - （注）市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。
- ④ 都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成

### 2. 高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）の運用・発展

事業イメージ



## 3 実施主体等

### 【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



### 【補助率】

- ・国10/10

### 【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」  
(令和5年12月22日閣議決定)

## ▶保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化

拡充

## 保険者機能強化推進交付金の拡充

老健局介護保険計画課（内線2161）

令和8年度概算要求額 117億円 (101億円) ※ () 内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 保険者機能強化推進交付金については、令和7年度において、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備や取組の充実に既に一定程度取り組んでいる保険者を対象として、さらなる健康寿命の延伸に向け、地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを構築したところ。
- 次期制度改革等に向けて、本取組をより充実させる必要がある。

## 2 拡充の内容

### 成果指向型の保険者機能強化に向けた支援の構築（拡充）

#### 【地域のデータ分析と課題の設定】

- ・地域の介護給付費の動向や、地域資源、医療・介護の健康づくりに関するデータ等に基づき、地域課題を把握。
- ・対象となるターゲット層（年齢・状態・性別等の具体的な住民層）、健康寿命の延伸につながる成果指向型の介護予防・健康づくりの目標

#### 【具体的な支援方法と評価指標の設定】

- ・目標とターゲット層に応じ、支援方法及び評価指標を設定

#### 【指標の評価、事業の実施】

- ・指標の妥当性を評価した上で交付金の交付・事業の実施

#### 【実績評価】

- ・適切な指標による実績評価

## ▶介護職員等処遇改善加算の取得支援

拡充

## 介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

老健局老人保健課（内線3942）

令和8年度概算要求額 3.0億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### 成果目標

- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

※令和8年度においても引き続き介護職員等処遇改善加算の取得促進を強力に進めるため、個別の助言・指導等の支援の拡充を図る。

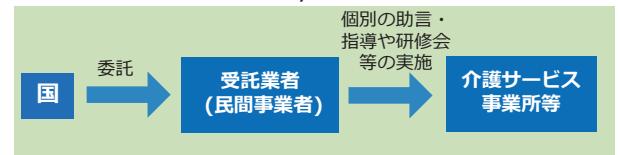
#### 所要額

- 介護保険事業費補助金：257,572千円
- 要介護認定調査委託費：39,246千円

#### ○事業スキーム（補助事業：257,572千円）



#### ○事業スキーム（委託事業：39,246千円）



## ▶介護施設等の防災・減災対策の推進

拡充

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

老健局高齢者支援課（内線3928）

令和8年度概算要求額 12億円+事項要求（12億円）※（）内は前年度当初予算額 令和6年度補正予算額 64億円（国土強靭化分を含む）  
※国土強靭化実施中期計画（令和7年6月閣議決定）等のための予算については予算編成過程で検討

### 1 事業の目的

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

#### ① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

#### ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕や非常用自家発電設備の設置を支援

#### ③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

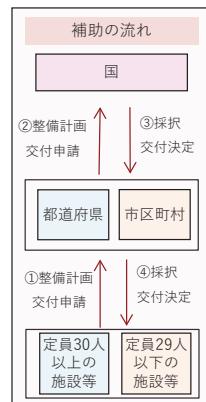
- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉連携推進法人等の施設の老朽化に伴う大規模修繕等を支援（④又は⑤（国土強靭化関係のみ）と併せて実施する場合を事業の対象に含める。【拡充】）

#### ④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力ができるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備を支援（水害対策強化事業について老朽化したエレベーターの改修等も対象【拡充】）
- 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を支援

#### ⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援



拡充

## 在宅福祉事業費補助金

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3878)

令和8年度概算要求額 23億円 (23億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施する。

### 2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
  - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
  - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
  - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。
- **被災高齢者等把握等事業**
  - ・ 災害発生時に、円滑に事業が開始できるよう、各都道府県において研修等事業を実施する。【拡充】
    - ・ 被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3ヶ月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
      - ア 在宅高齢者等への戸別訪問による現状把握の実施
      - イ 関係支援機関へのつなぎの実施
      - ウ 専門的な生活支援等の助言の実施
      - エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため必要と認めた事業

### 3 実施主体等

【実施主体】  
都道府県、指定都市、中核市  
【補助率】  
国1/2、1/3、2/3、10/10  
【補助実績】  
交付額22億円 (令和6年度)  
【参考】老人福祉法  
第十三条  
2 地方公共団体は、老人の  
福祉を増進することを目的と  
する事業の振興を図るとともに、  
老人クラブその他当該事  
業を行う者に対して、適当な  
援助をするように努めなければ  
ならない。

新規

## 地域包括支援センターにおける災害等への備えに資する体制整備モデル事業

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3894、3982)

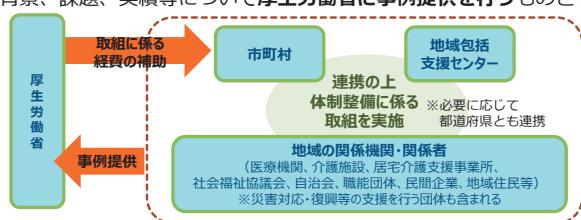
### 1 事業の目的

令和8年度概算要求額 38百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

- ・ 地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時に、要支援者の把握や関係機関との連絡調整など各地域において不可欠な役割を有する。そのため、業務継続計画(BCP)の策定を含め、災害等の有事に備えて自治体と連携した体制整備を行うことが重要である。
- ・ 一方で、地域包括支援センターとしてのBCP策定を行っている市町村は半数程度に留まっており、能登半島地震の経験からも、有事における地域包括支援センターの役割を明確にし、自治体と連携したBCPの見直しや訓練の実施等の必要性が挙げられたところ。
- ・ 本事業では、地域包括支援センターにおける災害等の有事に備えた体制を整備するために、市町村における関係機関・関係者間の協議の場やネットワークの構築、地域包括支援センターにおけるBCP策定やそのための業務整理、自治体や地域の関係者と連携したBCPに基づく訓練等の実施といった取組を先行的に実施する。

### 2 事業の概要・スキーム

- ① 地域包括支援センターにおける災害や感染症の発生等の有事に備えた体制整備のために実施する以下の取組に係る経費を補助する。
  - ・ 市町村又は地域包括支援センターの担当圏域における関係機関・関係者間の協議の場の設置、会議の実施、ネットワークの構築
  - ・ 地域包括支援センターにおけるBCP策定・見直し
  - ・ 地域包括支援センターにおけるBCP策定にあたっての(又は策定したBCPに基づく)業務整理
  - ・ 自治体職員や地域の関係者等と連携したBCPに基づく訓練の実施やそれに係る会議の実施 等
- ② 本事業による助成を受けて取組を実施する市町村及び地域包括支援センター等は、全国における先立つ事例として、その取組の背景、課題、実績等について厚生労働省に事例提供を行うものとする。



### 3 実施主体等

【実施主体】  
・ 市町村  
【補助率】  
・ 定額 (国10/10)  
【補助上限額】  
・ 1自治体200万円  
(全20市町村が実施  
することを想定)

## ○救急・災害医療提供体制の確保

➢ドクターへリの活用による救急医療体制の強化

拡充

## ドクターへリ導入促進事業

医政局地域医療計画課（内線2550）

令和8年度概算要求額 100億円（99億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターへリの運航体制を確立する。

### 2 事業の概要・スキーム

- ドクターへリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



### 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
- 補助率：1/2
- 補助基準額（R7予定）：8区分  
3.59億円（飛行時間350時間以上）  
3.49億円（飛行時間300以上350時間未満）～ 2.99億円（飛行時間50以上100時間未満）  
2.89億円（飛行時間50時間未満）
- 負担割合：国1/2、都道府県1/2

### 4 見直し内容

- 補助基準額：  
令和6年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

### 5 事業実績

- 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）  
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。
- 平成13年度 5県 岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
- 平成14年度 2県 神奈川県、和歌山県
- 平成17年度 2道県 北海道、長野県
- 平成18年度 1県 長崎県
- 平成19年度 3府県 埼玉県、大阪府、福島県
- 平成20年度 3県 青森県、群馬県、沖縄県
- 平成21年度 4道県 千葉県（2機目）、静岡県（2機目）、北海道（2機目、3機目）、栃木県
- 平成22年度 5県 兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
- 平成23年度 6県 島根県、長野県（2機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
- 平成24年度 8県 青森県（2機目）、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
- 平成25年度 3県 広島県、兵庫県（2機目）、佐賀県
- 平成26年度 1道 北海道（4機目）
- 平成27年度 2県 滋賀県、富山県
- 平成28年度 5県 宮城県、新潟県（2機目）、奈良県、愛媛県、鹿児島県（2機目）
- 平成29年度 1県 鳥取県
- 平成30年度 1県 石川県
- 令和3年度 2都県 福井県、東京都
- 令和4年度 1県 香川県
- 令和5年度 1県 愛知県（2機目）
- 令和7年度（予定） 1県 長崎県（2機目）

## ➢医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化

拡充

## 災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業

医政局地域医療計画課（内線2558）

令和8年度概算要求額 12億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和4年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、新興感染症への対応を含めたDMATの体制を強化する。
- 災害発災直後に迅速に被災都道府県に入り、被害状況に応じた活動の調整を行えるよう、DMAT事務局の運営・拡充を行う。
- 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害発生を見据え、従来の医療機関を中心とした支援だけでなく、孤立地域や多数傷病者発生地域への現場派遣に向けたDMAT隊員の養成を強化する。
- 複数の都道府県が被災するような大規模災害発生を見据え、各地域本部の設置・連携や被災地域への医療チーム派遣、地域の実情に即した医療提供体制整備の迅速化に向け、各地域にDMAT事務局の拠点を設置するとともに、平時より各地域に根ざした訓練・研修を行う。
- ドクターへリを活用した災害時の患者搬送調整の円滑化に向け、全国規模の運用調整を専従で行うドクターへリ支援本部を設置するとともに、ドクターへリ運航会社との調整、動態監視システム災害時運用調整、必要な関係省庁との調整等を行う。

### 2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
- ①DMAT関連研修
- ②地域別のDMAT関連研修の企画・実施
- ③大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
- ④災害急性期対応研修
- ⑤IT・データサイエンス専門チームの構築
- ⑥DMAT連携等国際支援
- ⑦災害等危機管理専門家養成コース
- ⑧ブロック拠点設置による災害対応迅速化
- ⑨ドクターへリ等を活用した災害時搬送調整

### 3 実施主体

- 委託により実施（国立健康危機管理研究機構、兵庫県災害医療センター）

### 4 事業実績

- DMAT研修修了者数：18,909人（令和7年4月1日時点）

### 5 拡充内容

#### ① DMAT隊員養成研修の拡充

- 南海トラフ地震や首都直下地震等の最新の被害想定を踏まえ、養成数を拡大することで、支援に必要なDMAT隊員数の確保を図る。（具体的な養成数は、関係省庁との調整、厚労科研費による調査を踏まえて把握する）

- R8年度においては、DMAT隊員のチームを養成研修の枠数を拡大し、養成数の増をはかる。

#### ⑧ ブロック拠点設置による災害対応迅速化

- 全国にブロック拠点（8ブロック）を設置し、ブロック毎に地域に根差した訓練・研修を実施することで、災害時における被災地域へのアプローチ強化を図る。
- R8年度においては、2ブロック（九州、北海道）を新設し、当該地域での支援体制を確立する。

#### ⑨ ドクターへリ等を活用した災害時搬送調整

- 大規模災害時のドクターへリ運用体制構築に係る指針（R7.3.31改）に基づき、平時より各地域の連絡担当基地病院と連携し、都道府県への調整支援を可能とすることで、災害時にドクターへリを活用した患者搬送調整の円滑化を図る。
- R8年度においては、ドクターへリ支援本部をDMAT事務局に新設し、専門人員の確保と調整支援に必要なシステムの導入を行う。

扩充

DPAT体制整備事業（DPAT事務局）

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和8年度概算要求額 72百万円 (64百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時においては、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
  - DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大時においては、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行なうなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
  - このため、自然災害及び今後の新興感染症等の感染拡大時に対応するため、DPAT事務局運営経費の予算を増額し、体制を拡充する。
  - また、発災から概ね48時間以内に被災した都道府県において対応を行う日本DPATを養成するための研修、養成した日本DPATへの技能維持研修や更新研修の回数を増やすために、予算を増額し、日本DPATの体制を拡充する。

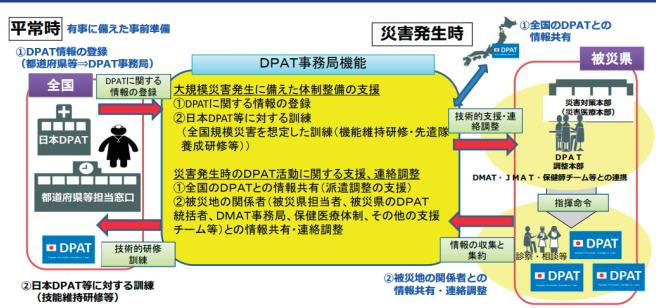
## 2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付

  - ① DPAT事務局運営経費（平常時）  
(人物費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等)
  - ② DPAT活動に係る技術的支援  
(都道府県の行うDPAT研修への講師派遣等)

## 扩充內容

- ③ DPAT隊員養成研修経費  
(日本DPAT研修、技能維持研修、更新研修、感染症対応研修等の企画・実施)
  - ④ DPAT事務局運営経費（災害等発生時）  
(日本DPAT派遣調整、全体管理、人件費、謝金等)



### 3 実施主体等

- 厚生労働省が選定した委託事業者が実施  
(令和7年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会)

## 4 事業実績

日本DPAT研修修了者：1,260名（令和7年4月1日時点）

拓充

## 災害事体制整備事業

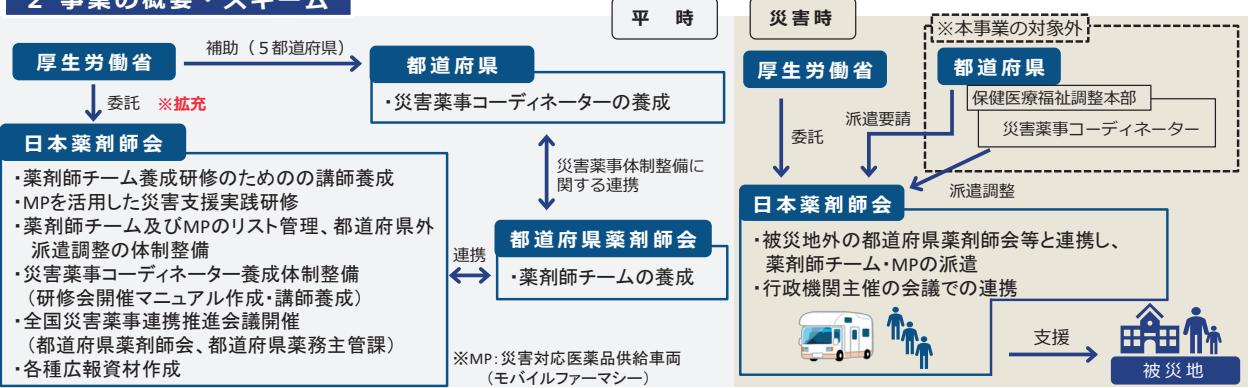
医薬局総務課 (内線2712 4265)

令和8年度概算要求額 25百万円（5百万円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・災害時の医療提供においては、単に医薬品を確保するだけでは足りず、医薬品の知識を有し適切に管理・提供できる薬剤師の関与の元に医薬品の流通を確保・管理することが重要である。
  - ・第8次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師と定義され、保健医療福祉調整本部への参画が求められていることから、各都道府県において災害薬事コーディネーターの養成が望まれる。
  - ・また、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」では、災害時に薬剤師が円滑に支援活動を行えるような体制の整備等について、とりまとめられている。
  - ・そのため、各都道府県が災害薬事コーディネーターを任命するための支援を引き続き行うとともに、災害時における薬事体制の整備を行う。

## 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

国（日本薬剤師会に委託）、都道府県

拡充

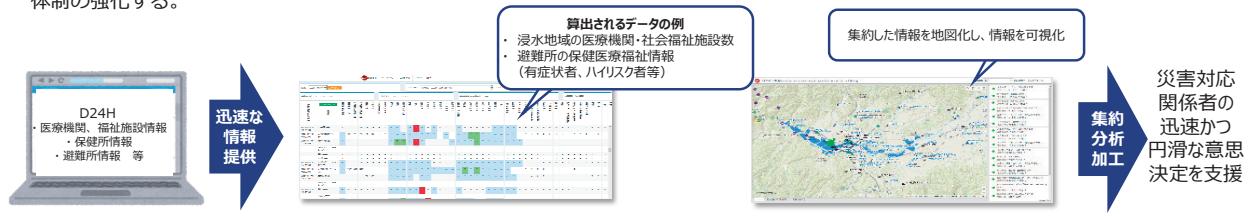
## 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費

大臣官房厚生科学課  
災害等危機管理対策室  
(内線3844)

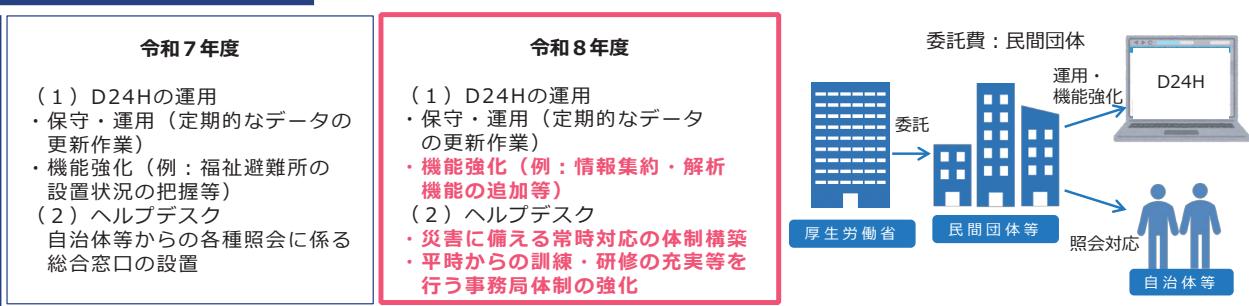
令和8年度概算要求額 1.0億円 (34百万円) 【デジタル庁計上】※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）は、災害時に医療・福祉施設、避難所などの状況を一元的に把握するためのシステムであり、災害に関する情報を災害対応関係者（国、自治体等）に迅速に提供することにより、災害対応等に関する迅速かつ効率的な意思決定を支援する。
- ・能登半島地震の際ににおいて、D24Hは一部活用されたが、発災当初は各機関の担当者がシステムを使いこなすことができず、デジタル技術を十分に活用できない事例が見られたと報告された。そのため、平時から自治体等においてD24Hを円滑に活用される必要がある。
- ・予測できない災害発生に対するD24Hの円滑な活用に向けて、D24Hの機能強化とともに、平時からの訓練・研修の充実等を行う事務局体制の強化する。



### 2 事業の概要・スキーム



新規

## 保健医療福祉活動チームの連携体制構築事業

大臣官房厚生科学課  
災害等危機管理対策室  
(内線3844)

令和8年度概算要求額 13百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 能登半島地震では、迅速かつ適切な被災者支援を行うために保健医療福祉活動チーム（以下「活動チーム」）間の連携が課題として顕在化した。
- この教訓を踏まえ、平時から活動チーム間の連携体制を構築し、有事の際に一人でも多くの命を救えるよう、即応的かつ組織横断的な支援体制の確立を目的とする。
- 令和7年度は、災害危機管理対応の共通認識の醸成を図るため、内閣府予算「事前防災対策総合推進費」を活用し活動チーム間での各活動チームの役割分担の整理と実践的なオペレーション体制の構築を目指した意見交換会を開催する。
- 令和8年度は、実災害に活動チームが連携して円滑な対応できるようにするために、訓練プログラムの素案を検討した上で、意見交換会において各活動チームから意見を集約、訓練プログラムに反映しさらに精緻化する。作成した訓練プログラムを用いて、さらなる連携体制の構築を目指した自治体及び活動チームによる合同訓練を実施する予定である。

### 2 事業の概要



### 3 事業のスキーム・実施主体等

令和8年度概算要求額 61百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和5年度の地域保健基本指針の改正により、感染症のまん延等の健康危機に備えて各保健所において「健康危機対処計画」を策定することとしており、健康危機対処計画（感染症編）については厚生労働省より策定ガイドライン及び策定例を発出し、全国の保健所において計画策定を進めている。
- 保健所では、地域保健基本指針の改正及び昨今の自然災害や大規模食中毒等への対応も踏まえ、感染症だけでなく、さまざまな健康危機（オールハザード）を想定した健康危機対処計画の策定を進めていく必要があり、平成13年に発出した「地域健康危機管理ガイドライン」を改定し、オールハザードを想定した健康危機対処計画策定のためのガイドラインとして令和7年度中に発する予定となっている。
- そこで、改定版「地域健康危機管理ガイドライン」を踏まえた各保健所におけるオールハザードを想定した健康危機対処計画の策定を推進することを目的とし、自然災害や大規模食中毒など地域特性が見られるリスク要因を考慮した上で、モデル保健所を選定して計画策定を伴走支援し、策定のプロセスやフォーマット等を全国の保健所に共有する。

## 2 事業の概要

## ▶ 厚生労働省（民間事業者）

改定版「地域健康危機管理ガイドライン」を踏まえたオールハザード想定の健康危機対処計画を先行的に策定するモデル保健所を選定し、ツールの提供や助言を行うことでモデル保健所の計画策定を伴走支援とともに、モデル保健所の計画策定プロセスやフォーマット等を全国の保健所に提供し、オールハザード想定の健康危機対処計画の策定を支援する。

## ▶ モデル保健所

厚生労働省（民間事業者）の伴走支援を受けながら、改定版「地域健康危機管理ガイドライン」を踏まえたオールハザードを想定した健康危機対処計画を策定する。

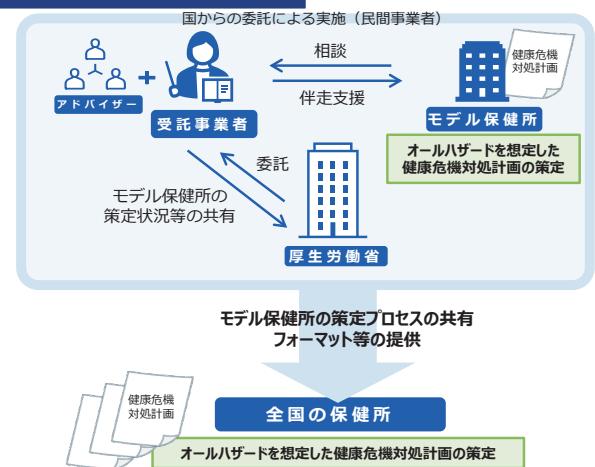
## ▶ 全国の保健所

モデル保健所の策定プロセスや各種フォーマット等を活用し、オールハザード想定の健康危機対処計画の策定を進める。

## オールハザードを想定した健康危機対処計画の概要

- 健康危機管理の基本事項
- 健康危機管理の対応
  - 平時対応
  - 平時対応から危機対応への移行
  - 危機対応
  - 危機対応から平時（危機後）対応への移行
  - 平時（危機後）対応
- 特定分野における特有の対応

## 3 スキーム、実施主体



## ○小児・周産期医療提供体制の確保

➢周産期母子医療センター等への支援

## 拡充 周産期母子医療センター運営事業

医政局地域医療計画課（内線8048）

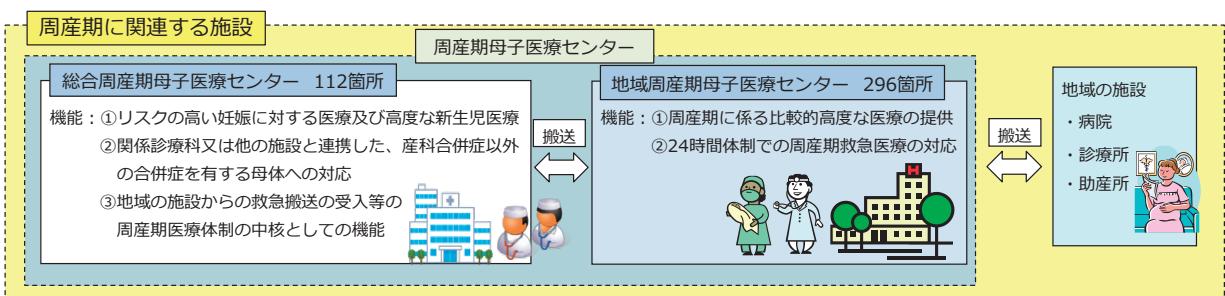
令和8年度概算要求額 9.1億円（医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 医療計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な支援を行い、周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- 産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科を有し、必要な設備・人員等を備え、24時間体制で母体・新生児を受け入れる体制を備えることにより、産科及び産科以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援を行う。例年申請額が予算額を超えていることから、各施設に対する支援を拡充するために予算額を増額して要求する。



## 3 実施主体等

・実施主体：都道府県の医療計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センター ・補助率：国1／3

▶地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化・役割分担の推進

## 地域小兒医療体制強化事業

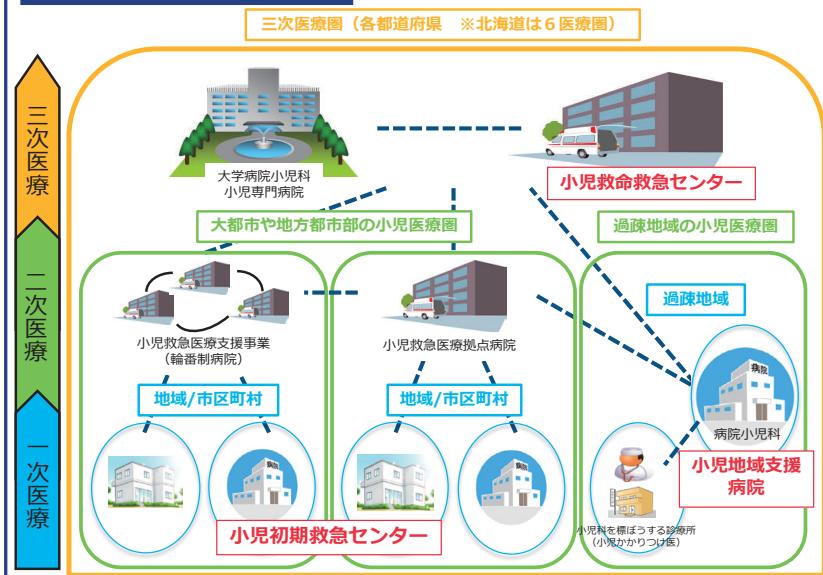
医政局地域医療計画課  
(内線8048)

### 令和8年度概算要求額 3.8億円 (医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数) ※()内は前年度予算額

## 1 事業の目的

第8次医療計画における小児医療の体制構築に係る指針において、全ての小児医療圏で小児救急医療を含めて常時小児の診療ができる体制の確保を求めているところ、軽症が多いとされる小児救急患者に対応する小児初期救急体制や、過疎地域において不可欠な小児医療施設の運営、広域搬送を受け入れる小児救命救急センターを支援し、医療機能の明確化や連携体制の構築促進を目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム



## ・ 小児救命救急センター

### 設備整備事業（新規）、運営事業（拡充）

### • 小兒地域支援病院運營事業（新規）

小児中核病院又は小児地域医療センターがない小児医療圏において最大の病院小児科であり、地理的に孤立した地域に不可欠で、他地域の小児科と統廃合が不適当な病院について、運営費の一部を補助する。

#### ・ 小児初期救急センター運営事業（拡充）

小児の急病患者を受け入れるため、二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療体制を備えた医療機関の運営費の一部を補助する。

### 3 実施主体等

#### 審施主体・都道府県

補助率：國1／3 医療機關2／3

▶地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化・役割分担の推進

▶希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築

10 医政局地域医療計画課（中綱2012）

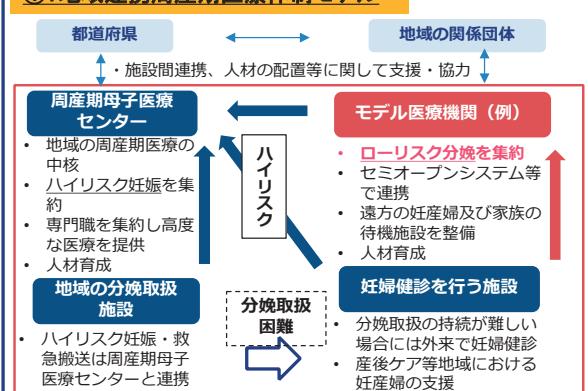
会和8年度概算要求額 6,0億円(一) 以下に於て該年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 出生数の減少に伴い分娩取扱施設の数も減少が続いている中、令和6年度より開始した第8次医療計画において、都道府県に対して、周産期母子医療センターを基幹とした集約化・重点化や、医療機関ごとの役割分担を進めること等を求めている。
  - 特に医療資源が限られる地域において周産期医療体制を確保するためには、ハイリスク妊娠を周産期母子医療センターに集約するだけでなく、ローリスク妊娠への対応についても集約化・重点化を含む施設間の役割分担が必要である。
  - 無痛分娩については、全ての医療機関での麻酔を専門とする医師の確保は困難であり、地域全体で安全な体制を整備する必要がある。
  - 本事業では、地域における産科医療機関の適切な集約化や役割分担を支援し、また地域の無痛分娩への麻酔科医の関与を支援することにより、周産期医療体制を確保することを目的とする。

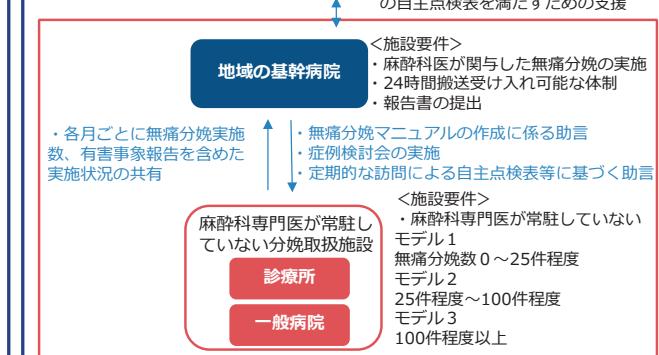
## 2 事業の概要・スキーム

## ①: 地域連携周産期医療体制モデル



## ②: 無痛分娩連携モデル

- ・無痛分娩の実施状況の把握
- ・事業実施状況の監視
- ・JALAの推奨する研修の受講促進等の向上に検査を導くまでの支援



### 3 実施主体等

- ①実施主体：都道府県及び、他施設・関係団体と連携して事業の実施が可能な医療機関 箇所数：3箇所 1箇所あたり：1.5億円程度  
 ②実施主体：都道府県 箇所数：15箇所（モデル1～3それぞれ5箇所程度） 1箇所あたり：0.1億円程度

## ○医療・介護分野におけるDXの推進

➢全国医療情報プラットフォームにおける、公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進、電子処方箋の利用拡大

新規

## 公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進

大臣官房情報化担当参事官室  
(内線8145)

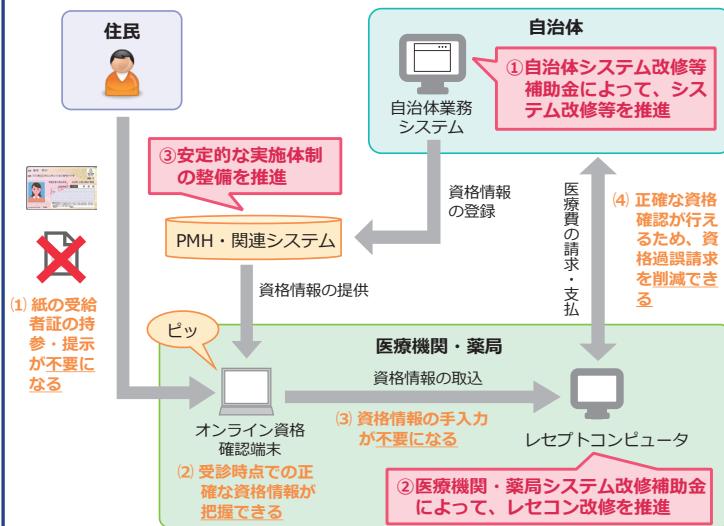
令和8年度概算要求額 46億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

骨太方針2025（令和7年6月13日閣議決定）、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）、医療法等改正法案等に基づき、公費負担医療制度等（公費負担医療・地方単独医療費助成）のオンライン資格確認の令和8年度中の全国規模での導入に向けて、自治体システムの改修等、医療機関・薬局システムの改修、安定的な実施体制の整備を推進する。

### 2 事業の概要、実施主体等

#### ○公費負担医療制度等のオンライン資格確認の仕組みと事業概要



#### ①自治体システム改修等補助金

- 補助対象：都道府県、市区町村
- 1制度当たり基準額：500万円
- 補助率：1/2

#### ②医療機関・薬局システム改修補助金

- 補助対象：医療機関、薬局
- 補助内容  

区分	補助内容
病院	28.3万円を上限に補助 ※事業費56.6万円を上限にその1/2を補助
診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）	5.4万円を上限に補助 ※事業費7.3万円を上限にその3/4を補助
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 ※事業費7.3万円を上限にその1/2を補助

#### ③安定的な実施体制の整備

- PMHシステムの運用・保守業務等をデジタル庁から支払基金に移管するための準備経費を補助（補助対象：支払基金）※令和9年度から移管予定
- 導入自治体拡大のための自治体等向けヘルプデスク業務委託

拡充

## 電子処方箋の利活用促進事業

医薬局総務課（内線2195）

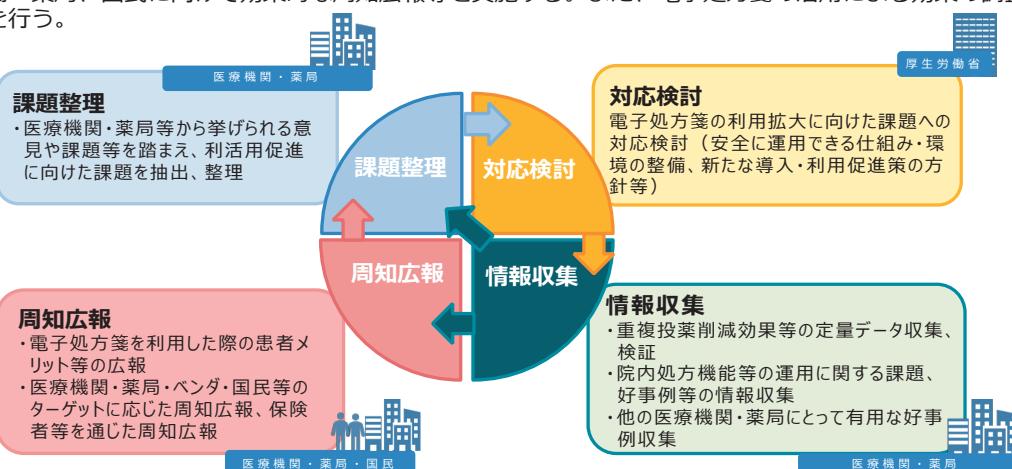
令和8年度概算要求額 87百万円 (1百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

医療機関・薬局等へ電子処方箋の利活用促進支援や周知広報を行うことで、電子処方箋の利活用の促進を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、利活用促進を進めるとともに、医療機関・薬局、国民に向けて効果的な周知広報等を実施する。また、電子処方箋の活用による効果の調査・検証等を行う。



### 3 実施主体等

実施主体：国、民間団体等

## ➤自治体検診における医療機関等との連携の推進

新規

### 自治体検診DX推進等事業

健康・生活衛生局健康課（内線2396）

令和8年度概算要求額 24億円（-）※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 10億円

#### 1 事業の目的

- ◆「医療DXに関する工程表」（令和5年6月2日）において、**自治体検診情報**について、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を**共有**可能にすることとされており、また、**保健医療データの二次利用**についての環境整備を図ることが盛り込まれている。
- ◆「医療法等の一部を改正する法律案」として、以下についての**健康増進法の改正**も含めて、閣議決定の上で、常会に提出したところ。
  - ①PMH（Public Medical Hub）を活用して**自治体検診事務のデジタル化**を図り、自治体検診情報の医療機関等への電子的共有
  - ②**自治体検診情報データベース**（「自治体検診DB」）の構築 ※施行期日：公布後4年以内に政令で定める日
  - ①昨年度に引き続き、**自治体検診事務のデジタル化**に向けた先行実証を行うとともに、**本格運用に向けた業務要件定義とシステム要件定義等**を実施する
  - ②**自治体検診DBの構築**に向けた**業務要件定義とシステム要件定義等**を実施する

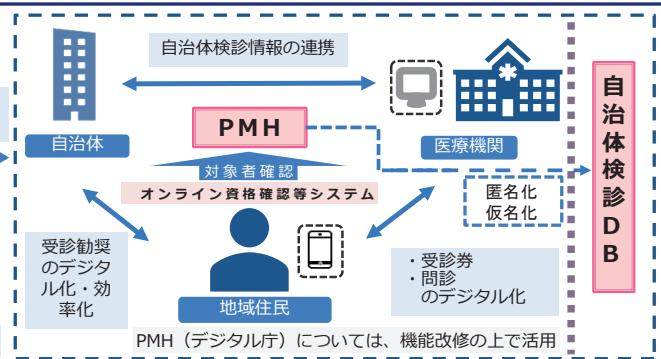
#### 2 事業の概要・スキーム

##### (1) 自治体検診事務デジタル化先行実証事業



##### (2) 自治体検診DB構築に向けた要件定義等

##### (3) 本格運用に向けたPMH（自治体検診）の要件定義等



#### 3 実施主体

【委託費：民間団体】

自治体検診デジタル化先行実証、PMHの業務要件定義、自治体検診DBの業務要件定義とシステム要件定義

【補助金：国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金（定額）】

PMHのシステム要件定義：国保中央会、先行実証におけるオンライン資格確認等システムの検証等：支払基金

## ➤医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資する製品データベースの構築

新規

### 医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資する製品データベース構築事業

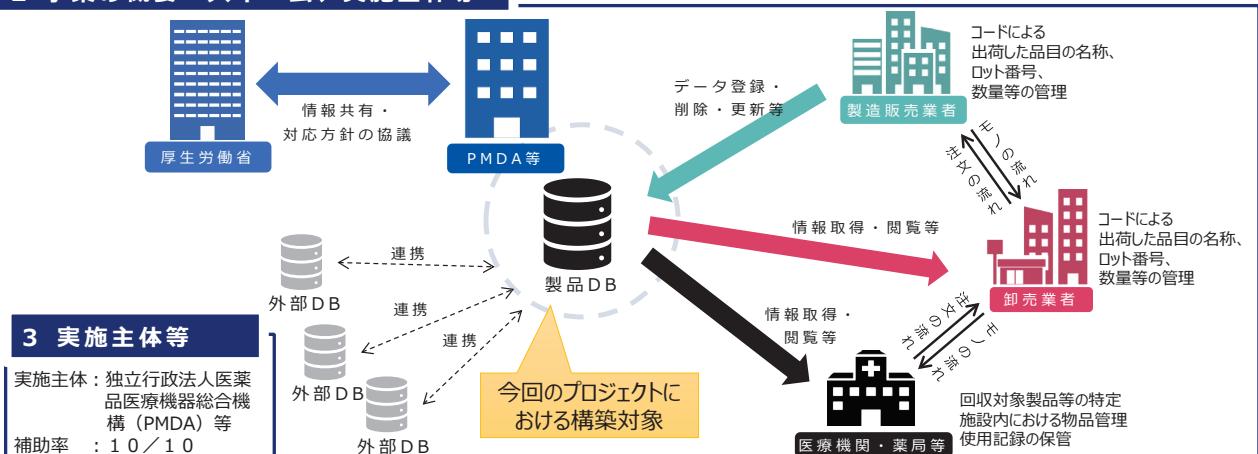
医薬局医薬安全対策課（内線2752、2751）  
医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4159）

令和8年度概算要求額 1.9億円（-）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 医薬品・医療機器等のトレーサビリティの向上を目的として、薬機法第68条の2の5において、製品を特定するためのバーコードを容器等に表示すること、医薬品・医療機器等の製造販売業者に対して義務付けている。
- 製品の特定のためには、バーコードを、製品名等が含まれるデータベースと照合する必要がある。データベースへの製品情報の登録は、現在、医薬品・医療機器等の製造販売業者等に対して行政指導（通知）に基づき求めているが、登録状況が必ずしも十分ではない製品があり、バーコードの円滑な利用に支障が出ているとの指摘がある。
- 今般の薬機法改正に伴う制度改正において、医薬品・医療機器等の製造販売業者に対してデータベースへの製品情報の登録を義務付けることを予定しており、これと併せて、医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流DXの推進に資するため、PMDA等の適切な実施主体に、公的な製品データベースを構築する。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



#### 3 実施主体等

実施主体：独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等  
補助率：10/10

## ➤ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

拡充

### 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

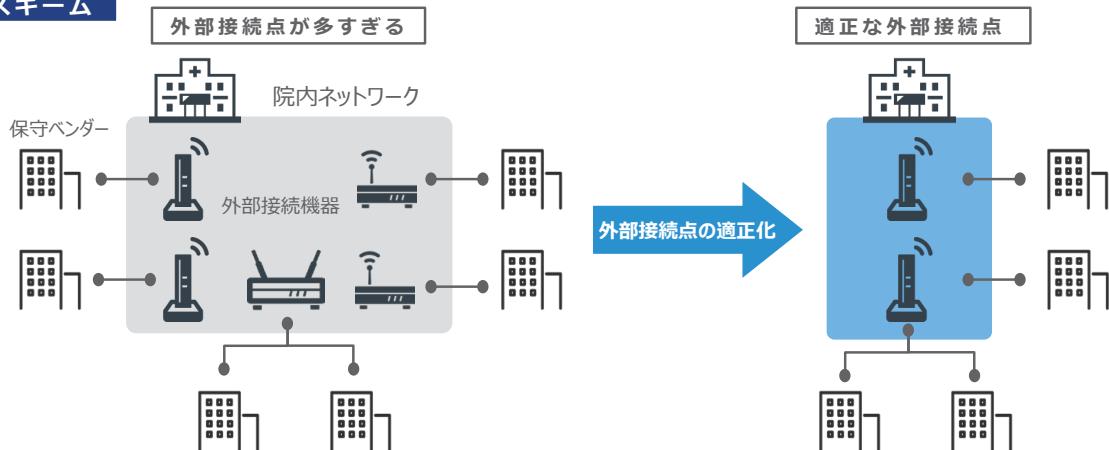
医政局医療情報担当参事官室  
(内線4497)

令和8年度概算要求額 3.0億円 (11億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 今後の医療機関へのサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生しており、医療機関のサイバーセキュリティ対策の充実は喫緊の課題となっている。
- 実施したR6-7年度サイバーセキュリティ確保事業では、全国の電子カルテ導入病院に対し外部接続点の見える化支援を実施したところ、多くの医療機関において外部接続点が多数存在し、管理が困難となっている実情が明らかとなった。
- 本事業では外部接続点が多数存在する医療機関に対して、その適正化まで事業対象を拡充し、維持管理支援をすることで、サイバー攻撃に対する安全性をより一層強化することを目的とする。

#### 2 スキーム



#### 3 実施主体等

実施主体：委託事業者

## ➤ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修

新規

### 国保総合システムの最適化及び審査領域の共同開発・共同利用に関するシステム開発

保険局国民健康保険課（内線3259）  
高齢者医療課（内線3229）

令和8年度概算要求額 20億円 (-億円) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算 32億円

#### 1 事業の目的

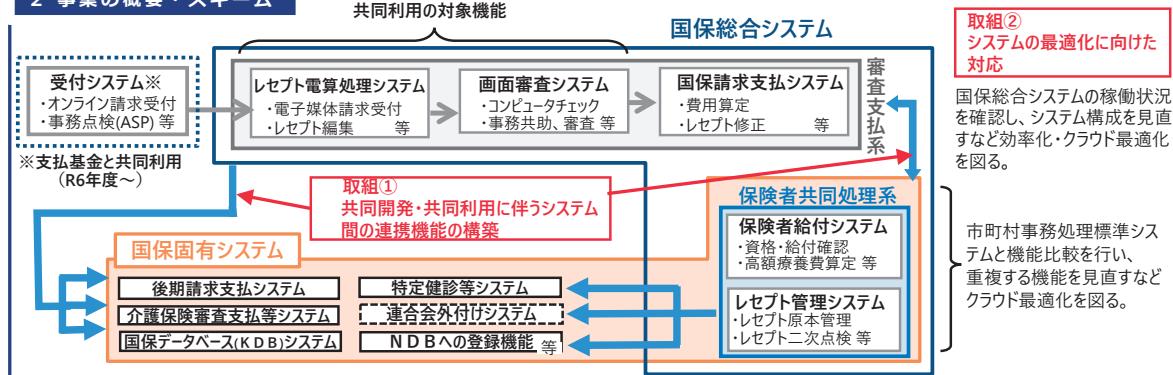
- ・国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」等を踏まえ、システムを整合的かつ効率的なものにしていく必要がある。このため、ハードウェアの保守期限を踏まえて行われている2024年のシステム更改以降も、システム障害等のリスクを生じさせないよう留意しつつ、システムの最適化及び審査支払領域に係る支払基金との共同開発・共同利用を段階的に進める必要がある。
- ・本事業では、審査支払機関の改革を推進するため、国保総合システムの最適化及び共同開発・共同利用に向けて、以下の取組に着手・実施する。

取組①：共同開発・共同利用に伴うシステム間の連携機能の構築

取組②：システムの最適化に向けた対応

(システム構成の見直しや他のシステムとの重複機能の見直しなどにより、クラウド最適化を図る。)

#### 2 事業の概要・スキーム



#### 3 実施主体等

● 実施主体：国民健康保険中央会 ● 補助率：国 10/10

## 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

老健局老人保健課（内線3944、3800）

拡充

## 科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和8年度概算要求額 5.8億円（4.2億円）

※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 2.0億円 ※デジタル庁計上

※匿名LIFEの運用保守は、国庫債務負担行為（令和6～8年度）匿名LIFEの工程管理は、国庫債務負担行為（令和7～8年度）

### 1 事業の目的

- 介護サービスの質向上に向けて、令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）を活用したPDCAサイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。
- LIFEシステムは令和7年度以降、介護情報基盤の運用開始に伴って顔名データを収集し利活用するLIFEシステム（顔名LIFE）に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム（匿名LIFE）の運用・保守及び顔名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。
- 令和8年度要求では、各事業所が匿名LIFEから顔名LIFEに移行することに伴う、匿名LIFEの改修対応、及び事業所のデータ移行時に発生する問い合わせ対応の体制構築を行う。**

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### ○ 事業の概要

- 令和7年度以降に運用を開始する、国保中央会所管の顔名LIFEへの移行に向けたデータ移行、事業所のデータ移行時に発生する問い合わせ対応の体制構築等を行う。
- 顔名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。

#### ○ 所要額

（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費

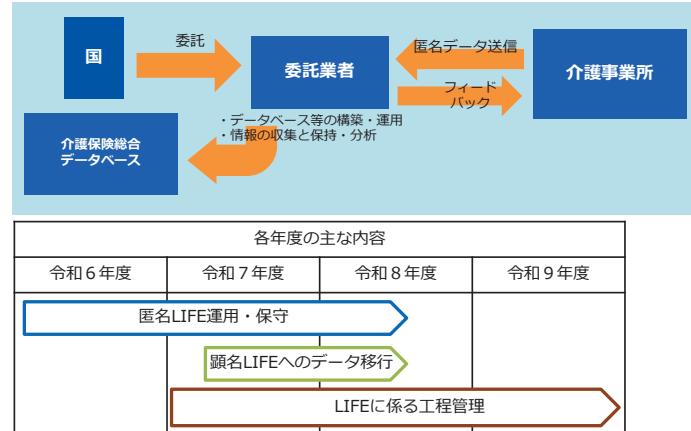
（目）情報通信技術調達等適正

・効率化推進委託費：579,828千円

（改修 221,760千円、運用保守 283,690千円、工程管理 74,378千円）

#### ○ 実施主体：民間事業者

#### ○ 事業スキーム



## 介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進

拡充

## 介護テクノロジー開発等加速化事業

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和8年度概算要求額 8.8億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 5.8億円

### 1 事業の目的

本事業では、地域における総合的な生産性向上の取組を推進するため、必要な支援（都道府県支援事業）を実施する。また、CARISO（CARe Innovation Support Office）を運営し、スタートアップ支援を専門的に行う窓口を含め研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行うとともに、介護テクノロジー等に関するフォーラム等による情報発信等を行う。あわせて、介護現場における更なるテクノロジーの活用推進について、単なる効率化ではなくケアの質の向上に資する生産性向上の取組であることが重要であり、実証により更なるエビデンスの充実を図る。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### （1）都道府県支援事業

- 地域における介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の支援事業（都道府県支援事業）  
（※）令和7年度中に14拠点新設することや、窓口の伴走支援機能の強化を図るため、支援規模拡充

#### （2）CARISO関連事業

- CARISO（スタートアップ支援窓口、リビングラボ等）を通じた開発事業者への支援
- 介護現場における実証フィールドの提供

#### （3）福祉用具・介護テクノロジー実用化支援・調査・広報等一式

- 介護テクノロジー等に係る生産性向上の取組の情報発信や生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究等を行う

#### （4）効果測定事業

- 実証フィールド事業所等の協力を得て、介護テクノロジーを導入・活用した大規模実証・検証

#### 都道府県支援事業・CARISO関連事業

##### 都道府県支援事業：介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の運営支援

##### CARISO

##### A.リビングラボ事業

##### リビングラボ

開発企業等の研究開発から

上市に至るまでの各段階で生じた課題等にきめ細かに対応

##### ニーズ・シーズマッチング支援

介護現場における課題やニーズを

収集・公開し、企業同士等のマッチング支援等を実施

##### 介護現場における実証フィールド

全国の介護施設の協力による

大規模実証フィールドを提供

##### B.スタートアップ支援事業

##### スタートアップ支援

助言、支援策・投資家へのつなぎや表

彰等、MEDISOに準じた支援を実施

##### スタートアップ支援窓口

スタートアップ等の開発企業から

の相談対応

##### 使いやすい機器の提供に向けた支援

UIやUXに配慮した使いやす

い機器の提供に向けた助言等の支援を実施

##### 福祉用具・介護テクノロジー実用化支援・調査・広報等一式

CARISO関連事業の機能を補完し、介護テクノロジーの開発・普及の各段階にて必要となる各種支援を実施

##### ① 開発企業等連絡会・全国シンポジウムの実施

##### ② 介護テクノロジー開発・導入の助成金調査、生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究

##### 効果測定事業

##### 大規模実証 実証フィールド施設等の協力を得て、介護テクノロジー等を導入した大規模実証を実施、検証

拡充

## 介護テクノロジー導入支援事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分))

老健局高齢者支援課 (内線3876)

令和8年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分) 97億円の内数 (97億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要があります。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

### 2 補助対象

#### 【介護テクノロジー】

- 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等 (カタログ方式により補助対象の判定)

#### 【パッケージ型導入】

- 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費

#### 【その他】

- 第三者による業務改善支援等にかかる経費

### 4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4	R5
介護ロボット導入支援事業	1,813	2,297	2,720	2,930	316
ICT導入支援事業	195	2,560	5,371	5,075	423

#### 実施主体



### 3 補助要件等

- 介護ロボット等のパッケージ導入モデルや生産性向上ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること
- 第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること
- 介護情報基盤の利用準備を整えること

#### 【介護テクノロジー (介護業務支援除く)】

#### 【介護業務支援】

区分	補助額	補助台数	補助上限額	補助台数	補助額	補助台数
○移乗支援 (装着型・非装着型)	上限100万円	必要台数	● 1~10人 100万円 ● 11~20人 150万円 ● 21~30人 200万円 ● 31人~ 250万円 ※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数	上限400~1,000万円	必要台数
○入浴支援						
○上記以外	上限30万円					

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限 (これ以外の場合は1/2を下限)	
介護テクノロジー	<p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金へ還元することを導入効果報告に明記</li> <li>従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと</li> <li>利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること</li> <li>【入所・泊まり・居住系】</li> <li>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること</li> <li>【在宅系】</li> <li>令和8年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること</li> </ul>
パッケージ型導入	<p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員がデジタル中核人材養成研修を受講していること</li> <li>【入所・泊まり・居住系】</li> <li>見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること</li> <li>【在宅系】</li> <li>令和8年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること</li> </ul> <p>により5事業所以上とデータ連携を行うこと</p>

## 介護生産性向上推進総合事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分))

老健局高齢者支援課 (内線3875)

令和8年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分) 97億円の内数 (97億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護テクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護テクノロジーの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

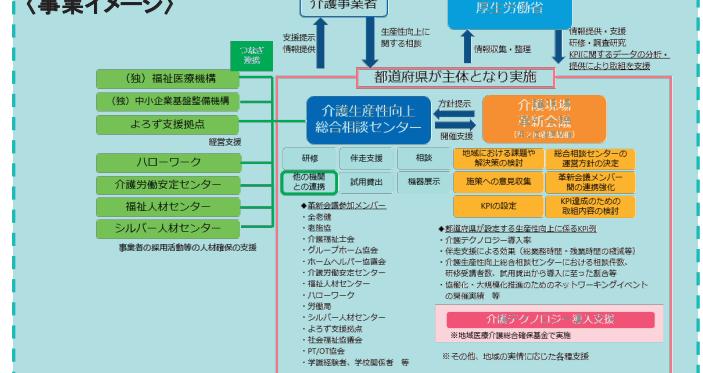
#### 【実施事項(必須)】

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置  
(介護テクノロジー等に係る相談・伴走支援等)
- 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- その他地域の実情に応じた各種支援事業



令和6年度末時点のセンター設置実績：31都道府県 (令和7年度末までに45都道府県まで拡大予定)

#### 〈事業イメージ〉



※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

拡充

## 介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

令和8年度概算要求額 1.6億円（1.3億円）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- これまで、国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進している。
- デジタル化行政改革会議で、介護現場におけるデジタル化を加速化するために、生産性向上方策の周知件数の増、デジタル中核人材の養成人件数の増がKPIとして示されている。
- このため、生産性向上に係るセミナー、機運を盛り上げるためのフォーラム、デジタル活用に特化した人材養成研修を着実に実施する。
- 加えて、補助金により事業所より収集した取組効果のデータ等を、さらに有効活用しフィードバックする方策について検討する。

### 2 事業の概要

#### ①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナー、デジタル中核人材養成研修（所属事業所での活動、他事業所へのコンサルティング活動向け等）、生産性向上の機運を高めるためのフォーラム（介護サービス事業所・関係団体・テクノロジー開発企業の参加を想定）を開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

#### ②介護テクノロジー導入・活用の効果的取組の横展開に関する調査研究

【新規】①で実施するデジタル中核人材養成研修修了者の所属事業所における取組効果を検証し、必要な教材・ツール等の作成・見直しを行う

【新規】①で実施するデジタル中核人材養成研修修了者や研修講師、都道府県担当者による伴走支援の効果的な実施スキームを検討し、モデル的に実施

【新規】小規模事業所等における協働化等を進める人材に求められるスキル等を検討し、人材育成のためのテキストを作成・養成の試行

【継続】テクノロジー導入補助金等により事業所から収集した取組効果データを活用しフィードバックする方策を検討

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」に係る事務局

都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の横展開を図る。

### 3 実施主体等



### 4 事業実績等

令和6年度 セミナー参加事業所数 4,024

## ケアプランデータ連携システム構築事業

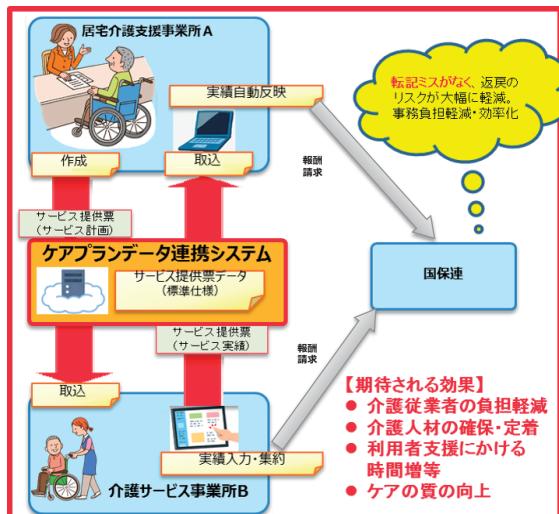
老健局高齢者支援課（内線3997）

令和8年度概算要求額 1.7億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額：95百万円

### 1 事業の目的

介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和5年度本格運用開始）。令和8年度は運営基盤の安定化を図るための予算措置を行う。

### 2 事業の概要・スキーム



#### 【事業内容】

介護情報基盤への統合を見据えたフリーパスの運用による利用事業所の増加への対応も含めた運営基盤の安定化・強化を図る。

### 3 実施主体等



### 4 事業実績等

利用事業所数 9,683（令和7年3月時点）WAM-NET掲載事業所数

**新規**

## 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

障害保健福祉部障害福祉課  
(内線3091、3092)

### 1 事業の目的

令和8年度概算要求額 6.0億円 ( - ) ※()内は前年度当初予算額

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進し、身体介護等に充てられる時間を増やすことで障害福祉サービスの質を向上させることが重要。
- ・また、「新しい資本主義実行計画2025」では、障害福祉分野も生産性向上の必要が大きい分野として「省力化投資促進プラン」の策定対象とされており、省力化投資の具体策として、「ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。」ことが目標とされている。
- ・こうした状況から、障害福祉事業者が、職員の業務負担軽減や職場環境の改善を目的として介護テクノロジーを導入する際の経費を補助することにより、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

### 2 極端な対象等

#### 【ロボット】

- ・日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用するロボット

※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

#### 【ICT】

- ①情報端末（タブレット端末など）、②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、③AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ）、④通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）、⑤保守経費等（クラウドサービスなど）

#### 【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

- ・介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等
- 【補助要件（例示）】
- ・取組計画により、職場環境の改善を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- ・本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- ・体験会・研修会への参加は、障害福祉施設・事業所等がICT導入に伴う補助を受けるための要件とする。

※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット・ICT導入計画の作成が必要

### 3 補助額等

#### 【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/2

#### 【ロボット】

対象施設	補助額
障害者支援施設	1施設あたり 上限210万円
グループホーム	1事業所あたり上限150万円
その他事業所	1事業所あたり上限120万円

※ 見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【導入支援の対象施設・事業所】

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所他

#### 【ICT】

対象施設	補助額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限100万円

#### 【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

対象施設	補助額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限1,000万円

### 4 実施主体等



## ○研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援

### ➢国際競争力のある治験・臨床試験環境の整備

**新規**

## 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業

医政局研究開発政策課（内線4165）

令和8年度概算要求額 1.5億円 ( - )

※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 2.7億円

### 1 事業の目的

- ・国際共同治験の実施体制を強化し、ドラッグ・ラグ/ロスの解消につなげるため、ワンストップ相談窓口において、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業から、国内での治験の実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施を誘致する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立がん研究センター ◆ 補助率：10/10
- ◆ 対象経費：人件費、旅費等

令和8年度概算要求額 88百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

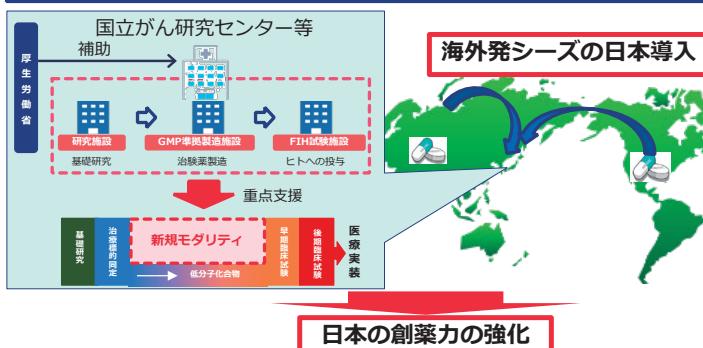
※令和6年度補正予算額 7.9億円

## 1 事業の目的

- 日本の創薬力向上のためには、国際レベルの治験・臨床試験が実施できる体制強化を行う必要があり、創薬シーズから第1相臨床試験に入る段階であるヒト初回投与 (FIH: First In Human) 試験の重点支援が重要である。
- 新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験実施体制の国内整備を進めることで、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

## 2 事業の概要

- 国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進める。
- 国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を引き続き整備するとともに、その体制を活用し、革新的なモダリティのFIH試験について、対応可能な人材の育成、試験実施の相談・支援を行うための体制整備を行う。



## 3 実施主体等

- 補助先：
  - 国立がん研究センター
  - 国立健康危機管理研究機構、国立成育医療研究センター
- 補助率：10/10
- 対象経費：
  - 革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験体制・GMP準拠治験薬製造機能・研究施設を併設した創薬拠点の仕様設計に係る費用
  - FIH試験体制の整備に係る費用、革新的なモダリティのFIH試験を実施できる人材の育成、試験実施の相談・支援を行うための体制整備に係る費用

## ▶小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化

## PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業

医薬局  
医薬品審査管理課  
(内線2746)

令和8年度概算要求額 1.2 億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 近年、希少疾病用・小児用等の医薬品を中心に、欧米では承認されている医薬品が日本で開発されない、**ドラッグ・ロスの拡大**が指摘されている。
- 我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進するため、厚生労働省の検討会(※)において**薬事規制の大幅な見直し**を進めるとともに、その実行のため、**令和6年度より「PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」を設置し**、以下の対応を進めている。

- ① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
- ② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する仕組みの対応の促進
- ③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における評価の加速化
- ④ PMDA相談手数料の企業等への補助

## 増加する国内未承認薬



(※) 創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会(令和6年4月報告書とりまとめ)

- 令和8年度は、①見直しに伴う**希少疾病用医薬品の指定増加等に対応するための審査体制の確保**を行うとともに、②**未承認薬等検討会議において学会等の要望を待たずに国が主導的に評価・開発要請を行うスキーム**に迅速に対応する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター

- ① 希少疾病用医薬品指定・指定見直しの相談・審査
- ② 小児用医薬品開発計画の確認・進捗管理
- ③ 未承認薬検討会議評価の加速(調査、評価書作成等)

## PMDA相談手数料の補助

対象：上記①・②に関して企業が支払う相談手数料。未承認薬等検討会議での開発公募品や医師主導治験による開発品。

## 3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- 相談手数料の補助(企業、アカデミア等)
- 体制確保の人事費：補助率50/100等

**新規**

## 未承認薬等迅速解消促進調査事業

医政局研究開発政策課  
(内線4165)

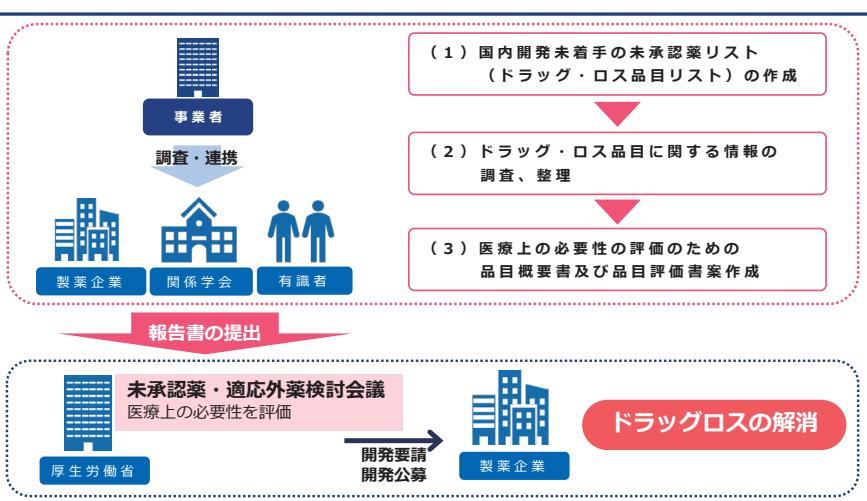
令和8年度概算要求額 37百万円 (－) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 57百万円

### 1 事業の目的

- ・欧米では承認されているが日本では承認されていない未承認薬について、学会等からの要望を待つことなく、国が能動的に、医療上の必要性の評価のために必要な情報の整理を行い、未承認薬・適応外薬検討会議における評価・開発要請等の加速化を図ることで、ドラッグ・ロスの解消に向けて取り組む。

### 2 事業の概要・スキーム

- ・ドラッグ・ロス品目について、
  - ✓ 製薬団体への、国内での開発の有無の調査
  - ✓ 関係学会への、国内の医療現場におけるニーズの調査を行う。
- ・国内のニーズがあり、開発の必要性の高い品目について、海外の承認状況、有効性・安全性のデータ等の情報収集を行い、未承認薬・適応外薬検討会議での医療上の必要性を評価するための報告資料の作成を行う。



### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間企業等（委託事業）
- ◆ 対象経費：人件費、諸謝金等

**新規**

## 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和8年度概算要求額 25百万円 (－) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 25百万円

### 1 事業の目的

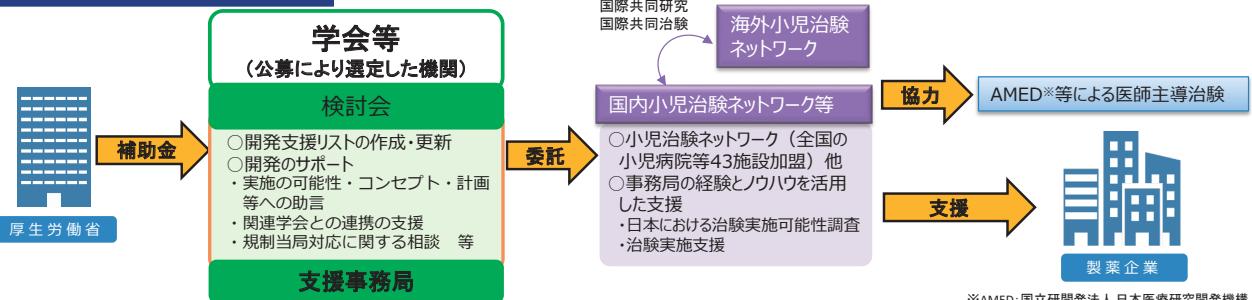
- ・我が国において、小児に使用される医薬品の6～7割が適応外であると言われている（※1）。平成26年度から令和3年度に承認された医薬品のうち、小児適応がある（小児に対する効能・効果、用法・用量が明記された）医薬品は全体の30%前後にすぎない（※2）。また、欧米で承認されているにもかかわらず、国内では未承認の医薬品が143品目あり、このうち国内で開発未着手となっている医薬品は令和5年3月末時点では86品目（60.1%）あり、そのうち小児用医薬品が32品目（37%）と（※3）、小児用医薬品の開発は遅々として進んでいない状況にある。
- ・また、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）の小児がん及びAYA世代のがん対策において、「国は、小児がん領域における薬剤アクセスの改善に向けて、治験の実施（国際共同治験への参加を含む。）を促進する方策を検討すること」とされた。
- ・小児の治験を加速すべく、
  - ・引き続き開発支援リストの作成・更新や、開発者からの依頼に応じた開発サポートを実施するとともに
  - ・日本で行われる小児治験について、小児の治験にかかる各種ネットワークにつなげ、被験者の組み入れを加速する
  - ・国内ネットワークと海外ネットワークの連携を強化し、国際共同治験を日本に呼び込む

※1 厚生労働科学研究 森田修之分担研究の平成11年度研究報告書（平成12年4月）

※2 小児用医薬品開発促進に向けた最近の取組み PMDA小児医薬品WG（令和5年3月）

※3 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書 参考資料（令和5年6月）

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：公募により選定
- ◆ 補助率：10/10
- ◆ 対象経費：補助金（人件費、諸謝金等）

拡充

## 小児医薬品開発支援体制強化事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

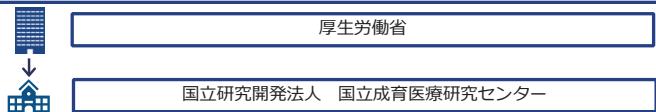
令和8年度概算要求額 43百万円 (30百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

小児用医薬品のドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスが深刻化する中で、「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」や「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 中間とりまとめ（令和6年5月22日）」等において、小児用医薬品開発の促進が指摘されている。小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児用医薬品開発の支援体制を強化し、小児用医薬品開発のサポート（製薬企業、アカデミア等への開発サポート等）を強化する。

さらに、日本における産官学の4者が参画する小児医薬品開発推進コンソーシアムの本格始動に伴い事務局機能を拡大し、より良い小児医薬品等の開発環境を整備するとともに、小児治験に関する人材育成・研修業務を強化する。

### 2 事業の概要・スキーム



#### (i) 小児医薬品開発支援の体制強化

・アカデミア等からの出向者の受け入れ、SMO/CROへの業務委託

#### (ii) 小児医薬品開発支援内容の充実

- ・新たにアカデミア主導での小児医薬品開発を支援
- ・開発のサポート（実施の可能性・コンセプト・計画等への助言、関連学会との連携の支援、規制当局対応に関する相談等）
- ・国内における使用実態等公知申請に必要となる情報収集の支援（小児医療情報収集システム（DB）活用による情報収集を含む）
- ・開発企業がいない小児用医薬品の開発に関して、必要に応じて治験を支援（※）し、企業導出を支援（プロトコル作成助言等）

※国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）臨床研究・治験推進研究事業

#### (iii) 小児治験ネットワークとの連携・体制強化

- ・小児治験ネットワーク体制の強化、産官学の4者が参画する小児医薬品開発推進コンソーシアムの本格始動に伴う事務局機能の拡大
- ・国内小児治験について、小児治験ネットワーク等につなぎ、被験者の組入れを加速化

#### (iv) 小児治験に関する普及啓発・研修の実施

- ・保護者、患者会：DCTを含む小児治験の普及啓発による患者参画の推進（関係学会と連携）
- ・医療従事者：小児用医薬品治験に関する理解、DCT治験に関する知識を広めるための講習会を開催
- ・製薬企業：小児治験ネットワーク及び本支援スキームの普及啓発の強化
- ・関係学会：治験登録促進の呼びかけ、DCTの理解・普及啓発

等

### 3 実施主体等

◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター ◆ 補助率：定額 ◆ 対象経費：補助金（人件費等）

新規

## 未承認薬等アクセス確保事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和8年度概算要求額 49百万円 (−) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 我が国において、欧米で承認されているにもかかわらず、国内では未承認の医薬品が143品目あり、このうち国内で開発未着手となっている医薬品は令和5年3月末時点で86品目（60.1%）あり、そのうち希少疾病用医薬品が40品目（47%）と、ドラッグ・ロスが生じている（※1）。
- 希少疾病用医薬品や感染症危機対応医薬品等は、患者数が少ないため企業が開発を見送る場合が多く、国の強力な関与が必要となっている（※2）。
- ドラッグロス解消に向けた取組として、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外検討会議を通じて開発要請等の加速化を図るもの、超希少疾病用医薬品\*や感染症危機対応医薬品等に関しては、市場規模が極めて小さく、治験実施が極めて困難である。超希少疾病の中でも、患者数が1名から数十人規模の特に薬事承認取得が困難な疾病もあり、それら疾患の患者に対する国内未承認薬へのアクセス確保は重要な課題である。
- 再生・細胞医療・遺伝子治療等の領域においても、医療上のニーズはあるが市場規模が小さく治験の実施が困難な疾患等について、有効性・安全性を確認し、アンメットメディカルニーズに対する再生医療等技術を国民に迅速かつ円滑に届けることは重要な課題である。
- そこで、超希少疾病の中でも特に国内患者数が少ない疾病や平時には発生しない感染症等の患者を対象に、保険外併用療養費制度を利用した特定臨床研究・医師主導治験等の実施を支援することで、国内未承認の医薬品・再生医療等製品及び国内で開発される再生医療等技術へのアクセスを確保するとともに、当該薬剤等の有効性・安全性に関する知見の収集を進める。
- 本事業が対象とする未承認薬等及び再生医療等技術は、欧米で承認されている医薬品・再生医療等製品で、国内に開発権を有する企業がなく、また市場性等の観点からも企業による国内開発が見込まれない、年間売上高が概ね5億円未満と推定される品目及び、国内で研究開発が進められているが市場規模が小さく治験の実施が困難な疾患に対する再生医療等技術とする。

\*超希少疾病：国内患者数1,000人程度未満のもの

※1 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書 参照資料（令和5年6月）

※2 創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 中間とりまとめ（令和5年5月）

### 2 事業の概要・スキーム

【対象疾患及び薬剤等に関する要件(案)】

- ・予後不良又はQOLが著しく低い疾患、国内で受診可能な他の治療法がない又は他の治療法では効果が不十分な疾患等
- ・国内推定患者数が20名程度未満の疾患に対する薬剤等（平時に国内で発生しない健康危機管理上重要な疾患を含む）、もしくは対象患者数が年間20名程度未満の国内開発の再生医療等技術
- ・年間売上高が概ね5億円未満と推定される薬剤等
- ・単回もしくは複数回の投与で治療が終了する薬剤等
- ※上記の要件は、R8年度本事業において領域毎に最適化を図る

初年度（R8）

- ・制度設計（対象疾患・対象薬剤等、評価方法、プロトコールの検討等）

2年目以降（R9～）

- ・未承認薬等の臨床試験開始

厚生労働省



### 3 実施主体等

◆ 実施主体：国立がん研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立健康危機管理研究機構

◆ 対象経費：補助金 ◆ 補助率：定額

➤医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進

新規

## クリニカル・イノベーション・ネットワーク総合推進事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和8年度概算要求額 79百万円（-）※()内は前年度当初予算額

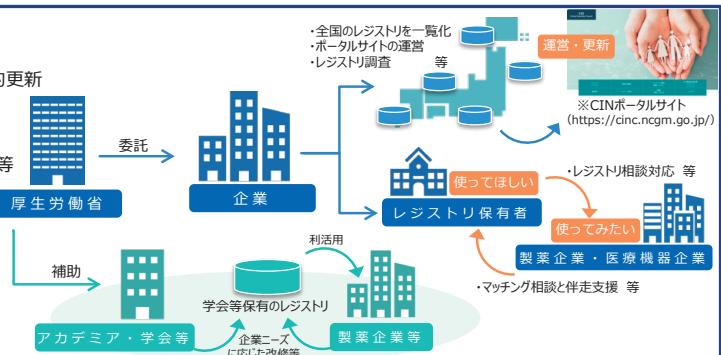
### 1 事業の目的

- 医薬品や医療機器等開発における低コスト化・効率化を狙い、疾患登録システム（以下、レジストリという。）を活用した臨床開発手法が注目されている。
- 我が国では、患者数が少なく治験が難しい希少疾病領域や小児領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるとはいえない。一方で、希少疾病・難病及び小児領域等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
- これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想において、レジストリを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- 下記の先行事業を引き継ぎ、最新のレジストリ構築・利活用状況等を踏まえ、今後の具体的な施策を検討し、レジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
  - クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業
  - クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

### 2 事業の概要・スキーム

#### （1）レジストリの利活用推進支援

- ポータルサイトにて全国のレジストリ一覧の公開とレジストリ情報の定期的更新
- レジストリ構築、運営等に関する相談窓口の設置
- レジストリ保有者と企業とのマッチングと伴走支援
- 有識者会議等にてレジストリ利活用促進における具体的な施策を検討 等



#### （2）レジストリの改修等支援

- 企業ニーズに応じたレジストリの改修・新規構築費用の補助（国：企業拠出 = 1 : 1）

### 3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定  
(2) 実施主体：公募により選定 ◆ 補助率：1/2

➤創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化

拡充

## 創薬力強化のための早期薬事相談・支援事業

医薬局医薬品審査管理課（内線2746）

令和8年度概算要求額 70百万円（56百万円）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 将来のドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、我が国の創薬力の強化が喫緊の課題。
- 特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ（SU）等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる（※）。
- このため、国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの体制を拡充し、我が国が支援対象とするシーズに関して①新規モダリティの規制要件等の早期提示、②個別SU等の開発計画への相談・支援を強化。

その他、PMDAの相談手数料を無償化するとともに、英語での相談・資料提出にも柔軟に対応する。

（※）「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

### 2 事業の概要・スキーム

＜体制拡充＞  
①ワクチンを含む新規モダリティの規制要件等の早期提示  
②開発計画に対する相談・支援（一部無償・英語）



### 3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- 体制拡充に係る人件費：補助率50/100
- 相談手数料の補助（相談の無償化）
- 通訳費、翻訳費（英語相談に対応）

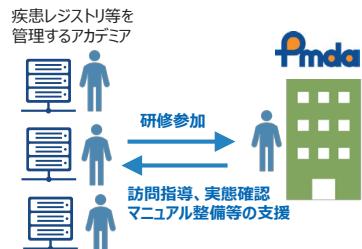
## リアルワールドデータ活用促進事業

医薬局  
医薬品審査管理課  
(内線2746)

令和8年度概算要求額 26百万円 (33百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ（RWD）を薬事申請で活用するには、高い水準でのデータの信頼性確保が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者（アカデミア）における知識・経験の蓄積が不足し、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援することで、RWDの活用を促進する。
- 令和8年度は、令和7年度に引き続き、RWDの更なる活用促進のため、公的データベース（※）を利用したデータ提供に関する信頼性確保を支援を実施する。



※「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において、公的DBの仮名化情報の活用を進めることとされた。

→公的DBで仮名化情報を利用・提供する場合の法制面の整備について検討が進んでいる。※状況を踏まえて記載を修正予定。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ● RWDの信頼性確保を推進

- 疾患レジストリ等の保有機関や次世代医療基盤法の認定事業者を複数選定し、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を指導
  - ✓ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
  - ✓ 公的データベースを活用したデータ提供の信頼性確保を支援

### 3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者（2機関程度）
  - ・人件費
  - ・マニュアル等の作成費用
- PMDA
  - ・人件費：補助率50／100
  - ・旅費（訪問指導等）
  - ・研修会開催費等

新規

## プログラム医療機器の審査迅速化事業

医薬局医療機器審査管理課（内線2901）

令和8年度概算要求額 47百万円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- プログラム医療機器（SaMD）の開発に当たってはスタートアップやベンチャー等の参入も多いが、薬事の経験に乏しい企業も多く、PMDAと申請者間での照会・回答の往復に時間がかかるケースもあり、薬事承認審査における標準的事務処理期間を超過しているケースが散見される。
- 上記に加え、SaMDの相談や申請・承認件数が増加傾向にあることから、開発前にPMDAと方向性を相談する無料の相談枠（「全般相談」「SaMD一元的相談窓口」における薬事開発相談、「RS戦略相談」の事前面談等）における職員の業務量も増大し逼迫している。
- このような状況を打破するためには、薬事の経験に乏しい企業に対しても手厚く対応するためのPMDA職員の増員と、各種相談枠や承認審査業務に遅滞なく応じるための職員の適切な配置による、承認審査・相談体制の強化が急務である。

（参考）

標準的事務処理期間に関しては、内閣府の規制改革推進会議や、厚生労働省が産業界との協議を経て取り纏めた「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画2024」の中でも課題として取り上げられているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太方針2024）においても、「プログラム医療機器の実用化促進に向けた薬事上の措置を検討」し、「承認審査・相談体制の強化等を推進する」ことが盛り込まれている。さらに、「骨太方針2025」においても、「承認審査・相談体制の強化」や「プログラム医療機器への対応」が求められており、承認までの総審査期間の短縮を図ることは緊要の課題である。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

PMDAの専門職員3名を補助する。（補助率：10/10）

SaMDの知識を有する専門職員を採用し、即戦力として無料の相談枠（「全般相談」「SaMD一元的相談窓口」における薬事開発相談、「RS戦略相談」の事前面談等）に配置すると共に、これまで当該相談枠に従事してきたPMDA職員を、その審査経験等も踏まえつつ、各種相談枠（対面助言）や承認審査業務に配置することで、SaMDの承認審査・相談体制の強化を図る。



令和8年度概算要求額 52百万円（30百万円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- プログラム医療機器（SaMD）の実用化促進に向けては、令和2年11月に「プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略（DASH for SaMD）」を、令和5年9月には経済産業省と共に「DASH for SaMD 2」を策定。更なる実用化と国際展開を目指し、これらの戦略に沿って対応を進めている。
- このような中、SaMDにおいては、DASH for SaMD 2策定時には想定していなかった、日々進化している新たな技術に対する検討が急務となっており、令和7年2月10日に開催された「SaMD産学官連携サミット2025」では、「AIを利用したSaMDの薬事規制のあり方」をテーマに取り上げ、従来のAI技術を利用した医療機器の特性を踏まえた審査の現状や、今後実用化が期待されるアダプティブAIや生成AI等について、性能可塑性といった特性、社会実装に向けた可能性や課題、医療機器への応用や規制のあり方等について議論を行った。
- 生成AIを活用した医療機器は、令和7年4月時点では日本において薬事承認されていないが、近年、このような技術の進歩は目覚ましく、世界では医療機器への技術活用の期待や規制のあり方に関する議論が開始されており、本邦においても早い段階から、特性及び問題点を理解し、規制のあり方について考え方を整理しておく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

## (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備（実施主体：国立衛研及び事業者）

- ① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、日本の審査結果を参照する参考国等におけるSaMD薬事制度等を調査するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
- ② 生成AI等の活用も見据えた、今後の新たな規制のあり方等について検討を行う。



## (2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受入れ促進（実施主体：PMDA（補助率：10/10））

- ① PMDAによる審査報告書（英語）、認証基準（英語）、審査ポイント（英語）等の策定及び海外向け情報発信を補助する。
- ② 海外審査当局との会議等を開催するなど審査結果の相互理解を促す。
- ③ PMDAの嘱託職員1名を補助する。



## ▶革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化



## 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4467）

令和8年度概算要求額 8.8億円（-億円）※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額7.7億円

## 1 事業の目的

将来にわたり国民に安定的に質の高い医療を提供するため、我が国の医療機器産業の持続的発展は必要不可欠である。一方で、グローバル市場に比較して国内市場の伸びは低く、特に治療デバイス（クラスIII、IV相当）は、国内での生産規模に大きな変化はない。こうした状況は、日本の医療機器における輸入超過の主因であるのみならず、平時・有事における必要な医療機器の安定的な確保にも支障が生じる。また、近年AI等の技術革新がめざましいプログラム医療機器（SaMD）については、新たな産業としての成長に大きな期待が寄せられているが、異業種からの参入が多いこと等から、制度の理解も不十分であり、事業化に必要なエビデンスを獲得できていないケースが多い。

本事業では、第2期医療機器基本計画に基づき、医療機器産業の振興等に必要な人材の育成・リスクリング及びスタートアップ企業の振興ができる拠点の充実を図りつつ、上記の課題を解決するため、治療機器やプログラム医療機器を始めとした戦略的に推進すべき領域を定めたオープンイノベーションコア拠点を新設し、優れた医療機器を創出できるエコシステムの充実・強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

医療機関を有し高度な医療技術を提供する機関（大学・NC等）から、①オープンイノベーションコア拠点②スタートアップ支援拠点③人材育成拠点を選定

## ①オープンイノベーションコア拠点

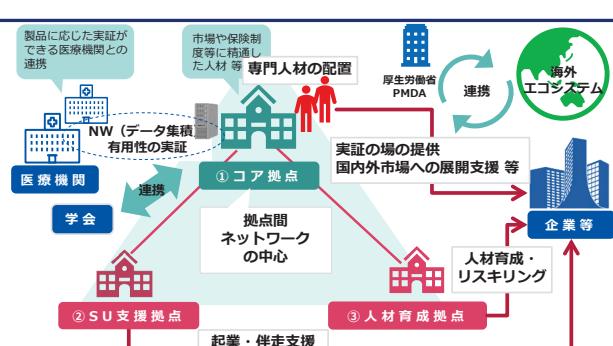
- 戦略推進領域に關し、臨床エビデンス創出に關する専門家、医療機器の薬事・保険・事業戦略に精通した人材、データマネージャ等を配置し、他拠点等とのネットワークの中心としての役割を担うとともに、関連学会や海外のエコシステムとの連携体制等、医療機器創出の実証基盤を整備する。
- これにより、企業等が開発した製品の薬事・保険・事業戦略・臨床評価をワンストップで支援できる環境を整備することにより、医療機器の国内外市場への上市及び事業拡大を加速する。

## ②スタートアップ支援拠点

- 医療機器スタートアップ企業に対する開発早期ステージからの起業・伴走支援（ハンズオン）を実施。

## ③人材育成拠点

- 企業等から人材を受け入れ、専門家が研修や支援、相談等を行う等、医療機器創出に携わる企業などの人材の育成・リスクリングを実施。



## 3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）  
採択予定数・単価：13拠点程度を想定  
①オープンイノベーションコア拠点：1拠点あたり165百万円×3拠点  
補助率：定額  
※AMEDにおいて公募により研究者、②スタートアップ支援拠点：1拠点あたり65百万円×4拠点  
民間事業者等を選定。  
③人材育成拠点：1拠点あたり約21百万円×6拠点

## 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進

### 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト 再生医療等実用化基盤整備促進事業

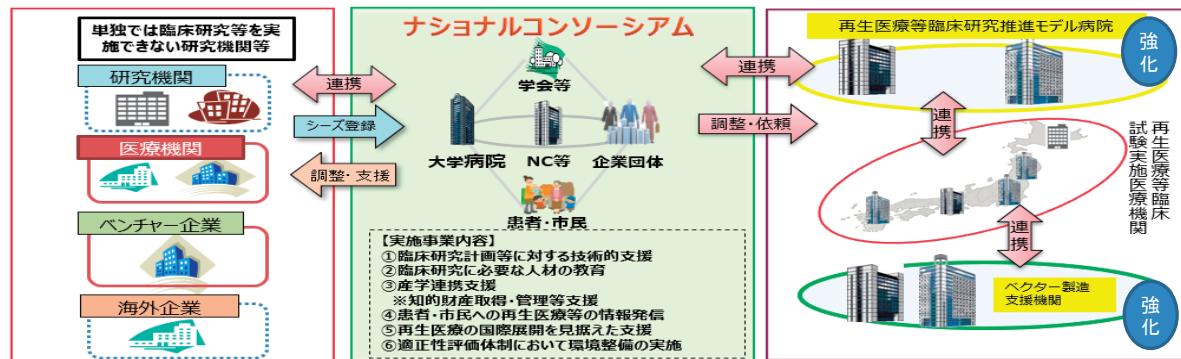
医政局研究開発政策課（内線4162）

令和8年度概算要求額 3.5億円（3.5億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額3.0億円

#### 1 事業の目的

- 関係学会を中心とした連合体（ナショナルコンソーシアム）による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」について（令和7年6月13日閣議決定）において、iPS細胞を活用した創薬や再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発の推進、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」では、iPS細胞等を用いた再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発や基盤整備を取り組むとされている。また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律が2025年5月31日に施行され、遺伝子治療が法の適用範囲に拡大された。これらのことから、再生医療等に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。
- そのため、再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等の拡大に対応できるよう、令和8年度は再生医療等臨床研究推進モデル病院及びベクター製造支援機関等の機能・規模の拡充に対する継続支援を行う。

#### 2 事業の概要・スキーム



#### 3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

## ○研究開発によるイノベーションの推進

### ▶がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進

### がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

医政局 研究開発政策課  
(内線4041、4035、4539)

令和8年度概算要求額 13億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を開始する。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づいた新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

##### ■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

○我が国における全ゲノム解析の研究やその成果の患者に対する医療への実装、研究と医療実装の好循環を進めていくため、事業実施組織においては主に下記のような役割を担う

- (1) 全ゲノム解析等の結果及び成果の速やかな患者還元支援
- (2) 個別化医療の推進支援
- (3) 質の高い情報基盤の構築と運用
- (4) 患者・市民参加推進、国民向けの情報発信・周知活動支援
- (5) ELSI支援
- (6) 人材育成支援

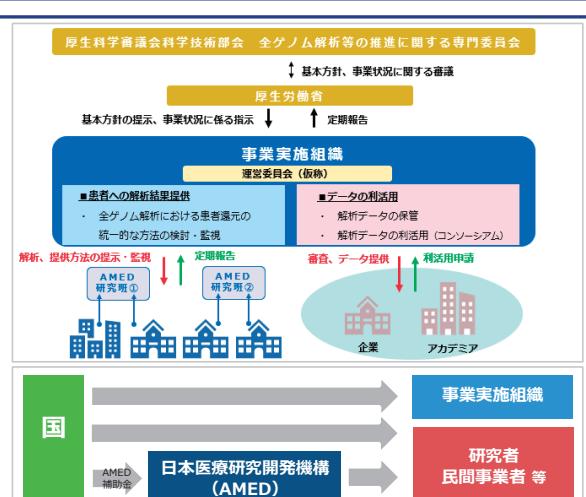
##### ■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、解析状況等を専門委員会に報告し、AMEDによる適切な進捗管理のもと、事業実施準備室と連携し、研究を行う。

##### ▶これまでの事業実績

令和2年度から令和6年度までに実施した全ゲノム解析のデータ格納症例数は

**約31,078症例**



## ➤ AI を活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進

拡充

### 創薬支援推進事業

(産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発)

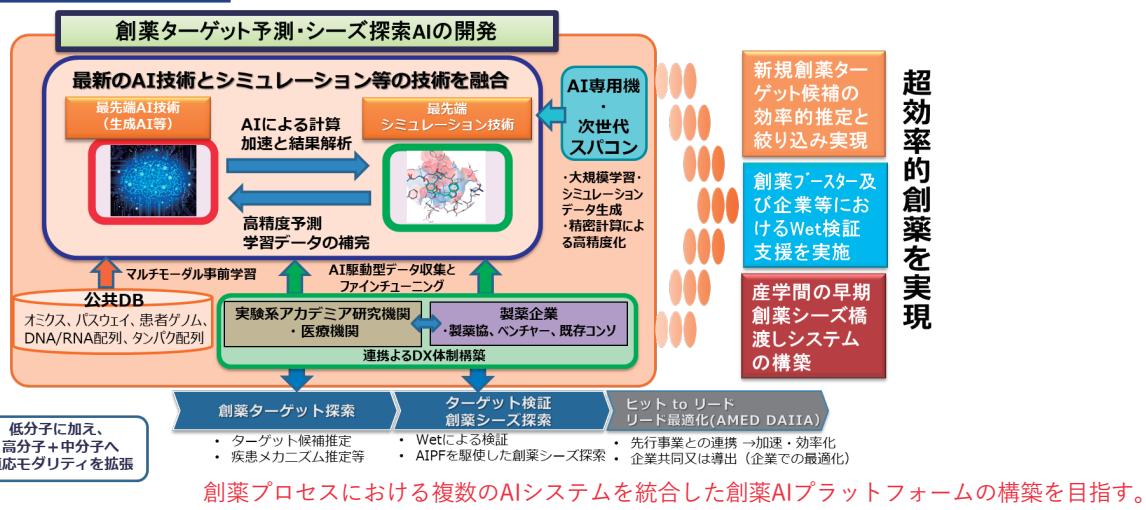
医政局研究開発政策課 (内線4150)

令和8年度概算要求額 6.0億円 (4.6億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

最新の高度なAI技術に基づく“創薬ターゲット予測・シーズ探索AI”を開発し、産学連携による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図るとともに、創薬プロセスにおける複数のAIシステムを統合した創薬AIプラットフォームを構築し、創薬プロセスの効率化と創薬ターゲットの枯渇問題の克服を目指す。Wet検証やプラットフォーム構築を加速するため、要素技術の開発を強化する（拡充）。

#### 2 事業の概要・スキーム



#### 3 実施主体等

◆補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） ◆補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

## 拡充 AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

大臣官房厚生科学課 (内線3823)

令和8年度概算要求額

7.6億円 (54百万円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 5.1億円

#### 1 事業の目的

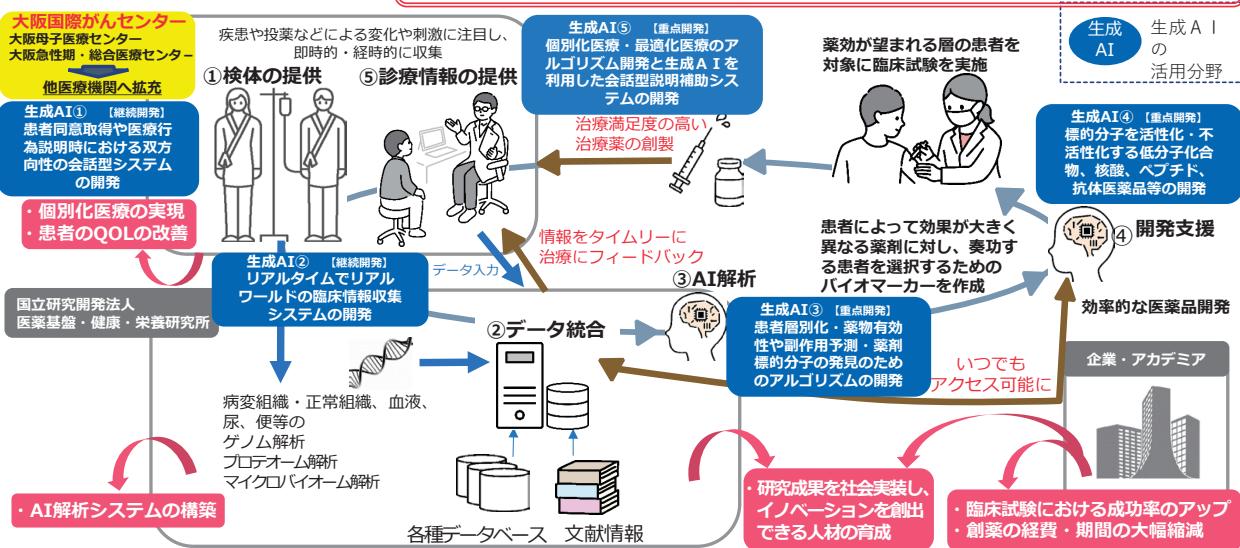
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、医療機関と連携して患者検体及び詳細な臨床情報を計画的に収集し、AI解析することにより、患者層別化に有用な各種マーカーをリアルタイムに特定するプラットフォームを構築する。本事業により、製薬企業・検査企業がリアルタイムで情報にアクセス可能となり、患者個別化医療実現のための医薬品開発を推進する。令和8年度も引き続き、令和6年度から進めてきた生成AIを用いた臨床情報収集システムの開発、各種アルゴリズムの開発、双方向会話型システム等の開発を行っていき、他の医療機関へ展開、個別化医療を実現するためプラットフォームの試料・情報・AI解析技術を用いた創薬研究を加速させるとともに、創薬研究に資する情報・試料の集積システム構築を行う。

#### 2 事業スキーム・実施主体等

厚生労働省

運営費交付金の交付

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所



## ➤日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進

大臣官房厚生科学課（内線3809）

### 日本医療研究開発機構（AMED）における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

令和8年度概算要求額 533億円（447億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

#### 2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

#### 3 令和8年度概算要求の内容

1. 医薬品プロジェクト	191.5億円	5. データ利活用・ライフコースプロジェクト	172.1億円
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	17.6億円	6. シーズ開発・基礎研究プロジェクト	3.4億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	71.5億円	7. 橋渡し・臨床加速化プロジェクト	7.0億円
4. 感染症プロジェクト	69.7億円	合計 532.7億円	
※端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。			

大臣官房厚生科学課（内線3809）

### 厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

令和8年度概算要求額 104億円（87億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

#### 2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



#### 3 令和8年度概算要求の内容

I. 行政政策研究分野		III. 健康安全確保総合研究分野	
（1）行政政策研究経費	8.1億円	（1）地域医療基盤開発推進研究経費	3.7億円
（2）厚生労働科学特別研究経費	3.6億円	（2）労働安全衛生総合研究経費	1.5億円
II. 疾病・障害対策研究分野		（3）食品医薬品等リスク分析研究経費	16.3億円
（1）がん対策推進総合研究経費	7.5億円	（4）健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.2億円
（2）生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	30.8億円		
（3）長寿・障害総合研究経費	9.6億円		
（4）感染症対策総合研究経費	20.4億円		
		合計（I + II + III）	103.5億円
		※端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。	

○医薬品等の安定供給の推進、後発医薬品業界の再編推進  
➤製薬企業の出荷量等や医薬品の需給状況の把握のための体制整備

新規

医薬品安定供給・流通確認システムの運用・保守業務

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線4472)

令和8年度概算要求額 1.9億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.4億円

※デジタル庁計上

1 事業の目的

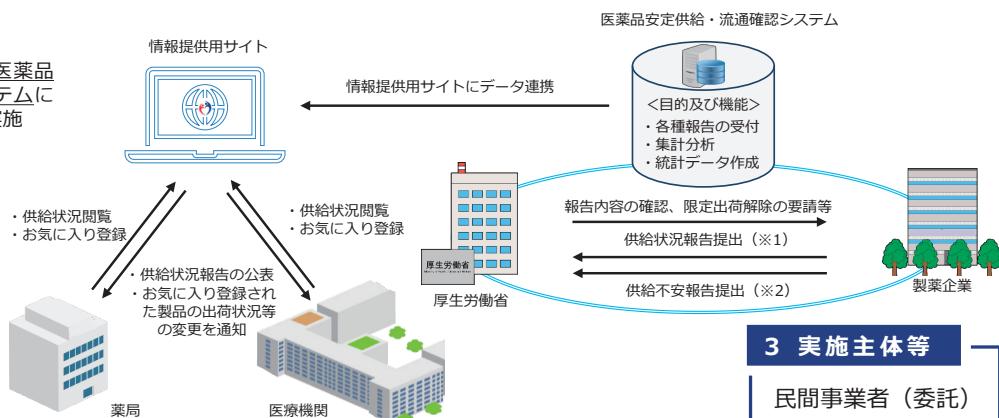
- 医薬品の供給状況の報告※1、2に係る国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、経時分析などの複雑な解析を可能とし、出荷状況の変更等を迅速に医療機関、薬局等に通知することのできる機能を有する「医薬品安定供給・流通確認システム」を令和7年度に新規構築する予定。
- システムの稼働は令和8年度を予定しており、稼働後の運用・保守業務について、民間事業者に委託して実施することとする。

2 事業の概要・スキーム

〈業務内容〉  
令和8年度より稼働する医薬品安定供給・流通確認システムにかかる運用・保守業務の実施

(※1) 供給状況報告  
全ての医療用医薬品約18,000品目における出荷状況の報告を日々製薬企業から国が直接受け付け、報告内容を含む全ての医療用医薬品の供給状況を公表。

(※2) 供給不安報告  
製薬企業が把握した供給不足が生じるおそれについて、国が早期に報告を受け付け(非公表)、供給不足の未然防止を図る。



3 実施主体等

民間事業者(委託)

新規

医薬品安定供給・流通確認システムの機能追加に係る設計・開発

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線2536)

令和8年度概算要求額 5.1億円 (- 億円) ※()内は前年度当初予算額

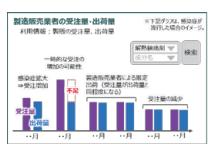
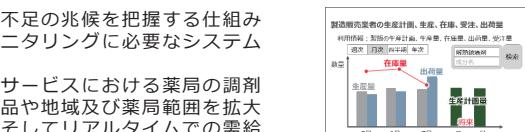
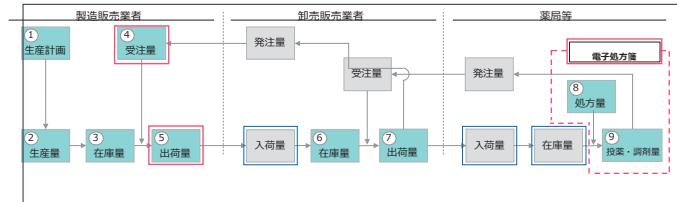
※デジタル庁計上(一部)

1 事業の目的

- 令和7年度に「医薬品安定供給・流通確認システム」を構築し、製薬メーカーから報告される「供給状況報告」と「供給不安報告」について、報告の受付や集計分析をシステム化し、ポータルサイトにより迅速に情報提供が可能となる予定である。
- 当システムのフェーズ2として、平時より把握情報の収集・モニタリングを行い、マクロの観点で把握することで、供給不足の解消に必要な施策を早期に打ち出すことができるようする仕組みを構築する。
- 当システムを活用することにより、市場全体の供給量の適正化・見える化につながり、限定出荷を解除する企業判断にも資する。また、地域ごとの医薬品(成分)の供給不足の兆候の迅速な判断、対応に繋げられる。

2 事業の概要

- 平時より市場全体の医薬品の供給状況や地域ごとの医薬品(成分)の供給不足の兆候を把握する仕組みの実用化に向け、川上の製造販売業者の供給状況に係るデータを集計し、モニタリングに必要なシステム改修を行う。
- 川下の医療現場における需給状況については、引き続き、電子処方箋管理サービスにおける薬局の調剤データ等を活用したモニタリング検証を実施予定。今回の検証は、対象医薬品や地域及び薬局範囲を拡大して検証することで、新たな医薬品に係る供給不足の兆候の検知を探査し、そしてリアルタイムでの需給モニタリングの実現性と費用対効果を踏まえた最適な方法についても検証する。



3 実施主体等

民間事業者(委託)、社会保険診療報酬支払基金(補助)

▶ 抗菌薬等の国内在庫の確保に向けた体制整備への支援による、安定供給の推進

新規

## 抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線2657、4472)

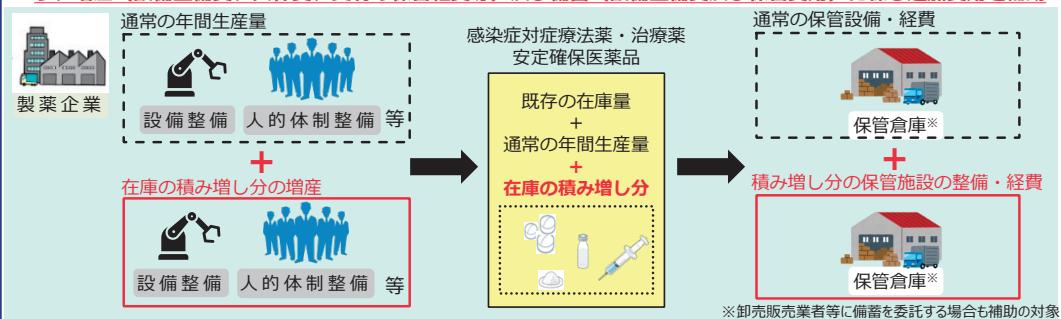
令和8年度概算要求額 5.8億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 医療用医薬品については、製薬企業にて業界ガイドライン等に基づき一定の在庫が備蓄されているが、想定を超える感染症が流行した場合や、国内では1社供給である医薬品について製造・品質トラブルが発生した場合等においては、通常の備蓄量では需要を貰いきることができず、需給が逼迫する事例が見られている。
- また、注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料や原薬を100%中国に依存しているため、2030年までに国内製造体制を構築するための支援を実施しているが、2030年までに中国からの供給が途絶した場合、国内在庫により対応せざるを得ない。
- これらの事案に対しては、医薬品の新規生産・輸入や製造・品質トラブルの解消には一定の期間を要するため、平時から備蓄を一定以上に積み増していくことが、安定供給に向けて有効な対策となる一方で、備蓄の積み増しには追加費用（積み増し分の増産及び備蓄に係る費用）が発生することから、製薬企業により自主的に対応がなされることが期待できない。
- そのため、本事業においては、抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や安定確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管費用等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助し、促すことで、当該医薬品の安定供給に向けた体制整備を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

- 感染症対症療法薬・治療薬や安定確保医薬品を対象に、一定以上の積み増しを行う製薬企業に対し、**積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管費用等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助**



### 3 実施主体等

- ・在庫の積み増しを行う製薬企業
- ・補助率：上記費用の1/2  
(国1/2、事業者1/2)

▶ 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援

新規

## 医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 (内線4466)

令和8年度概算要求額 50百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

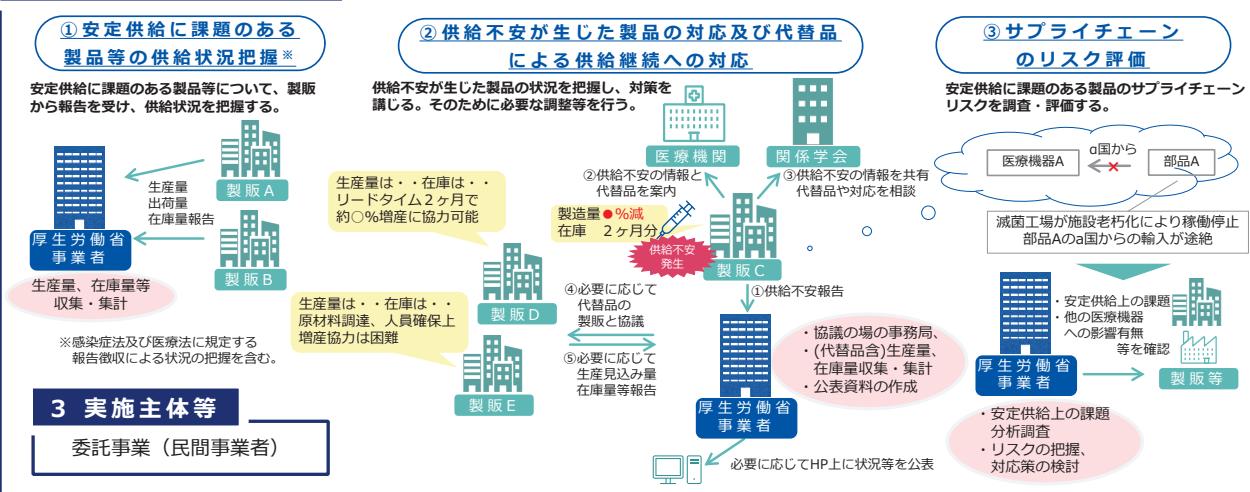
※令和6年度補正予算80百万円

### 1 事業の目的

医療機器の安定供給については、自然災害や物価高騰、海外情勢の変化、サプライチェーンの複雑化等を背景として、これまで供給に問題のなかつた医療機器であっても、突如として供給不安をきたす事例が増加している。このような中で、国民に必要不可欠な医療機器の供給を継続し、医療機器の安定供給を図る必要がある。また、第2期医療機器基本計画（令和4年5月31日閣議決定）においても、有事における安定供給の確保が課題とされているところである。

これらに対応するため、本事業では、安定供給に課題のある個別事例について情報収集及び分析を行なうほか、関係学会、業界団体、代替品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、代替品の在庫状況や生産状況、出荷状況等を把握し、代替品の増産等課題解決策を検討する。また、経済安全保障上の観点から、安定供給に課題のある事例についてサプライチェーンのリスク評価を行う。

### 2 事業の概要・スキーム



新規

## 医薬品供給リスク等調査及び分析事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線2657)

令和8年度概算要求額 80百万円 ( - ) ※ () 内は前年度当初予算額

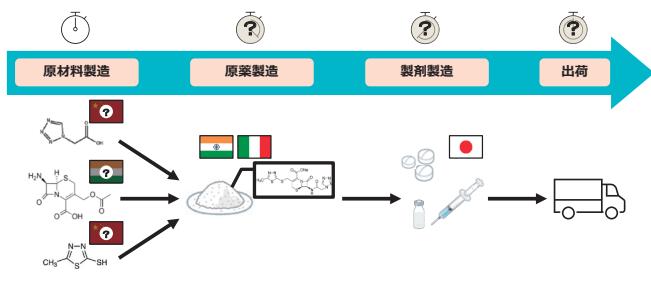
### 1 事業の目的

- 我が国の安全保障上、国民の生命を守るために、切れ目がない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品については、「安定確保医薬品」として選定し、安定供給の確保に必要な取組を進めている。
- 安定確保医薬品については、国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、サプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを不斷に把握・点検することが重要である。そのため、本事業においては、安定確保医薬品について、サプライチェーンの現状も含め、供給リスク等の調査を実施する。
- 併せて、新規で承認された医薬品等、その時点では安定確保医薬品ではない成分であっても、供給リスク等の調査が必要な医薬品も想定されることから、本事業においては、安定確保医薬品以外の成分を対象にリスクの評価・分析を行い、調査が必要な成分に対しては、供給リスク等調査を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム

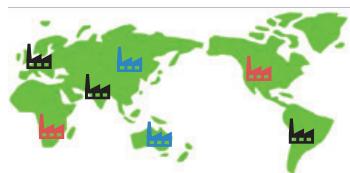
#### 事業①：安定確保医薬品サプライチェーン調査

安定確保医薬品について、原薬や原材料の供給国や製造方法、出荷までにかかる時間（リードタイム）等について、製造販売業者や製造業者に対するヒアリング等により調査を行う。



#### 事業②：その他医薬品に対するリスク評価及び調査事業

医薬品のリスクを評価の上、安定確保医薬品以外で必要な医薬品に対してサプライチェーン調査を実施する。



### 3 実施主体等



①・②  
民間事業者  
(委託)



## 医薬品安定供給支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線4472)

令和8年度概算要求額 51百万円 ( - ) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 51百万円

### 1 事業の目的

- 現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。
- 医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないよう、国内における医薬品の安定供給体制を強化する必要がある。

2019年に、海外での製造上のトラブルにより原薬等を輸入することができず、一部の抗菌薬について、長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生した。  
また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外での原薬等の製造停止・輸送の遅延等の発生や、新型コロナウイルス感染症の治療等に使用する医薬品の需要が世界的に急増した影響を受けて、一部の医薬品について国内での供給不安が生じた。



### 2 事業の概要・スキーム

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、供給リスクの低減に取り組む製薬企業等を支援する。



### 3 実施主体等

・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※ 補助率：上記費用の1/2  
(国1/2、事業者1/2)



### 4 事業実績等

- ・ 令和5年度補正予算 交付実績 4事業者
- ・ 令和6年度補正予算 交付実績 7事業者

## 献血血液や血漿分画製剤の確保対策

### 献血血液の確保対策事業

医薬局血液対策課（内線2906、2908）

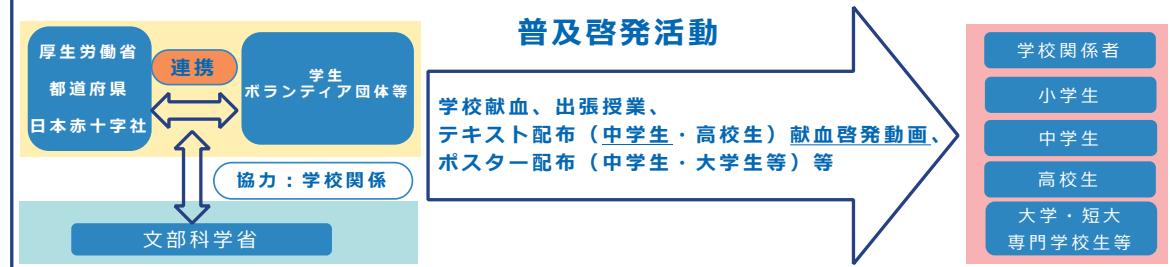
令和8年度概算要求額 20百万円（20百万円）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 毎年、医療需要に応じた献血血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にある一方で、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。
- 将来に渡り必要な血液量を確保出来るように、今後の献血を支える若年層に対する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学生からの献血教育の推進に向けて、中学生向け献血啓発テキストを作成・配布とともに、学校現場で広く活用することを想定した動画の作成・配信を行う。

#### 2 事業の概要・スキーム

- 献血可能年齢前である中学生を対象に、献血に対する理解促進を図ることを目的として、同世代の献血に関する推進活動等を紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校生徒（1学年分）を対象に配布する。
- 上記の献血啓発テキストを授業等で使用する際の導入資材として、献血啓発動画を作成して学校現場で広く活用していただくことで、今後の献血を支える若年層に対する普及啓発を一層推進していく。



#### 3 実施主体等

実施主体:国

新規

### 血漿分画製剤安定供給・国内自給体制整備事業

医薬局血液対策課（内線2917）

令和8年度概算要求額 1.1億円（-）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

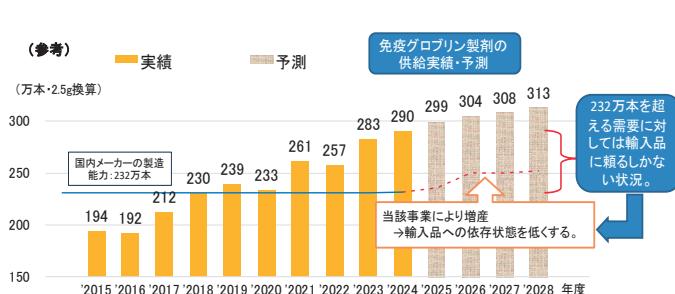
血液法では、基本理念において「血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにならなければならない。」と規定されており、また国の責務として「国は、（略）安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。」、「国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発（略）を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。加えて、血漿分画製剤の医療需要を過不足なく満たすため、国は供給量の見通しを踏まえた検討を行った上で、毎年度安定供給に関する計画（需給計画）を定めて安定供給の確保を図っている。

製造設備の老朽化が進み現有の製造能力を維持することが困難になりつつある中、老朽化による供給不安を未然に防止し将来に亘って安定供給を確保するとともに、国内自給率を維持するためにも、本事業により製造能力を早急に強化する必要がある。

加えて、今後血漿分画製剤の原料となる「原料血漿」の確保量も増加する。原料血漿の確保量を増やすには、献血に協力していただく献血量を増やす必要がある。現在では原料血漿を120万L製造しているが、将来は約160万L製造する必要があり、本事業により原料血漿確保体制を早急に強化する必要がある。

#### 2 事業の概要・スキーム

国内献血を原料とした血漿分画製剤や原料血漿について、厚生労働省が国内事業者（メーカー、採血事業者）に対して安定供給体制及び国内自給体制の整備に必要な経費を補助（1/2）する。



バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援、製造人材育成確保の推進

新規

## バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線8463、8485)

令和8年度概算要求額 5.7億円 (-) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額65億円

### 1 事業の目的

- ・バイオ後続品は、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野であり、医療費適正化の観点に加え、我が国におけるバイオ医薬品産業育成の観点からも使用を促進することとしている。
- ・一方で、現在我が国で販売されているバイオ後続品は、低分子の後発医薬品と比べ、原薬や製剤の海外依存度が高く、輸出業・企業の事情による供給途絶リスクがある。そのため、本事業においては、当該供給リスクに対応し、かつ、医薬品産業の将来像も見据え、バイオ医薬品産業を育成していくため、令和7年度から、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進している。

### 2 事業の概要

- ・バイオ後続品の開発・製造に取り組む場合、新規製造工場等の設備投資に必要な取組への支援を行う。

### 3 事業スキーム、実施主体等

- ・本事業においては、製薬企業が実施する、最長5年間のバイオ後続品の国内製造施設整備計画に対して、当該年度に発生する費用の補助を行うことで、我が国における、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進する。



拡充

## 次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線8485、8463)

令和8年度概算要求額 1.5億円 (1.4億円) ※()内は前年度当初予算額

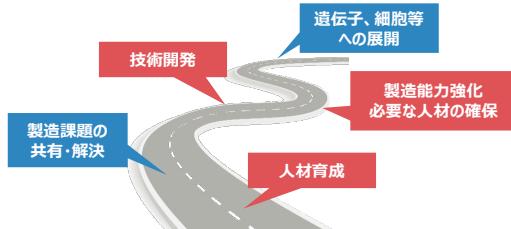
### 1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
  - ・国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
  - ・実際の設備を用いた製造（スケールアップ）等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難であるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。
- 令和6年度からのバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム

- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化とともに、以下の支援を進める。

- バイオ専門人材の育成を中心として、
  - ・バイオシミラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強
  - ・バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。



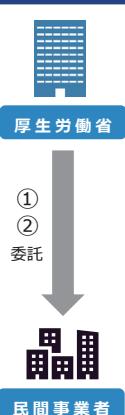
#### 支援メニュー (対象: 製薬企業、CMO/CDMO)

- ① 研修施設での人材育成支援【拡充】
  - 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを実施。
  - これまでに、抗体医薬品、ウイルスベクター製品を対象とした研修を実施してきたが、多様なバイオ医薬品に対応するため、令和8年度からは細胞加工製品を対象とした研修を追加する【拡充】。

#### ② 実践的技術研修の実施

- ①の研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産設備を利用することに対し、受講費を半額支援する。
- 1年間の研修プランにより、一連の製造作業を一人で実施出来る製造技術者レベルを目指す。

### 3 実施主体等



### 4 事業実績

技術研修事業の受講者数 ○抗体研修: 66名 ○AAV研修: 59名 (令和6年度実績)

○医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策  
➢薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進

新規

## 薬剤師等を活用したOTC濫用防止対策事業

医薬局医薬安全対策課（内線2757、2752）

令和8年度概算要求額 22 百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

近年、若年者を中心としてオーバードーズが社会問題化していることを踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」改正により、濫用のおそれのある医薬品の販売方法の見直しを行うこととしている。濫用対策においては、販売規制だけでなく、啓発活動や支援の充実といった側面も重要であり、ゲートキーパーとしての薬剤師等を通じた医薬品の濫用のリスクを含めた啓発や、相談対応の充実など濫用防止対策に取り組む。

### 2 事業の概要・スキーム

#### （1）販売時等における啓発活動

・「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル」※等を活用した対応事例の収集、周知

#### （2）若年層を対象とした啓発活動

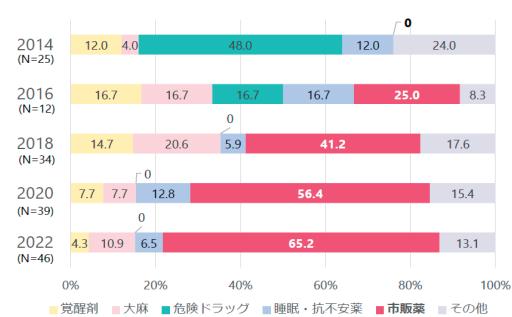
・学校薬剤師による学校等における啓発事例の収集、周知

#### （3）薬剤師等の対応力向上

・医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師を対象とした研修の実施

※令和5年度補正予算「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業」で作成。

全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた  
10代患者の「主たる薬物」の推移



出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）（国立精神・神経医療研究センター）  
(令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）)

### 3 実施主体等

民間事業者（委託）

### ➢後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化

新規

## 後発医薬品の品質確保のための査察水準向上事業

医薬局監視指導・麻薬対策課（内線2770）

令和8年度概算要求額 13 百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 昨今、後発医薬品メーカーで品質に関する行政処分事案が続いていること、その原因として製造開始時の製剤開発や工業化検討の不十分さ（いわゆる「上流問題」）が指摘されている。
- 令和7年度の薬機法改正にあわせ、新規後発品の初回承認時のGMP調査主体が、都道府県からPMDAに移管され、PMDAが持つ「上流問題」への専門的知見を踏まえた調査を行うこととされた。（※後発品として初めて承認を受ける成分を含有する品目）
- 一方で、初回承認時以降は、法施行後も引き続き都道府県がGMP調査を行うことから、PMDAの初回調査で検出された「上流問題」のリスクに対し、都道府県が引き継ぎ定期適合性調査等において適切なフォローアップが必要である。
- 本事業では、新規後発品のGMP調査において、①都道府県の調査水準の向上を図るとともに、②PMDAと都道府県間の協力体制を強化することにより、もって新規後発品の品質を確保し、安定的な医薬品供給に資することを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ＜事業の内容＞（令和8年度概算要求：人件費（1人）、事業費（旅費））

都道府県の新規後発品のGMP調査にPMDA職員が同行し、

- 実際の調査を通じてPMDAから都道府県に、「上流問題」に起因する問題点の発見のための高度な専門的知見を共有するとともに、
- 発見された問題点の分析・国内の調査当局の間での共有を図る。

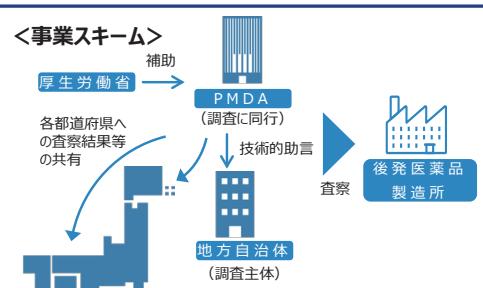
#### ＜同行対象となる調査＞

##### ✓ 現行制度下（調査主体移管前）

都道府県が行う、新規後発品の初回承認時GMP調査にPMDA職員が同行

##### ✓ 調査主体移管後

PMDAによる初回承認時の調査で、リスク要因が検出された製造所について、その後に都道府県が行う定期適合性調査等にPMDA職員が同行



### 3 実施主体等

（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）

## GMP管理体制強化等事業

令和8年度概算要求額 1.2億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となつた。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。
  - 当該事案では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
  - 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
  - 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとは言いがたいことも指摘されている。
- **医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようになるとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させることを目的とする。**

### 2 事業の概要・スキーム

- 国内のGMP査査能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催増やし、医薬品メーカーにおける品質確保等に係るコンプライアンス意識や品質文化（クオリティ・カルチャー）の更なる醸成等を図る。（令和4年度～）。
- 国と都道府県の薬事監視について、速やかな情報共有を含めた連携体制を整備し、その質的な向上を図るため、全国のGMP調査における不備事項を収集・分析等する体制を構築。都道府県の調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に実践的な啓発活動を行う（令和6年度～）。

### 3 実施主体等

PMDA、補助率：10/10

### 4 事業実績

PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和6年度）  
 ・都道府県GMP調査への同行：3件  
 ・都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ180人 等



## バイオ後続品品質・臨床的同等性情報提供等推進事業

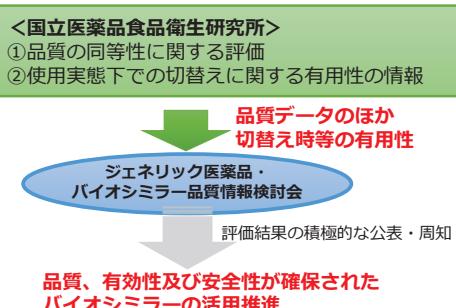
医薬局医薬品審査管理課  
(内線2746)

令和8年度概算要求額 42百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 先行するバイオ医薬品と同等／同質であり、安価なバイオ後続品（バイオシミラー）について、医療保険制度の持続可能性を維持する上で更なる使用促進が不可欠。バイオ後続品の特性や使用状況等を考慮しつつ、バイオ後続品が使用されやすい環境を整備する必要がある。
- 医療機関におけるバイオ後続品の使用に関する考え方として、品質や有効性、安全性に疑問がないバイオ後続品は積極的に使用するとの声が多く、普及啓発の観点からは、これらの情報を整理し、対外的に発信していくことが重要である。また、こうした情報は、医療現場におけるバイオ後続品活用のために必要であり、迅速に取り組む必要があると指摘されている。
- このため、①品質の観点から同等性に関する客観的な評価を実施するとともに、②医療情報DBを活用して切替時の有効性及び安全性に関するデータを取得し、③ワンストップで情報を公表し普及啓発を図ることにより、品質、有効性及び安全性が確保されたバイオ後続品の活用推進につなげる。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

実施主体：国立医薬品食品衛生研究所

費用内訳：

- ・品質試験検査費
- ・使用実態下での臨床的同等性評価
- ・会議費

## ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

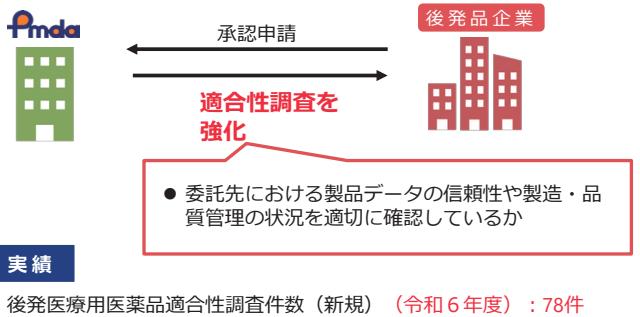
医薬局  
医薬品審査管理課  
(内線2737)

令和8年度概算要求額 12百万円 (12百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 近年の医薬品の品質不良・供給不安については、後発品市場において、共同開発(※)や外部への製造委託などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。  
(※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施する。
  - ・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、委託元(申請者)が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況について、確認する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・人件費（2名）：補助率50／100

## リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

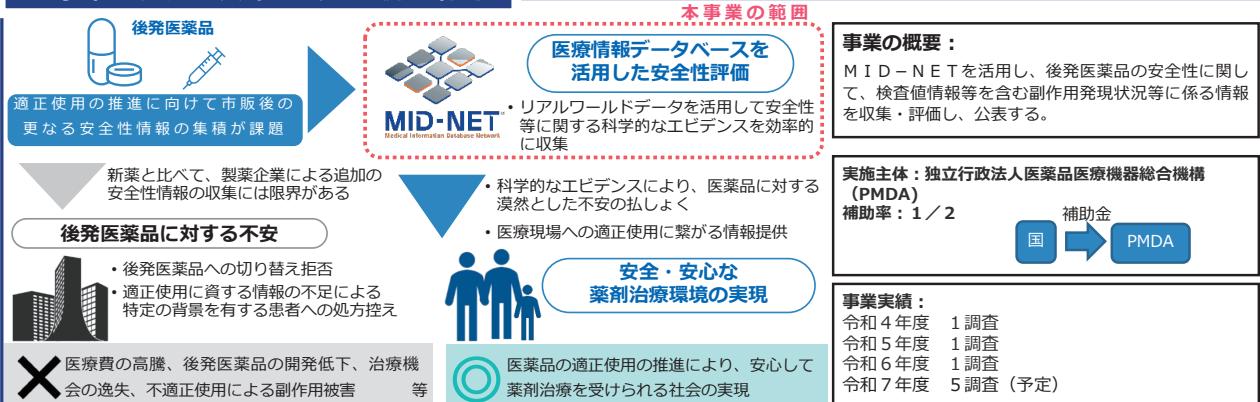
医薬局医薬安全対策課  
(内線2751、2749)

令和8年度概算要求額 53百万円 (53百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ・後発医薬品の普及は医療の質を下げることなく医療費の適正化等を図るために重要であり、引き続き推進していく必要があるが、品質管理問題に端を発し、その安全性に対して国民の信頼が揺らいでおり、普及を推進する上で大きな障壁となっている。
- ・国民の後発医薬品への懸念は、先発医薬品と比べてその安全性が遜色ないかという点が大きいが、同一成分を多数の製造販売業者が上市する後発医薬品の特徴からも、製造販売業者による横断的な対応には限界がある。
- ・本事業では、MID-NET（医療情報データベース）を活用し、客観性の高い安全性情報として、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況等を入手・解析し、科学的根拠に基づく安全性について医療現場等に向けて広く情報提供を行う。
- ・後発医薬品は数量ベースで80%を超える抗がん剤、抗血栓薬、糖尿病治療薬などの使用者が多い領域も含め引き続き多数の新規成分が上市されていることから、引き続き本事業を実施することで、後発医薬品の信頼性の回復に資するものとなる。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## ○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり

➢女性の健康総合センターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康支援の推進

### 拡充 女性の健康総合センターの体制強化・運営事業

大臣官房厚生科学課  
国立高度専門医療研究センター支援室  
(内線2624)

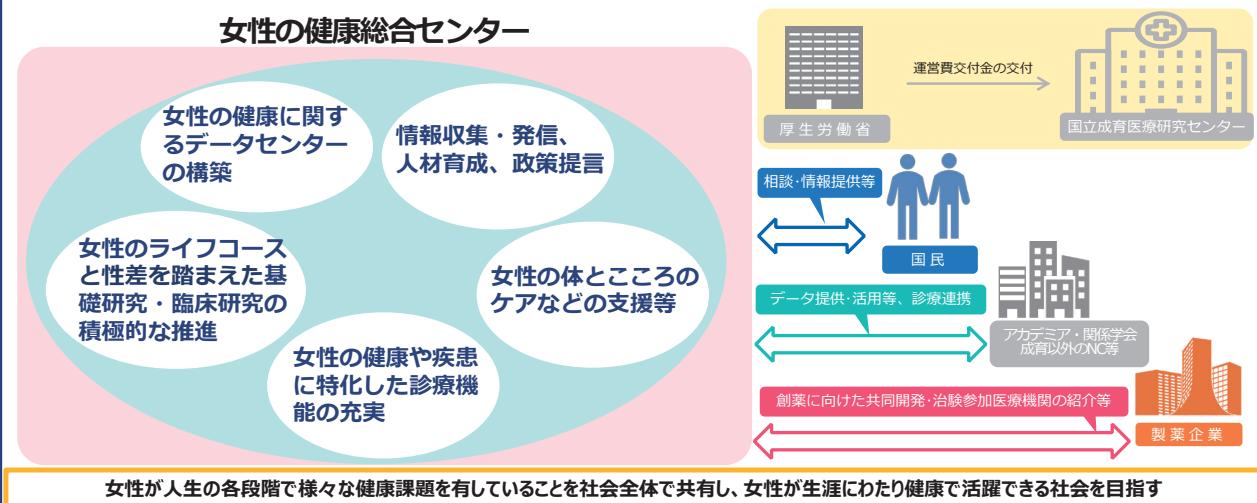
令和8年度概算要求額 13億円 (9.5億円) ※( )内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 5.9億円

#### 1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、男女の性差を重視し、特性に合った病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

#### 2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置している女性の健康総合センターにおいて、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。



女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

### 新規 女性の健康に関する連携体制構築事業

健康・生活衛生局健康課 (内線2396)

令和8年度概算要求額 1.7億円 (一) ※( )内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 97百万円

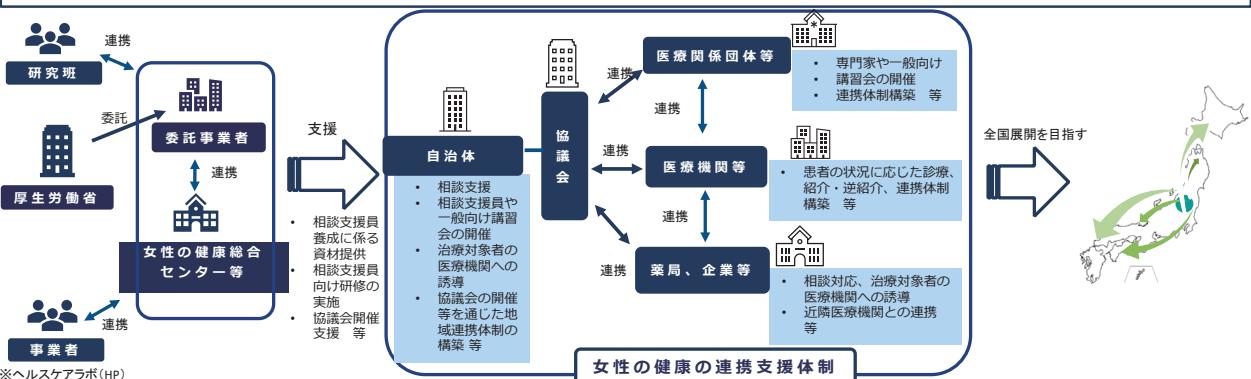
#### 1 事業の背景・目的

- 女性の健康については、若年期・性成熟期・更年期・老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。特に、近年の課題として、社会経済的な観点からも、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。
- これまで自治体における相談・医療機関における診療等が行われてきたが、関係機関の役割分担や連携が必ずしも十分でなく、令和6年度補正予算において、女性の健康支援に関する資源の可視化、女性の健康の相談支援を行う者（以下、相談支援員）を養成するための資材開発・適切な受診勧奨を含めた相談支援を行なうスキームを構築したところ。
- 本事業では、構築したスキームを活用し、実際の地域における体制づくりを各地域で展開していくことを目的とする。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

女性の健康総合センターを中心として、女性の健康支援に関する関係者（医療関係団体、研究班等）と連携し、自治体における相談支援員養成支援や協議会開催支援等を通じて、自治体が提供する相談事業の充実、および関係機関が連携して適切な受診勧奨を含めた「女性の健康の支援体制」を構築し、複数地域で展開する。具体的な相談支援等においては、必要に応じてオンラインを活用することも想定する。

- 事業形態、事業者：委託事業、コンサル、研究機関等を想定
- 事業展開先：都道府県単独、政令中核市単独、都道府県と管下市区町村のペアから3～5カ所程度を想定
- ガバナンス構造：事業内WGや検討会等の設置、厚労研班との連携



## ➤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進



### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

保険局高齢者医療課（内線3190）

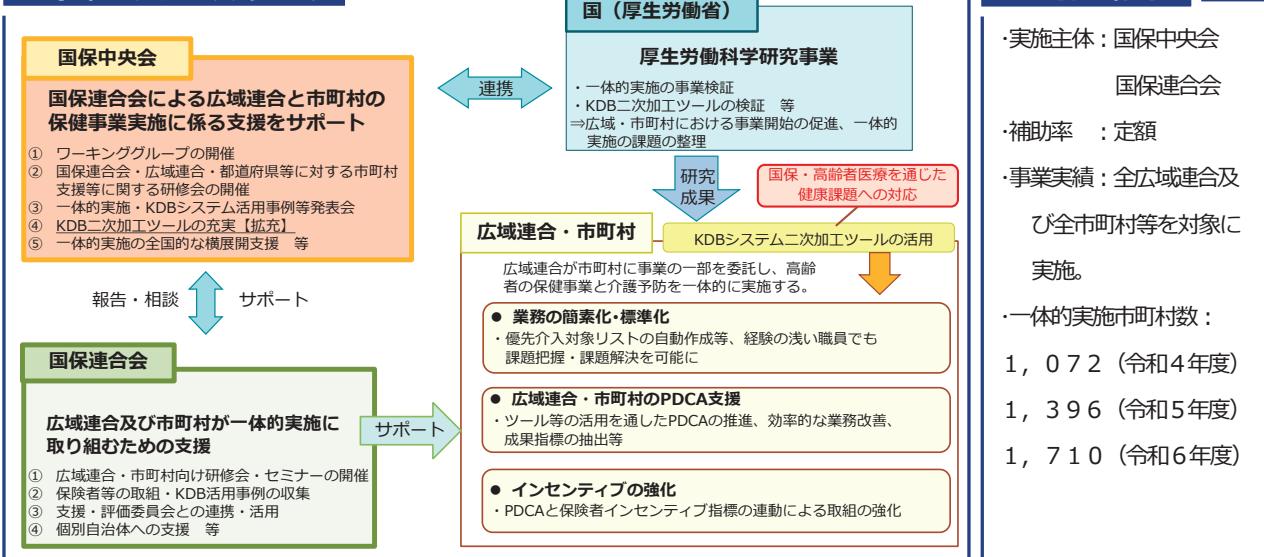
令和8年度概算要求額 2.0億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

令和2年度から開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、全市町村での効率的・効果的な事業実施に向けて取り組むよう効果的な事例の横展開を図る。

※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一緒に実施。

#### 2 事業の概要・スキーム



## ➤糖尿病性腎症の重症化予防事業、予防・健康づくりに関する大規模実証事業等への支援

### 糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課（内線3544）

令和8年度概算要求額 66百万円（66百万円）※()内は前年度当初予算額

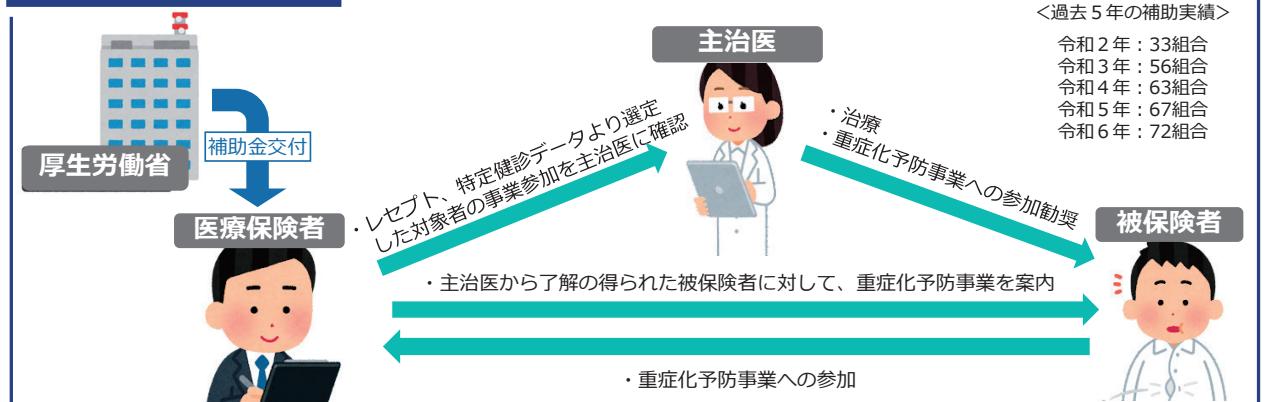
#### 1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和5年12月21日閣議決定）において、「生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 令和6年度に改定された日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、引き続き取組を推進する。

#### 2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等の費用も補助する。

#### 3 事業スキーム・実施主体等



## 予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施

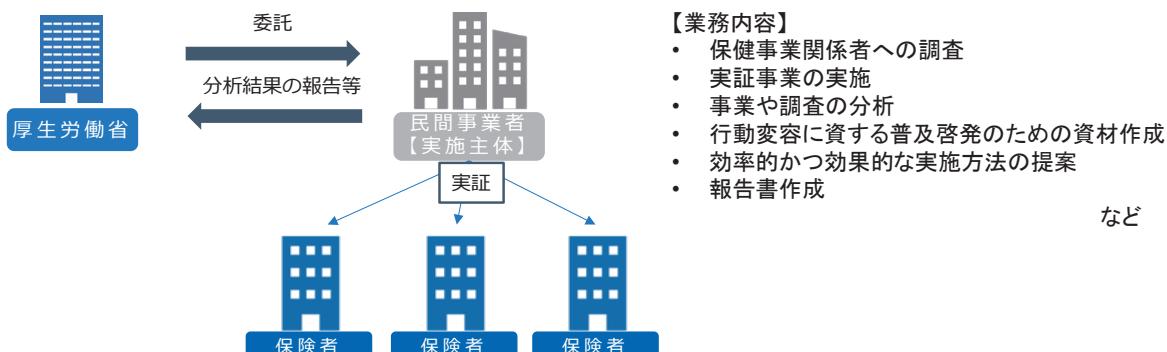
保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室（内線3124）

令和8年度概算要求額 1.1億円（1.1億円）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 令和2年度から令和5年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得て、第4期特定健診・特定保健指導の制度の見直しを行ったところである。
- 他方、特定保健指導の対象者は増加しているが、特定保健指導を行う専門職の人手も限られており、より効率的に成果を得られる方法を検討する必要がある。
- そこで、第5期特定健診・特定保健指導に向けて、ICT等を活用した効率的・効果的な特定保健指導の手法を検討し、複数の保険者においてその効果の実証を行う。今後はこうした制度見直しの趣旨を発展させ、効果的・効率的に肥満・生活習慣病対策を行い、その他の予防・健康づくりの取組にも資するよう、関係学会と協働しつつ、エビデンスの整理や啓発を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## 国保保健事業の健康づくり・医療費適正化に向けた調査・分析等事業

保険局国民健康保険課（3255）

令和8年度概算要求額 50百万円（50百万円）※()内は前年度当初予算額

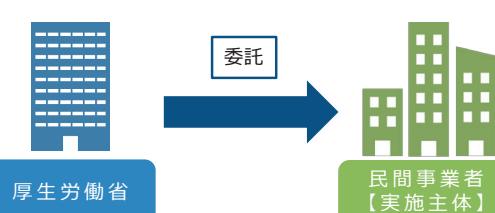
### 1 事業の目的

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化等の取組に対する支援として平成28年度より開始し、平成30年度より本格的に実施されている。この制度は、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県及び市町村の保険者ごとに実施されている取組状況や実績を点数化し、それに応じて国から交付金を交付するものであり、保険者の取組を推進している。

本事業では、保険者でこれまで実施してきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、これらの内容を踏まえ保険者における取組内容の課題を明確にする。また、その結果を踏まえて、健康づくりや医療費適正化に効果的な取組評価指標を整理し、今後の取組評価指標の見直しに活用すること及び保険者における取組の質を向上させる具体的な方策を検討することにより、地域における保健事業の取組の充実・質の向上を目指す。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。



① 都道府県、市町村国保等へ実態調査等

② 調査内容分析

④ 説明会等の開催・  
普及啓発等

⑤ 報告書作成

業務内容

➤睡眠を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進

## スマート・ライフ・プロジェクト推進事業

健康・生活衛生局健康課（内線2396）

令和8年度概算要求額 1.8億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 厚生労働省



＜『睡眠大使』に就任したナイトキャラクターをかぶったピカチュウとカビゴン＞

＜健康寿命をのばそう！アワードトロフィー＞

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



#### 企業・団体 自治体

- ・メディア
- ・外食産業
- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社
- 等



- 社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発
- 社員・住民の健康意識の向上・促進

- 社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
- 企業等の社会貢献と広報効果

#### 社会全体としての国民運動へ

### 3 実施主体等

【委託費：民間団体】

○認知症施策の総合的な推進

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた自治体の認知症施策推進計画の策定支援等の認知症施策の推進

### 共生社会の実現を推進するための認知症基本法等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3973)

1 事業の目的 令和8年度概算要求額 130億円（125億円）※ 左記（）内は前年度当初予算額 老健局関係分

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要 ※金額については、再掲を含む

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【74百万円の内数（73百万円の内数）】：認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業

○認知症サポーター等の養成 ○認知症への理解を深めるための普及・啓発

- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【94.3億円の内数（94.3億円の内数）】：認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業

○チームオレンジの整備 ○広域的な認知症高齢者の見守りの推進 ○認知症の人と家族への一體的支援の推進 ○認知症バリアフリーの推進  
○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備

- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【93.8億円の内数（93.8億円の内数）】：認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業

○認知症本人のピア活動の推進 ○認知症カフェへの支援 ○若年性認知症支援体制の拡充

- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【97億円の内数等（97億円の内数等）】：地域医療介護総合確保基金の人材分等

○地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 主な予算【202.4億円の内数（202.4億円の内数）】：認知症疾患医療センター運営事業、認知症総合支援事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、地域医療介護総合確保基金の人材分等

○地域での認知症医療提供体制の拠点の支援 ○認知症初期集中支援チームの設置  
○認知症介護研究・研修センターの運営 ○認知症ケアに携わる人材育成の為の研修

- ⑥ 相談体制の整備等 主な予算【88億円の内数（88億円の内数）】：認知症総合支援事業

○認知症ケアパス ○認知症地域支援推進員の設置

- ⑦ 研究等の推進等 主な予算【16.1億円（13.5億円）】：認知症研究開発、認知症政策研究事業

○認知症研究の推進等

- ⑧ 地方公共団体に対する支援 主な予算【2.1億円（0.3億円）】：認知症施策推進計画策定支援事業

○認知症施策推進計画策定支援事業

## 認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3973)

令和8年度概算要求額 地域支援事業88億円の内数 (88億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### 【事業の概要】

##### ○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

##### ○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、  
・医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症ケアパスの作成・普及  
・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、  
・認知症カエフ等の設置や認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業等に関する企画及び調整  
・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発の取組 等  
を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。  
・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を配置する際の経費を補助することを可能とする。

##### ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

## 新規 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく 都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3973)

令和8年度概算要求額 1.8億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 1.3億円

### 1 事業の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。

#### 【対象経費】

(対象事業例)

- ・地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・ピアサポート事業の拠点となる立ち上げ支援等の認知症の人同士の活動への支援
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等

#### 認知症施策推進計画の策定

##### 【補助率】国（定額）

1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円

## ○がん対策、循環器病対策等の推進

➢がん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進

### 新規 アピアランスケアにかかる体制整備支援事業 (がん診療連携拠点病院機能強化事業内)

健康・生活衛生局がん・疾病対策課  
(内線3827)

令和8年度概算要求額 60百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

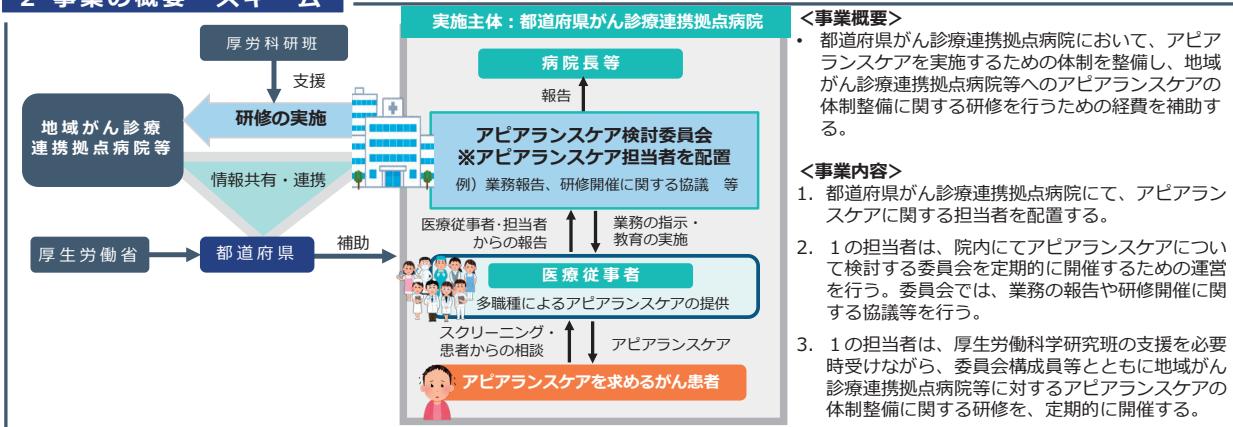
#### 1 事業の目的

- がんやその治療に伴う外見変化（脱毛、爪、皮膚障害等）は、がん患者に苦痛を与え、社会生活に大きく影響することが指摘されていることから、医療従事者によるアピアランスケア（※）が求められている。
- 令和5～7年度に実施したアピアランス支援モデル事業では、がん診療連携拠点病院等における望ましいアピアランスケア体制について検証した。その中で、アピアランスケアの体制整備には、多職種による支援、担当者の配置、アピアランスケアについて検討する委員会等の開催、アピアランスケアについての知識の周知等が必要であることが明らかとなった。
- 本事業では、都道府県がん診療連携拠点病院において、がん患者に対し適切なアピアランスケアを提供する体制整備を支援することで、治療に伴う外見の変化に対する困難さを解消し、がん患者が尊厳をもって自分らしく生きることを目的とする。

※アピアランスケアとは、がんやその治療に伴う外見変化に起因する身体・心理・社会的な困難に直面している患者に対し、診断時からの包括的なアセスメントに基づき、多職種で支援する医療者のアプローチである。（国立がん研究センター中央病院HPより：一部改変）

【事業創設年度：令和8年度、補助先：都道府県、独立行政法人等、  
補助率：1/2（都道府県）、定額（10/10相当。独立行政法人等）】

#### 2 事業の概要・スキーム



### 新規 がん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業

(がん診療連携拠点病院機能強化事業内)

健康・生活衛生局がん・疾病対策課  
(内線3827)

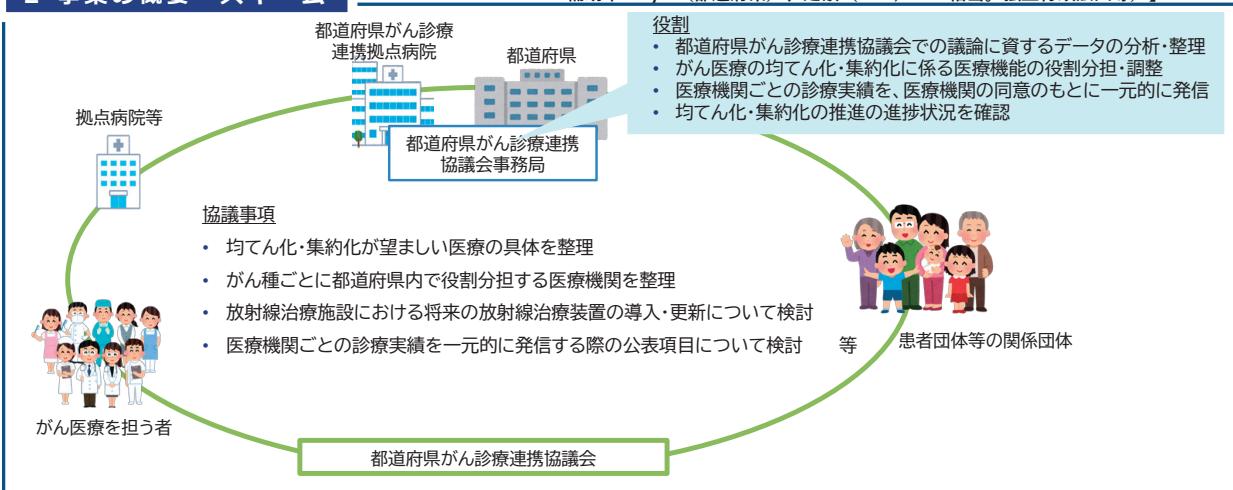
令和8年度概算要求額 60百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 第4期がん対策推進基本計画を踏まえ、都道府県が拠点病院等と連携して、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年を見据えた持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する必要がある。本事業では、都道府県及び都道府県がん診療連携拠点病院が事務局を務める都道府県がん診療連携協議会で、都道府県内のがん医療の均てん化・集約化に関する議論を推進することや、医療機関ごとの診療実績を、医療機関の同意のもとに一元的に発信し、国民に提供することで、がん患者が安全で質の高い患者本位の医療を適切な時期に受療できるように努めることを目的としている。

【事業創設年度：令和8年度、補助先：都道府県、独立行政法人等、  
補助率：1/2（都道府県）、定額（10/10相当。独立行政法人等）】

#### 2 事業の概要・スキーム



令和8年度概算要求額 1.3億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

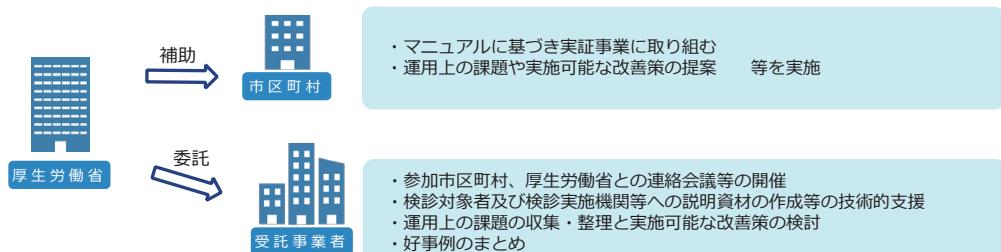
- 市区町村が実施するがん検診（対策型検診）について、厚生労働省では従来より「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、科学的根拠に基づくがん検診の実施を推進してきた。
- 第43回がん検診のあり方に関する検討会において、「対策型検診の項目の導入に係るプロセス」について議論が行われ、科学的に有効性が確認された検査項目を、多くの自治体へ円滑に導入するために、一部の自治体で試行的に実施することが基本とされた。
- 令和7年4月に国立がん研究センターが公開した「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年度版」（以下「ガイドライン」）の中で「重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診（以下「肺がんCT検診」）」の実施が推奨されたところ。
- 上記を踏まえ、肺がんCT検診の円滑な導入を目的として、令和7年度厚労科研において作成する肺がんCT検診の体制整備のためのマニュアル（以下「マニュアル」）に基づいて実証事業に参加する市区町村を公募し、導入に向けた課題の整理や改善策について検討するとともに、好事例をまとめる。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

【事業創設年度：令和8年度、補助先：市区町村、補助率：定額（10／10相当）】

## 事業内容

①肺がんCT検診実証事業に取り組む市区町村を公募し、運用等に係る費用を補助する。②事業実施に係る参加市区町村への技術的支援並びに課題の整理及び改善策の検討を事業者に委託する。



## HPVワクチン等に係る普及啓発事業

感染症対策部予防接種課（内線2998）

令和8年度概算要求額 34百万円 (34百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 予防接種法に基づく定期接種のワクチンについては、接種の検討・判断に資する情報の普及啓発や、被接種者等からの照会や相談に丁寧に対応するための体制の構築が求められている。
- 特に、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開し、接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種も実施したことから、本事業において、大学における周知キャンペーン、インターネット広告等、1人でも多くの接種対象者等に届くよう様々な媒体を使って普及啓発に取り組んできた。また、令和7年度は、キャッチアップ接種の経過措置を設けたことから、その内容を踏まえた、新しい普及啓発資材を作成し、資材を活用した広告配信等を実施した。
- キャッチアップ接種の経過措置は令和7年度末で終了することから、令和8年度においては、主な対象を定期接種の対象者とその保護者に絞り、接種の検討・判断に資するよう、最新のワクチンに関する情報や、副反応に関する情報提供を、着実に実施していく。また、引き続き、予防接種の実施主体である自治体や、医療機関において、被接種者等からの照会や相談に適切に対応するため研修会を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

## 事業内容

自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資材を作成する。

## (1) 検討委員会の設置

以下（2）～（4）について、効果的に進めるため、有識者による検討委員会を設置する。

## (2) 実態把握等の実施

以下（3）（4）やその他予防接種行政等にかかる実態把握を実施する。

## (3) 自治体職員向け研修、医療機関向け研修（説明会）

HPVワクチン等の定期接種に関する説明会を実施する。

## (4) 国民への普及啓発

最新のワクチンに関する情報、副反応に関する情報など定期接種を受ける方（保護者）向けの資材を作成する。

## ●経費の性質

本省経費（庁費類）

## 実施主体等

厚生労働省（委託事業）

## 委託事業



研修（説明会）

## リスクコミュニケーション啓発資材



## 厚生労働省

研修

研修

周知資材の作成・提供

## 都道府県・市町村



## 医療機関



## 国民・市町村等



## 事業実績

- 医療機関向け説明会の開催（1回）
- インターネット広告の配信
- 普及啓発資材の作成および改訂（HPVワクチンに関するリスクコミュニケーション啓発資材、周知広報のための資材）

## 脳卒中・心臓病等特別対策事業

令和8年度概算要求額 3.1億円 (2.6億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項において、「都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定しなければならない」とされている。
- 本事業は、都道府県が策定した「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策を適切に実施・推進するため各種事業の実施に必要な経費である。
- 令和7年度までに「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が全国に設置されたことを踏まえ、都道府県は本事業を活用し、「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、より実効性の高い循環器病対策を実施する必要がある。

## 2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度：令和3年度、補助先：都道府県、補助率：1/2】

## 【事業内容】

都道府県は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策の各種目標等の実現・達成のために、各都道府県に設置された「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、以下の事業を実施する。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ① 都道府県循環器病対策推進事業       | ⑤ 循環器病の相談に資する事業       |
| ② 循環器病医療提供体制の整備等に資する事業 | ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業 |
| ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 | ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業  |
| ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 |                       |

➡ 対象都道府県数の増37都道府県→47都道府県

① 循環器病対策の企画・検討等を行なう会議体の運営



② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成等



③ 普及啓発資材の開発、市民公開講座の実施



④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施



⑤ 循環器病に関する相談窓口の設置・運営



⑥ 循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築



⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援

新規

## 脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

健康・生活衛生局がん・疾病対策課  
(内線2359)

令和8年度概算要求額 2.0億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第2項の規定に基づき、循環器病に係る医療に關し、調査・研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に關連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策において中心的な組織である。
- 一方で、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策は、循環器病対策基本法に基づき、現在は「第2期循環器病対策推進基本計画」として「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に掲げ、個別施策として、①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、③循環器病の研究の推進を掲げているところである。
- 本事業では、脳卒中や心臓病等の循環器病対策を適切に実施するための総合的な支援を、国立循環器病研究センターが実施することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【実施主体：国立循環器病研究センター】【事業創設年度：令和8年度、補助率：定額（10/10相当）】

## 個別施策

【基盤】(1) 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業：現在政府で進められている「医療DX」が目指す全国の医療機関等が医療情報等を共有・交換する仕組みを活用し、循環器病領域においても、診療情報の収集・活用に向け、「医療DX」の取組との連携し、それらに必要な調査や、循環器病に関するバーチャルデータベース構想（仮）等を検討する。

## 【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実】

(2) 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業

- 全国の脳卒中・心臓病等総合支援センターが参加する会議体の運営等を行い、医療機関間のネットワークの構築を支援する。
- 各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置された医療機関に対し、困難事例に対する助言や好事例の横展開等を行い、各医療機関におけるセンターの運営が円滑に進むような支援策の検討並びに具体的な支援の提供を行う。

(3) 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業

- 循環器病に関する臨床情報や疫学データ等の最新知見の収集を行う。
- 循環器病に関する情報を一元化し、ポータルサイト等を用いて国民に向けた情報発信を行う。



## 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (4) 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業
- 国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行う。

## アレルギー疾患・慢性腎臓病（CKD）対策の推進

新規

### アレルギー疾患等最新医療情報アップデート事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課  
(内線2359)

令和8年度概算要求額 29百万円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- アレルギー疾患患者数は年々増加しており、アトピー性皮膚炎・食物アレルギーなどは小児科・内科・皮膚科といった複数の診療科が対応する機会が多い。リウマチについても内科・整形外科等複数の診療科で対応している。
- また、近年の研究成果や新規治療薬の登場により、アレルギー疾患の標準治療や患者指導管理は大幅にアップデートされている。リウマチ診療においても同様であり、合併症や関節破壊を抑制するためには、早期診断や拡大した治療薬の選択が重要である。
- 日常的にアレルギー疾患等の診療を行う医療従事者は、学会研修などで最新知識を得る機会がある一方で、専門疾患を主診療領域としない医療者には最新の医療情報が周知されず、標準治療が患者に十分に届かない要因となっている。本事業はアレルギー疾患等診療に係りうるすべての医療従事者を対象に情報をアップデートし、アレルギー疾患等の医療水準の向上と全国的な均一化を図ることを目的とする。

#### 2 事業の概要・スキーム

##### 事業の概要

アレルギー疾患等を専門領域としない  
医療者にも最新かつ正確な医療情報を届ける  
体制を整備する

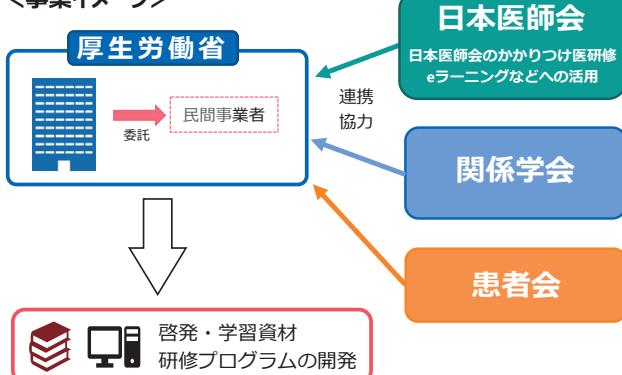
##### 主な事業内容

- ・各疾患における最新の医療情報の啓発資材作成
- ・研修プログラムの開発 等

##### 実施主体等

【実施主体】委託事業（民間事業者を想定）  
【事業創設年度】令和8年度

#### 事業イメージ



新規

### 腎不全患者に対する緩和ケア等の総合推進事業費

健康・生活衛生局がん・疾病対策課  
(内線2359)

令和8年度概算要求額 1.0億円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

人生の終末期における緩和ケアの体制はがん領域を中心に整備が進められてきたが、非がん領域については課題が残っている。特に腎不全では終末期に多くの身体的・精神的苦痛を伴うことが指摘されているうえ、腎不全患者の症状緩和に関するケアについては、「研修体制が十分ではない」、「在宅医療の実施体制が整っていない」、「腎不全患者の治療選択のための情報の不均衡」等といった課題があり、緩和ケアを必要とする患者に対して十分に緩和ケアを提供できていない場合もあり、腎不全患者の緩和ケアの提供体制の整備が必要である。本事業では、腎不全患者に対する緩和ケア等を総合的に推進することを目的とする。

#### 2 事業の概要

①腎不全患者に対する緩和ケアに関する研修プログラムの作成等を実施するなど、研修制度の立ち上げ支援  
・医療従事者向けの慢性腎不全に関する緩和ケアについての研修プログラム（e-learning）の開発、研修会の実施 等

②持続可能な在宅医療の診療体制を構築するための取組を支援するモデル事業を実施し、腎不全患者に関する在宅医療を行いやすい環境の整備  
・自治体、地域の訪問看護師、介護施設、地域の医師会、透析関連企業等と連携し、腎不全患者の在宅医療に係る診療体制の構築に必要な検討等を実施できる体制の構築  
・在宅医療や在宅緩和ケアを扱える訪問看護師への育成、介護施設が腎不全患者を受け入れやすくする体制作り 等

③緩和ケアを含めた腎不全治療に関する正しい情報を提供するための、ウェブサイト等の作成による啓発  
・腎不全に伴う症状の緩和ケア、腎疾患、透析療法（在宅血液透析、腹膜透析、腎移植含む）に係る最新の知見に基づいた正しい情報  
・各医療機関が対応できる腎疾患に対する治療・検査（緩和ケア、腹膜透析、腎移植、腎生検の可否等）がわかる医療機関情報リストの公開 等

#### 3 実施主体等

◆実施主体：①③関係団体、②医療機関等

◆補助率：定額（10/10相当）

## ○肝炎対策の推進

### ➢肝炎患者等の重症化予防の推進

#### 肝炎患者等の重症化予防の推進

健康・生活衛生局  
肝炎対策推進室（内線2948）

令和8年度概算要求額 39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

##### 1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、  
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

##### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

自治体が実施する肝炎ウイルス検査	
特定感染症検査等事業	健康増進事業

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者 ※職域検査、妊婦健診、手術前検査での陽性者を含む

＜フォローアップ方法＞  
対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、  
未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨

初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成 ※治療後の経過観察を含む

◆事業実績（令和5年度実績）  
B型肝炎ウイルス検査：789,363人 C型肝炎ウイルス検査：777,347人 初回精密検査費用の助成：729人 定期検査の費用助成 3,012人

### ➢肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

#### 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

健康・生活衛生局  
肝炎対策推進室（内線2904）

令和8年度概算要求額 14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

##### 1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

##### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、  
・年収約370万円以下（※）で、  
・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、

当該2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。

なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

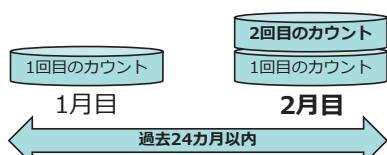
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	外
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
		24,600円	
	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

※1：多数回該当44,400円  
(12月以内に4回以上)  
※2：多数回該当24,600円  
※3：年上限14.4万円  
後期高齢者2割負担の方  
については令和7年9月末まで配慮措置あり

- 実施主体：都道府県（補助率1/2）



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和  
過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

## ○難病・小児慢性特定疾病対策、移植医療対策の推進

### ➤難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

## 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局  
難病対策課（内線2364）

令和8年度概算要求額 1,692億円 (1,623億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 9.2億円

### 1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

### 2 事業の概要・スキーム等

- (1) 難病患者等への医療費助成の実施  
➤ 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。  
(主な事業) 難病医療費等負担金／令和8年度概算要求額: 1,324億円／実施主体: 都道府県、指定都市／補助率: 1/2／実績(令和5年度末時点の支給認定者数): 109万人
- (2) 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実  
➤ 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。  
(主な事業) 難病相談支援センター事業／令和8年度概算要求額: 6.7億円／実施主体: 都道府県、指定都市／補助率: 1/2
- (3) 難病の医療提供体制の構築  
➤ 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。  
(主な事業) 難病医療提供体制整備事業／令和8年度概算要求額: 5.9億円／実施主体: 都道府県／補助率: 1/2
- (4) 小児慢性特定疾病対策の推進  
➤ 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。  
(主な事業) 小児慢性特定疾病医療費負担金／令和8年度概算要求額: 185億円／実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率: 1/2  
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和8年度概算要求額: 9.2億円／実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率: 1/2
- (5) 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進  
➤ 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。  
(主な事業) 難治性疾患政策研究事業／令和8年度概算要求額: 18億円  
難治性疾患実用化研究事業／令和8年度概算要求額: 102億円

### ➤移植医療対策の推進

## 拡充 移植医療対策の推進

健康・生活衛生局難病対策課  
移植医療対策推進室（内線2363）

令和8年度概算要求額 49億円 (37億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 9.8億円

### 造血幹細胞移植対策の推進

31億円 (25億円)

### 1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

### 2 事業の概要

- ①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 7.1億円 (5.0億円)  
新たな骨髄バンクドナーの登録方法であるオンライン登録の導入に伴う環境を整備するとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ②骨髄データバンク登録費 5.8億円 (6.5億円)  
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） 8.4億円 (6.5億円)  
臍帯血提供者の問診票のオンライン化など業務効率化を進めるとともに、普及啓発により臍帯血提供件数の増加を図り、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業費 2.8億円 (50百万円)  
造血幹細胞移植の治療成績や安全性の向上につなげるため、患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析するシステムの更迭を進め、データ処理・解析を行う。
- ⑤造血幹細胞提供支援機関事業費 2.2億円 (2.0億円)  
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業費 4.0億円 (3.9億円)  
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていくよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

### 臓器移植対策の推進

18億円 (12億円)

### 1 事業の目的

国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解していただけるよう普及啓発の取組みを行うとともに、善意の意思による臓器提供が確実に移植に結びつくよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の更なる体制強化を進めていく。

### 2 事業の概要

- ①臓器移植対策事業費（臓器あっせん機関運営費） 13億円 (9.4億円)  
日本臓器移植ネットワーク（JOT）の運営負担を軽減しつつ、物理的距離の課題を改善することで、より効率的なあっせんが可能となるよう、ドナー関連業務を実施する法人（ドナー関連業務実施法人）を各地域に設置し、JOTから当該業務を移行する取組みを進めている。
- ドナー関連業務には高度な専門性が求められるため、ドナー関連業務実施法人が設立された地域では、JOTが当該法人の業務を支援しつつ、移行期における研修を実施するとともに、ドナー関連業務実施法人の設立地域の拡充を図ること等により、臓器あっせん体制を強化していく。
- ②臓器移植体制総合推進支援事業費 5.1億円 (2.7億円)  
臓器提供の経験が豊富な施設から、臓器提供の経験が少ない施設等に対して、平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施する「臓器提供施設連携体制構築事業」により、全国の臓器提供施設を支援してきた。
- 近年、国内の臓器提供者数は増えているものの、令和6年に院内体制が整わないことを理由とした移植実施施設の移植辞退が社会問題化したことを踏まえ、移植希望登録施設の複数化等を進めているところだが、診療科偏在や今後の移植実施件数の増加に対応するには、更なる対策を講じる必要があることから、新たに移植実施施設への支援も行い、臓器提供体制及び移植実施体制を強化していく。
- ③普及啓発等事業費 36百万円 (25百万円)  
臓器提供の意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解いただく。

### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①(公財)日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等  
◆ 補助率: 定額、1/2

### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①臓器あっせん機関、②医療法人等、③国  
◆ 補助率: 定額、1/2

### 4 移植実績等

- ◆ 骨髄バンクドナー登録者数: 562,452人（令和7年3月末時点）  
◆ 臍帯血新規公開本数: 2,298本（令和6年度）  
◆ 移植数: 2,338件（令和6年度）（内: 骨髄移植 1,025件 臍帯血移植 1,313件）

- ◆ 臍器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供  
令和6年度における脳死下臓器提供者数は139名と過去最高数になった。

※上記の他、概算要求額には、移植医療の研究の推進として1.6億円（1.5億円）を計上している。

○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進  
➢生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

新規

## 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和8年度概算要求額 1.8億円（-）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2025」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた具体的な取組」について記載された。
- 令和5年度から実施している「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業」においては歯科健診の実施方法や有効性の検討等を行い、「歯周病スクリーニング開発支援事業」においては簡易な口腔スクリーニングツールの開発支援等を行ってきた。
- これらの成果を踏まえ、職域が行う簡易なスクリーニングツールを用いた歯科疾患のリスク評価及び有効性の検証に対して支援する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体

#### 1 職域等における口腔スクリーニング実施事業

- いわゆる一般健診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングを実施。
- 特定健診結果等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングを実施。
- レセプトデータによる歯科受診歴等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングを実施。
- \* 「令和7年度 新しい歯科健診のあり方検討会（仮称）」でとりまとめられたマニュアルを参考にしながら、上記事業を実施する。  
⇒上記事業の実施結果に基づき、マニュアルの修正を行う。

#### 2 事例発表

- 職域における口腔スクリーニング実施事業を実施した保険者等による事例発表等を行う。



拡充

## 8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和8年度概算要求額 15億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2025」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた具体的な取組」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体

#### 1. 8020運動推進特別事業

- 歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額
- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
  - 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するるために必要となる事業
    - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
    - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
    - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業
- 【事業実績】  
3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所、6年度46箇所

#### 3. 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）

##### パイロット事業（自治体）【新規】

- 自治体が行う簡易なスクリーニングツールを用いた歯科疾患のリスク評価及び有効性の検証に対して支援する。  
【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】補助率：1／2相当定額
- ・特定健診やがん検診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングを実施。
  - ・特定健診結果等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングを実施。

#### 4. 歯科口腔保健支援事業

- 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。  
【実施主体：株式会社 等】
- ・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
  - ・マスマディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
  - ・セミナー、シンポジウム等の開催等

#### 2. 都道府県等口腔保健推進事業【拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるとため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2相当定額

##### 1) 口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度 49箇所、5年度 53箇所

##### 2) 口腔保健の推進に資するため必要となる事業

##### I 8020運動・オーラルフレイル対策推進事業

① 歯科疾患予防事業【拡充】

② 歯科健診事業【拡充】

③ 歯科健診・クリーニング事業

④ 食育等小児口腔機能育成事業

⑤ オーラルフレイル予防推進事業【新規】

##### II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業

① 歯科保健医療推進事業

② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

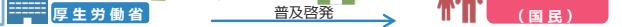
##### III 調査研究事業

① 歯科口腔保健調査研究事業

② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所、6年度519箇所

II 3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所、6年度65箇所



拡充

## 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

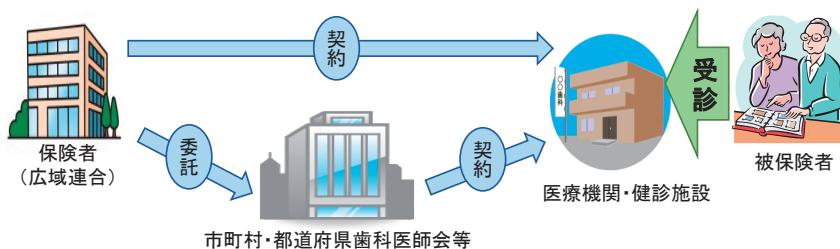
保険局高齢者医療課（内線3190）

令和8年度概算要求額 9.8億円（8.7億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。  
国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。  
(例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）) 咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

### 2 事業のスキーム



### 3 実施主体等

実施主体：広域連合  
補助率：1/3  
負担割合：国1/3、地域措置1/3  
保険料1/3  
事業実績：  
実施広域連合数（受診者数）  
令和4年度 47（44.9万人）  
令和5年度 47（51.4万人）  
令和6年度 47（53.1万人）

## ▶ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

拡充

## 歯科医療提供体制構築推進・支援事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和8年度概算要求額 3.2億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ◆ 少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆ 「骨太方針2025」においても、「歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適切な配置の検討を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組む」との方針が示されている。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体

#### ① 歯科医療提供体制検討事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行つ検討委員会を設置する。

【実施主体】都道府県

【補助率】1/2相当定額

#### ② 歯科医療提供体制確保・構築支援事業

都道府県、市町村又は特別区が歯科医療提供体制構築のためには、現在及び将来の課題を踏まえ検討された推進方策や推進に資する事業とする。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等

【補助率】1/2相当定額

##### （a）歯科医療確保推進事業【新規】

へき地や歯科医師が減少している地域において、歯科医療提供体制の構築を支援する。

###### ①歯科医師派遣・調整等事業

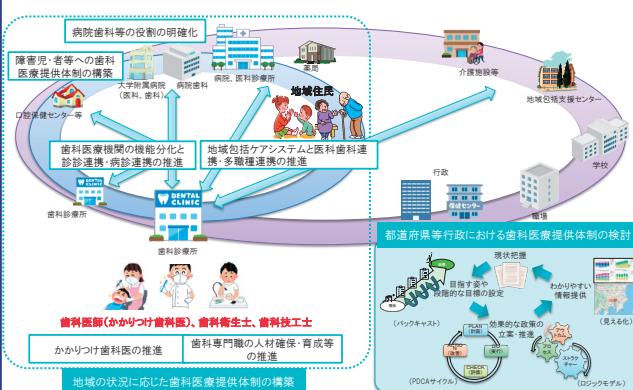
へき地や歯科医師が減少している地域に対し、歯科医師の派遣や調整、また事業継承に伴う調整等を行う。

###### ②歯科診療所設備整備事業

歯科医師が減少している地域に対し、当該地域の拠点となる歯科診療所の設備整備を行う。

##### （b）歯科医療提供体制構築支援事業

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施する様々な事業を支援する。



## ▶健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進

拡充

## 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進

健康・生活衛生局健康課  
(内線8443、2343)

令和8年度概算要求額 4.8億円 (2.4億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 47百万円

### 1 事業の目的

#### ○ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

- 厚生労働省は、健康寿命延伸プラン等を背景とした食環境づくりに関する有識者検討会報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携の推進体制（健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ）を2022年3月に立ち上げ。

※食環境づくりとは、人々の「食品へのアクセス」と「情報へのアクセス」の両方を相互に関連させて健康的な食生活の環境を整備していくものという。

- 本イニシアチブでは、主要な栄養課題等への対策を推進するため、健康への関心が薄い層にも栄養面に配慮された商品が行き届き、誰でも健康的な食生活が送れるよう商品の開発・流通・情報提供等について、産学官等連携を拡充し取り組む。

※主要な栄養課題等とは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等。

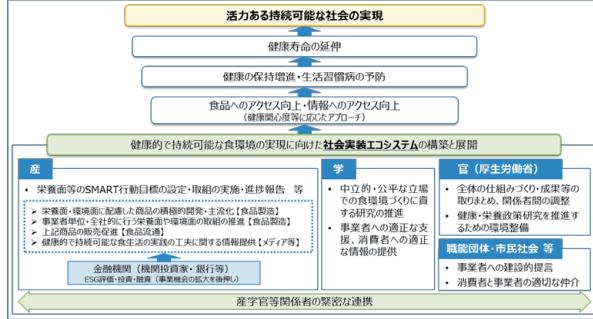
#### ○ 国民健康・栄養調査

- 厚生労働省では、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために基礎資料を得る目的で、健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づき、毎年国民健康・栄養調査を実施。

- 公的統計のデジタル化の推進のため、令和8年度から国民健康・栄養調査のオンラインシステムを開発。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### ○ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ



#### ○ 国民健康・栄養調査

##### 【調査項目】

- ① 身体状況調査票  
身長、体重（1歳以上）、腹囲、血圧測定、血液検査、問診（20歳以上）

##### ② 栄養摂取状況調査票

- 世帯状況、食事状況（欠食・外食等）、食物摂取状況（栄養素等摂取量、食品摂取量等）（1歳以上）、1日の身体活動量（歩数）（20歳以上）

##### ③ 生活習慣調査票

- 食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般（20歳以上）

##### 【調査規模】

全国300単位区内の世帯約6,000世帯及び当該世帯の1歳以上の世帯員約15,000人

## ▶地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進

## 地域リハビリテーション活動支援事業

老健局老人保健課（内線3967）

令和8年度概算要求額 地域支援事業1,908億円の内数（1,800億円の内数）

### 1 事業の目的

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を図る。
- 市町村は、郡市区等医師会等の関係団体と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、リハビリテーション専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解の促進を図る。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### 地域ケア会議への参画等

自立支援のプロセスを参加者全員で共有し、個々人の介護予防ケアマネジメント力の向上を目指す

#### 訪問・通所介護職員等への助言

介護職員等への助言などを実施することで、通所や訪問介護における自立支援に資する取組を促進

#### 住民運営の通いの場への支援

介護予防に資するような通いの場の地域展開を、専門的な観点から支援



都市区等医師会等  
関係団体



企画調整を連携し実施



派遣

リハビリテーションに関連する専門職等

派遣

リハビリテーション

## 輸入食品の監視体制の確保

令和8年度概算要求額 23億円（21億円）※（）内は前年度当初予算額

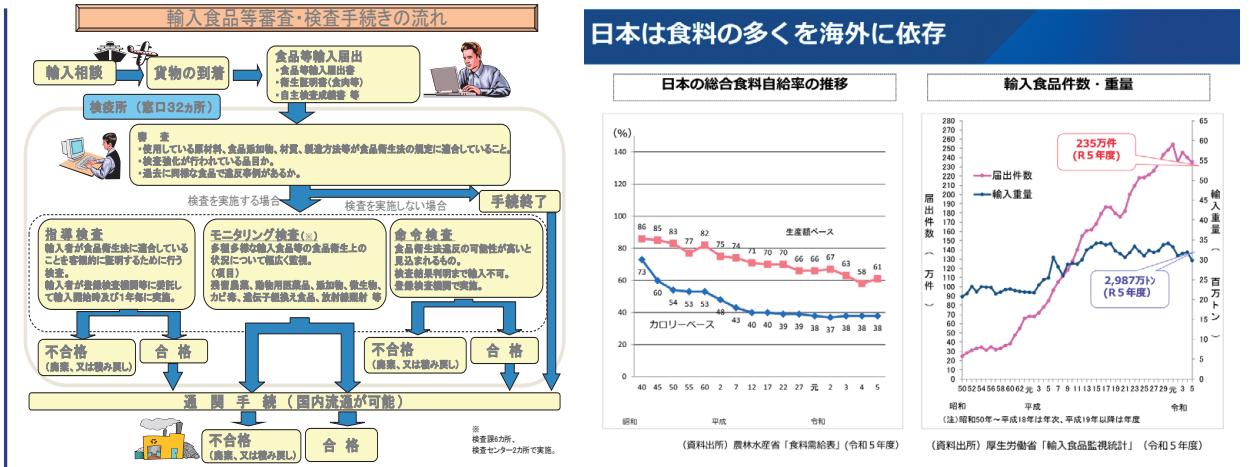
### 1 事業の目的

我が国には、世界各国（約200カ国）から食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。令和6年度上半期においては、約125万件の食品が輸入されており、対前年同期比で約5万件の増加となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

### 2 事業の概要

輸入食品のモニタリング検査等を実施するための経費、検査機器の更新維持のための経費の確保等を行うことにより、輸入食品の監視体制の確保を行う。特に検査機器については、サポートの終了や部品の製造が終了することにより、今後の検査体制に支障を来す可能性が高まっていることから、検査機器の更新や維持のために必要な経費を増額要求する。

### 3 事業のスキーム・事業主体等



### 拡充

## 牛海綿状脳症（BSE）対策費

海外の規制措置の調査／管理方法の調査・実証

健康・生活衛生局食品監視安全課  
(内線4245)

令和8年度概算要求額：1.1億円（5百万円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 非関税障壁に係る米国からの指摘に、「日本では、輸入する牛について、BSE対策のために除去することを求めている牛の特定部位の範囲が、国際獣疫事務局（WOAH）の国際ガイドラインや米国の規制よりも厳しい」との指摘があった。
- 下図のとおり、現状、日本、米国ともに「無視できるリスクの国」であり、特定部位を設定することは求められていないため、米国も日本も、WOAHガイドラインの基準より厳しく設定されているとともに、両国ともに異なるリスク管理措置を取っている。

特定部位の除去

	日本	米国	WOAH基準 (管理されたリスク) ※1
頭 部	30か月齢超 頭部 舌・頸肉・皮を除く	30か月齢以上 頭蓋	30か月齢超 脳・眼・頭蓋
扁 桃	全月齢	全月齢	—
せき 髄	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超
せき 杖	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部

※1：無視できるリスクの国（日本及び米国）はSRMの規定なし

- そこで、今後、米国に限らず、他国よりこのような衛生管理による指摘があった際に即座に対応できるよう、海外各国におけるBSE対策等の衛生対策にかかるリスク管理方法について調査等を実施し、調査結果をふまえ、国内対策の見直しに向け、実行可能性の検討を行う。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体

&lt;既存の事業&gt;

○輸入食品対策事業【実施主体：国】

米国産及びカナダ産牛肉等の対日輸出施設等の定期的な査察

○ BSE確認検査及び確定診断の実施に係る委託事業

【実施主体：国（委託事業）】

+

【拡充】

- (1) 海外のと畜場等におけるBSE対策を含む衛生対策に係る調査  
【実施主体：国（委託事業）】

米国、EU等先進国における衛生対策について調査を実施する。

&lt;調査内容&gt;

- ① BSE対策を含む衛生対策に係る制度変更の際のスキーム
- ② 政府における現場における衛生対策（と畜検査員等による監視指導を含む）
- ③ と畜事業者等関係事業者における衛生対策
- ④ その他各国における特異的な取組



調査結果をふまえ、日本と海外における衛生対策を整理した上で

- (2) 国内のと畜場等における実証事業

【実施主体：国（地方自治体（都道府県・中核市））】

地方自治体に委託し、国内のと畜場等において

現行の衛生対策と同水準の管理が実行可能か否か実証



&lt;調査内容&gt;

- ① 政府における現場における衛生対策（と畜検査員等による監視指導を含む）
- ② と畜事業者等関係事業者における衛生対策について、同水準の衛生管理が可能か否か
- ③ 新たな施策（業務の増加等）に対して、効率化した対応の検討

→地方自治体は実証結果を厚生労働省に報告

## ○次なる感染症危機に備えた体制強化

➢国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化

拡充

### 国立健康危機管理研究機構の運営に必要な経費

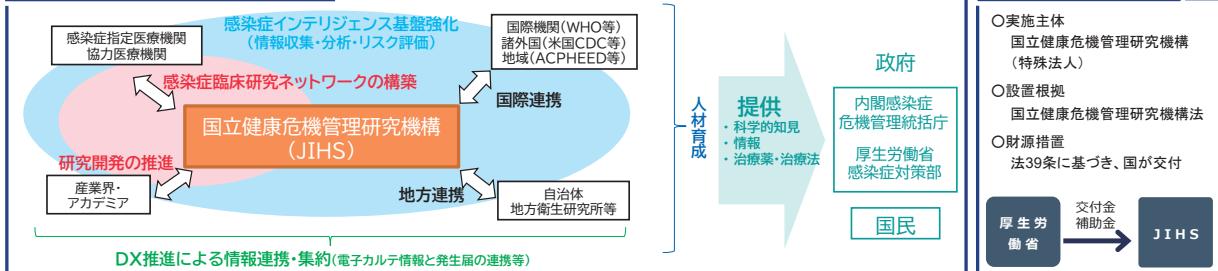
健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課（内線8315,8327）

令和8年度概算要求額 206億円（174億円）※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 65億円

#### 1 事業の目的

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、JIHSにおいて、感染症の情報収集・分析体制の強化、感染症危機への対応人材の育成・確保、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備、対外発信力の強化に取り組むとともに、感染症に関するデータを集積・分析し、質の高い科学的知見を統括庁及び厚生労働省に対して迅速に提供できる体制を構築するために必要な要求を行う。

#### 2 事業の概要・スキーム



#### 3 新規・拡充事業

##### ①新たなパンデミックを見据えた基礎研究・臨床研究機能の強化

有事に備え、平時から感染症その他疾患に関する臨床試験（治験）の実施体制を整備するとともに、AIを活用した感染症対策に資する統合研究プラットフォームの構築を行い、新規イノベーション創出のための横断研究事業の推進を図る。

##### ②次なる感染症危機に備えた人材育成及び感染症インテリジェンス機能の強化

海外機関における最先端の統合型感染実験施設での実地トレーニングの実施や、感染症危機管理にも精通したCRC（治験コーディネーター）養成研修等を実施する。また、これまでNCGMと感染研が築いた国際拠点機能を活用・発展させて、開発途上国支援とインテリジェンス収集の機能を合わせた国際的なネットワークを構築するため、JIHS職員を海外に常駐（海外拠点）させるなど、更なる感染症インテリジェンス機能の強化を図る。

##### ③研究開発基盤の強化

旧医薬基盤・健康・栄養研究所跡地を実験室等に改修し研究実施体制を確保するとともに、原因不明感染症に係る検査やパンデミック発生時の検査実施に必要な施設の改修工事を行うほか、設備備品や臨床研究用機器の整備を行う。

## ➢抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

拡充

### 抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費

健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課（内線2097）

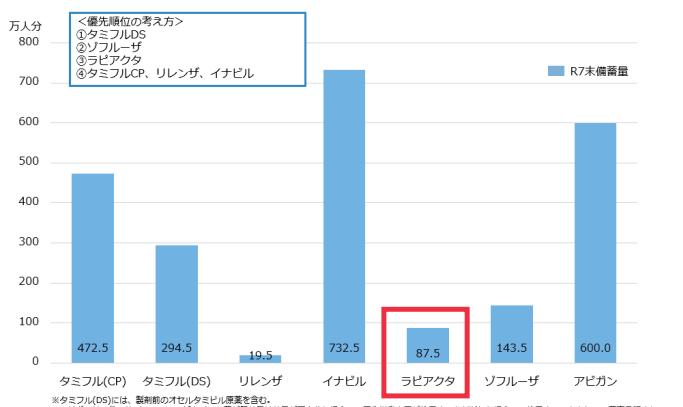
令和8年度概算要求額 19億円（1.1億円）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、新型インフルエンザの発生に備えて抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
- 新型インフルエンザ等対策ガイドラインに規定されている備蓄品目を備蓄することとなっており、品目毎の備蓄目標量は厚生労働省において定めている。
- 備蓄目標量1,750万人分のうち、令和8年度中に備蓄中のラビアクタの使用期限（5年間）が到来することから、買い直しを行う。

#### 2 事業の概要、スキーム、実施主体等

##### 抗インフルエンザウイルス薬備蓄について



○ 購入経費：18億円  
購入量（備蓄目標量）：40.5万人分（81万バイアル）

○ 保管・廃棄経費：1億円

##### 事業スキーム



▶ 平時からの計画的な個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄等事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線8294)

令和8年度概算要求額 90億円(90億円)※()内は前年度当初予算額

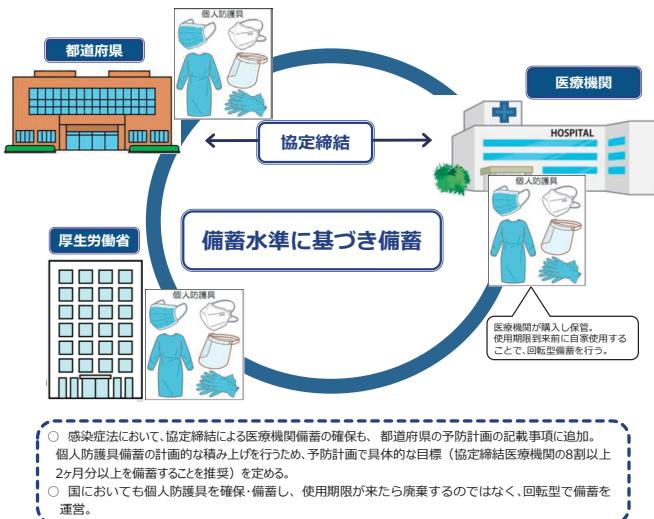
※令和6年度補正予算額 158億円

1 事業の目的

- ① 次の感染拡大時等に世界的な需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、備蓄水準に基づき、国、都道府県、協定締結医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
- ② あわせて、使用推奨期限が到来する前の物資について、順次売却等を行うことにより、備蓄量の平準化を図っていく。

2 事業の概要・スキーム

1. 備蓄体制



2. 備蓄水準 (新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに記載)

	医療用(サーフェス)マスク	N95マスク (DS2含)	アイソレーションガウン (プラスチックガウン含)	フェイスシールド (ゴーグル含)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み

- 国及び都道府県による備蓄  
個人防護具については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地方公共団体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。※感染症法で個人防護具の備蓄義務を明記。
- 医療機関による備蓄  
感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

3 実施主体等

国(、都道府県、協定締結医療機関)

○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等

▶ UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの運営・研修実施、保健システムの強化の支援を含む関係国際機関等への拠出



UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの運営・研修実施経費  
(世界保健機関(WHO)拠出金)

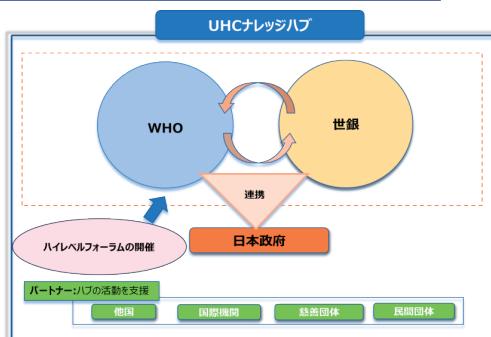
大臣官房国際課 (内線8104)

令和8年度概算要求額 3.6億円 ( 2.8億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」(全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態)の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コミュニケ(2023年5月)において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするために、WHO・世界銀行等の関連機関と協力してUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する。
- 設置に向けて、令和7年度にWHOがWHOオフィスを立ち上げる予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



● 「UHCナレッジハブ」は、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点。令和8年度の本格稼働を目指し、まず、令和7年度にWHOが東京都内にWHOオフィスを設置する。

令和8年度以降は、研修を本格的に始動させ、低中所得国の財務・保健当局者を対象に年間4回の研修を実施する。

※令和7年度は研修を1回、パイロット的に実施予定。

実施主体：WHO

拠出先：WHO

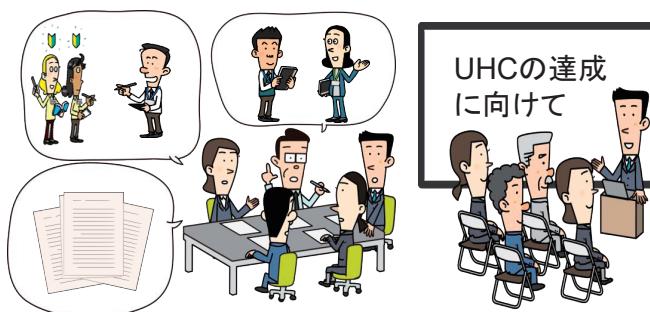
## UHCナレッジハブにかかる会議等の開催

令和8年度概算要求額60百万円（60百万円）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするために、WHO及び世界銀行等の関連機関と協力してUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する。
- 「UHCナレッジハブ」の運営に関しては、WHO及び世界銀行の連携が重要であり、日本政府が両者の円滑な協働を促進するための「調整委員会」を開催。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- UHCナレッジハブの本格稼働に向けた、日本政府、WHO、世界銀行の三者間での準備や稼働後の調整等のため、日本政府、WHO、世界銀行の三者から成る調整委員会を開催。令和8年度も引き続き実施予定。
- UHCナレッジハブで実施する事業の検討・調整や三者間での連携方法について協議する。
- 合わせて、世界におけるUHCの達成に向けた推進力を持続させ、UHCナレッジハブの活動にも活かすため、関係機関のハイレベルを参考するハイレベルフォーラムを年1回開催予定。

実施主体：国（委託事業）

## 保健システムの強化の支援を含む関係国際機関等への拠出

### Gaviワクチンアライアンス拠出金

令和8年度概算要求額 4.9億円（1.5億円）※()内は前年度当初予算額

#### 【事業内容】

低所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。拠出を通じて、第6期戦略期間（2026～2030年）の以下の戦略目標の達成に向けた活動を支援する。

- ①ワクチンの導入と規模拡大
- ②予防接種の公平性促進のための保健システム強化
- ③予防接種事業の運営上・財政上の持続可能性の改善
- ④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成

【プレッジの状況】第6期戦略期間（2026～2030年）について、令和7年8月のTICAD 9において、石破総理大臣より、日本政府から最大5.5億ドル（COVAX繰越金含む）の貢献を行う旨表明した。

### 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金

令和8年度概算要求額 1.0億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

#### 【事業内容】

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）は、途上国における三大感染症（エイズ・結核・マラリア）の予防、治療、ケア等の対策及び保健システム強化に資金協力を実行する官民連携パートナーシップ。2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となつたことを契機に、2002年ジュネーブに設立。

#### 【プレッジの状況】

2025年2月の増資準備会合では、第8次増資期間（2026～2028年）の全体調達目標が180億ドルであることが発表された。同増資における日本からの貢献については現在検討中。

### 感染症対策に係る医薬品研究開発等支援事業（GHIT）

令和8年度概算要求額 1.0億円（-）※()内は前年度当初予算額

#### 【事業内容】

グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）は、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を官民連携で促進することにより、グローバルヘルス分野の製品開発に特化した世界初の官民連携パートナーシップとして2013年4月に設立。顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の開発途上国を中心に蔓延する疾病的ワクチン、診断薬、治療薬の研究開発を促進している。

#### 【プレッジの状況】

2023年5月、G7広島サミットにおいて、岸田総理大臣（当時）より、第3期戦略期間（2023～2027年度）に対して、日本政府として計2億ドルの支援（厚生労働省1億ドル、外務省1億ドル）を表明。厚生労働省は令和7年度までの同期間に計76.8億円を拠出。

## 医療技術等国際展開推進事業

令和8年度概算要求額 5.1億円（5.1億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

我が国は国民皆保険制度の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題の一つ。

厚生労働省では医療の国際展開のため各保健省との協力関係樹立に尽力している。

国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する専門家の相手国への派遣、相手国からの研修生受入れを通じ、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

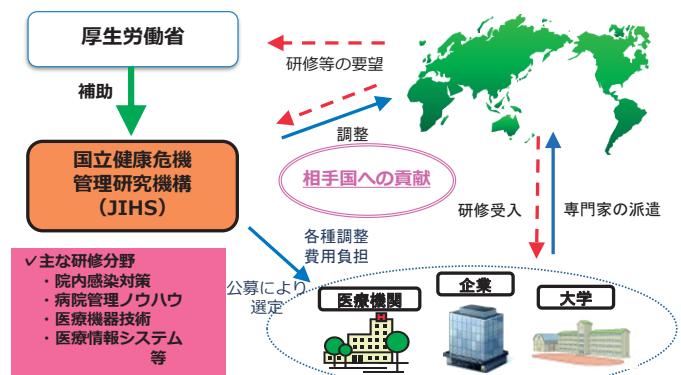
○我が国の医療の国際展開に向け、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が実施主体となり、

- ①我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する専門家（医療従事者等）の諸外国への派遣、
- ②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れによる研修を通じた、相手国の医療人材の育成事業を実施する。

○TICAD 9 やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。

- ①JIHSの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
- ②現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施

◆実施主体：国立健康危機管理研究機構（JIHS）



## ▶外国人介護人材の確保に向けた海外現地への働きかけ、定着支援の推進

## 拡充 介護技能評価試験等実施事業

社会・援護局福祉基盤課  
(内線) 2894

令和8年度概算要求額 4.3億円（2.8億円）※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 2.7億円の内数

## 1 事業の目的

- 本事業は、介護分野における特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うもの。
- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受け入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを見て、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受け入れ見込数が記載されている。
- 令和6年度から5年間の特定技能の受け入れ見込数を踏まえ（※）、令和6年度補正予算では、特定技能評価試験（介護技能評価試験・介護日本語評価試験）の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、新規国での実施や会場の拡充等を行ったところであるが、引き続き、日本の介護分野へ特定技能として在留を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の確保を行う。
- ※ 特定技能制度の令和6年度から令和10年度までの受け入れ見込数は、これまでの5万900人から13.5万人へ大きく増加。

## 2 事業の概要

## 1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式  
コンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式
- 試験実施対象国  
日本国内（47都道府県）フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナムにおいて実施中（令和7年3月末現在）
- ※ 上記に加え、令和6年度補正予算により、新規国（パキスタンなど）を拡充

## 2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題CBT化の業務など

## 3 実施主体等

◆実施主体：試験実施機関 ◆補助率：定額 ◆主な対象経費：試験会場借料費、試験会場における業務委託料 など

## 拡充 介護の日本語学習支援等事業

社会・援護局福祉基盤課  
(内線) 2894

令和8年度概算要求額 2.2億円 (1.3億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※赤字下線は令和8年度拡充内容

### 1 事業の目的

- 介護サービスの質の向上という観点から、介護福祉士資格を外国人介護人材に取得してもらうことは重要。特に平成31年から導入された人手不足対応を制度趣旨とする特定技能については、5年間に介護福祉士国家試験に合格し、国家資格を取得しないと帰国しなければいけない仕組みであるため、現在、日本の介護現場で働いている方に対するより一層の支援を進め、資格を取得させ、日本の介護現場でより長く働けるようにすることが重要。
- このため、令和6年度より、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限がない在留資格「介護」の取得を促す取組を実施している。
- 在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を推進するため、外国人介護人材が従事する介護事業所の教育担当者向けの手引きの開発等を通じて資格取得に向けた学習支援のノウハウを展開し、介護現場の指導環境の整備を行うことで、外国人介護人材の資格取得の促進を図る。
- また、令和7年4月より在留資格「特定技能」「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事を認めたところ、外国人介護人材の受入れに積極的な事業所のサービス提供責任者等に対する伴走支援を行いつつ、業務負担の軽減や諸課題に応えるようなガイドラインを作成することで、外国人介護人材の受入れのハードルを低くし、小規模事業所も含めた事業所への円滑な受入を促進とともに、受入後も外国人介護人材に長く働いてもらうための定着支援へ繋げる。

### 2 事業の概要

- 外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取組を実施。

#### 1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。

#### 2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。

#### 3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受け入れができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。

#### 4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、

当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義及び演習等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆



- 上記取組に加え、外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発など、介護現場における適切な指導体制、指導プログラム等を体系的に整理することで、外国人介護人材の資格取得に向けた支援のノウハウを広く展開し、介護現場での指導環境の整備を行う。

- さらに、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するにあたって、受入れに積極的な訪問系事業所の指導者を対象にした伴走支援等を行い、受入後の具体的な取組を可視化し、課題や好事例を抽出。訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成を通じて、現場の指導員の負担軽減に資する支援を行うとともに、外国人介護人材の円滑な受入・定着を図る。

### 3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額

◆ 主な対象経費：WEBコンテンツの開発・運用費、講習会会場における業務委託料 など

## 拡充 外国人介護人材受入・定着支援等事業

社会・援護局福祉基盤課  
(内線) 2894

令和8年度概算要求額 3.1億円 (1.9億円) ※ () 内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 外国人介護人材の受入を促進し、国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまで海外現地でのPR等の情報発信と、外国人介護人材への相談支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等の定着支援に取り組んできたところだが、諸外国との人材確保競争は激化しており、新たに日本の介護現場に来てもらうための対策等、これまで以上に受入環境の整備に取り組む必要がある。
- 外国人介護人材を確保するうえで、「送出国における日本での介護労働の認知度の向上」「都道府県による先導的な受入実績の確立」等が調査研究事業で示されたことを踏まえ、主に南アジアを中心とした情報発信と、自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。
- また、令和7年4月より在留資格「特定技能」「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事を認めたが、訪問系サービス従事に係る有識者会議等において、「ハードルが高い要件のなかで、遵守事項が遵守されているかしっかりと確認すべき」「相談窓口の設置に留まらず、解決に至るまでの伴走型支援まで行うべき」との意見があった。これらの意見と今後訪問系サービスへの外国人材の受入れ数の増加を見込み、相談窓口および巡回訪問体制の強化を行う。

### 2 事業の概要

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として、以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。

#### 1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

◇Japan Care Worker Guideの運営・海外向けのオンラインセミナーの様子◇



【拡充】主に南アジア諸国や各国地方部において継続的に説明会等を実施して情報発信を行い、日本の介護の認知度向上を図る。

海外での情報発信のノウハウ等を活用し、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。

#### 2. 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

- 日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

#### 3. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認、相談内容の分析も含めた相談窓口の体制強化のため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

#### 4. 巡回訪問等の実施

- 技能実習・特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

#### 5. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。



### 3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額

◆ 主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費 など

新規

## 外国人介護人材獲得強化事業

社会・援護局福祉基盤課  
(内線) 2894

令和8年度概算要求額 2.3億円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的・概要

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。また「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」でも、小規模法人も含め外国人介護人材の受入れを進めるため、海外現地への働きかけや定着支援が重要で、それらを一元的に行うセンターを設立し自治体主導で取り組む例があるように、地域の実情に応じた受入体制の整備を進めるべき」と示されている。
- 海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。さらに、外国人介護人材の受入れと地域への定着のため、自治体主導で外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等に対して重点的な支援を行う都道府県に対して支援する。（外国人介護人材の介護現場への受入れを促進するための対策）。

### 2 事業のスキーム・実施主体等

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
  - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集  
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
  - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化  
外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要となる宣材ツールの作成等を行う。
  - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動  
更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
  - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

【補助率】 国2/3、県1/3

【主な対象経費】 海外の送り出し機関との関係構築に向けた調整等に係る費用、日本の介護に関するプロモーションに係る費用、自治体主導のセンターのスタートアップに係る費用、小規模事業所への受入相談のための個別訪問、アドバイザー派遣など

【補助金の流れ】



### ○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

## 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

保険局総務課（内線3629）

保険局保険課（内線3152）

保険局高齢者医療課（内線3194）

保険局国民健康保険課（内線3256）

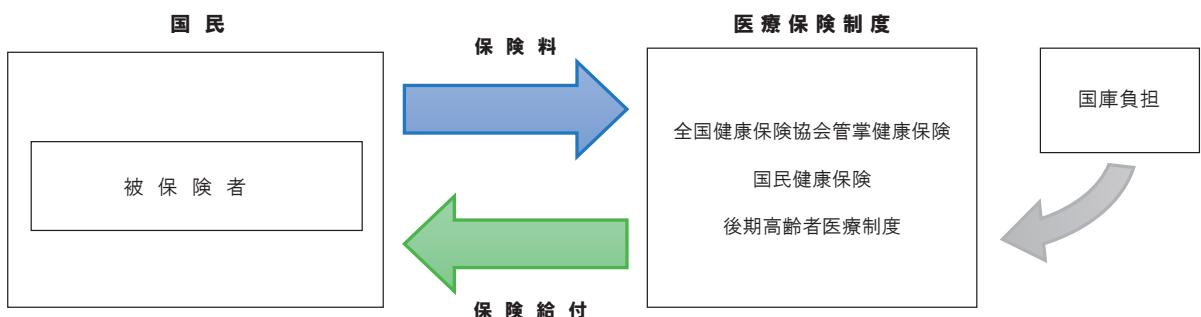
令和8年度概算要求額 10兆4,849億円 (10兆2,779億円) ※ () 内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費等に要する費用に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資すること。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。（主な国庫負担割合 協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12 等）



## ○国民健康保険への財政支援

### 国保改革による財政支援の拡充について

保険局国民健康保険課（内線3256）

令和8年度概算要求額 3,071億円（3,071億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円（※）の財政支援の拡充を行っている。  
(※公費（国及び地方の合計額）)

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

##### ○低所得者対策の強化

（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

##### ○財政調整機能の強化

（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

##### ○保険者努力支援制度

（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円  
(2019～2025年度は910億円)

##### ○財政リスクの分散・軽減方策

（高額医療費への対応）

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入

※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

※ 保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

## ○被用者保険への財政支援

### 被用者保険への財政支援

保険局保険課（内線3245）  
保険局高齢者医療課（内線3192）

令和8年度概算要求額 1,250億円（1,250億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

○ 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を430億円追加し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

##### ①高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）<平成29年度から開始>

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担+自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（200億円）  
(補助率：1／2→令和6年度から2／3) (令和6年度事業実績) 185保険者

##### ②高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）<（1）平成2年度から開始（2）平成27年度から開始（3）令和6年度から開始>

前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。

国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（950.4億円）

（1）総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）

（2）前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）

（3）企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（230億円）

（補助率：定額）（令和6年度事業実績）1,144保険者

##### ③健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（100億円）<令和6年度から開始>

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、国費による財政支援を制度化

（補助率：定額）

# 被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

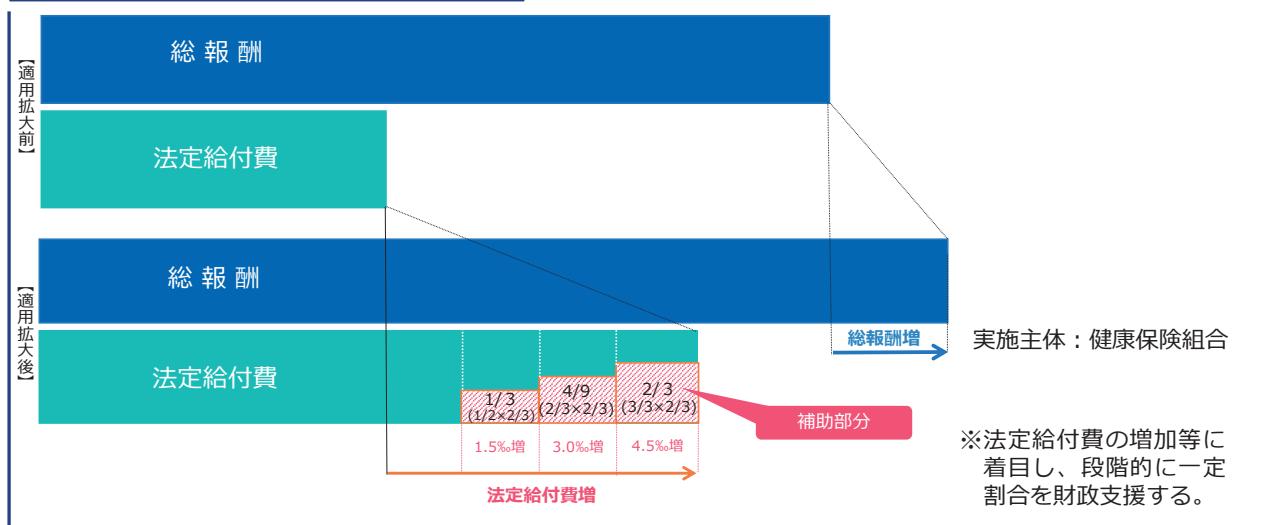
保険局保険課（内線3245）

令和8年度概算要求額 2.5億円（2.5億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## ○中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

➢最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）において、以下の各助成金により、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援

拡充

## 業務改善助成金

労働基準局賃金課（内線5348）

令和8年度概算要求額 35億円（15億円）※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 297億円

### 1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

### 2 事業の概要・スキーム等

#### 【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

#### 【スキーム】



#### 【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること  
※ただし、地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額について地域の実情に応じた特例措置を講じる（要望額）

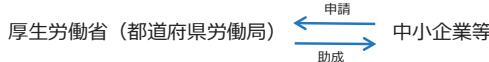
#### 【助成率（現行）】

事業場内最低賃金 1,000円未満	事業場内最低賃金 1,000円以上
4/5	3/4

#### 【見直し内容】

- 助成率の区分の見直し、4コース制の賃金引上げ額を3コース制に再編。※内容については、検討のうえ、必要な見直しを行う。
- 地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額について地域の実情に応じた特例措置を講じる（要望額）

### 3 実施主体等



### 4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

## ➢各地域における賃金引上げの機運醸成に向けた地方版政労使会議開催に関する広報事業の実施

新規

## 各地域における賃金引上げ機運の醸成

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室（内線7915）

令和8年度概算要求額 60百万円（-）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

賃上げこそ成長戦略の要という基本的考え方の下、賃上げを起点とした成長型経済の実現に取り組むこととされているが、地方に賃上げの流れを波及させることは、賃上げに向けた重要な取組となっている。

このため、地方への賃上げの流れの波及を目的として、春季労使交渉を念頭においていた時期に地方版政労使会議における政労使トップの発言や共同宣言等による意思決定の様子等を各地域に効果的に発信するとともに、各地域の実情に応じた時期においても「『賃金引上げ』に向けた取組」のみをテーマとした同会議を開催して情報発信できるようにし、もって各地域における一層の賃金引上げの機運醸成を図る。



47都道府県

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### ○ 各地域における賃金引上げの機運醸成のための広報事業の実施

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）において、「賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催すること」とされていることから、各地域における賃金引上げの機運醸成のため、全国一律の時期（1月、2月を中心）に各地域で開催される地方版政労使会議に関する情報を効果的に発信する（委託事業（民間団体））。

- 動画コンテンツ等の企画検討
- 会議開催に先立ち12月に、全国紙、地方紙及び業界紙で広告
- 会議開催期間中の1～2月に、動画コンテンツで広告
- 会議開催後の3月に、全国紙、地方紙及び業界紙で広告 等

#### ○ 「『賃金引上げ』に向けた取組」のみをテーマとした同会議の開催

各地域の実情に応じた時期に「『賃金引上げ』に向けた取組」のみをテーマとした同会議を開催して情報発信できるようにする。

月	一律の時期の会議	情報発信（広報事業）	賃上げのみの会議
前年度	1	●	
	2	●	
	3		
令和8年度	4		
	5		
	11		
	12		新聞広告
	1	●	動画広告
	2	●	動画広告
	3		新聞広告

地方版政労使会議・広報事業のスケジュール等

## 生活衛生関係営業者に対する生産性向上のための伴走型の相談支援、価格転嫁等の取組支援の実施

新規

### 生活衛生関係営業経営支援事業

健康・生活衛生局生活衛生課  
(内線2431)

令和8年度概算要求額 2.6億円 (-) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 2.1億円

#### 1 事業の目的

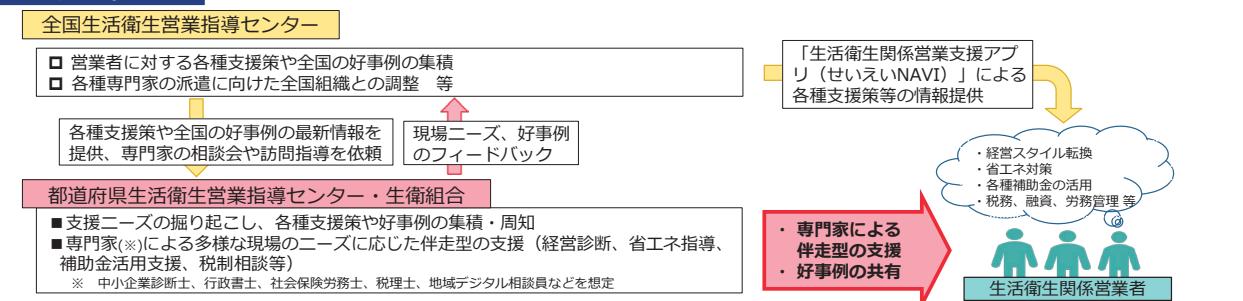
生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナの影響が残る業種もある中、新型コロナ特別貸付等の返済が始まり、厳しい経営状況が続いている。そのため、特に人手不足が深刻な業種においては、賃金引上げや人材確保等のため、生産性向上の必要性が大きくなっていることから、経営課題の解決に向けた専門家による伴走型支援は引き続き必要な状況となっており、生活衛生関係営業者に対する相談支援体制を維持していくため、「生活衛生関係営業経営支援事業」を実施する。

#### 2 事業の概要

生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、中小企業診断士による経営診断や事業再構築・省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談支援、融資実行の際の返済計画等の作成や借換・条件変更等のための相談支援、税理士による税制優遇措置等の相談など、生活衛生関係営業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。

※ サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわけ深刻と考えられる12業種について、生産性を向上させるための取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として策定し、令和7年6月に公表されたところ。このうち、飲食業、宿泊業及び生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業）の3つのプランにおいて、本事業による伴走型の支援の実施を盛り込んでいる。

#### 3 実施主体等



#### 4 スキーム



新規

### 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業

健康・生活衛生局生活衛生課  
(内線2431)

令和8年度概算要求額 3.9億円 (-) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 3.9億円

#### 1 事業の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナの影響が残る業種もある中、新型コロナ特別貸付等の返済が始まるとともに、物価高騰、賃金引上げ等に対応する必要があるが、地域に密着した営業を行う中小零細の生衛業者にとって、価格転嫁を行うことに対する消費者の理解を得ることは難しく、厳しい経営状況が続いている。

生衛業者の経営状況が悪化し、サービスの質の低下や廃業が進んだ場合、衛生水準の維持が困難となり、国民の健康への影響も懸念されることから、本事業では、生衛業者による価格転嫁や既存商品・サービスのブランド化の取組等を進めることにより、経営状況の改善や衛生水準の適切な確保、売上げの上昇による賃上げ・雇用維持等へ繋げることを目的とする。

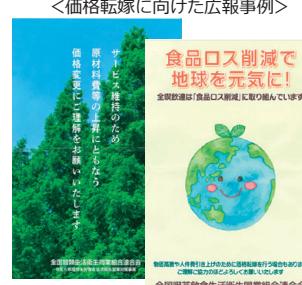
※ 「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2025年1～3月期）」（令和7年4月日本政策金融公庫）では、主な経営上の問題点を「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」と回答した企業割合が56.1%で最も多い。生衛業者の個別の意見として、「価格転嫁が進まず、利益確保が追い付かない状況」「原材料費の高騰により仕入価格が上昇しているが、販売価格へ十分に転嫁できていない。」等の意見がある。

#### 2 事業の概要

生活衛生関係営業の業界として物価高騰や賃金引上げ等に対応するため、消費者・利用者に価格転嫁を受け入れてもらえるよう、全国生活衛生同業組合連合会による業種ごとの特性を踏まえた取組を支援する。

- 物価高騰・賃上げ等に対応するための価格転嫁が必要であることの広報する取組
- 組合独自の商品・サービスのブランド化による更なる付加価値の向上、消費者・利用者に価格転嫁の理解促進に繋げる取組
- 関係団体・企業や地元住民を巻き込んだタイアップイベントの開催等を通じた新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進に繋がる取組 等

##### <価格転嫁に向けた広報事例>

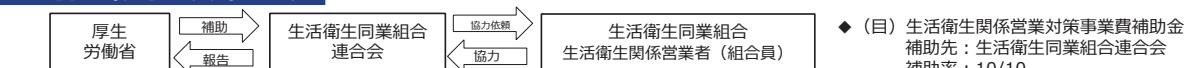


##### <ブランド化に向けた取組事例>



↓宿泊施設に出店し、業界のブランド価値向上や組合のPRを実施（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会）

#### 3 実施主体等・スキーム



## 生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）

健康・生活衛生局生活衛生課  
(内線2437)

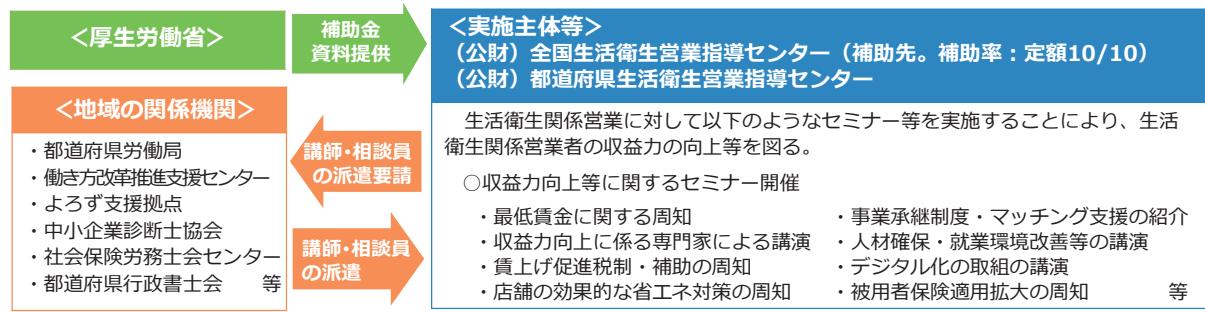
令和8年度概算要求額 1.1 億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者であり、事業者の高齢化や賃金引き上げによる人材確保等に対応する必要がある中で、依然として厳しい経営状況が続いている。

本事業では、生活衛生関係営業に対して、最低賃金の周知啓発を行うとともに、賃金引き上げや人材確保等に向けた生産性向上の取組による収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催を行う。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



### 「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針2025)」

(令和7年6月13日閣議決定)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の策定及び実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化・生産性向上・事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と待遇改善に取り組む。

→正社員転換・待遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進

### 拡充 キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）  
職業安定局障害者雇用対策課（内線5868）

令和8年度概算要求額 1,022億円 (1,025億円) ※()内は前年度当初予算額

令和6年度実績：71,981件

労働特会	子育特会	一般
○	○	○

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

1 事業の目的 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

### 2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置等／加算額
<b>正社員化コース</b> 有期雇用労働者等を正社員転換（※）	【重点支援対象者※】 有期→正規： 80万円 (60万円) 無期→正規： 40万円 (30万円) 【左記以外】 有期→正規： 40万円 (30万円) 無期→正規： 20万円 (15万円)	<b>正社員化コース</b> ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円 (15万円)
<b>障害者正社員化コース</b> 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規： 90万円 (67.5万円) ②有期→無期： 45万円 (33万円) ③無期→正規： 45万円 (33万円)	■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円 (30万円)
<b>賃金規定等改定コース</b> 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上4%未満： 4万円 (2.6万円) ②4%以上5%未満： 5万円 (3.3万円) ③5%以上6%未満： 6.5万円 (4.3万円) ④6%以上： 7万円 (4.6万円)	■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)
<b>賃金規定等共通化コース</b> 有期雇用労働者等と正規雇用労働者の共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円 (45万円) 上限人数：100人	■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円 (15万円)
<b>賞与・退職金制度導入コース</b> 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり 40万円 (30万円) 1事業所当たり 1回のみ	<b>賃金規定等改定コース</b> ■双方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)
<b>短時間労働者労働時間延長支援コース</b> 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。また、更なる待遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。	60万円 (45万円) <75万円> (※) ※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	※( )は、大企業の場合の額。< >は、小規模事業所の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②60万円(45万円)となる。 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

## 求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）  
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

令和8年度概算要求額 253億円（261億円）※()内は前年度当初予算額。

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
3/4		1/4

### 1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
  - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
  - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

○リ・スキングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

➢教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進

## 教育訓練給付

職業安定局雇用保険課  
(内線5135,5757)

令和8年度概算要求額 632億円（538億円）※()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
161/162		1/162

### 1 事業の目的

雇用保険被保険者等が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、受講費用の一部を支給する「教育訓練給付金」、雇用保険の被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する「教育訓練休暇給付金」により、経済社会の変化に対応した労働者個々人の主体的、自発的な学び・学び直しを支援する。

### 2 事業の概要・スキーム

専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金	教育訓練休暇給付金
＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞	＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞	＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞	＜社内制度に基づき、教育訓練を受けるための無休の休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給＞
・受講費用の50%（上限年間40万円）（6ヶ月ごとに支給） ・追加給付①：1年以内に資格取得・就職等⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・追加給付②：訓練前後で賃金5%以上上昇（※1）⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・受講費用の40%（上限20万円） ・追加給付：1年以内に資格取得・就職等（※1）⇒受講費用の10%（上限5万円）	・受講費用の20%（上限10万円）	・教育訓練休暇を開始した日から原則1年の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額（※2）を支給 ・給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日 （※2）休暇前の賃金・年齢に応じて、2,411～8,870円／日（令和7年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定）
支給要件	・在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ・雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）の者		・雇用保険の一般被保険者である在職者 ・原則、休暇開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上の者 ・休暇開始日前に雇用保険の被保険者期間が5年以上あること

注：専門実践教育訓練を修了見込みの者で、一定要件を満たす場合、教育訓練支援給付金として、基本手当額の60%を訓練受講中に支給（2ヶ月ごとに支給）

# リ・スキング等教育訓練支援融資事業

職業安定局総務課訓練受講支援室  
(内線5336、5273)

令和8年度概算要求額 8.8億円 (81百万円) ※()内は前年度当初予算額。

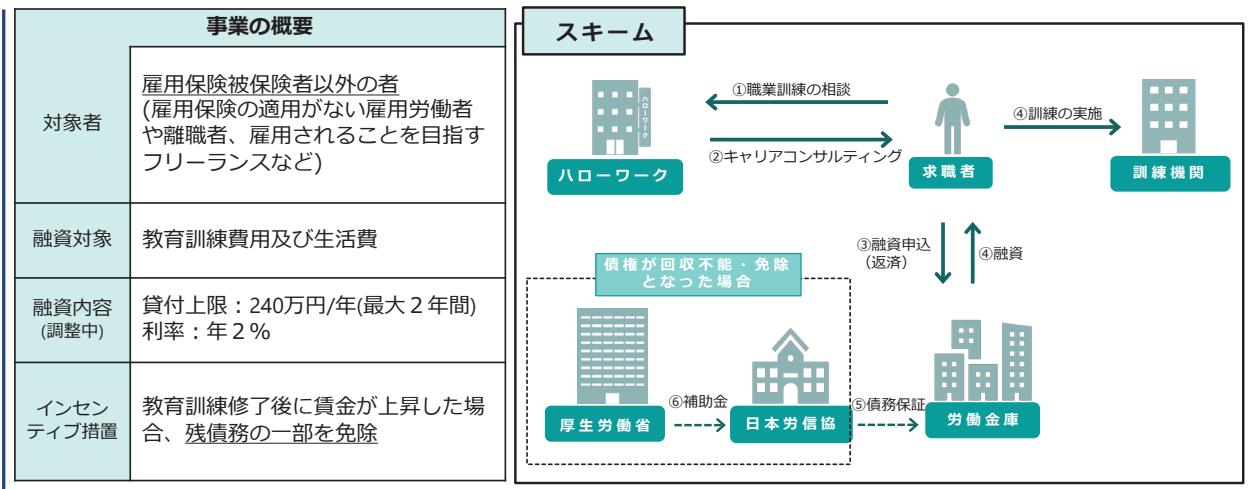
労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
3/4		
		1/4

## 1 事業の目的

雇用保険被保険者以外の者が、生活費等への不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用を融資を実施。

教育訓練の効果を高めるインセンティブとして、教育訓練受講後に賃金が上昇した場合には、残債務の一部を免除する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



# 拡充人材開発支援助成金

人材開発統括官付企業内人材開発支援室 (内線5189、5251)

令和8年度概算要求額

539億円 (545億円) ※()内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスクリング支援コース 401億円 (444億円)

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
○		

## 1 事業の目的

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) (以下「能開法」という。) 第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## 労働者のキャリア形成やリスキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

### 拡充 キャリア形成・リスキリング推進事業

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5953）

事業の目的 令和8年度概算要求額 42億円（41億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般		
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、労働者が自らリスキリングに取り組み、主体的にキャリア形成を図ることを支援するため、労働者に対してキャリアコンサルティングを受ける機会を提供するとともに、従業員のキャリア形成支援に取り組む企業への支援を行う。
- 特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められていることから、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングの支援を強化する。

### 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### キャリア形成・リスキリング相談コーナー 全国各地のハローワークに設置

- キャリアコンサルティングの提供
  - ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援
  - 学んだスキルの受講後の活用に関する相談（必要に応じハローワークの職業紹介窓口へ誘導）

#### キャリア形成・リスキリング支援センター 全国47か所

- キャリアコンサルティングの提供（平日夜間・土日 オンライン可）
- 「中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾」【拡充】
  - 40代後半以降の中高年齢層を対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランを描けるよう支援する連続セミナーを開催。（セミナーの例）キャリアの振り返り、リスキリングの方向性、マネープラン、経験交流など
  - 各支援センターにおいて、年4回、4回連続のセミナーを毎回10人程度で開催するほか、中高年齢層の従業員のキャリア形成に関心を持つ企業への出張セミナーを実施（令和8年度拡充）。
- 従業員のキャリア形成に関する企業への支援
  - セルフ・キャリアドック（※）の試行導入および取組の定着を支援。
    - （※）企業が人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み。
- 企業におけるキャリア形成支援の好事例の収集・普及【拡充】
- リスクリングに関する周知キャンペーンの実施【拡充】
  - 既存の制度周知広報に加え、機運醸成に向けた全国キャンペーンを展開する。
- グッドキャリア企業アワードの実施
  - 従業員のキャリア形成に取り組む企業への表彰、シンポジウム等によりキャリア形成を啓発。

#### 都道府県労働局

- ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整
- 周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

#### job tag

職業情報提供サイト  
※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

実施主体 委託事業（厚生労働省→株式会社等）

事業実績 令和6年度相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援件数と企業への相談支援件数の計）161,852件



## 全世代型リスキリングを促進する国民運動の実施

人材開発統括官政策担当参事官室（内線5391）

### 1 事業の目的

令和8年度概算要求額 85百万円（一）※当該額はキャリア形成・リスキリング事業の内数

労働特会	子子特会	一般		
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等において、リスキリングの重要性や必要性の認知・理解が促進され、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針（2025年）においても、「2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と待遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する」とされている。
- これまでリスキリングに関心が無かった層、関心は持っているが行動を起こせていない層などに対して、効果的な働きかけを図り、取組に向かう行動変容を促すために、全国的かつ訴求力のある周知広報キャンペーン、いわゆる全世代を対象とした国民運動を展開する。

### 2 事業の概要

#### （1）機運醸成に向けた全国キャンペーンの展開（新規）

- 効果的な周知広報施策の検討・助言を行う有識者会議を設置。
- 年間を通じた取組+11月の人材開発促進月間における集中取組。
- 労働者、企業、大学等、業界団体の各層に効果的な取組を展開。特に労働者向けには、関心度合いを踏まえたアプローチを行う。

#### 【主な取組】

- 有識者会議の設置
- キャンペーンロゴ・名称の設定
- リスキリング関連講座の無料体験キャンペーンの実施
- 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
- 機運醸成に向けたシンポジウム等の開催
- 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等

#### （2）各周知広報施策との有機的な連携（既存・拡充）

- 令和8年度に人材開発統括官が実施する各周知広報施策において、（1）と有機的な連携を図り、局として一体的な取組を推進。
- 既存施策においてもアウトリーチを意識した拡充を行う。

#### （3）想定スケジュール

- <R8.4月> <6月～>
- 有識者会議の発足
  - キックオフイベント
  - 広報ツール等の制作
  - キャンペーン施策を順次展開

各周知広報施策・他省庁との連携

<11月>  
人開促進月間  
キャリアマンス  
における  
集取的な取組

### 3 実施主体

「キャリア形成・リスキリング推進事業」において実施予定

## △スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進

人材開発統括官付参事官室（能力評価担当）（内線5945）

### 職業能力検定の創設支援事業

令和8年度概算要求額 16百万円（17百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

#### 1 事業の目的

- 令和6年3月、社内検定認定制度（当該企業等の雇用労働者のみ受検対象とする職業能力検定）を拡充した団体等検定制度について、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として活用促進を行うことで、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。
  - 引き続き、積極的に本制度を広報するとともに、本制度の活用を検討している企業・業界団体等に対し、コンサルタントによる支援や出張相談会を行う。
- ※ 2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と待遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する（経済財政運営と改革の基本方針（2025年）（令和7年6月13日））

#### 2 事業の概要・スキーム

##### 【制度概要】

事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

技能検定	団体等検定	認定社内検定
厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを証する制度（技能士）	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）
都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、133職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象（検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・実施機関の雇用労働者以外も対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者） ・現在3団体、3職種認定	・個別企業・団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者） ・現在43企業・団体、112職種認定
・学科試験+実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		

##### 【事業概要】

民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

##### ①専門家（職業能力検定認定業務支援コンサルタント）による検定の創設支援



##### ②団体等検定実施によるメリット、検定の構築方法等について説明する、周知広報を目的とした出張相談会の開催（全国で計4回）



### △スキルの向上を待遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業

人材開発統括官能力評価担当参事官室（内線5943）

令和8年度概算要求額 92百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

#### 1 事業の目的

- 就業人口の約6割を占める「現場人材」の持続的な質上げを実現するためには、スキルの向上の支援とスキルを正当に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2025年）において「現場人材のスキル向上と待遇改善のための環境を整備する」とされていいるとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2025年）においても「人手不足の現場（自動車運輸業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の待遇が改善されることが重要であり、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進める」とされている。
- 現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みを広げるため、現状の国家資格・民間資格と待遇との関係を、業界団体等の協力を得て、実態調査やヒアリングを通じて整理・明確化するとともに、必要に応じて技能検定、団体等検定等の創設の検討を進める事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。
- 令和7年度は観光・物流の2分野を選定して事業を実施しており、令和8年度は厚生労働省職業能力評価基準が一定程度作成されている飲食・製造等の人手不足分野を中心に4分野選定して実施する。

#### 2 事業の概要・実施主体等

##### 【主な検討事項等】

- 業界内における国家資格・民間資格の把握・整理
- 把握した資格と待遇（雇用形態、職務範囲、賃金等）の現状を把握（個別企業のヒアリングやアンケート調査を活用）
- ②で把握した関係を元に、業界内の資格のラダーを作成し、標準的なキャリアラダーを整理
  - 技能検定や、現在先行し実施されている、建設関係のCCUS、IT関係のIPAのように、複数階級による段階的なラダーの整備を想定
- 資格制度を活用した待遇改善に関する取組（好事例）
- 把握した成果をjob tagに掲載する。

①学識経験者・業界団体等からなる検討会の設置



【令和7年度調査研究】  
観光、物流の2分野

【令和8年度調査研究（予定）】  
飲食、製造等の人手不足分野を中心に4分野



②ヒアリング・アンケート調査により、業界内の国家・民間資格と待遇との関連を調査・整理

③結果のとりまとめ



報告書・好事例集

④job tagへ掲載



## ▶公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

### 拡充 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

令和8年度概算要求額 513億円 (577億円) ※()内は前年度当初予算額

人材開発統括官付訓練企画室 (内線5926、5600)  
職業安定局総務課訓練受講支援室 (内線5336、5273)

労働特会		子会社会議		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
9/10				1/10

#### 1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようになることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。この他、⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

#### 2 事業の概要

令和6年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691人／求職者支援訓練11,930人／生産性向上支援訓練16,609人

##### ①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

※令和8年度末までの限時措置

(1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする  
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)

(2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする。

##### ②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

※令和8年度末までの限時措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり1.5万円を上限に委託費等の対象とする。

##### ③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する

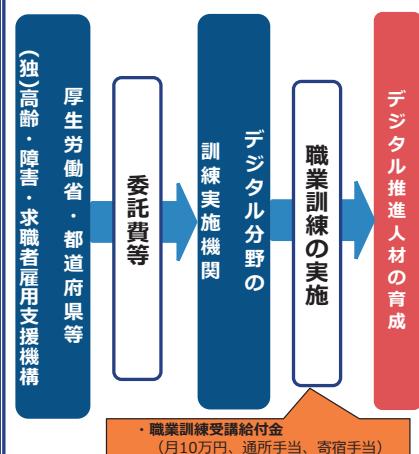
##### ④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。

##### ⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

#### 3 スキーム・実施主体等



## ▶生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進

### 拡充 デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

人材開発統括官付政策企画室  
(内線5963)

令和8年度概算要求額 15億円 (14億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

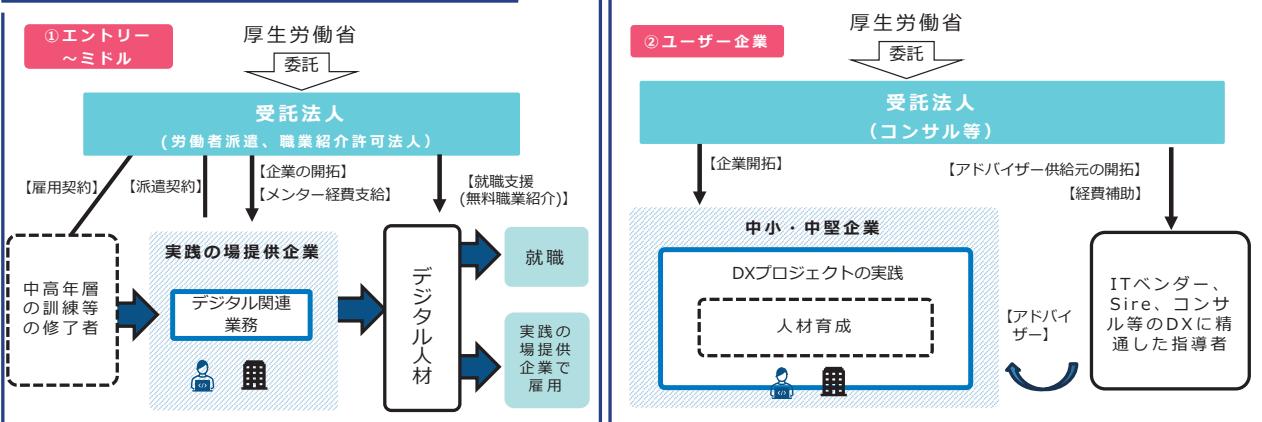
生成AIを含むデジタル人材の育成を促進するに当たっては、実践の機会の確保と支援が重要である※1。そのため、①他職種からIT人材に転職を目指す求職者のうち、訓練等を修了した中高年齢者※2に対して、OFF-JTだけでは不十分な実践経験を積むための「実践の場」を創出する、  
②企業のDX推進人材育成のために、IT以外の産業分野においてDX導入を検討する中小企業を開拓し、（IT企業・コンサル等から）DXに精通した指導者をアドバイザーとして派遣し、DX導入の実践の場でプロジェクトの支援を行い、社内の人材育成を実施する【拡充】  
モデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。

※1 デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」(59.3%)を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」(28.2%)、「推進できる人がいない」(27.4%)傾向がある。

育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」(65.6%)、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」(46.2%)などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要（パーソルプロセス＆テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」）

※2 公共職業訓練修了後の就職率 全体20歳代76.8%、デジタル72.3%、全體35歳以上73.4%、デジタル64.4%（令和5年度公共職業訓練（都道府県分））

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



▶ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

**拡充** 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

人材開発統括官付訓練企画室  
(内線5227、5926)

令和8年度概算要求額 10億円 (3.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く(正社員71.6%に対し正社員以外31.2% (能力開発基本調査))、自己啓発の割合も低い(正社員45.3%に対し正社員以外15.8% (同))など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

(2) 職業訓練の内容等

ア 実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン(eラーニング、同時双方向)形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下(最長1年)

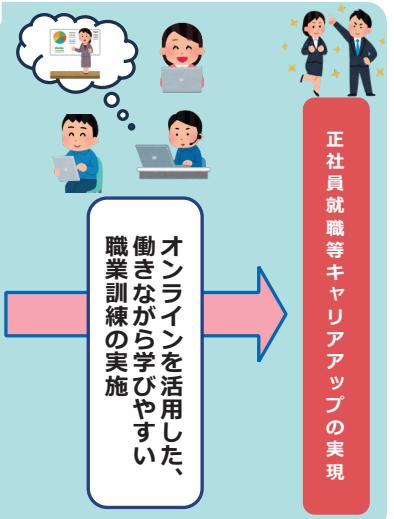
ウ 申込み方法

訓練実施機関に直接申込(受講生も一定の受講費用を負担)

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

3 事業スキーム



▶ 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化

**拡充**

各種技能競技大会等の推進

人材開発統括官付能力評価担当参事官室(5880)

令和8年度概算要求額 29億円 (24億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

若者のものづくり、技能離が見られ、我が国の競争力の源泉である優れた技能の維持・継承が課題となっており、若者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、技能労働者の地位の向上を図り、技能尊重の気風を国民とりわけ若者に広く浸透させていくことが必要であるから、各種技能競技大会等の実施を通じて、若者にものづくり分野の魅力をアピールし、ものづくり人材の育成・確保、職場定着を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 技能競技大会の実施

①若年者ものづくり競技大会の実施(富山県)

ものづくり産業に就職するために技能を習得中の原則20歳以下の者等を対象に、技能習得レベルを競う(15職種)。

②技能五輪全国大会の実施(愛知県)

技能検定2級相当以上の技能を有する原則23歳以下の青年技能者を対象に技能レベルの日本一を競う(42職種)。

③技能五輪国際大会への選手派遣(上海(中国))

原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じて技能水準の向上等を目的とする技能五輪国際大会(上海)に日本人選手を派遣する。

④各種技能競技大会等に係る周知・広報【拡充】

Web・SNSによる情報発信、併催イベントの開催等を行う。関係省庁と連携し、若年層に対し技能五輪を活用した技能の魅力を発信する取組を実施。

(2) 国際大会に向けた選手等の競技力強化【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催を見据え、選手の強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を重点的に行う。

(3) 2028年技能五輪国際大会組織委員会の運営【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催に向けて2028年技能五輪国際大会日本組織委員会において、競技運営等の準備を行うとともに、技能尊重の機運を醸成するための取組みを行う。[技能向上対策費補助金]

3 今後のスケジュール

年度	2024(6年度)	2025(7年度)	2026(8年度)	2027(9年度)	2028(10年度)
国際大会	第47回 フランス(リヨン)	第3回技能五輪アジア大会 中国(台湾)	第48回 中国(上海)	第4回技能五輪アジア大会 (場所未定)	第49回 日本(愛知)
イベント	9月 開催地決定	8月 組織委員会設立	・開催にむけた準備/技能尊重機運醸成に向けた取組み	11月 開催	・日本選手団の競技力強化に向けた取組み

➢ 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実・活用促進、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進

## 職業情報提供サイト（job tag）の運用等

職業安定局雇用政策課  
労働市場情報整備推進企画室  
(内線5185)

令和8年度概算要求額 4.1億円 ( 2.6億円 ) ※()内は前年度当初予算額

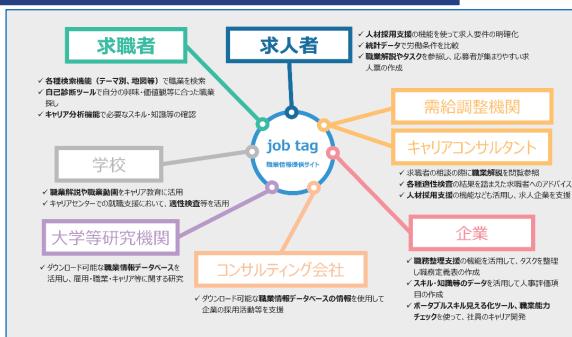
労働特会	子子特会
労災	雇用
徴収	育休
会計	
○	

### 1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業・在職者・求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し「労働市場の見える化」を進めていく。
- 職業情報提供サイト（job tag）※を運用し、いつでも・手軽に・無料で職業情報を入手できる環境を整備する。

※ 「ジョブ」（職業・仕事）、「タスク」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「スキル」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援するWebサイト。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和8年度の主な拡充内容

- 新規職業の追加
- ユーザビリティ向上のためのサイト構成の見直し、アンケート機能の実装 等

実施主体：委託事業（民間事業者）  
事業実績：年間アクセス件数 26,305,246件（令和6年度）



仕事の性質や内容、仕事に対する興味・価値観、資格、賃金等、利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索できる。

541 (R7.3.18)の職業について、職業の一般的な仕事内容・作業を動画などで紹介している。

職業別×都道府県別の賃金、求人倍率などを客観的なデータで確認することができます。

## 職場情報総合サイト（しょくばらぼ）の運用等

職業安定局雇用政策課  
労働市場情報整備推進企画室  
(内線5184)

令和8年度概算要求額 3.2億円 ( 2.5億円 ) ※()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会
労災	雇用
徴収	育休
会計	
○	

### 1 事業の目的

- 意欲ある個人が能力を最大限活かすことが出来るよう、円滑な労働移動を推進することは、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出す力となりるものであり、希望する労働者が主体的に安心して労働移動できるよう支援していくことが重要。
- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供することにより、職業選択を支援して労働市場のマッチング機能を強化していく。また、企業が職場情報を開示・提供する機会を設けることにより、労働市場で選ばれるための雇用管理改善（働き方改革、人材育成、女性活躍等）への積極的な取り組みの意欲を喚起する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供するためのウェブサイト「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」を運営。

実施主体：委託事業（民間事業者）  
事業実績：職場情報総合サイトへの掲載  
企業数 130,046件 (R7.8.1)

- 既存の事業（女性活躍等（※））で提供している職場情報を収集等した上で、求職者、学生等に対して企業の多様な職場情報を幅広く提供するとともに、検索や企業間の比較を容易にする一覧化の仕組みを提供する。
- ※ 若者雇用促進総合サイト、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろばに掲載している情報を集約して掲載している。

### 令和8年度の主な拡充内容

- ユーザビリティの向上のための職場情報検索・入力機能の改善、アンケート機能の実装 等

<検索結果のイメージ（現行サイト）>

職場情報の確認

企業詳細ページから、企業の基本情報と詳細な職場情報を確認することができます。

▼ 企業詳細ページ



複数の企業の比較

選択した複数の企業の職場情報を並べて比較することができます。

▼ 企業間比較ページ



- 101 -

## 労働市場情報等の見える化に向けた周知広報事業

職業安定局雇用政策課  
労働市場情報整備推進企画室  
(内線5184)

令和8年度概算要求額 40百万円 (41百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	徴収
○		

### 1 事業の目的

職業、職場その他労働に関する情報を一元的に提供する労働市場情報ポータルサイト（仮称）（※令和7年度末に構築予定）について、各種労働に関する情報を一元的に提供する総合的な労働市場データプラットフォームとして機能させるべく、求職者等の職業理解やリスクリング、よりよい職場選択のために必要な情報を含め、労働に関して多岐に渡る情報へのアクセスを容易にし、求職者等及びキャリアコンサルタント等に必要な情報を提供するサイトとなるよう改修・運用を行う。

また、多様な媒体の活用等を通じ、労働市場情報ポータルサイト（仮称）を中心に、job tag、しょくばらぼ等の労働市場情報等の見える化に関する各種コンテンツの周知広報を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

- 労働市場情報ポータルサイト（仮称）、job tag、しょくばらぼ等のウェブやSNS等を活用した広報
- 労働市場情報ポータルサイト（仮称）の更新

実施主体：委託事業（民間事業者）

#### ※労働市場情報ポータルサイト【仮称】



## 就業形態の多様化等に応じた労働市場関連情報の整備

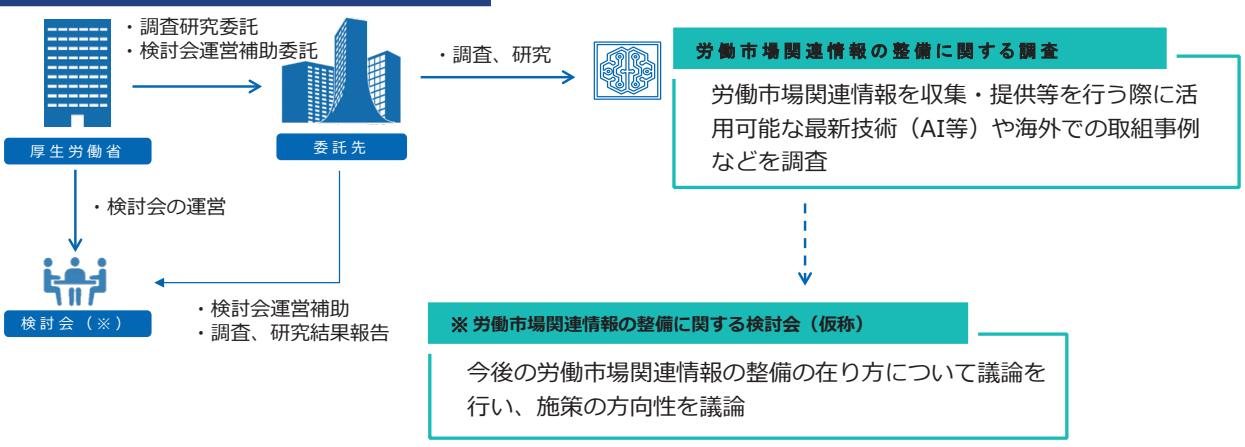
職業安定局雇用政策課  
労働市場情報整備推進企画室  
(内線5185)

令和8年度概算要求額 29百万円 (一千万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備することが求められる。
- また、生産性向上に資する労働市場改革を進めるためには、単なる職業情報や職場情報の「見える化」にとどまらず、産業構造の変化や、自営・フリーランスを含む就業形態の多様化を見据え、産業政策と労働政策が連携して取組を進めていくことが必要。
- このため、より生産性の高い産業政策に関する情報や雇用以外の就業形態に関する情報も幅広く提供できるよう、情報収集・提供等を行う際の最新技術の活用可能性や海外での取組事例を調査し、検討会において議論することで、より広範囲な労働市場関連情報の整備を進めていく。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➤賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援

拡充

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

職業安定局雇用政策課労働移動支援室  
(内線5787、5878)

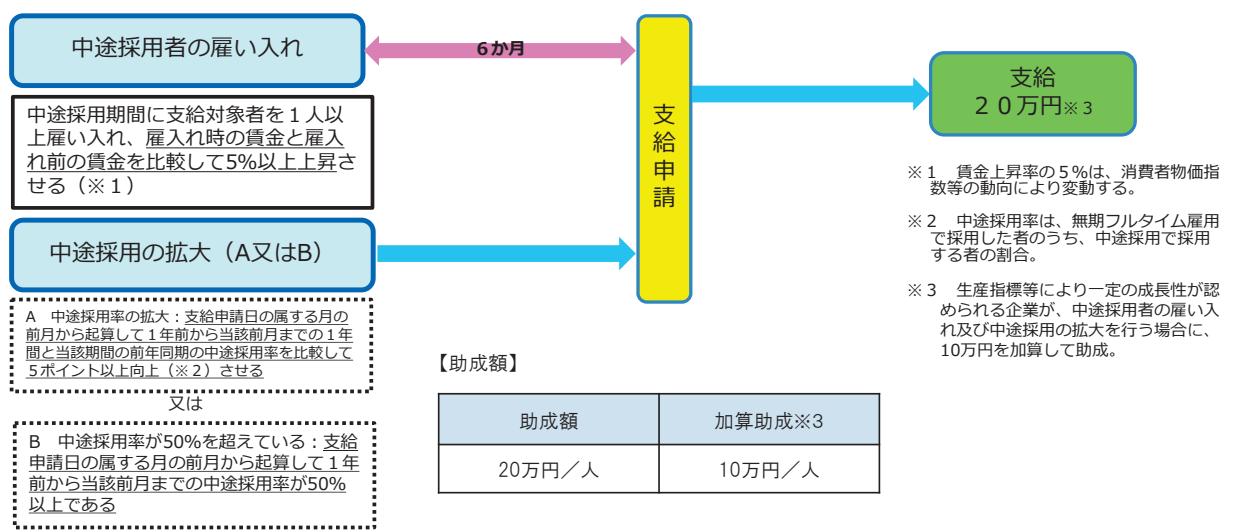
令和8年度概算要求額 10億円 (72百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	微収	育休
○			

1 事業の目的

諸外国に比較して、賃金が上昇する転職の割合が低い我が国の状況を踏まえて、賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、中途採用を拡大し、雇い入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた事業主に対して助成する。 令和6年度実績（支給対象事業所数）：39事業所

2 事業の概要・スキーム・実施主体



➤ハローワークにおけるAIの活用の実証

ハローワークインターネットサービスにおけるデジタル技術  
概念実証に係る調査研究等の実施

職業安定局総務課首席職業指導官室  
(内線4435)

令和8年度概算要求額 8.2億円 (6.5億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	微収	育休
○			

1 事業の目的

近年、AIを始めとしたデジタル技術が進展する中で、民間分野を中心として、労働力需給調整分野におけるデジタル技術の活用の検討が進んでいる。こうした中で、公的機関であるハローワークのオンラインでのサービスの提供を行っているハローワークインターネットサービス（以下「HWIS」という。）について、デジタル技術の活用を検討するため、概念実証に係る調査研究等を行う。

2 事業の概要・実施主体

○事業の概要

HWISにおいてデジタル技術の活用を検討した結果、「コンシェルジュ機能」（※1）を行うこととした。

※1.チャットボットにより求職活動の進め方などの質問に応答し、必要なサイトへの案内やハローワークへの誘導等を行う機能

○実施内容（HWIS上での実証実験（β版でのリリース））

①システム構築

実証実験（コンシェルジュ機能）用のデジタル技術を活用したシステムを構築（β版）

②参加者募集

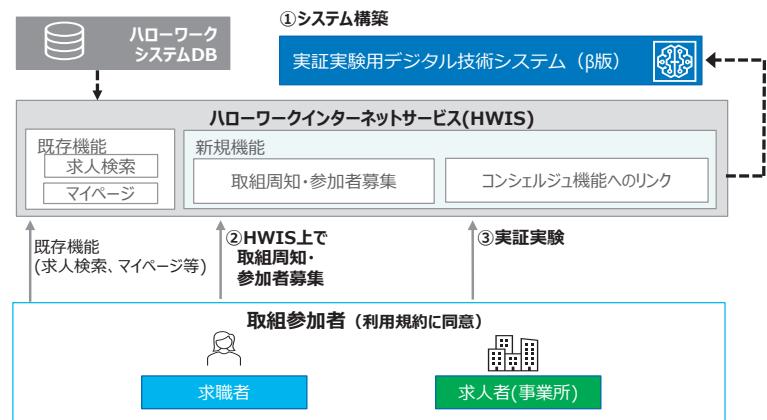
利用規約に誤回答リスク等を記載した利用規約に同意することが参加の条件

③実証実験

- HWIS上のリンクを押下
- リンク先のシステムにログイン
- コンシェルジュ機能に質問
- 改善点・不具合等を報告

実施主体：委託事業（民間企業）

【実証実験のイメージ】



## ○深刻化する人手不足への対応

➢ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化

拡充

### 人材確保対策総合推進事業（人材確保対策コーナーにおける就職支援の強化）

職業安定局総務課人材確保支援総合企画室（内線5852）

令和8年度概算要求額 55億円（50億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	微収
○		

#### 1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等（※）への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）

地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

##### 「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

###### 設置箇所

119か所 → 124か所（医療・福祉分野専門コーナー（仮称）を含む）

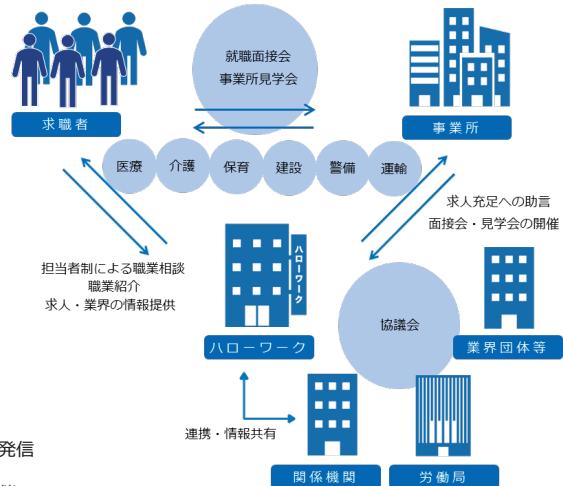
###### 実施体制

職業相談員 189人 → 194人  
就職支援ナビゲーター 259人 → 266人  
就職支援コーディネーター 347人 → 359人  
就職支援コーディネーター 47人 → 47人（労働局配置）  
雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）

###### 支援内容

- 協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り
- 求人者に対する支援
  - 求人者への求人充足に向けた助言・指導
  - 事業所訪問を通じた求人充足支援の強化
  - 事業所見学会、就職面接会等の開催
  - 職場定着のための雇用管理改善等の支援
  - 雇用管理改善等コンサルタントの活用
- 求職者に対する支援
  - 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
  - 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- 関係機関、業界団体との連携による支援
  - 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
  - ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施

※ 医療・福祉分野の求職者のハローワーク利用促進を目的とした検索広告の実施



###### 事業実績

令和6年度就職件数：88,799件  
(ハローワーク全体：299,475件)

## ➢雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充

拡充

### 人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室  
(内線5850)

令和8年度概算要求額 25億円（20億円）（）内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	微収
○		

#### 1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

実施主体：都道府県労働局

##### I 中小企業団体助成コース

- 中小労働法に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2／3を支給（上限額600～1,000万円）する。

##### II 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

- 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は1制度導入につき20万円又は40万円（※2）ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の1／2（上限額150万円）を支給する。  
さらに、3%以上（※3）又は5%以上の賃上げ要件を満たした場合は1／4分を上乗せ支給する。

（※2）賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円

（※3）3%以上の賃上げ要件については、①過去3年間の各年において、離職者数が採用者数より多いこと、②過去3年間の各年において、3%以上の賃上げができないこと、③ハローワークによる雇用管理改善援助を受け、雇用管理改善等コンサルタントを利用していること、を満たす必要がある。

III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

VII テレワークコース

（※1）令和8年度概算要求額及び令和7年度予算額には、III～VIIのコースを含めない。

▶シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進

## シルバー人材センター等補助金 (高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課  
(内線5822)

令和8年度概算要求額 141億円 (141億円) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額 6.6億円

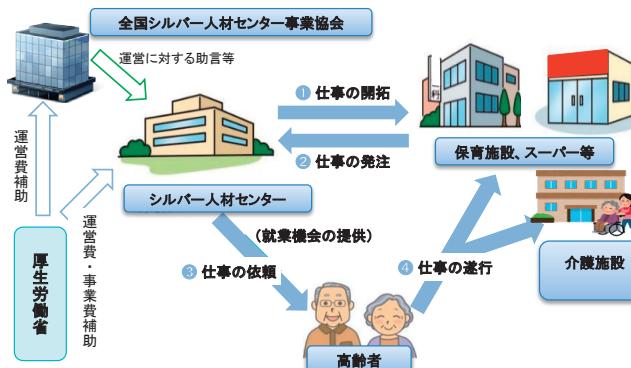
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
1/2			1/2

### 1 事業の目的

- ・高年齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高年齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するとともに、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進するため、その事業費を補助する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### ○ 事業のイメージ



#### ○ シルバー人材センターが扱う仕事

- 介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
- 福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
- 清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張りなど

#### ○ 補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

#### ○ 事業実績

就業延人員数: 60,027,339人日(令和6年度)

#### ○ 実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会 (標題の「等」は全国シルバー人材センター事業協会を指す)

## 新規 シルバー人材センター活性化推進事業

職業安定局高齢者雇用対策課  
(内線5822)

令和8年度概算要求額 9.3億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

高齢化の進展や人手不足の現況下において、年齢に関わりなく希望に応じ活躍し続けられる社会を構築し、多様な就業等の機会の提供を官民連携して推進していく必要がある。

また、多様な就業ニーズを踏まえた就業機会の提供や高齢者の社会参加の場としての役割を担っているシルバー人材センター事業を推進していくことにより、高齢者がニーズや能力に合わせて労働市場でより長く活躍できるようになり、高齢者の就業による生きがい、社会参加の充実、能力に応じた収入の確保及び介護・認知症予防による社会保障費の抑制につながり、ひいては、センターの会員拡大や退会の抑制につながることになる。

一方、65歳までの雇用確保措置の進展などにより、シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあり、会員の平均年齢は75歳と上昇傾向にあるため、一般企業での就業が難しい高齢会員向けの地域貢献・社会参加に資する就業の場を生み出すことに加え、近年増加傾向にある女性会員及びホワイトカラー職種の経験を有する会員の就業ニーズに応じた就業の場を生み出す必要がある。

このため、センターが会員の就業ニーズを踏まえつつ、地域貢献等にも繋がる事業を創意工夫により生み出すことを国が支援し、会員がやりがいを持って活躍できる就業環境を整備し就業の場を増やすことにより、センター及び会員の更なる活性化を図る。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

地域の特産品等を扱う小売店や野菜等の栽培・販売などの高齢会員向けの地域貢献・社会参加に資する事業、交流サロンや衣類のリフォームなどの女性会員の就業ニーズの高い事業、子ども向けの学習教室などのホワイトカラー会員向けの事業をセンターが独自で創設・運営し、当該事業にかかる就業を会員に依頼する。センターが独自事業を創設するための体制整備等に要する経費の一部を国が補助する。(備品購入、修繕費、コンサル活用経費等の初期費用、コーディネーターの人事費等)



## 拡充 生涯現役支援窓口事業

職業安定局高齢者雇用対策課 (内線 5823)

令和8年度概算要求額 32億円 (29億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

### 1 事業の目的

- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高年齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高年齢者は一旦離職すると、他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高年齢求職者を対象として、就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、高年齢求職者の就労ニーズに即した求人の開拓等による総合的な就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

### 2 事業の概要

- 支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高年齢求職者のうち、長期失業高年齢求職者、離転職を繰り返す者 及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等

#### ● 主な支援内容：

- 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- 高年齢求職者向け求人情報の開拓・提供 (65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化)
- シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
- 地方自治体と連携した高年齢者支援の実施



【求人支援員 178 (178) 人】

<主な支援業務>

- 65歳以降でも活躍できる求人の開拓
- 高齢者の職域の拡大に係る事業主へのアドバイス
- シルバー人材センターでの軽易な就業等に関する情報収集 等

#### 生涯現役支援窓口における支援体制



【就労・生活支援アドバイザー 188 (181) 人】

<主な支援業務>

- 個々のニーズを踏まえた「生涯設計就労プラン」策定
- キャリア・コンサルティング、生活設計に係るガイダンス、就労後のフォローアップの実施
- 職場見学・職場体験・セミナー等の実施に係る企画調整 等



【職業相談員 260 (280) 人】

<主な支援業務>

- 「生涯設計就労プラン」に基づく職業相談・職業紹介等の実施 等



#### ● 各関係機関からの誘導やセカンドキャリア研修

##### <在職中の前段階からの高齢者支援の拡充>

対象者：概ね63～64歳の雇用確保措置終了予定の在職者

拡充内容：・経営団体等と連携した在職中のセカンドキャリア研修

・年金事務所との連携によるHWへの求職者の誘導

・65歳以降のセカンドキャリアに向けた研修(注)の実施

(注)高齢期の年金、生活設計、労働市場、キャリアチェンジした方の等身大の成功例等の情報提供を含む研修を実施

## 拡充

## 65歳超雇用推進助成金

職業安定局高齢者雇用対策課 (内線 5822)

令和8年度概算要求額 24億円 (23億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

### 1 事業の目的

将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、66歳以上の年齢への継続雇用延長・65歳以上の年齢への定年引上げ等を行う企業に対して支援を実施することにより、65歳以降も働くことを希望する者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図る。令和8年度においては、将来に不安を抱える高年齢者の希望に応じた高齢期の就業確保等を行う事業主に対して、助成額の増額等拡充を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 1 65歳超継続雇用促進コース

##### ● 助成内容

- 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成 ② 66歳以上の年齢への継続雇用制度を導入する事業主に対して助成
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送り出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等を実施した場合、送り出し事業主に対して助成 等

##### ● 助成額

当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給

(単位：万円)

65歳への引上げ	①定年引上げ又は定年の定めの廃止				②継続雇用制度の導入				③他社による継続雇用制度の導入				
	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ	定年の定めの廃止	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ		66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ		
	5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	
1～3人	15	25(20)	40(30)	45(30)	60(40)	22(15)	20(−)	40(30)	36(−)	20(10)	16(−)	32(15)	30(−)
4～6人	20	32(25)	65(50)	70(50)	120(80)	37(25)	32(−)	65(50)	60(−)	30(10)	26(−)	50(15)	45(−)
7～9人	25	39(30)	110(85)	115(85)	180(120)	60(40)	50(−)	105(80)	95(−)	50(10)	40(−)	85(15)	75(−)
10人以上	30	46(35)	135(105)	140(105)	240(160)	90(60)	75(−)	130(100)	120(−)	70(10)	60(−)	105(15)	100(−)

※ 括弧書き内の記載は、令和7年度制度における助成額です。 ※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

#### 2 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

##### ● 助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備（短時間勤務制度、高年齢者に係る賃金・人事待遇制度、法定外の健康管理制度の導入等）を実施した事業主に対して助成。高年齢者に係る賃金・人事待遇制度の導入等を実施した場合は増額。

##### ● 助成額

- 実施した雇用管理制度等の内容に応じて以下の額を支給
- 賃金、人事待遇制度の導入・改善：60万円（中小企業以外は45万円）
- 賃金、人事待遇制度の導入・改善以外：30万円（中小企業以外は23万円）
- 雇用管理制度の整備に伴う機器等導入：導入経費×60%（中小企業以外は45%）※上限30万円

※令和7年度制度：雇用管理制度の導入等に要した経費の額に、60%（中小企業以外は45%）を乗じた額（上限30万円）

#### 3 高年齢者無期雇用転換コース

##### ● 助成内容

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数（上限10人）に応じ助成

##### ● 助成額

- 対象者1人につき、40万円（中小企業以外は30万円）を支給
- ※令和7年度制度：対象者1人につき30万円（中小企業以外は23万円）

## 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

職業安定局外国人雇用対策課  
(内線5729)

### 外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

令和8年度概算要求額 13億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

#### 1 事業の目的

- 外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。
- 本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、
  - ▶ 外国人労働者の特性に応じた適正な雇用管理の確保のための助言・指導
  - ▶ 外国人雇用状況届出による外国人労働者の就業状況の的確な把握
 等の実施のために必要な体制整備の経費である。

#### ◆ 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策 (令和6年度改訂) (令和6年6月21日 外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

3ライフケース・ライフサイクルに応じた支援  
(2) 具体的施策  
ウ「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等  
③適正な労働環境等の確保  
○労働基準監督署において、事業主に対する労働基準法の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改進に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。  
さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。  
(厚生労省) (施策番号99)

#### 2 事業の概要・スキーム

具体的な施策  
体制の整備

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
- 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
- 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助  
これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備



##### 就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分)

- ・外国人雇用管理指針に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
- ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認など

##### 職業相談員 (外国人雇用管理分)

- 『就職支援コーディネーターの業務補助』
- ・事業所訪問指導等の事前準備
- ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助など

##### 外国人雇用管理アドバイザー (委嘱)

- ・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助
- ※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

#### 3 実施主体等

就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分) : 113人

【実施主体】国 (都道府県労働局、ハローワーク) 【実績 (令和6年度)】 職業相談員 (外国人雇用管理分) : 113人  
外国人雇用管理アドバイザー (委嘱) の活動件数 : 6,084件

## 外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課 (内線5773)

令和8年度概算要求額 15億円 (14億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
7/10				3/10

#### 1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るために、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

##### ○ 日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援

→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携したきめ細やかな就職支援を実施。

##### ○ 定住外国人に対する支援

→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

##### I. 外国人雇用サービスセンター (4拠点)

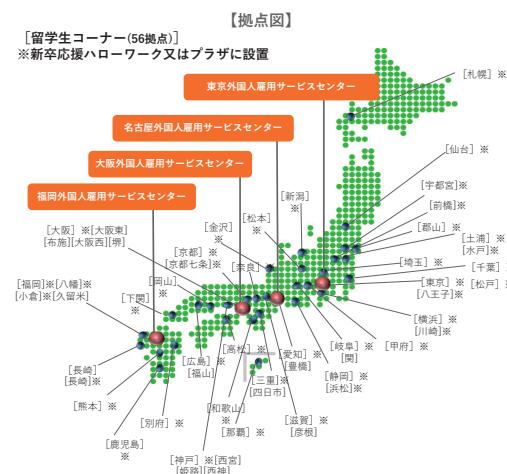
留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

##### II. 留学生コーナー (56拠点)

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員によるきめ細やかな就職支援を実施

##### III. 外国人雇用サービスコーナー (139拠点)

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。



## 外国人雇用対策に関する実態調査事業（適正な外国人材の確保に向けた実態調査）

職業安定局外国人雇用対策課  
(内線5720)

令和8年度概算要求額 35百万円（45百万円）※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

我が国における外国人労働者数（令和6年10月末時点）は過去最多となる約230万人を記録した。対前年比で10%以上増加しており、10年前の約3倍となっている。外国人労働者をとりまく状況については、令和6年3月には、特定技能労働者の向こう5年間の受入見込み数が従来の35万人から82万人に引き上げられるとともに、同年6月には技能実習制度を発展解消した育成就労制度の創設を盛り込んだ管法改正法案が成立しており、少子高齢化を背景に将来的な労働力不足が見込まれる中で、我が国の外国人労働政策は重要性を増している。

一方、世界的な人手不足傾向等を背景に外国人材の獲得競争は激化しており、これまで我が国に多数の人材を送り出している国々（フィリピン等）からの送り出しについても、これまでのような増加を見込みにくいものとなる。こうした状況の中で将来に渡って適切な人材確保を行っていくためには、これまで我が国への送り出し実績の乏しい国からの受入を拡大していくことが可能かどうかについても分析していく必要がある。そのため、これまでの主要送り出し国以外の国の中から、潜在的に送り出しが可能となり得る国々についての調査を行う。また、政府、海外労働移住の知見を有する国際機関（OECD等）及びアジア諸国政府担当者と送り出し、受け入れ施策に関する議論等を行い、実効的な方策等について検討を進めていく。

### 2 事業の概要・スキーム

国から委託を受けた民間団体等が、以下の事業を実施する。

#### （1）国外にわたる労働市場等に関する調査

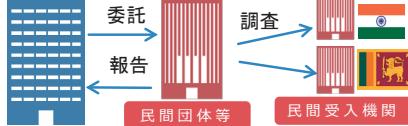
主要送り出し国以外の国を対象として国外にわたる職業紹介や技能実習生候補の確保を行っている機関に対し、我が国や送り出し国における実態や国外における人材確保に関する取組をアンケートやヒアリング等により調査するとともに、諸外国における制度的対応について文献やヒアリング等により明らかにする。

#### （2）アジア諸国政府の送り出し施策等に関する調査

日本における受け入れ施策や、日本に対する送り出しに関する施策や関連データ等について、政府、海外労働移住の知見を有する国際機関及びアジア諸国政府担当者との議論等を行い、海外労働移住に関する実効的な方策等について検討

### 3 実施主体等

国から委託を受けた民間団体等



送り出し実績の乏しい国からの受入を行っている機関の実態について、ヒアリング等により調査

各国の送り出し施策に関するデータ提供、報告等

政府・国際機関・アジア諸国政府担当者と送り出し・受け入れ施策に関する議論等を行い、実効的な方策等について検討

## ○就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進

➢就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援

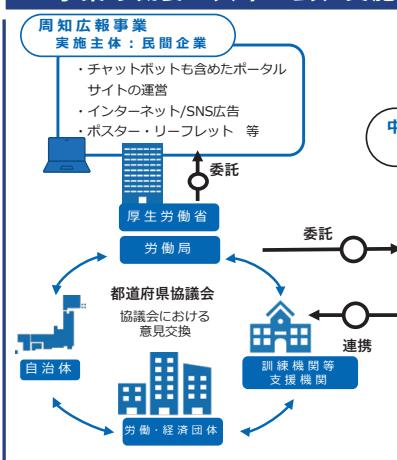
### 中高年世代活躍応援プロジェクト

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5695）

#### 1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代の中には、非正規雇用の期間が長く能力開発の機会に恵まれなかった等の理由により、処遇面でも厳しい状況に置かれている方々や、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在する。
- このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援する。
- 具体的には、
  - 労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援施策の方向性を取りまとめ、その具体化と事業の実施を民間企業に委託する。
  - 委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして、支援事業のメニューを作成し展開する。
  - また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援策を、ワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施する。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



中高年世代活躍応援プロジェクト  
実施主体: 民間企業（委託）

- 個々人の状況に応じた就労相談
  - 自治体が実施する就労支援事業等への送り出し
  - 就職ニーズの把握、ハローワーク等への誘導
- 地域の実情・課題に即した各種イベントの実施
  - 都道府県協議会の方向性を踏まえた、支援メニューの設定
  - 人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題に即した中高年世代向け企業説明会・就職面接会の開催
  - 能力開発施設や各種支援機関、中高年世代積極採用企業等への見学ツアーの実施等

#### （調査研究※の結果を踏まえたモデル的メニューの検討・実施）

- 不安定な就労や無業を繰り返す中高年世代求職者に対する個別定着支援の実施
- 中高年世代積極採用企業に対する雇用管理セミナー、定着支援セミナーの実施
- 夜間・土日などの柔軟な訓練期間を設定する等、在職中の非正規労働者でも受講しやすい訓練メニューの紹介、見学会の開催
- 転職・再就職・復職に際して切れ間なく働き続けるための学び直しの機会と方法に関するワークショップの開催
- オンラインサロン等の仕組みを活用した、当事者同士の交流のための場の提供
- 同世代の成功体験を共有できるような機会の提供
- グループカウンセリングやグループでの共同作業を通じた基礎的能力等の向上支援 等

※「就職氷河期世代のキャリアと意識」（2023年度JIL-PT調査研究）によれば、「定期支援」「職業訓練」「経験交流」の提供が有効であるとの政策的示唆がなされている。

事業実績 令和6年度 セミナー・就職面接会等実施回数 817回※  
※「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援事業」実績

## 中高年層（ミドルシニア）の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和8年度概算要求額 22億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

### 1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年層（ミドルシニア）の不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
  - こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- 専門窓口数：92か所  
体制：就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）  
就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）  
職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## 特定求職者雇用開発助成金

職業安定局雇用開発企画課（内線5785）

（特定就職困難者コース・中高年層安定雇用支援コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置））

令和8年度概算要求額 475億円（468億円）※（）内は前年度当初予算額

特定就職困難者コース 446億円（440億円）

中高年層安定雇用支援コース 23億円（9億円）

就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置） 6億円（20億円）

労働保険特別会計		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

### 1 事業の目的

60歳以上の高年齢者や障害者、不安定な就労状況にある就職氷河期世代を含む中高年層など、就職が特に困難な者の雇用機会の増大や安定雇用を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

### 2 事業の概要

助成金の種類	対象労働者	助成内容	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	・高年齢者（60歳以上） ・母子家庭の母等 ・障害者 ・ワクライナ避難民等	1～3年	30～240万円 (2～6期に分けて支給)
中高年層安定雇用支援コース	35歳～60歳未満の不安定雇用就労者	1年	30～60万円 (2期に分けて支給)

※ 中高年層安定雇用支援コースを令和7年度から新設。

※ 就職氷河期世代安定雇用実現コースは、令和6年度限りで廃止。（経過措置分のみ要求）

※ 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。

※ 支給額は、支給対象期（6か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

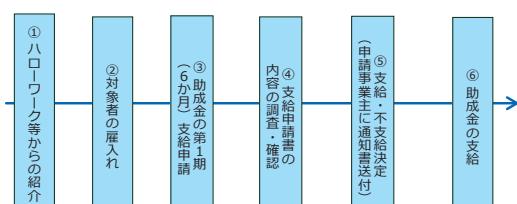
### 3 実施主体等

実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和6年度）

- 特定就職困難者コース：162,503件
- 就職氷河期世代安定雇用実現コース：7,098件

#### 事業スキーム



▶ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301)

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

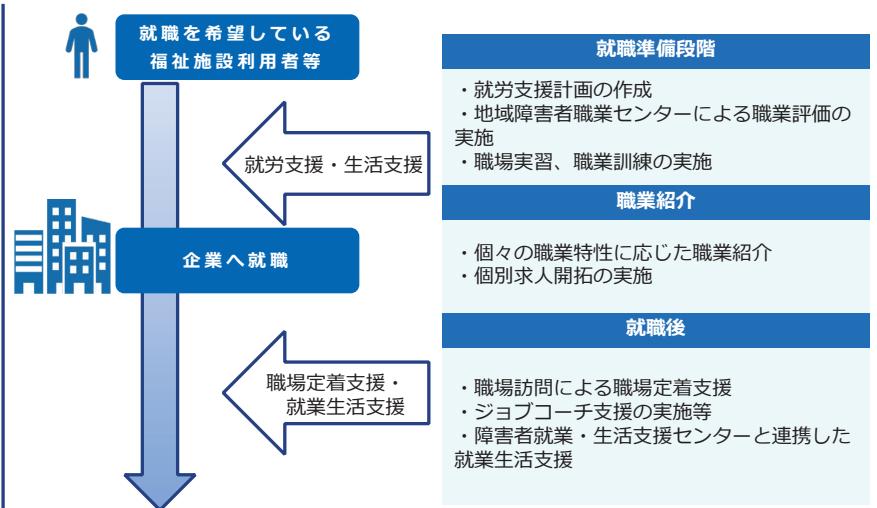
令和8年度概算要求額 17億円 (17億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

1 事業の目的

- ・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

その他の支援者

- ジョブコーチ
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：56.7%（令和6年度）

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301、5854)

1 事業の目的

- ・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、企業内の体制整備、求人条件の設定、求職者とのマッチング支援等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

障害者雇用推進チーム

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等との連携の下で以下の事業等を実施

- 労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター（企業支援分）」や「精神・発達障害者雇用サポーター（企業支援分）」が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援を提案。
- ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果的・効率的な取組方針を決定。

支援内容

- ・職場実習の実施
- ・就労移行支援事業所や特別支援学校の見学

- ・企業向けセミナー
- ・業務の選定支援
- ・求人受理

- ・各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- ・職場定着支援

準備段階

採用活動

採用後

3 事業実績

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業所のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合：52.0%（令和6年度）

## 精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援 (精神・発達障害者雇用センター)

令和8年度概算要求額 19億円 (19億円) ※()内は前年度当初予算額

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室 (内線5854)

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

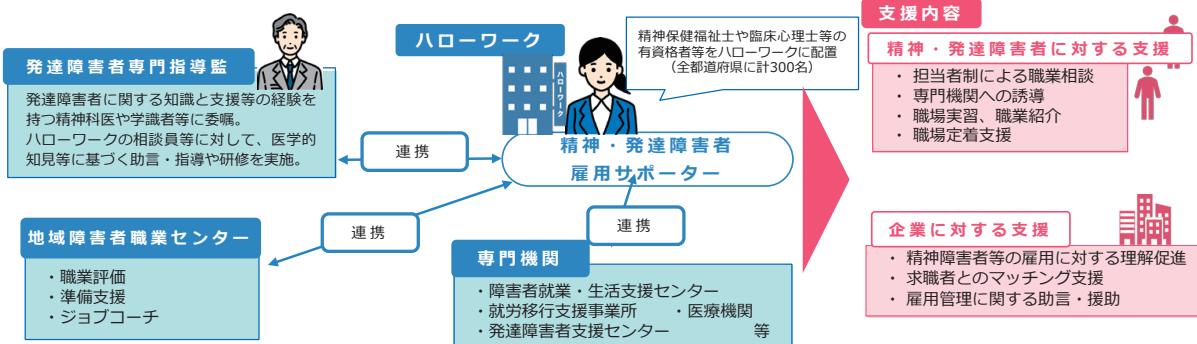
### 1 事業の目的

- きめ細やかな支援をする精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。

○ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

求職者に対する職業相談・紹介を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。



### 3 事業実績

- ・精神・発達障害者雇用センターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合 77.8% (令和6年度)

## 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進

### 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室 (内線5832)

令和8年度概算要求額 89億円 (85億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

### 1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- さらに、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

### 2 事業の概要等

#### ＜就業面の支援＞

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

#### ＜生活面の支援＞

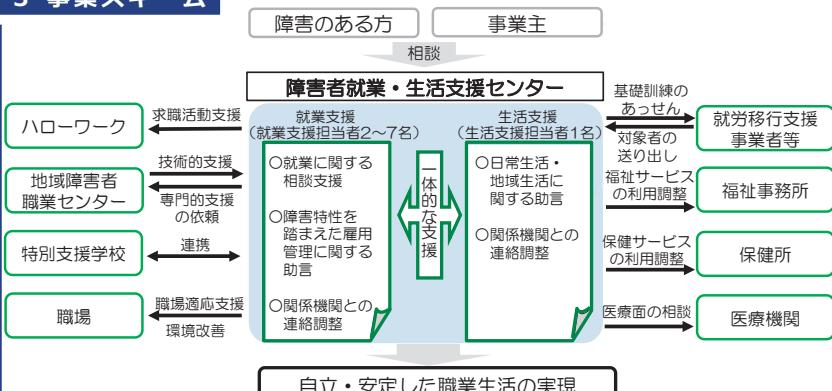
- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

#### ＜実施主体＞

都道府県知事が指定した法人

- ・一般社団法人・特定非営利活動法人
- ・一般財団法人・医療法人
- ・社会福祉法人

### 3 事業スキーム



### 4 事業実績（令和6年度）

- 支援対象障害者数：226,888人
- 相談・支援件数：支援対象障害者1,250,653件 事業主464,027件
- 就職件数、就職率（一般事業所）：16,414件、80.5%
- 職場定着率（1年）：81.8%

## ▶ 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化

拡充

### 地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
(内線5937)

令和8年度概算要求額 54億円 (47億円) ※()内は前年度当初予算額				労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休			
				7/10		3/10

令和8年度概算要求額 54億円 (47億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.8億円

**1 事業の目的**

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

**2 事業概要等**

**実施主体**

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。（全都道府県179か所に設置）

**支援内容**

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- 地域内で人とつながり活動する機会を活用した対人スキルの獲得支援や、コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職等者数  
12,282人  
(令和6年度)

就職等率  
73.7%  
(=就職等者数/新規登録者数)  
(令和6年度)

総利用件数  
494,669件  
(令和6年度)

新規登録者数  
16,670人  
(令和6年度)



## ▶ 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備

拡充

### 外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室  
(内線5603)

令和8年度概算要求額 89億円 (76億円) ※()内は前年度当初予算額				労働特会	子子特会	一般会計
労災勘定	19億円 (17億円)	子子特会	一般会計			
雇用勘定	14億円 (14億円)					
				3/20	13/20	4/20

令和8年度概算要求額 89億円 (76億円) ※()内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

外国人の技能等の修得等に關し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度の施行に伴い、外国人育成労働機構に改組される予定。

**2 事業の概要・スキーム**

＜主な事務＞

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助 等

令和9年度予定の育成就労制度の施行に向けて、各種業務に必要な機構のシステム改修や事前申請受付に必要な体制等を整備する。

**3 実施主体等**

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）  
※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法第96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部：〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階  
電話番号：03-6712-1523（代表）  
ホームページ：<https://www.oit.go.jp/>
- 役員  
理事長 大谷 晃大  
理 事 藤枝 茂  
根岸 功  
高澤 滉夫  
監 事 松田 誠太  
石田 惠美（非常勤）

**4 事業実績**

技能実習生数（令和6年末）	: 456,595
監理団体数（令和6年末）	: 3,755
実習実施者数（令和5年末）	: 67,886

※令和7年4月1日時点



## ➤多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進

### 労働者協同組合の活用促進

令和8年度概算要求額 75百万円 (80百万円) ※()内は前年度当初予算額

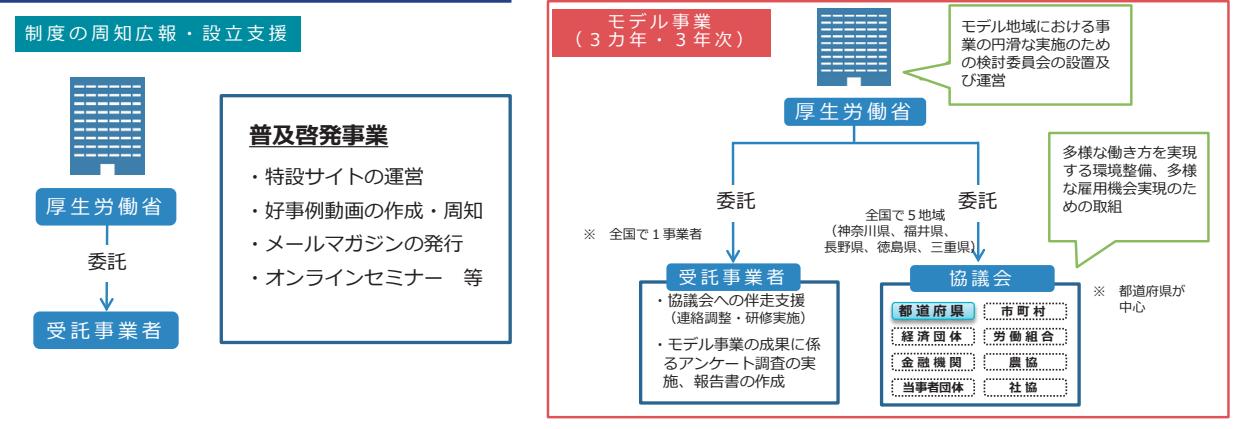
雇用環境・均等局勤労者生活課  
(内線5363)

#### 1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
  - 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
  - また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援とともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。
- ※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

労働保険特別会計	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
約2/3		約1/3

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
- 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進

#### 拡充

### 「多様な正社員」等の多様な働き方の実現のための環境整備の推進

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室 (内線5194)

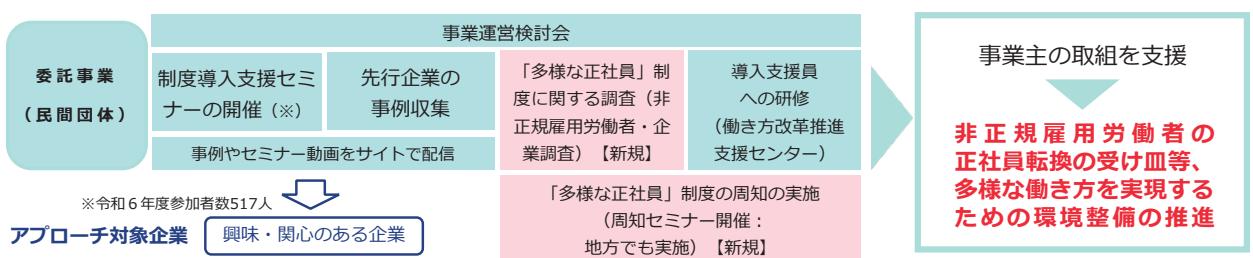
#### 1 事業の目的

令和8年度概算要求額 62百万円 (52百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
○		

「地方創生2.0の基本的な考え方」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）において、「若者、女性に選ばれる地方を作る」ため、具体的な取組として、短時間正社員など多様な正社員を活用することとされている。また、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）において、「誰もが（中略）能力を最大限に発揮できるよう」に「短時間正社員を始めとした多様な正社員制度の導入支援」を実施することとされている。さらに、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度の普及に取り組むとされている。「多様な正社員」制度を一層推進するため、企業や労働者が多様な正社員制度を導入・選択するにあたっての課題やニーズを把握するとともに、導入支援員への研修を行い企業へのアウトソーシング支援につなげる。非正規雇用労働者の正規転換の受け皿等としての「多様な正社員」制度を中心としつつ、各企業の実情に応じた雇用管理等を支援することで、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



#### 参考

- 「若者、女性に選ばれる地方を作る」ため、非正規雇用の正規化の推進・待遇改善の具体的な取組として、短時間正社員など多様な正社員を活用する。
- 誰もが（中略）能力を最大限に発揮できるよう、（中略）短時間正社員を始めとした多様な正社員制度の導入支援（中略）を実施する。
- （多様で柔軟な働き方の推進）
- 短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度、（中略）の普及に取り組む。

▶年次有給休暇の取得促進や選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備

## 年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室（内線7915）

令和8年度概算要求額 1.3億円（1.4億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

### 1 事業の目的

年次有給休暇は、各種政府決定において取得促進を図ることとされており、特に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で示された2028年（令和10年）までに取得率70%以上を達成するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### 時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業（委託事業（民間団体））

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

##### （1）年次有給休暇の取得促進

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
  - ◇夏季・年末年始、ゴールデンウィーク
  - ◇年次有給休暇取得促進期間（10月）の時季を捉えた集中的な広報を実施
- ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施  
※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 725箇所（令和6年度）

【年次有給休暇取得促進ポスター】 【特別休暇制度導入事例集】



##### （2）特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

- 「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか  
「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する  
休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度  
(ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など)の普及促進を図るため、  
以下を実施する。
- 特別休暇の普及に向けた検討会の開催
  - 特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすく  
まとめた事例集及びリーフレットの作成  
※特別休暇制度導入事例集制作部数 38,000部（令和6年度）
  - 特別休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

## 長時間労働の抑制と選択的週休3日制等の普及促進に向けた支援

令和8年度概算要求額 6.7億円（6.5億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

### 1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、  
企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに  
向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法  
による時間外労  
働の上限規制を  
踏まえた企業の  
適切な対応への  
支援

年次有給休暇、特  
別休暇、選択的週  
休3日制等の好事  
例の収集・提供に  
による休暇等の普及  
促進

企業への助言・指  
導等による働き方  
の見直しの支援及  
び大企業の働き方  
改革に伴う下請け  
等中小企業への  
「しわ寄せ」防止

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### ① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例（選択的週休3日制を導入している企業の事例を含む。）を収集・周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業（民間団体））。
- 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行なう（委託事業（民間団体））。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数2,926,972件（令和6年度）

#### ④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業（民間団体））。

#### ⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業（民間団体））。

#### ⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。

#### ② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方の普及のためのシンポジウムの開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業（民間団体））。

#### ③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行なう等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業（民間団体））。

➤適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

## テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課  
(内線7856)

令和8年度概算要求額 1.1億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	微収	育休	
1/2	1/2			

### 1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

#### ① 相談対応

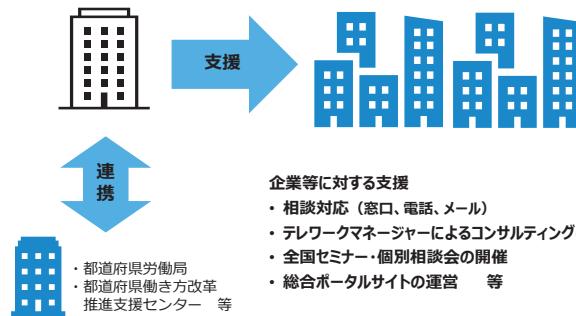
テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイスを実施

#### 実施主体：民間事業者等

#### ② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行なうコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

#### 適切な労務管理下におけるテレワークの実施 テレワーク相談センター



#### ③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

#### ④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合し、総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

雇用環境・均等局在宅労働課  
(内線7873)

令和8年度概算要求額 1.4億円 (1.4億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会		一般会計
労災	雇用	微収	育休	
○				

### 1 事業の目的

- ・多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要。
- ・このため、適切な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者的人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

### 2 事業の概要

- 令和7年度から制度導入助成及び目標達成助成に重点化

**制度導入助成** 下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
<p>【新規導入企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレワーク制度導入要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則におけるテレワーク制度の整備</li> <li>・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施</li> </ul> </li> <li>○テレワーク実績基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価期間（3か月）に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は</li> <li>・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする</li> </ul> </li> </ul>	20万円
<p>【テレワーク導入済み企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレワークの実施拡大に関する要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充（そのためのコンサルティングを含む）</li> <li>・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施</li> </ul> </li> <li>○テレワーク実績基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加</li> </ul> </li> </ul>	

**目標達成助成** 下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価期間後の離職率が30%以下かつ評価期間前を上回っていないこと</li> <li>・評価期間後のテレワーク実施率が評価期間中の実績を下回っていないこと 等</li> </ul>	10万円 <※15万円> ※左記に加え貸上要件達成時

## ▶仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援

拡充

### 両立支援等助成金

令和8年度概算要求額 392億円 (358億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るために就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム

コース名/コース内容	
<b>出生時両立支援コース</b> 48.2億円 (33.8億円)	
育児労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始	※支給額範囲(2)については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象
<b>育児休業等支援コース</b> 29.6億円 (33.6億円)	
育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3ヶ月以上の育休取得・復帰	
<b>育休中等業務代替支援コース</b> 277.7億円 (266.3億円)	
育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受け入れ）を実施	※支給額範囲(1)(2)について労働者の数の要件撤廃。(3)について常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象。
<b>柔軟な働き方選択制度等支援コース</b> 17.5億円 (12.1億円)	
育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援	
<b>介護離職防止支援コース</b> 18.2億円 (11.9億円)	
「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援	

支給額(休業取得/制度利用者1人当たり)	
①男性の育児休業取得(旧第1種)	1人目 20万円 2~3人目 10万円
②男性育休取得率の上昇等(旧第2種)	60万円
③育休取得時 30万円 ④職場復帰時 30万円	※無期雇用者、 有期雇用労働者各1人限り
⑤育児休業中の手当支給 最大140万円 (「休業取得時」20万円+ 「職場復帰時」110万円)	・業務体制整備経費 1人目20万円(社労士委託なしの場合6万円) ・業務代替手当、支給額の3/4 ※上限10万円/月、法に基づく育休期間終了まで
⑥育短勤務中の手当支給 最大128万円 (「育短勤務開始時」23万円+ 「子の3歳未満時」105万円)	・業務体制整備経費 1人目20万円(社労士委託なしの場合3万円) ・業務代替手当、支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
⑦育児休業中の新規雇用 最大81万円	代替期間に応じて以下の額を支給 ・最初: 10万円 ・最短: 1年以内: 9万円 ・最長: 1年以上: 81万円
※①~⑦合計で1年度10人まで、初回から5年間	
制度を3つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度を4つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円 (※)柔軟な働き方を実現するための措置 ・子の看護等休暇制度有給化支援 制度導入時 30万円	
※1事業主5人まで	

雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7929)

令和6年度支給実績: 18,840 件

労働特会	子子特会	一般会計
○		

※中小企業事業主のみ対象(出生時両立支援コース、育休中等業務代替支援コースを除く)。国(都道府県労働局)で支給実績を実施

※支給額・加算措置の下限額が新規・拡充箇所

※このほか、新規受付停止中の事業所内保育施設コースに0.4億円(0.8億円)を計上

#### 加算措置/加算額

##### <出生時両立支援コース>

①男性の育児休業取得

1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 10万円加算

②男性育休取得率の上昇等

第1種受給時にプラチナくるみ認定事業主であった場合 15万円加算

##### <育休中等業務代替支援コース>

プラチナくるみ認定事業主は、①③を以下の通り割増。

①育児休業中の手当支給

業務代替手当の支給額を4/5に割増

③育児休業中の新規雇用

代替期間に応じた支給額を割増

最大99万円

・最短: 7日以上: 11万円

・最長: 1年以上: 99万円

育休受取者/制度利用者が有期雇用労働者の場合

①~③に10万円加算(1ヶ月以上の場合のみ)

##### <柔軟な働き方選択制度等支援コース>

障害や医療のケアを要する子を持つ労働者を対象に、制度利用の期間を子が18歳になる年度末まで引き上げた場合 20万円加算

対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 20万円加算

##### <各コース共通>

###### 育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る下記①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算

対象の情報: ①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数

※各コースごと1回限り。

#### 環境整備加算 10万円加算

雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合

#### 有期雇用労働者加算 10万円加算

拡充

### 中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

令和8年度概算要求額 3.4億円 (3.3億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

「これも未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を受け、令和6年に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されたことを踏まえ、子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施することにより、制度の周知・理解促進を図る。また、育児・介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

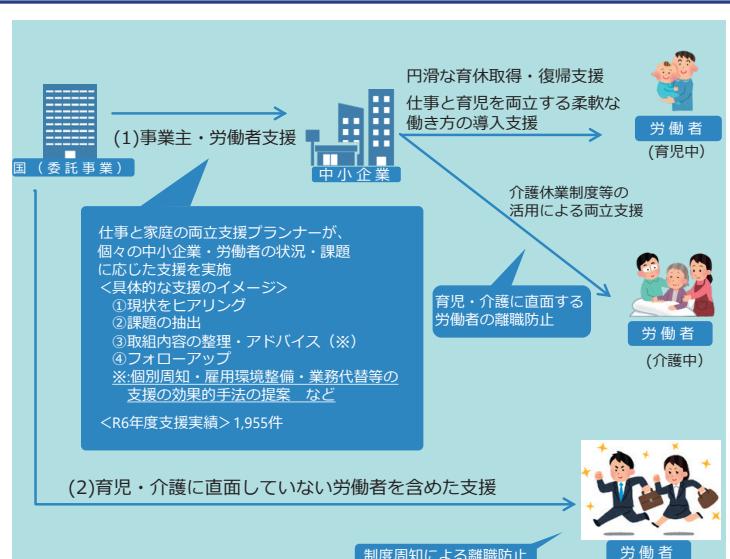
#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線部が拡充部分

<事業主・労働者支援>	
(1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業	
<事業主・労働者支援>	
○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰、業務の代替等の支援、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入を支援するほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推進するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者100人→105人)	
○改正育児・介護休業法に基づく、柔軟な働き方の実現のための個別周知・意向確認等、介護に係る雇用環境整備、個別周知・意向確認等について、好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン・介護支援プラン等策定を支援する。	
<介護等に直面していない労働者を含めた支援>	
(2)従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業	
介護休業制度等特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の実施や動画の掲載等により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を広く周知し、育児・介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。	

実施主体

民間事業者等(委託事業)



各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得・仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援の促進、介護離職防止等に取り組む

▶共働き・共育で推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進

共働き・共育で推進事業（共育（トモイク）プロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7859)

令和8年度概算要求額 1.2億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	微収	育休	会計
○				

1 事業の目的

- 共働き・共育で推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・共育でを定着させていくための事業（共育（トモイク）プロジェクト）
- 令和8年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児に両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・共育でを強力に推進する。

数値目標

- ★ 男性の育児休業取得率：現状 40.5%（令和6年度）→目標 50%\*（令和7年）、85%\*（令和12年）  
※「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）
- ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%（令和3年）→目標 70%（令和7年）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○男性の仕事と育児の両立に関する意識調査の実施

- ・若年層の夫婦に対し、男性の家事・育児参画を含む両立に関する意識調査を実施し、調査結果を活用し、共働き・共育での推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

○企業向けシンポジウムの開催

- ・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を周知・啓発するとともに、経営者や管理職等のパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

- ・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー・動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
- ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに資料等の充実を図る

○業種別の好事例の展開

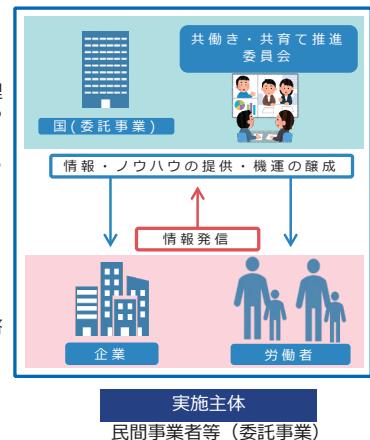
- ・育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信する

○普及啓発資料の作成

- ・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「父親の仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時配付等による周知を実施

○公式サイトの運用

- ・改正育介法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用  
<令和6年度実績>イクメンプロジェクト（旧事業）公式サイトアクセス件数 約68万件



▶両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付金や育児期に時短勤務を選択した場合に支給する育児時短就業給付金による支援

共働き・共育で推進のための給付

職業安定局雇用保険課  
(内線5138、5757)

令和8年度概算要求額 786億円 (792億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	微収	育休	会計
			○	

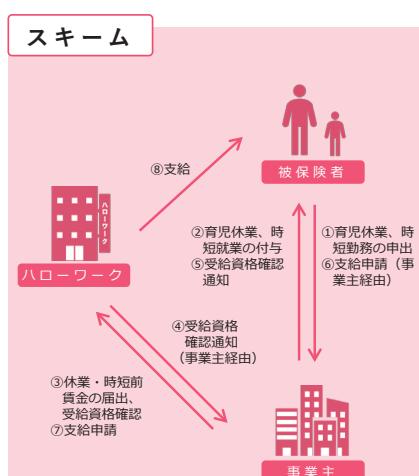
1 事業の目的

- 若者世代が、希望どおり、結婚・妊娠・出産・子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育で」を推進する必要がある。

- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、育児休業給付に加え、雇用保険制度において出生後休業支援給付金を支給する。
- 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において育児時短就業給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること</li> <li>被保険者が子の出生後8週間（注）以内に14日以上の育児休業をしたこと</li> <li>配偶者が子の出生後8週間以内に14日以上の育児休業をしたこと（例外あり）</li> </ul> <p>（注）産後休業をした場合は16週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時短就業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと</li> <li>2歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと</li> </ul>
支給額	<p>育児休業をした日数（最大28日）×休業前賃金額の13%相当額</p> <p>※ 育児休業給付（休業前賃金額の67%相当額を支給）と合わせて80%（手取り10割）相当額となる</p>	<p>時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額</p> <p>※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を適減させる</p>



## ▶勤務間インターバル制度導入促進のための支援

### 勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室（内線7915）

令和8年度概算要求額 1.1億円（1.1億円）※（ ）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

労働保険特別会計		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバルは労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

令和6年8月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2028年（令和10年）までに、①勤務間インターバル制度を知らない企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等では、「勤務間インターバル制度の普及を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知とともに、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組が重要となることから、勤務間インターバル制度導入促進に向けた効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体

##### ○民間セミナー講師に対する要請事業

企業の人事労務担当者や採用担当者が出席する民間セミナーにおいて、講師から勤務間インターバル制度が人材確保に資する旨の周知するよう、要請活動を行う。

##### ○勤務間インターバル研修事業

産業医や衛生管理者等に対する研修講義において勤務間インターバル制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させる。

##### ○業種別導入マニュアルの作成

長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象にした業種別導入マニュアルを作成する。

※（令和6年度）業種別導入マニュアルの作成部数（医療業版） 50,550部  
働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知



##### ○シンポジウムの開催

有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

##### ○インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知

インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

##### ○雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発

事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。等

<導入マニュアル（全業種版）>

実施主体：委託事業（民間団体）

## ▶労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

### 拡充 働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和8年度概算要求額 101億円（92億円）※（ ）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
○		

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。  
○ 建設業、自動車運輸業、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

#### 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師 ①～⑤は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る) ①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円・11H以上：150万円	
取引環境改善コース（仮称） (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の団体に対し助成)	荷主等により構成される団体が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円	
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円	
○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）	①就業規則の作成、変更、②労務管理担当者、労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組	①～⑥の何れかを1つ以上	
	(取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等) (団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等)	①～⑥の何れかを1つ以上	

○ 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

○ 賃金引き上げ：賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

○ 割増賃金率引き上げ：①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

○ 1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

## 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課  
(内線5275)  
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和8年度概算要求額 30億円 (30億円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
1/2	1/2	

### 1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

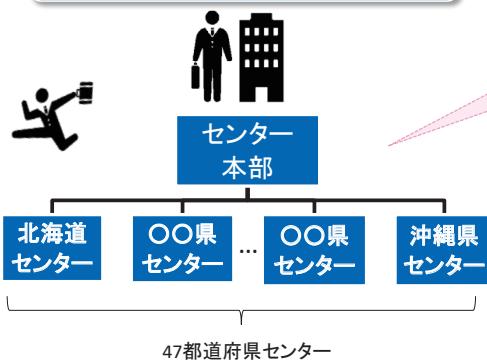
- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

<取り扱いテーマ例>  
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ・中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施
  - ・セミナーの実施
- 中小企業等
- ・来所、電話、メールによる相談

#### 働き方改革推進支援センター



- ・サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・専門家研修の実施（職務分析・職務評価等）

- ・商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和6年度)：窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件

○ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現

➢カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

### 拡充

### 職場におけるハラスメントへの総合的な対応

雇用環境・均等局雇用機会均等課  
(内線7843)

令和8年度概算要求額 9.2 億円 (7.9億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収
約1/3	約2/3	

### 1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシアルハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

※経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても、ハラスメント対策の推進に取り組むとされている。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 周知・啓発
- ポスターの作成・配布
  - 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
  - ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
  - X（旧ツイッター）、フェイスブック等を利用した広報
  - ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）・シンポジウムの開催等・月間ポスターや啓発動画の作成
  - 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント対策に関する情報発信
- 企業等への支援
- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修動画の配信
  - 業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援
  - ハラスメント事案解決のための支援・マニュアル周知 ※一部拡充
  - 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

### 相談対応

- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応 ※一部拡充

### 調査

- ハラスメント実態調査 ※新規

### 実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

### 事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：203,474件

▶ 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進

## 拡充 産業保健活動総合支援事業

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5497）

令和8年度概算要求額 52億円（49億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

### 1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るために、①都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）に専門スタッフを配置し、事業者、産業保健スタッフ等に対する専門的研修、相談対応、訪問支援等の実施、②地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の支援を行う。

### 2 事業の概要



- 「団体経由産業保健活動推進助成金」（継続）
- 両立支援コーディネーターの養成の拡充
- 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）の実施、ストレスチェックに関する50人未満の事業場向け研修の新規実施
- 治療と仕事の両立支援に係る研修、相談対応、訪問支援等の実施（専門スタッフによる相談対応、訪問支援等の実施体制の拡充）
- 健康診断結果についての医師からの意見聴取、高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導、保健指導等、個別訪問による産業保健指導の実施
- 50人未満の事業場の高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制充実
- 「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」（継続）

- （全体共通）
- 情報提供・広報、連絡会議等 101 (103) 百万円
  - 団体経由産業保健活動推進助成金 33 (33) 百万円
  - 【拡充】産業保健関係者の育成 382 (319) 百万円
  - （産保センター、地産保共通）
  - 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援 4,594 (4,183) 百万円
  - 小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業 101 (211) 百万円
- 実施主体：  
労働者健康安全機構（補助金）  
補助率：10/10

## 拡充 働く人のメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和8年度概算要求額 3.6億円（3.0億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

### 1 事業の目的

- 精神障害の労災支給決定件数が過去最多になるとともに、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、近年上昇傾向にあり、1割を超えて推移している。また、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月策定）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）において、「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上」等とする目標が設定された。
- こうした状況を踏まえ、本事業においては、引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等の運営を通じて、メンタルヘルス対策に関する情報提供や労働者等からの相談対応を行う。特に、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの実施義務化も踏まえ、面接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談の受け皿を整備していく必要があるため、「こころの耳」の相談窓口の充実を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

：351 (285) 百万円

＜令和6年度実績＞

情報提供	相談窓口
サイトアクセス数 ：679.2万件	電話：27,357件 メール：4,134件 SNS：7,737件

##### （1）総合的な情報の提供

- 事業場向け ※メンタルヘルス対策により実践的な情報の提供
  - 事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例
  - 職場環境改善ツール
- 労働者向け
  - ストレスセルフチェック
  - セルフケア（eラーニング）
- メンタルヘルスシンポジウムの開催
  - 50人未満の事業場におけるストレスチェックに関する内容を中心に実施

##### （2）電話・メール・SNS相談窓口（拡充）

労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置

⇒ **面接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談への対応の充実**

その他 : 11 (14) 百万円

多様な働き方をする者が自らの健康管理を行うためのツールの機能充実、運用・保守等

#### ＜実施主体＞

民間団体等

➤高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

拡充

高齢労働者の労働災害防止対策推進事業

労働基準局安全衛生部  
安全課・労働衛生課

令和8年度概算要求額 9.8億円 (7.6億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

目的

- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。厚生労働省においては、令和元年度に「エイジフレンドリーガイドライン（通達）」を策定し、令和2年度から「エイジフレンドリー補助金」によりガイドラインに沿った取組を実施する中企業事業者を支援してきた。
- 高齢労働者は、他の世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い状況にあるが、これは、業種や職種によって異なる作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因するリスクが付加されることによるものと考えられる。
- 高齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため、労働安全衛生法等を改正し、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とすることとなっており、令和8年4月1日から施行される。
- 改正法においては、厚生労働大臣が、事業者が講ずべき措置を適切かつ有效地に実施するため必要な指針を定めることとされ、さらに、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことが規定されており、引き続き、事業者に対する支援として、「エイジフレンドリー補助金」により中小企業事業者による指針に基づく措置の実施に係る支援を行う。
- あわせて、事業者団体への支援として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高齢労働者の労働災害防止対策の推進のため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析・好事例の収集等を行う。

1 エイジフレンドリー補助金【一部拡充】 9.5億円 (令和7年度: 7.6億円)

(1) 対象事業者: 労災保険加入の中小企業事業者

(3) 実施主体: 民間団体等

(2) 補助対象、補助率、上限額 (下表参照)

(4) 事業実績: 令和6年度支給件数 (事業者数) … 1,126件

	専門家総合対策コース 【既存（統合）・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	● 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 ● リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等) 	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用
補助率	4/5 (専門家によるリスクアセスメント) 1/2 (リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施)	1/2	3/4
上限額	100万円	100万円	30万円

2 業種別の高齢労働者の労働災害防止対策の検討【新規】 0.3億円

業界団体（令和8年度は、高齢労働者の労働災害が多い製造業、小売業、社会福祉施設を想定）等を構成員とする検討会を組織し、災害分析や対策の好事例の収集等を行う。

○フリーランスの就業環境の整備

➤フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施

フリーランス・事業者間取引適正化等法の円滑な施行

雇用環境・均等局  
在宅労働課フリーランス就業環境整備室  
内線（5193）

令和8年度概算要求額 1.7億円 (1.7億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子育特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/4				約3/4

1 事業の目的

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（令和6年11月施行）について、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、「フリーランス・事業者間取引適正化等法については、実態把握とともに、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の執行体制の整備を行う。」とされている。

このため、法の周知広報、実態把握、都道府県労働局における執行体制の整備等により、法の円滑な施行を図る。

2 事業の概要、実施主体等

(1) 法の周知広報、実態把握の実施

※公正取引委員会・中小企業庁においても別途予算措置

公正取引委員会及び中小企業庁と連携し、以下の(イ)・(ロ)を実施。

(イ) 法の周知広報

・周知用リーフレット・パンフレットの作成・発送

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

・衆議院(七)本法の趣旨、本法に違反する事業等について、業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託を仲介する事業者に対し、十分に周知・広報を行うこと。  
・参議院(一)本法の趣旨、本法に違反する事業等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。

(ロ) 実態把握の実施

・フリーランスとの取引において問題事例の多い業種に対して調査を実施。

(2) 都道府県労働局における執行体制の整備

法の周知広報・相談対応及び発注事業者に対する調査・助言・指導等を実施するため、フリーランス就業環境整備指導員及びフリーランス就業環境整備相談員を都道府県労働局に配置。

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

・参議院(二)本法に違反する事業等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。

## フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局  
在宅労働課フリーランス就業環境整備室  
(内線5193)

令和8年度概算要求額 67百万円 (67百万円) ※()内は前年度当初予算額 ※中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額  
令和8年度概算要求額 2.0億円 (2.0億円)

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	微収	育休	会計
約1/3				約2/3

### 1 事業の目的

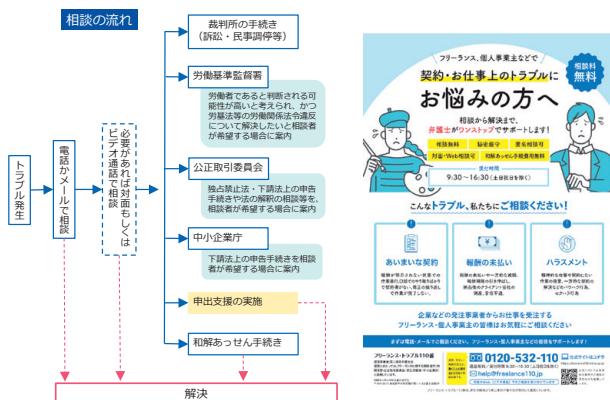
- フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 令和6年11月のフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行により、国が行うフリーランスからの相談対応において大きな役割を担っている本窓口の重要性は増しているところ、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行っていく必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム等

#### 【事業の概要】

フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)の設置、運営

- 弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
- 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案か否かの助言などの申出支援の実施



### 3 実施主体

民間事業者等(委託事業)

### 4 事業実績

- 令和6年度相談件数: 12,323件
- 和解あっせん受付件数: 239件

## ○男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進

➢男女間賃金差異の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングや情報提供の実施

### 拡充 民間企業における女性活躍促進事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課  
(内線5110)

令和8年度概算要求額 2.1億円 (2.4億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	微収	育休	会計
○				

### 1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるL字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発に取り組む。

加えて、女性活躍推進法の周知・指導に取り組む。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### 個別訪問・オンラインによる企業等への支援

- 女性活躍推進アドバイザーによる、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施(支援回数の拡充)  
1社あたり上限4(3)回×900社
- 女性活躍推進センターの運営
- 女性管理職育成のポイント(デジタルリーフレット)の作成(新規)

#### L字カーブ解消のための啓発

- 地域の実情を踏まえた女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する広報資料(デジタルリーフレット)の作成

#### 女性活躍推進法の内容に係る周知・指導

- 改正女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の配置

#### 実施主体

国、都道府県労働局、委託事業(民間企業等)

#### 事業実績

コンサルティング件数: 315社  
(令和6年度)



## 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課  
(内線7842、7859)

令和8年度概算要求額 3.0億円 (3.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

### 1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

URL▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマホ版▶▶



#### 【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

最新の数値が掲載されていて各企業の比較もしやすい!  
企業ランキングを見ることも出来る!

企業名	A社	B社
所在地	東京都○○区123	東京都○○区456
企業規模	101人以上	101人以上
企業認定等		
管理職に占める女性労働者の割合	16.2% (女性2人) 管理職全体 (男女計12人) 部長、副部長、店長、副店長、 (全労働者) 68.0%、 (正規) 76.4% (非正規) 71.7%	6.2% (女性一人) 管理職全体 (男女計一人) (全労働者) 90.0%、 (正規) 88.0% (非正規) 92.0%
男女の賃金の差異	・正規雇用労働者: 役員、正社員 ・非正規雇用労働者: 勇気契約社員、派遣スタッフ 男女間ににおける給与制度上の差はあるませんが、職種や職務内容が異なるため、平均賃位に差が生じている。 役職者に占める女性従業員の割合を40%以上にする目標に向け、研修を充実させ、対象となる従業員に対し、定期的に面談を行うなどキャリア形成を図る...	要因分析や今後の取組が記載されている!
男女の賃金の差異の説明	「両立支援のひろば」と連携!	

#### 「女性の活躍推進企業データベース」の活用の促進・機能強化等

##### 【事業概要】

■女性活躍推進法の改正で、常時雇用労働者数101人以上の事業主に男女の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務づけられること等を踏まえ、データベース上で公表するよう周知や登録勧奨等を行い、女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。

■就職活動中の学生や求職者向けに民間の就職支援サイト等と連携した周知を実施することにより、学生をはじめとした求職者が男女の賃金差異や女性管理職比率等に着目し、企業選択を行えるよう周知・啓発を進める。また、データ登録機能やコンテンツの充実をおこない、更なる利便性を求める、データベースのユーザビリティの向上を図る。

■女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

##### 【事業実績】 年間アクセス件数 (令和6年度)

女性の推進企業データベース: 1,266,807件

(参考: 年間アクセス数 (令和5年度) 750,508件)

##### 【実施主体】 委託事業 (民間団体等)

## ○子育て中の女性等に対する就職支援の実施

△マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

### マザーズハローワーク事業

職業安定局総務課首席職業指導官室 (内線5779)

### 1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。  
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### 「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援

設置箇所 マザーズハローワーク 23か所 (前年度同数)  
マザーズコーナー 183か所 (前年度同数)

実施体制 職業相談員 239人 (前年度同数)  
就職支援ナビゲーター 325人 (前年度同数)  
求人者支援員 33人 (前年度同数)

事業実績 令和6年度重点支援対象者 就職件数  
62,428件



#### 支援内容

- 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就職支援  
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援(出張相談、就職支援セミナー)のための就職支援ナビゲーターを配置(23か所)。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進  
子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー(68か所)において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

#### マザーズハローワークへの誘導

- SNS・HPによる情報発信
- 動画を活用した周知・広報の実施
- キッズコーナー等の整備
- アウトリーチ型支援の実施(出張相談・出張セミナー)



- 職業相談  
(担当者制・予約制)  
オンライン職業相談



- セミナー(面接対策等)  
パソコン講習

- 職業紹介  
オンライン職業紹介
- オンライン求人情報提供
- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・開拓
- 保育情報や子育て支援サービス情報の提供



## ○女性の健康課題に取り組む事業主への支援

➢女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援

### 両立支援等助成金

### (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)

雇用環境・均等局  
雇用機会均等課（内線7905、5110）

令和8年度概算要求額 84百万円（84百万円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

#### 1 事業の目的

不妊治療、月経関連の症状や更年期障害等の問題により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験」がある女性従業員のうち約6割が「正社員として働くこと」をあきらめなくてはならないと感じたことがある、という結果が出ており、実効性の高い支援を充実させることが急務である。このため、これらに取り組む中小企業事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム

##### 1 支給対象となる事業主

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。以下、同じ。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度（①休暇制度（特定目的・多目的とも可。労働基準法第39条の年次有給休暇及び同法第68条の生理休暇を除く。ただし、有給の生理休暇は対象とする。）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等（テレワークを含む））を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に応じ、それに関連する制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

##### 2 支給要件としての環境整備・休暇取得等

ア 不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定すること  
イ 不妊治療と仕事との両立支援、健康課題対応支援を図るための業務を担当し、労働者からの相談に応じる者を選任すること  
ウ 労働協約又は就業規則に基づき、不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥）のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

##### 3 支給額

###### （1）環境整備、休暇の取得等

上記2により環境整備を図り、それぞれに関する制度利用者が合計5日（回）以上利用した場合

1事業主当たり 各1回限り 30万円（①不妊治療、②月経に関する課題の解決、③更年期に関する課題の解決）

###### （2）不妊治療に関する長期休暇の加算（平成8年度までの経過措置）

不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1事業主当たり、30万円（不妊治療に関する休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

##### 4 支給機関

都道府県労働局

支給実績（令和6年度）：213件（不妊治療と仕事の両立支援のみ）

## 働く女性の健康支援事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課  
(内線7905、7842、7837)

令和8年度概算要求額 79百万円（79百万円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

#### 1 事業の目的

妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加する中にあって、令和7年に改正された女性活躍推進法で「女性の活躍推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべきである」旨が基本原則で規定された。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」（令和7年6月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部）においても、月経、妊娠・出産、更年期といった働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する、望まない離職を防ぐための支援を求められている。こういった状況を踏まえ、働く女性の健康措置や母性保護が企業内で適切に実施・促進されつつ、健康・安全で、安心して働き続けることができるよう、事業主及び労働者の理解を深めるための継続的な啓発、更には情報や合理的な規制の不断のアップデートが必要となる。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

##### 民間団体等に委託して実施

【令和6年度の実績】サイトアクセス件数：659万件

##### 働く女性の健康支援サイト等による周知啓発

○企業や働く女性に対して、検討委員会で検討した新たな課題や、月経や妊娠・出産、更年期、女性に多いガン等の健康課題や母性健康管理措置等に関する情報を提供するサイトを運営

###### 【サイトの内容】

- ・事業主や産業保健スタッフ等向けの研修用の教材・動画の配信
- ・働く女性の健康課題、母性健康管理措置等に関するメール相談
- ・企業における具体的な取組の好事例の掲載
- ・母性健康管理指導事項連絡カードの使用方法等の情報提供
- 労働者のヘルスリテラシーを高めるため、周知啓発動画の配信
- サイトの利便性向上のためのコンテンツ等の定期的な見直し
- 企業向け、労働者向けの周知啓発資料の作成・配布

##### 研修会の開催

○企業の人事労務管理担当者等を対象に、女性労働者の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題、ストレス対処や母性健康管理措置等に必要な知識付与のためのオンライン研修会を開催

##### 化学物質からの母性保護に係る調査【新規】

○労働安全衛生法に基づく労働現場の化学物質の管理・規制のあり方が変遷する中で女性労働者の活躍と保護を両立させるため、女性・母性の保護に特化する形で文献・インターネット等の調査により近年の各国の化学物質規制や化学物質の有害性等について情報収集を行う。

##### 関係法令

###### ✓ 女性活躍推進法（基本原則）

・女性の職業生活における活躍推進は女性の健康上の特性に配慮して行われるべき

###### ✓ 男女雇用機会均等法（母性健康管理）

- ・妊娠中の健診等の受診に必要な時間の確保
- ・妊娠中又は産後1年以内の健診等による指導事項に沿った勤務時間の変更等

###### ✓ 労働基準法（母性保護）

- ・生理休暇・産前産後休業
- ・妊娠婦等の軽易業務への転換・危険有害業務の就業制限

## 【参考】「賃上げ」支援助成金パッケージ

### 令和8年度概算要求における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の待遇改善、より高い待遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部=R 8要求における拡充部分）

#### 生産性向上（設備・人への投資等）への支援

##### 業務改善助成金 【35億円】

拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成  
➢ 賃金引上げ額を3コース制に再編等、地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額を地域の実情に応じた特例措置を講じる

##### 働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成  
➢ 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

##### 人材開発支援助成金 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成  
➢ 訓練終了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

##### 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成  
➢ 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

#### 非正規雇用労働者の待遇改善

拡充

##### キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

【554億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成  
➢ 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

#### より高い待遇への労働移動等への支援

##### 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れ、賃金を上昇させた事業主に助成  
➢ 雇入れ時の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成

##### 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

拡充

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成  
➢ 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

##### 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

「在籍型出向」を活用して労働者のスキルアップを行う事業主に対し、出向中の賃金の一部を助成  
➢ 出向復帰後に賃金を5%以上上昇させた場合に助成

## ○生活困窮者自立支援等の推進

▶住まい支援を始めとする自立相談支援機能の強化、就職氷河期世代を含む就労・家計改善の支援

拡充

### 住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2874)

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

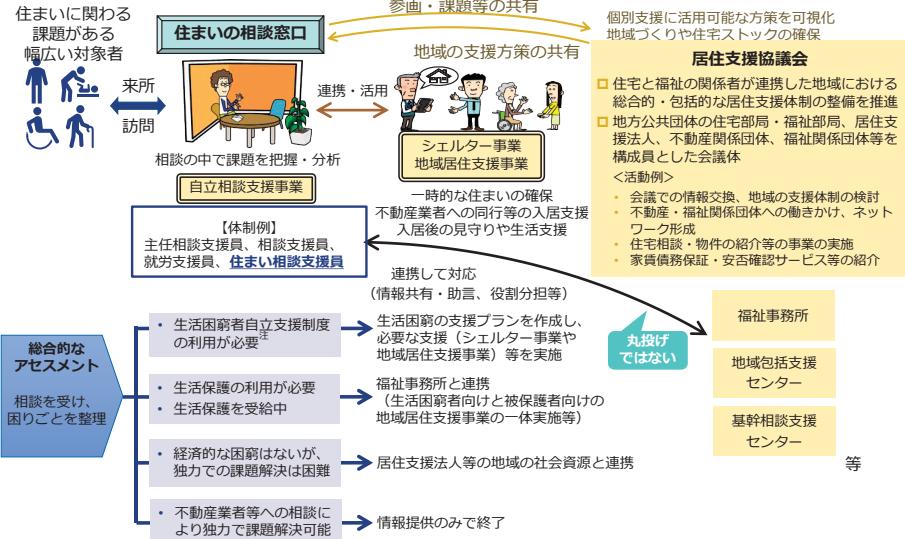
#### 1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

#### 2 事業の概要

- ・住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充

#### 4 事業のイメージ



#### 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3／4  
都道府県・市・区等 1／4

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2874)

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 一方で、「生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である（※）」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。

※ 「地域共生社会の在り方検討会議（中間まとめ）」（令和7年5月28日 地域共生社会の在り方検討会議）

#### 2 事業の概要・スキーム

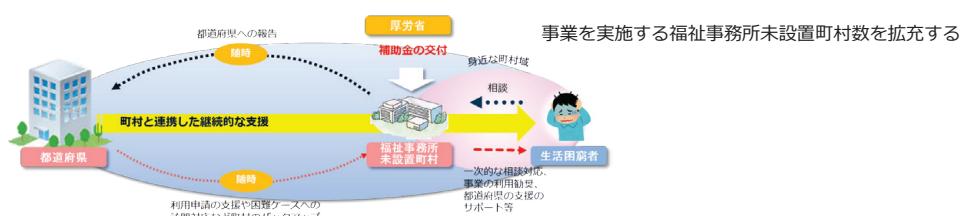
- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、

- ①必要な情報の提供及び助言、②都道府県との連絡調整、③生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、  
④その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

- 基本基準額：5,000千円 ※自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。

※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



#### 3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所を未設置の町村：880自治体
- 補助率：国3／4、福祉事務所未設置町村1／4

- 実施自治体数（令和6年度）：57自治体 ※その他、重層の支援体制整備事業において、46自治体が実施

新規

## 生活困窮者自立支援の機能強化事業

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2879)

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

生活困窮者の増加に伴い、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図り、あわせて特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を図る。

### 2 事業の概要

各自治体の自立相談支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。加えて、支援員の処遇改善の取組を実施する。

#### 1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援  
(1団体50万円上限 (広域的な活動を実施する団体については100万円))

#### 2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化  
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

#### 3. 支援員の処遇改善に関する取組

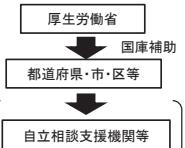
#### 4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組 (ICT等を活用した業務効率化に関する取組も含む)

### 3 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等

#### 事業実施主体

都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体)

#### 補助の流れ



#### 補助率

国 3 / 4  
福祉事務所設置自治体 1 / 4

拡充

## 就職氷河期世代等支援：就労訓練事業の普及促進の取組

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2290)

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)のあっせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、新たに普及・周知に取り組むとともに、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

### 2 事業概要・イメージ

#### 新規事業

##### ①普及・周知の取り組み

- ・就労訓練事業のパンフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
- ・認定マークの作成

#### 既存事業の拡充

##### ②利用促進に向けた交通費補助の取組

- ・就労準備支援事業利用者が就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。



#### 既存事業の拡充

##### ③自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化

- ・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。

#### 既存事業の拡充

##### ④研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組

- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
- ・生活困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネット～内に就労訓練特設サイトの増設

・ステップアップ研修にて就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施、認定就労訓練事業表彰制度を創設

### 3 実施主体等

①③④ 実施主体：国(委託費)

② 実施主体：福祉事務所設置自治体 補助率：国 2 / 3 都道府県・市・区等 1 / 3

拡充

## 就労準備支援事業・家計改善支援事業における特定被保護者の利用拡大

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2879)

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数拡大に伴う加算対象自治体の増加への対応を行う。
- また、就職氷河期世代等支援の一環として、家計改善支援事業の質の向上を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- ① 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数が増加することに伴い、**プラン作成件数が標準支援件数を超えた場合、基本基準額に一定の額を加算する（支援実績加算）措置の対象自治体の増加への対応**

## 【就労準備支援事業】

		算定方法
ア 算定基準	… 就労準備支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える	超過件数1件につき、700千円を基本基準額に加算

## 【家計改善支援事業】

		算定方法
ア 算定基準	… 家計相談支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える	超過件数1件につき、140千円を基本基準額に加算

- ② **家計改善支援事業において、すべて専門職（ファイナンシャルプランナー2級以上）等を配置した場合、基本基準額の一定の割合分を加算する。**

## 【家計改善支援事業】

		算定方法
ア 算定基準	… 家計改善支援事業所に配置する職員をすべて専門職等とする	国庫補助基準額の加算割合を2.0倍とする

## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体） ○負担割合：国2／3、都道府県・市・区等1／3

○実施自治体数（令和6年度）：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

## 生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室  
(内線5796)

令和8年度概算要求額 73億円 (71億円) ※()内は前年度当初予算額

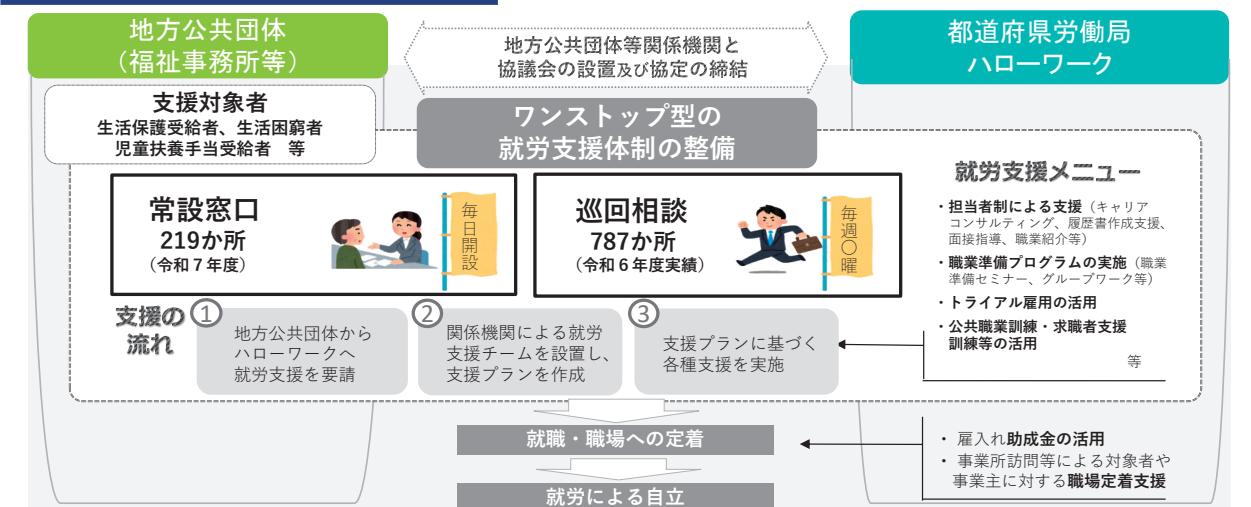
労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
6/7			1/7

## 1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

令和8年度概算要求額 44百万円（53百万円）※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	微収	育休
	○		

### 1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配意が必要となる。

このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### （1）対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3ヶ月を超える者

#### （2）助成対象期間

1年

#### （3）支給金額

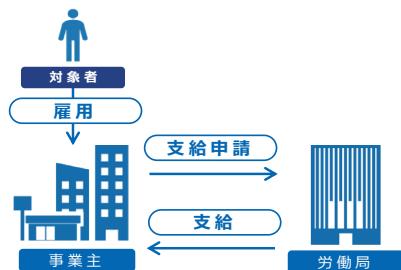
短時間労働者以外の者：30万円（25万円）※1×2※2  
短時間労働者：20万円（15万円）×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6ヶ月ごとに2回支給

#### （4）支給実績

令和6年度：128件



※ 令和8年度より、対象労働者である生活保護受給者及び生活困窮者について、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（第2期）の支給を可能にする（特定求職者雇用開発助成金（第2期）の支給は令和9年度から開始）。  
【新規】

## △子どもの学習・生活支援事業等の推進

### 拡充 子どもの学習・生活支援事業等の推進

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2874)

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

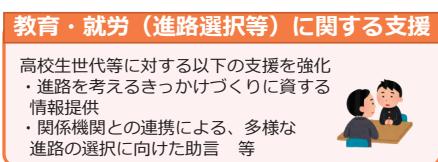
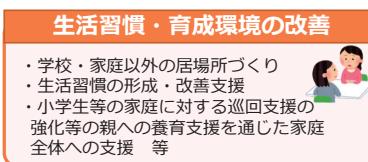
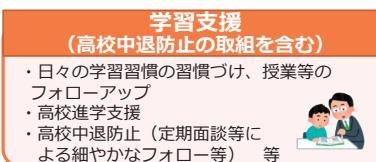
貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、子どもの学習意欲の向上や社会性の醸成、将来の進路選択に役立つよう、更なる体験活動の機会の提供や、足元の物価上昇に対応するための取組、高校生世代に対する支援を推進する。

また、全国的な実施を推進するため、事業の立ち上げを支援するとともに、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直す。

※ 本事業は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、長年据え置かれてきた公的制度の基本基準額や閾値の例として挙げられており、速やかに見直しを行こととしている。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ①子どもの学習・生活支援事業の強化



（拡充・見直し内容）

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ  
○体験活動に関する加算の創設、○軽食の提供に関する補助 ○事業の立ち上げ支援（事業実施初年度の補助率を2/3に引き上げる）

#### ②高校生世代に対する支援の強化

子どもが住んでいる地域にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、高校生世代に対する学習支援（進路に関する相談や情報提供含む）を推進する。

### 3 実施主体等

①実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2

実施自治体数（令和6年度）：602自治体

②実施主体：国（民間団体への委託）、都道府県、補助率：国10/10、都道府県1/2

○生活保護制度の着実な推進  
△デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進

拡充

医療扶助等におけるDX推進調査研究事業

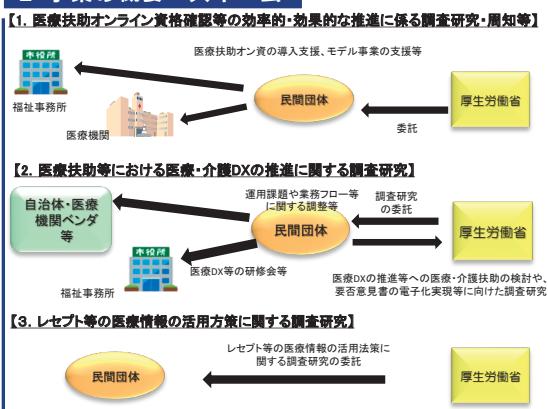
社会・援護局保護課保護事業室（内線2829）

令和8年度概算要求額 4.3 億円（1.2億円）（）内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 1.5億円

1 事業の目的

- 令和6年3月より開始した医療扶助のオンライン資格確認や医療・介護DXの施策の動向を踏まえ、これらの基盤を活用した更なる医療扶助の運用の効率化や、デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進を図る必要がある。
- そのため、医療扶助のオンライン資格確認の更なる推進に係る周知等と併せ、電子カルテ情報共有システム、電子処方箋、介護情報基盤等による医療扶助等への影響調査や福祉事務所向けの医療等DXに関する研修事業等について引き続き実施する。
- また、福祉事務所において、適正受診・健康管理の取組の推進に向け、地域課題の分析や重複・多剤投薬等の対象者抽出などを効率的に実施できるよう、レセプト等の医療情報の活用方策（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）に関する調査研究を新たに実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

1. 医療扶助オンライン資格確認等の効率的・効果的な推進に係る調査研究・周知等

- 医療扶助オンライン資格確認の未導入等の医療機関・福祉事務所への周知、問合せ支援
- 資格確認実績ログを活用した医療扶助の適正実施に係るモデル事業を実施する自治体への支援
- オンライン基盤を活用した被保護者の健診情報等のNDB連携に係る実態調査及び課題の把握 等

2. 医療扶助等における医療・介護DXの推進に関する調査研究

- 医療・介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査
- 要否意見書の電子化に係る検討
- 介護DXを踏まえた介護扶助の対応方針の研究
- 自治体向け研修会等による医療・介護DXに係る福祉事務所等の対応力強化に資する周知・広報

3. レセプト等の医療情報の活用方策に関する調査研究

- 地域課題の分析や重複・多剤投薬等の対象者抽出などを効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）に関する調査研究

【実施主体】 国（委託費）

※ 下線箇所は令和8年度拡充

新規

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等への助成

社会・援護局保護課  
保護事業室（内線2829）

令和8年度概算要求額 2.3 億円（－）※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 75億円

1 事業の目的

- 医療扶助のオンライン資格確認については、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②利用者の利便性を高め、③医療券の発行・送付等の事務をデジタル化により省力化するなどの観点から、令和6年3月より運用を開始したところ。
- 他方、指定医療機関・指定薬局（以下「医療機関等」）においては、これに対応するため、レセプトコンピュータ等既存システムの改修等が必要となるが、現状、改修済の医療機関等は、全体の1／2程度に留まっており、オンライン資格確認の利用促進を図るために、医療機関等側の対応を加速していく必要がある。
- このような状況を踏まえ、引き続き医療扶助のオンライン資格確認の推進を図る観点から、医療機関等に対し、システム改修費等を助成するため必要な経費を要求するものである。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 社会保険診療報酬支払基金（医療機関等への助成を担当）

【助成割合】 病院、大型チェーン薬局：1/2、診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

- 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で助成を行う。

病院	大型チェーン薬局 (グループ会員の要件(月4回以上))	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)	
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額5.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/4を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

- 医療機関等への助成金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。（具体的な事務の例）

- ・交付申請書等の受付・取りまとめ 申請内容の確認 医療機関等への修正依頼
- ・申請書類の差し替え データ入力 医療機関等からの問い合わせ対応 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



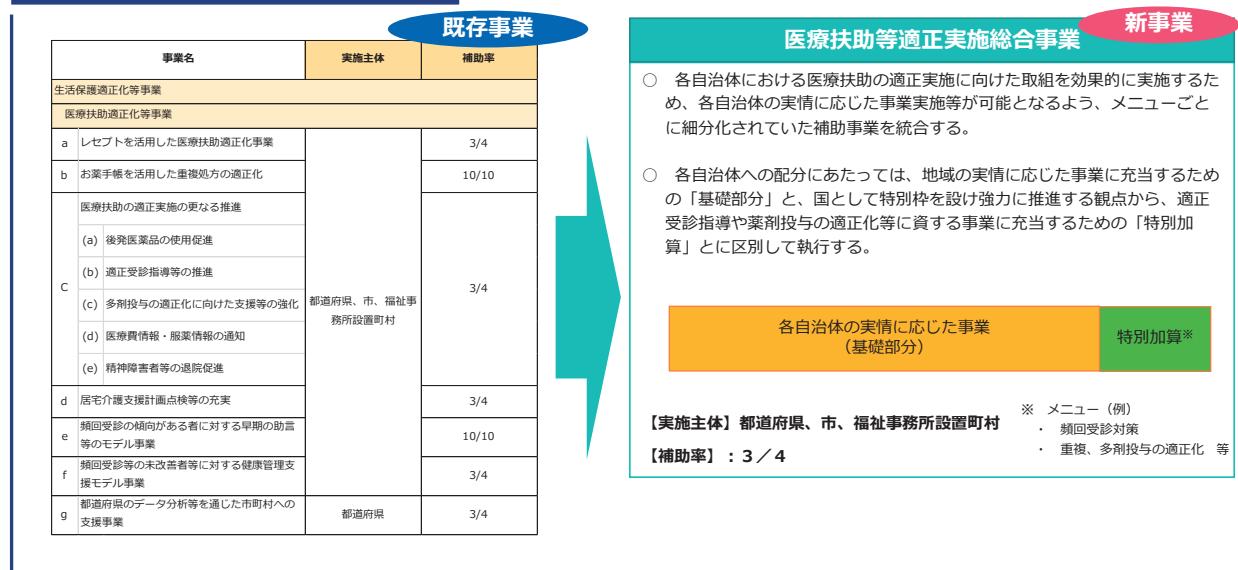
## 医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業の再編）

令和8年度概算要求額 48 億円（50億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

医療扶助の適正実施に関して各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とするため、「医療扶助適正化等事業」（困窮補助金）の各メニューを統合し、「医療扶助等適正実施総合事業」として再編する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



新規

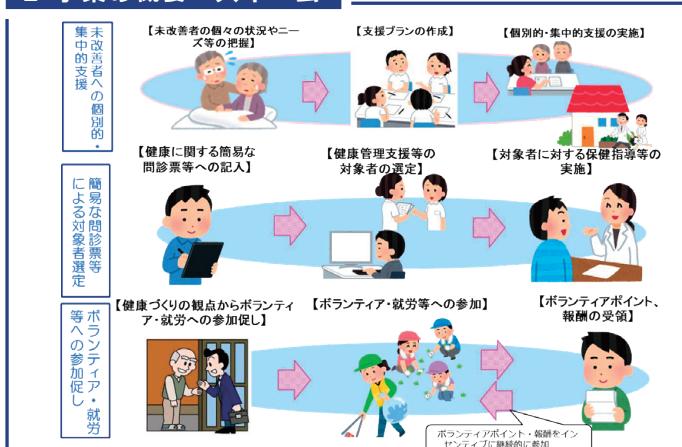
## 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

令和8年度概算要求額 2.7 億円（-億円）※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 6.2億円

### 1 事業の目的

- 令和7年4月から施行された都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みにおいて、頻回受診対象者や多剤・重複投薬者等が都道府県の行う目標設定の指標に設定されるなど、福祉事務所による被保護者の健康管理支援をさら推进する必要がある。
- そのため、令和6年度補正予算において、被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対して、福祉事務所が新たに行う健康管理支援に関する取組（個々のニーズに応じた個別的・集中的支援を実施する取組等）について支援を行ったところ。
- 令和8年度においては、これらの取組に加え、都道府県において都部事務所と管内一般市等の事業を一括して実施する広域的な取組のほか、健診より簡易な問診票等を活用して健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う取組や、健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す取組といった福祉事務所が新たに実施する事業について支援する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村  
【補助率】3/4

【事業内容】※ 下線箇所は令和8年度拡充

福祉事務所が行う以下の例のような健康管理支援に関する新たな事業の取組について補助  
※ 都道府県が都部福祉事務所と管内市町村福祉事務所で一体的に実施することも可能

〈事業実施例〉

- 現状の頻回受診の指導においても未改善の者に対し、多職種連携や支援プランの作成等による個別的・集中的な支援の実施
- 健診よりも簡易な問診票等により保健指導等の健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う事業の実施
- 健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す事業の実施

新規

## 生活保護業務デジタル化推進事業

社会・援護局保護課（内線2835）

令和8年度概算要求額 3.9億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体

【概要】生活保護業務における、デジタル技術活用に要する初度経費を補助（補助率2/3）。

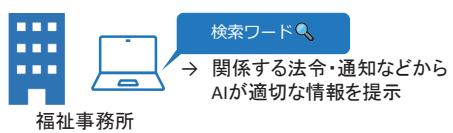
【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置自治体

#### 【事業活用の例】

##### ○ 預貯金調査のオンライン化



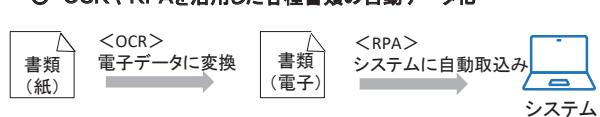
##### ○ AIを活用した法令等検索



##### ○ 生活保護の相談業務におけるタブレット活用



##### ○ OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



## 拡充 ケースワーカーの業務負担軽減の推進

社会・援護局保護課（内線2824）  
自立推進・指導監査室（内線2886、2887）

令和8年度概算要求額 40億円（37億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書微収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 現状

##### 【ケースワーカーの業務】

保護の事前相談、保護の申請・決定、  
保護開始度の援助方針策定等

##### 【ケースワーカーの状況】

- 事務処理等に忙殺される
- 被保護者へのきめ細かな支援のための時間を確保することが困難

#### 拡充内容

##### ○業務の内容に応じて非常勤職員を確保し、 ケースワーカーの負担軽減を図る（※）。

（経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において記載あり。）

##### 【※対象とする業務内容】

##### （1）年金調査、収入資産申告書微収、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理。

##### （2）扶養能力調査の実施。

##### （3）保護の事前相談に来られた方への生活保護制度の仕組み等の説明。

#### 拡充後

・要保護者に対する迅速かつ適正な保護決定

・CWが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能になり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能になる。

→ ケースワーカーの業務負担の軽減  
→ 福祉事務所の体制確保

### 2 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体

補助率：3／4

## ○障害者支援の促進、依存症対策の推進

➢障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進

拡充

### 社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課  
(内線3035)

令和8年度概算要求額 67億円 + 事項要求 (国土強靭化分) (50億円) ※()内は前年度当初予算額

※ 令和6年度補正予算: 108億円

#### 1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

#### 2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



#### 3 実施主体等

実施主体: 社会福祉法人等

補助率: 1/2 [間接補助]

(負担割合: 国1/2、都道府県・指定都市1/4、設置者1/4)

対象施設: ア 障害者総合支援法関連

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援助）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連

救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連  
女性自立支援施設 等

## ➢重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進

拡充

### 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業)

障害保健福祉部障害福祉課  
(内線3044)

令和8年度概算要求額 7.9億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

#### 2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るために、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。

利用者数について、令和5年度は183人であったところ、令和6年度は226人（1.23倍）と着実に増加しており、引き続き利用人数の増加を図る。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

#### 3 スキーム

##### <連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者※1

職場等における支援

通勤支援

B 自営等で働く者※2

職場等における支援

通勤支援

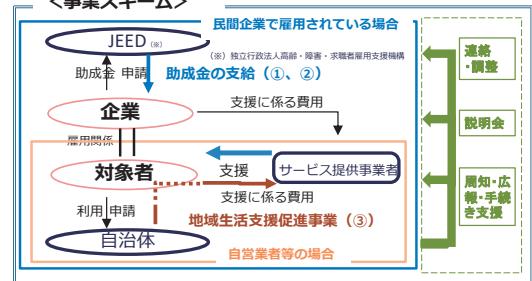
※1 ①文書の作成、朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（3ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一體的に支援。

※2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

①: 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②: 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

③: 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

##### <事業スキーム>



#### 4 実施主体等

◆ 実施主体: 市区町村

◆ 补助率: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

## ▶ 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進

拡充

### 地域生活支援事業費等補助金

障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室（内線3077）

令和8年度概算要求額 530億円（502億円）※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 461億円（442億円）
- 地域生活支援促進事業 69億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層の支援体制整備事業の対応分を含む。  
※ 障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

#### 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

##### ○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

##### 【補助率】

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

##### 【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉小隊

##### ○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

##### 【補助率】国1／2又は定額（10／10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

##### 【事業実績】

1,730市町村、47都道府県

##### 【R8年度概算要求における主な拡充内容】

###### ○ 地域生活支援事業

- ・ 意思疎通支援事業

###### ○ 地域生活支援促進事業

- ・ 発達障害者支援体制整備事業
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- ・ 意思疎通支援従事者キャリアパス構築事業

- ・ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ・ 障害者就労施設の生産活動の経営改善等支援事業（新規）

## ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

拡充

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

障害保健福祉部  
精神・障害保健課（内線3087）

令和8年度概算要求額・構築推進事業：6.6億円（5.8億円）・構築支援事業：44百万円（44百万円）※（）内は令和7度予算額

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 ※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポートー、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

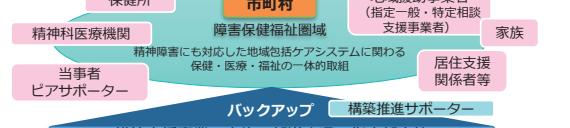
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポートー等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

##### 【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



- ◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力等
- 国（構築支援事業事務局）  
全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催等

## ▷ 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援

拡充

### 依存症対策の推進

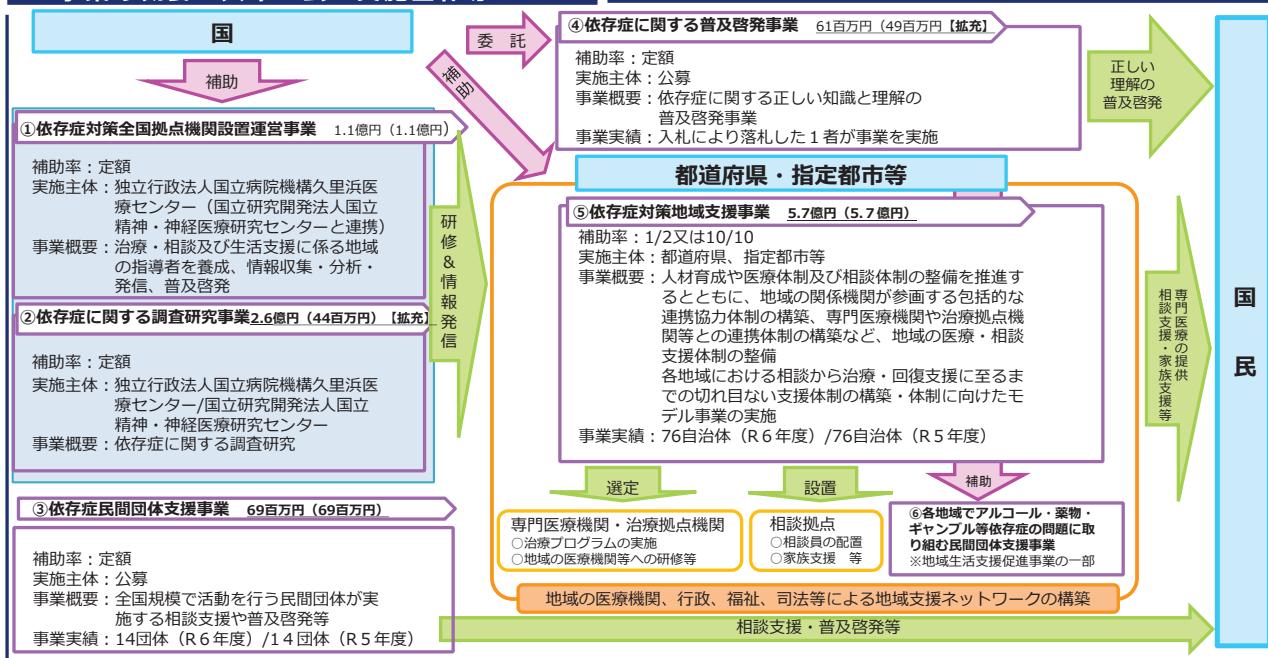
障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3027）

令和8年度概算要求額 11億円（8.4億円）※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額 2.2億円

#### 1 事業の目的

- 依存症は、その疾病的特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながらづく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成、情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



#### ○ 成年後見制度の利用促進、身寄りのない高齢者等への支援

#### ▷ 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

拡充

### 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

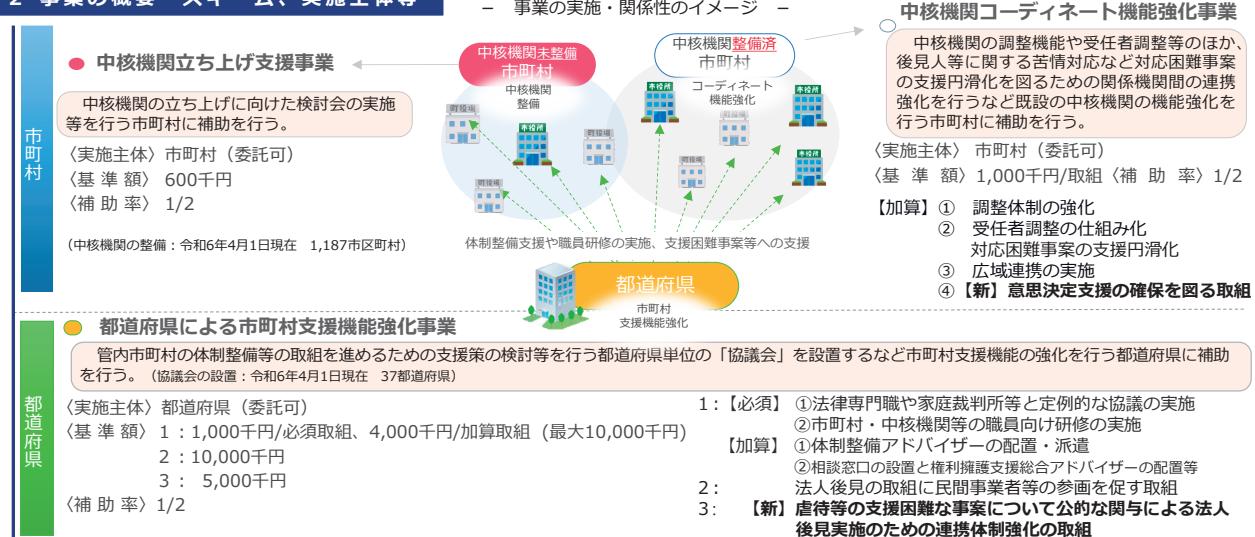
社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度概算要求額 9.6億円（7.0億円）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- 市町村においては、全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



## ➤身寄りのない高齢者等に対する見守り、入院・入所等の手続支援

拡充

### 「日常生活自立支援事業」及び「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「日常生活自立支援事業」)

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度概算要求額 46億円（38億円）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようとする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する（日常生活自立支援事業）。
- 加えて、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の促進も図る。

※福祉サービス利用援助事業

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

##### （1）日常生活自立支援事業

###### ①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

###### ②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

###### ③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

##### （2）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組【加算】

- 身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所するために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

<実施主体> 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

<基準額>【1】利用者数に応じて算定【2】（1の加算）①・②のいずれか実施：3,000千円（※）、①・②両方実施：6,000千円（※）

<補助率> 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2

※委託先の取組に応じ加算

#### ○相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備

## ➤生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備

### 重層的支援体制整備事業交付金

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

#### 1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。  
⇒これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができない支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備すること」を目的とする。

#### 2. 事業の概要

##### 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

##### 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

##### 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

#### 3. 実施主体等

##### 実施主体

市町村

##### 負担割合

- 包括的相談支援事業

地域づくり事業

⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等

⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（令和8年度から、事業開始から5年を経過した市町村より、補助率引き下げ）

（このほか、8年度より事業開始する市町村の交付基準額の見直し等を実施。）

##### 実施市町村数

3年度：42、4年度：134

5年度：189、6年度：346

7年度：473（予定）

新規

## 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

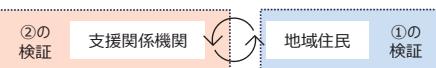
令和8年度概算要求額 2.0億円（-）※（）内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する地域（過疎地域等）にあっては、高齢・障害・こども・生活困窮の分野の相談支援・地域づくりに係る機能を如何に確保し、同体制の整備を図るか、早急に地域の実情に応じた手段を検討し、実行する必要がある。
- これに対しては、「地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ」（令和7年5月28日）において、過疎地域等にあっては「（現行の重層的支援体制整備事業とは別の）柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（機能集約化アプローチ）」により、包括的な支援体制の整備を推進していく必要がある」とされたほか、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）においても、その制度的対応について、令和7年度中に結論を得る旨が盛り込まれている。
- このため、機能集約化アプローチにより同体制を整備するにあたり、相談支援・地域づくりの観点における具体的な方法を検証するため、市町村・都道府県が連携し実証を行う。

## 2. 事業の概要

- 実施主体：過疎地域の市町村／補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）
- 以下の前提により、都道府県と連携し①又は②を行う市町村に対し、補助を行う。



前提	市町村において、包括的な支援体制の整備により目指す地域の姿の検討や、地域生活課題、支援関係機関や地域づくりに係る事業の人員配置・支援実績等の把握等を行った上、同体制の整備手法として、機能集約化アプローチの必要性を確認。
----	---

① 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の検証	○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、地域おこし協力隊、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。
	○ 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な地域づくりを実施するため、例えば分野ごとに配置されているコーディネーター等の役割を柔軟に見直し、一本化する（地域おこし協力隊が生活支援コーディネーターを兼ねる等）等を行い、住民主体の取組支援を引き続き行うために必要なスキル等を整理しながら、試行的に実行する等、実証を行う。
② 機能集約型の 相談支援の 実施方法の検証	○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な相談支援を実施するため、           <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、（※）既存の福祉4分野の機能集約をし、一次相談対応を行う機能・困難事案対応を行う機能に整理し、困難事案対応は、都道府県等との広域連携体制を構築すること等を想定。</li> <li>構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。</li> </ul> </li> <li>○ これらを通じて、分野横断的な相談支援を実施する上で必要な人員配置、広域連携の在り方、一次相談対応を行うにあたり必要なスキルを身につけるための研修内容等について、検証を行う。</li> </ul>

新規

## 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度概算要求額 3.0億円（-）※（）内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制（地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制）の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、同体制を「相談支援の包括化」の範囲にとどめて理解され、地域に目を向けた対応（地域との連携・協働）が進んでいないとの課題がある。
- これに対しては、「地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ」（令和7年5月28日）においても、「住民主体の創意工夫の下で実施されている地域づくりを把握し、つなぎ合わせ一体的に展開されるよう制度間・関係者間の連携強化を一層進め、全ての関係者で地域と共に創っていく必要がある」との提言がなされたところ。また、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）においても、「労働者協同組合、地域運営組織（RMO）等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する」とされている。
- こうした中で、地域においては、
  - 既存の制度・資源を最大限活用した、地域住民の興味・関心から始まる（行政主導で作られたものではない）多数の地域活動の中で、意図せず地域生活課題が福祉的に解決されている事例。
  - また、地域住民主体の組織との連携体制を構築するほか、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制を整備することで、地域住民とともに、包括的な支援体制の整備を進める事例、などが確認されており、こうした取組から抽出されるポイントを踏まえつつ、地域との連携・協働の取組を進めていく必要がある。
- このため、令和7年度社会福祉推進事業において、上記の取組に関する調査を実施することとしており、本推進事業の結果等も踏まえつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するため、実証を行う。

## 2. 事業の概要

- 実施主体：市町村／補助率：3/4（複数年度での実施は不可）
- 上記の事業目的に合致する地域との連携・協働の取組を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。この際、取組を実施するにあたっては、以下の①～③の内容に取り組むこととする。

① 地域生活課題／既存制度等の把握	② 地域住民等との協議・実践	③ 検証・見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等が地域で生活するにあたり、現状起きたる中長期的な課題を把握。</li> <li>○ 住民の地域での生活を支える制度・資源（労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等）や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。</li> <li>○ 協議の結果を踏まえ、実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践状況を検証。</li> <li>○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。</li> </ul>

## ○困難な問題を抱える女性への支援の推進

▶本人の状況に応じた支援の推進と地域連携の促進による地域移行支援の推進、一時保護所における支援の推進

新規

### 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

社会・援護局地域福祉課  
女性支援室（内線4584）

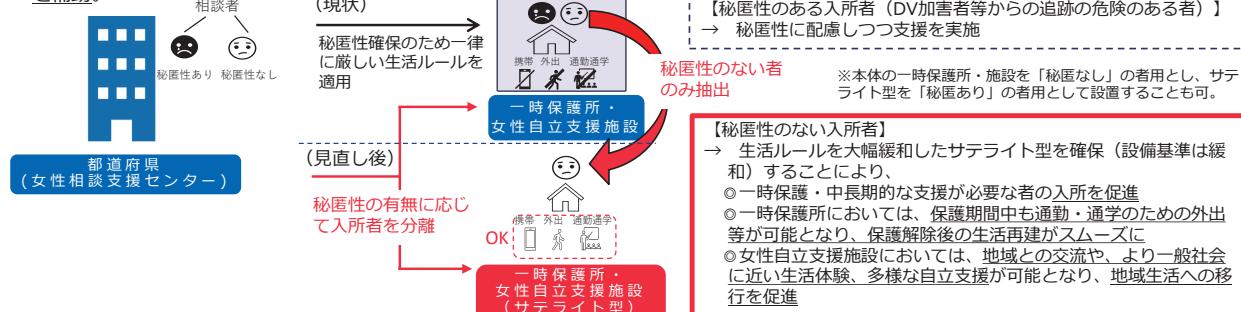
令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が地域で安心して自立生活を送るために、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することが重要である。
- 一方で、現在の一時保護所・女性自立支援施設では、DV加害者等からの追跡のおそれのある入所者を守るため、原則としてすべての入所者に対して厳しい生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止）を一律に課しているため本人の入所同意が得られず、個々の入所者の状況に応じた支援を行うことが困難な状況にある。
- このため、秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、一時保護や中長期的な支援が必要な者の入所を促進するとともに、地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、保護解除後の生活再建や入所者の地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。

#### 2 事業の概要・スキーム

- 本体の一時保護所・女性自立支援施設に加え、「秘匿性なし」の者用の一時保護所・施設をサテライトで設置する場合（※）に賃借料を補助。



#### 3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3／4

新規

### 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

社会・援護局地域福祉課  
女性支援室（内線4584）

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 生活困窮や性暴力被害、障害など多様で複合的な困難を抱える女性について、自立した安定的な地域生活を支援するためには、地域のコミュニティや関係機関との連携を深めることが重要。また、女性支援に係る資源の偏り等による地域格差の拡大が指摘される中、地域からも女性支援ニーズのある者を把握し支援につなげる必要があるが、売春防止法の影響や、追跡のおそれのあるDV被害者の秘匿性等が壁となり、困難女性の抱える背景や他分野にまたがる支援ニーズ等が地域で知られておらず、具体的な連携につながりにくい状況がある。
- このため、女性相談支援センター等において、現在抱えている個別のケース支援のための連携にとどまらず、地域における今後の支援を円滑に進めるため、女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施し、女性支援における地域連携の推進に向けた効果を検討する。

#### 2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援センター等に地域連携担当職員を配置し、地域の女性支援ニーズを把握しながら、地域資源の開拓や、地域交流のコーディネート等を行う。



#### 3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3／4



## ○自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

➢地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進

拡充

## 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課  
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度概算要求額 47億円（32億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 令和6年の自殺者総数は、過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

### 2 事業の概要・スキーム

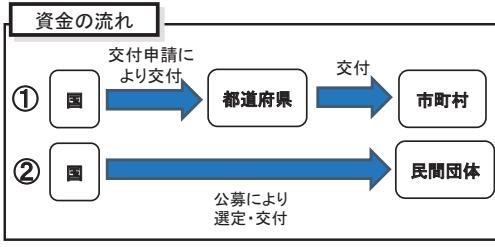
交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

#### 【事業内容】

- <①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>
- 対面・電話・SNS相談体制等の強化（拡充）
    - ・自殺予防関連の相談会の開催
    - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
  - 人材養成の支援
    - ・各種相談員の養成
    - ・ゲートキーパーの養成
  - 適切な情報の発信
    - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
  - 自殺未遂者や自死遺族への支援
    - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
  - こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進（拡充）
    - 等
- <②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>
- 電話・SNS等による相談活動
  - 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
  - ゲートキーパーになった者に対する支援
  - 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する自殺防止等に係る取組支援（拡充）等

### 3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村
  - （交付率：1/2,2/3,10/10）
- 民間団体
  - （交付率：10/10）



拡充

## こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課  
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度概算要求額 53億円の内数（38億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（53億円の内訳）  
地域自殺対策強化交付金 47億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

### 1 事業の目的

- 令和6年（2024年）の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、またコロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する（支援自治体数を拡充）。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
  - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了：地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援：  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



### 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

## ▶地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進

拡充

### ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和8年度概算要求額 18億円（16億円）※()内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

#### 1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起しが進むことで相談件数の増加が見込まれることから、市区町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の取組を推進する。

#### I ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

#### II ひきこもり支援ステーション

- ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

#### III ひきこもりサポート事業

- ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

#### 2 事業概要・スキーム・実施主体等

##### (1)「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設
  - 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
  - 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催

※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。

※加算対象期間は原則3年間を想定

・補助率：1/2・実施主体：①都道府県、②都道府県・指定都市・加算額：6,000千円（①）、3,000千円（②）

##### (2)「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体に応じた新たな加算を創設する。
  - NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会・居場所・体験活動、ピアサポート養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広に対象とする）
  - 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための人件費は含まれない）

・補助率：1/2

・実施主体：市区町村（指定都市除く）

※既に「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」を実施している自治体も対象に含む。

・加算額：2自治体の場合 500千円、3自治体の場合 1,000千円、4自治体以上の場合 1,500千円

## ○遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備

拡充

### 戦没者の遺骨収集事業（遺骨収集等の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

社会・援護局（援護）事業課（内線4510）

令和8年度概算要求額 39億円（33億円）※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

戦後80年が経過し、戦没者の御遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の御遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

#### 2 事業の概要・スキーム

##### 【遺骨収集等の計画的実施】

- パラオ諸島（ベリリュー島）の集団埋葬地における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を要求する。
- 硫黄島については、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を要求する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を要求する。

＜ベリリュー島遺骨収容の様子＞



＜硫黄島遺骨収容の様子＞



##### 【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて、身元特定のためのDNA鑑定の実施に必要な経費を要求する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するため、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定の実施に必要な経費を要求する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター連携室」の体制強化や、DNA鑑定機関における専従技師の確保に必要な経費を要求する。

＜形質鑑定の様子＞



＜DNA鑑定のポスター・リーフレット＞



#### 3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

#### 4 事業実績

- 令和6年度収容遺骨数（検体：1,288柱相当 ご遺骨：204柱）
- これまでに身元が判明した遺骨 1,283件（令和7年3月末時点）

## ○戦没者の慰靈・記憶の継承

拡充

### 戦没者の慰靈・記憶の継承

社会・援護局（援護）援護企画課  
(内線3404)

令和8年度概算要求額 16億円 (11億円) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

戦後80年が経過し、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者の御遺族が高齢化している中、戦没者の慰靈と次世代への記憶の継承を着実に継続していくことが必要。

このため、平和の語り部や海外民間建立慰靈碑の調査等の国としての取組及び地域における持続的な慰靈と記憶継承の取組を推進する。

#### 2 事業の概要・スキーム

##### 事業毎の要求額

(1) 慰靈事業	4.8億円 (3.6億円)
ア 全国戦没者追悼式の実施	2.3億円 (2.1億円)
イ 慰靈巡査	1.4億円 (950百万円)
ウ 政府建立慰靈碑の補修等	1.2億円 (580百万円)
(2) 平和の語り部事業【拡充】	<b>2.6億円 (1.0億円)</b>
(3) 民間慰靈碑の調査・移設等	76百万円 (21百万円)
ア 海外・国内民間建立慰靈碑調査等【拡充】	<b>46百万円 (10百万円※)</b>
※令和6年度補正予算で31百万円を計上	
イ 国内民間建立慰靈碑の移設等【拡充】	<b>30百万円 (10百万円)</b>
(4) 地域における慰靈と記憶継承の検討の支援【新規】	<b>10百万円 (-)</b>
(5) 昭和館・しょうけい館	7.4億円 (6.4億円)

##### 平和の語り部事業の推進

語り部による講話回数の増や次世代の語り部育成に加えて、地域にねざした記憶の継承を図るための資料及び動画の作成・国際交流等を行う。

##### 国内民間建立慰靈碑の調査・移設等

遺族関係者・地域住民・次世代の理解・参画を得つつ、地域における戦没者の慰靈と記憶の継承を継続的に行う仕組みの構築に向けた自治体の取組を支援。

###### ①管理状況等について重点的調査

→管理状況不良が多い市町村等について、今後の対応を検討するための追加調査

###### ②移設等事業の拡充【自治体補助】

→複数の慰靈碑を集約する場合の補助対象の拡大

###### ③検討の支援【自治体補助（モデル事業）】

→慰靈碑を含む地域における慰靈と記憶継承の方針を話し合う検討会の経費を補助

##### 海外民間建立慰靈碑等の調査・移設等

令和7年度に引き続き、海外における全ての民間建立慰靈碑等を対象に管理状況等を調査し、GPSによる位置情報等も含めてデータベース化を進める。

#### 3 実施主体等

厚生労働省、都道府県・市町村、民間団体

#### 4 事業実績

平和の語り部事業によるこれまでの講話の実施回数 1,147回 (令和6年度実績)

## ○持続可能で安心できる年金制度の運営

### 持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課 (内線3646)

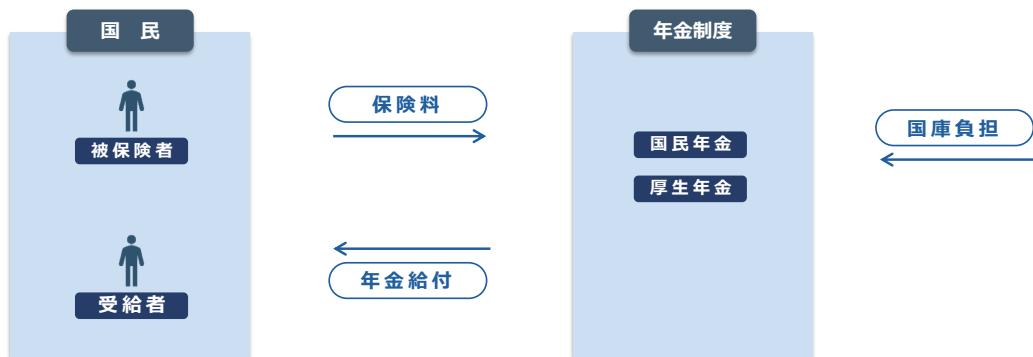
令和8年度概算要求額 13兆6,360億円 (13兆6,129億円) ※()内は前年度予算額

#### 1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

**復旧・復興関連施策**

**復旧・復興関連施策一覧**

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

令和8年度概算要求額 123億円（97億円）  
※（）内は前年度当初予算額

項目	担当部局課室名
<b>被災者・被災施設の支援</b>	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内線3135） 保険局保険課（内線3152、3245） 保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 保険局医療・介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内線3124）
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内線2264、2164） 障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 老健局介護保険計画課（内線2937）
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内線4148）
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	
(4) 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3935、3878）
(5) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
(6) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）
(7) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課（内線3925）
<b>雇用の確保等</b>	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(2) 産業政策と一緒にとなった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内線5489）

第2 原子力災害からの復興への支援

項目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4592）
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線2181）



## IV 令和8年度厚生労働省関係 財政投融資資金計画等要求の概要

## 令和8年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等要求の概要

( 単位 : 億円 )

区分	令和7年度 計画額	令和8年度 要求額	摘要
○独立行政法人福祉医療機構	2,309	3,520	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,150	1,150	・生活衛生関係営業者等に対する融資
○独立行政法人国立病院機構	544	466	・建物整備、医療機械等整備
○国立高度専門医療研究センター	14	21	・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備 等
合 計	4,017	5,157	

区分	改善内容等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	<p>貸付条件の改善等</p> <p>1. 福祉貸付事業・医療貸付事業共通  <input type="radio"/> 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規）</p> <p>2. 福祉貸付事業  <input type="radio"/> 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（継続）</p> <p>3. 医療貸付事業  <input type="radio"/> 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る融資条件の優遇措置の創設（新規）</p> <p>等</p>
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	<p>貸付条件の改善等</p> <p><input type="radio"/> 省力化に資する設備を利下げ対象品目に追加（拡充）</p> <p><input type="radio"/> 経営者保証を免除する際の上乗せ利率の廃止（拡充）</p> <p>等</p>

## 令和8年度厚生労働省関係財政投融資資金計画等の原資の内訳

(参考)

(単位: 億円)

区分	計画額	令和7年度		要求額	令和8年度	
		原資	財政投融資		原資	財政投融資
独立行政法人福祉医療機構 (注1)	2,309	1,946	363 (200)	3,520	3,140	380 (200)
	1,190	-	-	1,416	-	-
	1,119	-	-	2,104	-	-
株式会社日本政策金融公庫 (注2)	1,150	-	-	1,150	-	-
独立行政法人国立病院機構	544	490	54	466	456	10
国立高度専門医療研究センター	14	14	-	21	21	-
〔国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター〕	12	12	-	12	12	-
	2	2	-	2	2	-
	-	-	-	7	7	-
合 計 (注1)	4,017	2,450	417 (200)	5,157	3,617	390 (200)

(注1) 自己資金等の欄の( )書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。

